令和７年第３回嵐山町議会定例会会議録

目　　次

招集告示 …… 1

応招・不応招議員 …… 2

第　１　号　（８月２８日）

議事日程 …… 3

出席議員 …… 4

欠席議員 …… 4

本会議に出席した事務局職員 …… 4

説明のための出席者 …… 4

開会の宣告 …… 7

開議の宣告 …… 7

会議録署名議員の指名 …… 7

会期の決定 …… 7

諸般の報告 …… 8

行政報告 …… 9

常任委員会所管事務調査報告 …… １０

嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告 …… ２３

報告第４号の上程、説明、質疑 …… ２６

報告第５号の上程、説明、質疑 …… ２７

報告第６号の上程、説明、質疑 …… ２８

報告第７号の上程、説明、質疑 …… ３０

認定第１号～認定第６号の上程、説明、質疑 …… ３２

議案第４５号、議案第４６号の上程、説明、質疑 …… ４６

決算審査特別委員会の設置、委員会付託 …… ４８

決算審査特別委員会委員の選任 …… ４８

決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告 …… ４９

議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ４９

議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ６７

議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… ７０

休会の議決 …… ７２

散会の宣告……７２

第　２　号　（９月１日）

議事日程……７３
出席議員……７４
欠席議員……７４
本会議に出席した事務局職員……７４
説明のための出席者……７４
開議の宣告……７５
諸般の報告……７５
一般質問……７５
８番　吉　本　秀　二　議員……７５
４番　宮　本　大　裕　議員……９４
３番　橋　本　　将　議員……１０５
５番　狄　守　勝　義　議員……１１８
散会の宣告……１３９

第　３　号　（９月２日）

議事日程……１４１
出席議員……１４２
欠席議員……１４２
本会議に出席した事務局職員……１４２
説明のための出席者……１４２
開議の宣告……１４５
諸般の報告……１４５
一般質問……１４５
１０番　畠　山　美　幸　議員……１４５
７番　藤　野　和　美　議員……１７０
９番　青　柳　賢　治　議員……１９３
散会の宣告……２０７

第　４　号　（９月３日）

議事日程……２０９

出席議員 ・・・

議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・・３４９
議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・・３５５
議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・・３５８
議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・・３６０
会議時間の延長 ・・３７１
日程の追加 ・・・３７２
議案第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・・３７３
発委第６号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・・３７６
延会の宣告 ・・・３７８

第　６　号　（９月１８日）

議事日程 ・・・３７９
出席議員 ・・・３８０
欠席議員 ・・・３８０
本会議に出席した事務局職員 ・・３８０
説明のための出席者 ・・３８０
開議の宣告 ・・３８３
諸般の報告 ・・３８３
発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・・３８３
発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・・３９２
発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決 ・・４０８
日程の追加 ・・・４１７
議長の辞職願について ・・４１７
日程の追加 ・・・４１８
議長の選挙について ・・４１８
議長就任の挨拶 ・・４２１
前議長退任の挨拶 ・・４２１
日程の追加 ・・・４２２
副議長の選挙について ・・・４２２
副議長就任の挨拶 ・・４２４
日程の追加 ・・・４２５
議席の一部変更について ・・・４２５
常任委員会委員の任期前改選について ・・・４２６

各常任委員会正副委員長の互選結果の報告 ・・ ４２６
議会運営委員会委員の任期前改選について ・・ ４２７
議会運営委員会正副委員長の互選結果の報告 ・・ ４２８
日程の追加 ・・ ４２８
嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の委員の選任について ・・ ４２８
嵐山町立小中学校再編調査特別委員会正副委員長の互選結果の報告 ・・ ４２８
議員派遣について ・・ ４２９
日程の追加 ・・ ４２９
閉会中の継続調査の申し出について ・・ ４２９
日程の追加 ・・ ４２９
小川地区衛生組合の議会議員の選挙について ・・ ４３０
会議時間の延長 ・・ ４３２
日程の追加 ・・ ４３３
比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について ・・ ４３４
町長挨拶 ・・ ４３７
議長挨拶 ・・ ４３８
閉会の宣告 ・・ ４３８

◎　招　集　告　示

嵐山町告示第３５８号

令和７年第３回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和７年８月１５日

嵐山町長　　佐 久 間　　孝　　光

１．期　　日　　令和７年８月２８日

２．場　　所　　嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番	佐 藤 弘 美 議員	２番	竹 内 隆 哲 議員
３番	橋 本 　 将 議員	４番	宮 本 大 裕 議員
５番	狄 守 勝 義 議員	６番	小 林 　 智 議員
７番	藤 野 和 美 議員	８番	吉 本 秀 二 議員
９番	青 柳 賢 治 議員	１０番	畠 山 美 幸 議員
１１番	川 口 浩 史 議員	１２番	渋 谷 登美子 議員
１３番	森 　 一 人 議員		

○不応招議員（なし）

令和７年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

８月２８日（木）午前１０時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告（森議長）

日程第　４　行政報告（挨拶並びに行政報告　佐久間町長）

（行政報告　　下村教育長）

日程第　５　常任委員会所管事務調査報告

日程第　６　嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告

日程第　７　報告第　４号　令和６年度嵐山町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

日程第　８　報告第　５号　令和６年度嵐山町健全化判断比率の報告について

日程第　９　報告第　６号　令和６年度嵐山町資金不足比率の報告について

日程第１０　報告第　７号　専決処分の報告について

日程第１１　認定第　１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１２　認定第　２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１３　認定第　３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１４　認定第　４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１５　認定第　５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定について

日程第１６　認定第　６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定について

日程第１７　議案第４５号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第１８　議案第４６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第１９　議案第３９号　令和７年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定について

日程第２０　議案第４３号　令和７年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定について

日程第２１　議案第４４号　令和７年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第１号）議定について

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬　一　哉
書　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　長
中　嶋　秀　雄	副町長
萩　原　政　則	総務課長
安　藤　浩　敬	地域支援課長
岡　野　富　春	税務課長
柳　澤　純　子	町民課長
太　田　直　人	福祉課長
菅　原　広　子	健康いきいき課長
簾　藤　久　史	長寿生きがい課長
根　岸　隆　行	環境課長
中　村　　寧	農政課長
馬　橋　　透	企業支援課長
安　在　知　大	まちづくり整備課長
清　水　延　昭	上下水道課長
伊　藤　恵一郎	会計管理者兼会計課長
下　村　　治	教　育　長
髙　橋　喜代美	教育総務課長

久　保　哲　也		学校統合推進課長
青　木　正　志		生涯学習課長
中　村　　寧		農業委員会事務局長 農政課長兼務
原　　義　彦		代表監査委員
青　柳　賢　治		監　査　委　員

◎開会の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和７年第３回嵐山町議会定例会第１日は成立いたしました。

これより開会いたします。

皆様にお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話はご遠慮ください。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○森　一人議長　直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森　一人議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第11番　　川　口　浩　史　議員

第12番　　渋　谷　登美子　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森　一人議長　日程第２、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

畠山議会運営委員長。

○畠山美幸議会運営委員長　それでは、議長のご指名ございましたので、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第３回定例会を前にして、８月21日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森議長に、出席要求に基づく出席者として中嶋副町長、萩原総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告４件、人事１件、条例９件、予算６件、認定６件、その他３件の計29件

ということでございます。このほか、議員提出議案及び委員会提出議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第３回定例会は、本日８月28日から９月19日までの23日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は、９月１日に１番の吉本秀二議員から４番の狄守勝義議員、９月２日に５番の畠山美幸から７番の青柳賢治議員、９月３日に８番の小林智議員から10番の渋谷登美子議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告申し上げます。

○森　一人議長　お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日８月28日から９月19日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月19日までの23日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森　一人議長　日程第３、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は、報告４件、人事１件、条例９件、予算６件、認定６件及びその他３件の計29件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、このほか議員提出議案及び委員会提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、原代表監査委員につきましては、決算に関する議案審議の際にご出席いただくということで、本日からご出席いただくこととしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、６月定例会から８月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第１項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付して

おきましたので、ご了承願います。

最後に、さきの定例会において可決されました、発議第３号　「地方消費者行政の維持強化のため国の交付金措置の継続を求める意見書の提出について」につきましては、関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森　一人議長　日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて、本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長、登壇願います。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和７年嵐山町議会第３回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため誠に感謝に堪えないところでございます。

また、原代表監査委員並びに青柳議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中、連日極めてご熱心な審査を賜りまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

本議会に提出いたします議案は、報告４件、人事１件、条例９件、予算６件、認定６件、その他３件の計29件であります。各議案の提出理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、令和７年５月から７月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定により事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

さて、昨年よりＢ＆Ｇ財団のご支援を賜り実施してまいりました防災拠点の整備が、先月完了いたしました。昨今の異常気象により、各地で人命を脅かす災害が発生しております。町内で災害が発生した場合には、配備された資機材を活用して迅速に復旧活動に当たり、近隣で災害が発生した際にもＢ＆Ｇと情報交換を密にしながら被災地支援に取り組み、さらなる防災力の向上と広域的な支援体制の構築に努めてまいります。

今後とも、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

下村教育長、登壇願います。

〔下村　治教育長登壇〕

○下村　治教育長　議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告させていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料42ページから52ページをご高覧いただきたいと存じます。

さて、記録的な猛暑が続いた夏季休業も間もなく終了し、２学期が始まろうとしています。残暑も厳しいとの予想がなされていますが、子どもたちが元気で登校してくることを心から願っております。

初めに、４月に実施された全国学力・学習状況調査の結果が夏季休業中の８月１日に公表されました。各教科における正答率や誤答分析は今後詳細に行う予定ですが、ここでは児童生徒質問紙調査の結果から１点報告いたします。嵐山町の児童生徒については、人が困っていたら進んで助けるといった思いやりの心は、全国や県に比べ高い結果が得られました。しかし、自分にはよいところがあるという自己有用感については、若干低い傾向が見られました。今後、学力の向上と併せて、どのように自己有用感を高めていくかも課題として取り組んでいく必要があると考えております。

次に、学校統合の進捗でございます。基本設計及び地質調査については８月末をもって完了し、現在は測量作業を進めているところでございます。今後は、より具体の実施設計となります。委託業者も決定いたしましたので、開校に向けて着実に事務を進めてまいりたいと思います。議員の皆様には、引き続きご指導賜りたいと存じます。

続いて、生涯学習関係でございます。お手元の資料47ページ、下段にございます嵐山町ヘルシースポーツ・フェスティバルについてでございます。５月に実施したこのイベントでは、新たにモルックと健康づくり体操の２種目を追加し、計10種目、482人の参加がありました。引き続き、町民の皆様のスポーツの振興と健康づくりに寄与できるよう努めてまいります。

最後に、令和６年度の教育委員会事務に関する点検・評価を８月に実施いたしました。有識者からの評価を含め作成した評価報告書を議員の皆様にご配付いたしましたので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、教育委員会からの行政報告といたします。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森　一人議長　日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

小林総務経済常任委員長、登壇願います。

〔小林　智総務経済常任委員長登壇〕

○小林　智総務経済常任委員長　ただいま議長より指示がありましたので、調査報告を申し上げます。お手元の資料に沿って申し上げたいと思います。

令和７年８月28日

嵐山町議会議長　　森　　一　人　様

総務経済常任委員長　小　林　　智

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

１　調査事項

「地域交通のあり方について」

「地域産業の活性化への取り組みについて」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について７月９日、18日及び８月７日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（１）「地域交通のあり方について」

東京都あきるの市のコミュニティバス「るのバス」とデマンド交通「チョイソコ」の実証実験視察では、人口規模８万人弱の自治体での先進的な取組で一定の評価は得られたが、当町が求めるものとの乖離もあり、課題解決には必ずしも合致しないと評価した。

滑川町の直営・無料のデマンド交通は、事業規模から見ても検討可能な方法と考えられたが、地域特性としておおむね円形の滑川町と南北に長い当町では、駅や市街地への移動に大きな差がある等の課題も見えた。

北本市のデマンドバスでは、滑川町の直営方式と異なった民間事業者への委託であり、地域事業者２社による運行を行っている。駅を中心とした運行から市内の拠点に焦点を当てた運行を行う等、住民要望に応えた柔軟な対応を行っている実情を視察した。

行政視察においていずれの自治体でも共通することは、実現に当たって地域公共交通活性化法に基づく「地域公共交通会議」の組成、そこでの十分な議論を踏まえた「地域公共交通計画」の策定をしっかりと行っていることである。

町の地域公共交通の現実を見ると、交通事業者による地域公共交通の撤退・減便が続く中で、北部地域を南北に貫く県道69号線にバス路線はなく、古里地区を横断する熊谷～小川町間のバス路線、ときがわ町と武蔵嵐山駅を結ぶバス路線があるのみである。

町民の移動手段の確保は、主に交通弱者と位置づけられる高齢者のためのタクシー券補助事業、有償福祉タクシーの利用のほか、福祉事業所の送迎車による買物支援の実験的な取組がある。また買物支援として、本年３月より民間事業者による移動販売事業が開始している。

一方で、町立幼稚園ではバスを独自に運行しており、小・中学校においては学校統合を契機に児童・生徒の通学距離や時間に応じたスクールバスが検討されてはいる。しかし、地域公共交通に関する課題を俯瞰的・網羅的に解決する仕組みは不足している現状である。これらの現状と課題を踏まえて次の提言を行う。

１　地域公共交通全体を俯瞰し、町の特徴を踏まえた課題解決を行う「地域公共交通会議」の早期着手。

２　「地域交通」「町民の移動手段確保」を目的として「福祉」だけにこだわらず横断的・総合的に取り組む仕組みづくり。

３　南北に長い地理的特性、病院施設・教育施設等の近隣市町村への依存・交流等の社会的特性を踏まえた地域交通の広域での検討。

４　直営・無料の会員登録方式によるデマンドバス、または民間事業者委託型デマンドバスの検討。

５　福祉施設バス、送迎車、個人ボランティア等の共用を視野に置いた幅広いデマンド交通事業の検討。

６　高齢者等の移動手段の支援として、タクシー補助事業の必要範囲での継続。

以上を提言とさせていただきます。

（２）地域産業の活性化への取り組みについて

８月７日（木）開催の当委員会にて、嵐山町商工会会長に出席いただき、駅西口活性化を中心に見解と今後の展望及び要望について伺った。

〇主なヒアリング内容と質疑

・駅西口の空き店舗対策として、20年ほど前に国の空き店舗対策補助金を使ってＢＯＸショップの運営を始めた。現状、現経営者が商工会の意思を引き継いで継続している。

・最近では、カフェ、町内養鶏事業者ショップ、飲食店等が出店している。

・駅前ではＪＡ嵐山支店の跡地活用が大きな関心事である。私見だが、町では土地等を確保していただき、活性化の拠点として商工会、観光協会、物産館、カフェ等が入った産業観光会館を造れば利用価値が膨らむと考える。町の協力があれば実現できるのではないか。なお、商工会としてもできる限りの支援を考えている。ドラッグストアの出店のほか、駅前での出店も予想されるので、その土台づくりが大変であるが、重要と考える。

質疑でございます。

（問）ＪＡの建物の状況にもよるが、譲受けや賃貸は可能か。

（答）ＪＡの所有であるため状況は分からないが、ＪＡか町がやるにしても協力は考えたい。

○主な委員の意見

・ＪＡ跡地は駅西口活性化の肝と思う。町として方向性を出すよう打診してみてはいかがか。

・ＪＡ跡地は場所がよいので、屋形横丁の形式での出店や軽トラマルシェ、キッチンカー等の駅前広場利用との併用により、さらなる効果が望める。駅を利用する観光客の休憩・買物利用施設があるとよい。

・跡地の活用はＪＡの意向や考え方もあり、意見交換は早めにやるべきである。

委員会としては、地域産業の活性化について最終報告の中で行政の取組を求めることとし、本特定事件の審議を終了した。

以上、最終報告といたします。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　地域公共交通の在り方についてですけれども、１ページの最初の在り方についての３行目です。当町が求めるものとあきる野市のものとでは、乖離があるというふうに書いてあるのですけれども、当町が求めるものというのは、具体的には総務経済委員会ではどのように求めるものとしているのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

小林総務経済常任委員長。

○小林　智総務経済常任委員長　あきる野市への調査の先進的な仕組みにつきましては、取組を見させていただきました。特に市の規模でありますから、いわゆる地域間を結んでいる「るのバス」というバスも持っている。一方で、デマンド交通の「チョイソコ」という形で、遠隔地と市街地への運行手段を備えたということで、大変これは評価できるということでありますが、当町が求めるものとして我々が視察した内容につきまして、滑川町のところでもちょっと触れましたけれども、嵐山町が駅を中心として南北に長い、駅を中心としていながら南北ですね、特に北部については、恐らく７キロからの距離が実際にある。そういった地域的な特性、市街地と周辺の市街化調整区域ですか、そういったところとのニーズの乖離があるいうのが課題だと。ですから、その辺については、総務経済常任委員会の当初の段階から委員会の中ではそういう意見が出て、そういう点の解決をどうするべきかというのを考えるべきだという意見が多かったのです。それが、当町が求めるものとの乖離につながったというふうに理解しております。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　嵐山町で総務経済委員会が、当町が求める地域公共交通というのはあるので、こういう文章なのだと思うのです。総務経済委員会は、嵐山町が求める地域公共交通として原案として幾つかあったので、こういうふうな形になっていると思うのですが、どのようなものを

想定しているのか。これは提言の部分と重なっているかもしれないのですけれども、提言とは違って、具体的にどのようなものがあったほうがよいというものはあるわけですよね。それが書かれていなくて、当町が求めるものとの乖離があるというのは、ちょっと問題です。分かりにくいです。

○森　一人議長　分かりにくいので……

○12番（渋谷登美子議員）　それで、当町が求めるものというのは、総務経済委員会は何を求めているのでしょう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小林総務経済常任委員長。

○小林　智総務経済常任委員長　それでは、お答えいたします。

先ほど申し上げたとおりでございます。そもそも課題があるから、そのことを総務経済常任委員会で議論しましょうということで、この２年進めてまいりました。特に後半に入って視察を繰り返すということになりましたけれども、その中で我々の着眼というのは、さっき申し上げたとおりです。南北に細長い中での地域交通がどうあるべきか。途中、本件の最終報告にもありましたとおり、書いたとおり、民間の地域交通の機関が一旦出ては消え、出ては消えという形で、どうしても定着しない。そういう実情を、委員のほうでも当然把握して見ておるわけです。そんな事態をどう解決するかというのは、当町が求めるものと、ここで言っている求めるものというふうに理解している。当町というのは、行政が求めるものというふうには書いてございません。当町が一般的に必要とされるものというふうに理解いただければと思います。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　普通、地域公共交通の求めるものというと、高齢者の方が自由にある程度動きができる、そういうふうなことを求めていって、そして南北に細長いのはもともと分かっている地形ですから、だからどういうふうなものを嵐山町が求めているのかということを、総務経済委員会が考えたわけですよね。そこの部分がなくて、当町の求めるものと乖離があるというのは、文章的には非常に難しい解釈の仕方が必要だと思うのですけれども、その点、だから当町の求めるものというのは、具体的には例えば地域の方が少なくとも駅まで来れるとか、そういったふうなものを求めているというふうに書かれないと分からないですよね。そこの点を伺っているわけです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小林総務経済常任委員長。

○小林　智総務経済常任委員長　先ほどから申し上げているとおりございます。

その辺の議論につきましては、２年間の委員会ですから、相当委員の中でも議論が出ております。当然地域の高齢者のタクシー補助事業でも、市街地の方と遠隔地の方では、やはり同じ金額の補助では問題があるのではないかとか、そういう視点を出す委員の方もいらっしゃいました。

そのほか、ここで学校統合の関係でスクールバスも検討されておりますけれども、スクールバスはスクールバス、それ以外に一般の交通機関の利用はどうなっているのか、移動手段の確保がないではないかという意見も出ています。先ほどのスクールバスの話も、意見としてはスクールバスに一般の交通手段としての共用もあるのではないかという意見も出ました。これについては、特に深く議論したわけではございませんが、そういう課題を十分踏まえた上でやっているということでございまして、その辺の渋谷議員から質問があった内容につきましては、当然当委員会では細かい内容は議事録に残っておりますので、その中を御覧いただくしかないなと思います。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　質問させていただきます。

地域産業の活性化への取組についてですが、嵐山町商工会長に出席いただいたというくだりの中で、ポツの３個目、「私見だが」というところからなのですけれども、その後に最後のほうで「ＪＡ嵐山支店の跡地活用が大変大きな関心事である」、これは私見というのは、会長の私見であるかということと、あと最後の「跡地の活用はＪＡの意向や考えもあり、意見交換を早めにやるべきである」というのは、商工会とＪＡが意見交換を早めにやるべきであるという意味なのか、総務経済が意見交換するべきなのか、町とＪＡが意見交換するべきなのか、そこら辺もうちょっと細部にわたってご説明いただければと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小林総務経済常任委員長。

○小林　智総務経済常任委員長　まず、１点目の「私見だが」というのは、もちろんこの項目が主なヒアリング内容ということでございますので、商工会長に来ていただいて、恐らく20分ぐらいだったと思うのですけれども、お話しいただいた中で、「私見ではありますが」ということでご発言がありましたので、このような書きぶりにさせていただきました。

２つ目、提言の主な委員意見、これは今回提言まで至っておりませんけれども、主な委員意見の中で、「跡地の活用はＪＡの意向や考えもあり、意見交換は早めにやるべきである」、ここの趣旨というのは、ちょっと書き方があれだったかもしれませんけれども、ＪＡ跡地の活用ということにフォーカスした場合には、これはもちろん私有地でございますので、こちらのほうはＪＡの意向や考え方、これを十分尊重して聞かないと分からないというところで、恐らく意見交換まだされていないのではないかということで、町に対してこういうことをやったらいかがでしょうか、早めにやったらいかがでしょうかという委員の意見だったと記憶しております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　スクールバスの件が先ほど委員長からもお話あったのですけれども、よく分からなかったのですけれども、提言の中にこれを入れなかったのはなぜなのか、１点伺いたいのと。

それと、提言でデマンドバスを走らせ、タクシーも走らせるという、これは併設、併用というか、そういう提案になりますよね。これは予算のことは考えないで、町民の利用だけを見て提言しているのか、伺いたいと思います。

それと、私も私見はちょっと気になったのです。前、議会で、もう20年以上も前ですけれども、私見だがという執行部から答弁があった場合には、私見は駄目だと。執行部としての考え方を私は聞いているのだということで、休憩を取ってもらって執行部が会議を開いて方向性を出して、それを答弁してもらったということがあったのですが、ほかの議員がそういう質問したことありました。参考に書いてはいいと思うのですが、ちょっとこの書き方だと私見が独り歩きしているような、意見が商工会の意見としてやっているような感じになりますから、ちょっとこの書き方いかがなものかなと思いましたので、一言申し上げておきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小林総務経済常任委員長。

○小林　智総務経済常任委員長　１点目のご質問がちょっとよく分からなかった。もう一度お願いできますか、１点目。３つありましたよね。

○森　一人議長　スクールバスを加えなかった、提言に入れなかった理由、スクールバスを提言に入れなかった理由を。

○小林　智総務経済常任委員長　そういうこと。

○森　一人議長　どうぞ。

○小林　智総務経済常任委員長　では、１番のスクールバスを入れなかった理由でございますけれども、スクールバスは今小中一貫といいますか、そちらのほうで別の特別委員会も組成されてまして、そちらがちょうど議論されておるということで、二重に委員会の中で議論するのはいかがなものかという委員の意見もありまして、この点につきましては、もちろん関連するものとして意見はたくさん出ましたけれども、提言の中では、このスクールバスには提言しないという形を取らせていただきました。これは１点目。

２点目が、デマンドバスは予算を検討したかということですね。そういうことだというふうにお聞きしたのですけれども……

○森　一人議長　タクシー券と補助の兼ね合い。

○小林　智総務経済常任委員長　デマンドバスも、当然視察の中でも他市町の実情も聞きました。予算規模も聞きました。そういうことを踏まえた上で、当然地域交通の考え方としてその辺もあるべ

きだということで、ここでもあくまでデマンドバスの検討もしてくれという提言になっているはずです。実現とは書いていないですから、提言をさせていただいて、できれば実現に向けて検討いただきたいということです。

これは、「または」という形でつないでありますので、これはどっちがいいかということも踏まえて、あるいは第三の案が出るかどうか分かりませんけれども、そういうことも含めて、提言の中では行政として考えていただきたいというところでございます。予算については当然分かっておりますけれども、この件について、特別こっちが幾ら、こっちが幾らという予算の検討はしてございません。これが２つ目。

３つ目、私見ですけれども、このところは商工会長からもくれぐれもということで言われておりましたのですが、商工会の中でのこれは決定事項ではございませんよという前提がつきまして、私見だがという形で、私もここで触れさせていただいたというところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　スクールバスについては、確かに再編のほうでどこのプロジェクトかな、もう議論しているのかな、まだですか。そちらでするから、あえて委員会のほうではしないということだったようなので、これは分かりました。了解しました。

それで、デマンドバスとタクシーをどちらかではなくて、両方やってくださいという提言になっているわけですよね。タクシーももう1,000万円を超えている予算になっていますので、始めた当初から見ると倍以上ですから、まださらにこれから伸びるかなと思うのです。その上にデマンドバスもという提言になっていますから、両方走らせるとかなり予算がかかるのではないかなと。それよりも利用者のことを優先した提言になっているのかなと。そっちを優先してこうした提言にしているのかなと思ったのですが、そういう意図があってというか、お考えの下でこういう提言をしたのか、伺いたいと思います。

私見のことは、やはり参考で私は書くべきだと思うのです。組織で決まったことがこういうことになっていますということで、そういうふうに捉えていないみたいだったので、最後にこの私見の件は伺いたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

小林総務経済常任委員長。

○小林　智総務経済常任委員長　まず1点目、デマンドバスと、これは会員登録の委託型のデマンドバスと民間事業者委託、これは直営無料、要は滑川町のような形です。自営のと民間事業者委託のというふうに読んでいただけたかと思うのですけれども、私の書き方といいますか、この原案の書き方の中で、私の日本語の理解がよくないのが、「または」というのは両方ということには私は捉

えてなかったので、私の日本語の解釈では、デマンドバスまたは委託型というふうに捉えると読んでいただけるとありがたいなと思います。ということで、その２つを同時にというのは、ここでは意図していないということでございます。

それから、もう一つ、その件につきましては、両方の予算もかさむのではないかというふうに川口議員のご質問でございますので、６番に移動手段として、タクシー補助事業の必要範囲での継続ということを入れさせていただきました。こちらはどういうことかというと、こちらも予算がかかるわけです。嵐山町では、自前のデマンドバスなり、あるいは委託型もやっていない。その予算の一部を使っていないので、タクシー補助事業という形で、高齢者の交通手段の確保ということでやっていただいているということでございます。

タクシー補助事業も、今年度が見直しの時期に来ているということも伺っていますので、その辺で打ち切りなのか、継続なのかというのも課題もありますし、先ほどのデマンドバスが動くようになったら、当然これは打ち切りだろうという意見もあるでしょう。そんな中で、全部の予算、何でも出せるのかというのが川口議員のお考えでしょうから、そういう質問の内容でしょうから、そういった意味では６番目に出たのが、さっきの見直しの時期を踏まえた委員会の意見、それからデマンドバスができても行き足らない場所もあったとしたら、こういったことも必要な範囲でと入れたのは、そういう形で継続として入れさせていただいたということです。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、総務経済常任委員会所管事務調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉本文教厚生常任委員長、登壇願います。

〔吉本秀二文教厚生常任委員長登壇〕

○吉本秀二文教厚生常任委員長　議長からご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和７年８月28日

嵐山町議会議長　　森　　一　人　様

文教厚生常任委員長　吉　本　秀　二

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

１　調査事項

「子どもの権利について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について７月７日、17日に委員会を開催し、調査研究を行った。

７月７日の委員会について

（１）「子どもの権利条約について」の講演会を開催

役場204・205会議室にて、町民22名、執行部職員21名、議員12名、合計55名の参加を得て、平成国際大学名誉教授　新島一彦氏、文京学院大学非常勤講師　木附千晶氏による講演会を開催した。

（２）講演要旨

〇新島一彦氏

日本が「子どもの権利条約」に加盟したことで、法律の分野に様々な影響を及ぼした。子どもの権利条約に関する法律では、こども基本法、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、成育基本法、児童福祉法、教育機会確保法があり、これらの特徴として条文の中に「憲法と児童の権利に関する条約に則り」という言葉が入っている。

民法でも、影響を受けた様々な法改正や判決がある。法改正では、親の離婚に関し、子の利益を最優先して考慮する規定や共同親権の導入、さらには親権者の懲戒権（子どもを叱る権利）が削除された。児童虐待防止法では、令和２年の改正で、それまで親権者による体罰を暗に禁止していたものを、体罰という言葉を具体的に入れて禁止し、令和４年の改正では、言葉による暴力の禁止も明確にしている。

判決では、非嫡出子の相続の違憲判決がある。直接は法の下の平等だが、「世界的な情勢に則り」という言葉の中に子どもの権利条約を引用している。また、高層マンションの建設による幼稚園の日照権阻害が、因果関係として子どもの権利を侵害したとする判決が出ている。

学校関係では、令和４年12月に生徒指導提要が改訂され、第１の留意点は「教職員の児童の権利に関する理解である」と書かれている。

保育園、幼稚園、認定こども園関係では、憲法があり、子どもの権利条約があり、その下に保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の３つに分かれているが、全て子どもの権利条約が基になっている。

「はじめの100か月の育ちビジョン」では、誕生前から幼児期までの100か月は人生を幸せな状態で過ごすために特に大切な時期と言われている。しかし、全ての子どもが等しく健やかに育つことができるのか、ということについては課題がある。産まれるとき、保育園や小学校に入園・入学するときなど、家庭、園、関係機関の間に「切れ目」が多いため、社会全体で幼児期までの育ちを支える共通した考えが必要である。

子どもの最善の利益では、今必要なこと、大人の都合を優先しないこと、駄目ではなくちょっと

待ってね、が大切である。意見表明権（Ｒｉｇｈｔ　ｔｏ　ｅｘｐｒｅｓｓ　Ｖｉｅｗｓ）は、自分の考え方や思っていることを表に出す権利であり、ゼロ歳児の赤ちゃんでも泣くという方法を使って自分の意見を表明していると言える。

〇木附千晶氏

嵐山町では子どもの意見表明権を大事に考えている。意見表明権は、子どもの権利条約の何よりも重要な中核的部分で、子どもが成長・発達していくために必要なものである。

「愛」という概念は非常に抽象的だが、心理学の分野では一定の結論が出ており、「アタッチメント（愛着）理論」に裏づけられる子どもの発達理論である。

理想的な愛着の形はどのようにして出来上がるのかということだが､子どもが様々な欲求を出す。言葉にできない乳幼児であれば、今できる精いっぱいのやり方で泣く。その様子から、子どもが今何をしてほしいのかを推測し、敏感に応答してあげる。これを繰り返すことで、安全な場（安全基地）なのだということを学習し、基本的信頼感を持つようになる。また、自分が愛されている存在であるとの感覚を持てることで、自己肯定感の基をつくっていくことができる。自己肯定感、基本的信頼感が子どもの成長・発達・情緒の安定に重要であり、子どもの様々な意見表明に大人がどのように関わったのかということによって、つくられ、生まれてくるものだということが、ボウルヴィのアタッチメント理論で示されている。

子どもの最善の利益は大事だが、子ども自身で最善の利益は守れないため、大人が判断することになる。子どもの主体性を保障することができる権利は、子どもの権利条約第12条（意見表明権）にしかない。愛される関係を大人主体でつくると、大人都合・大人の考えた愛される形になってしまう場合もある。子どもから自分に必要な人間関係を主体的につくることができるように、子どもが欲求をありのままに出し、身近な大人に受容的・継続的に応答する義務を課しているところが、第12条の非常に大事なところである。

しかし、意見表明権の危うさという部分もある。子どもの言ったことそのものを実現することが、意見表明権の実現ではないということも、ぜひ押さえておく必要がある。解釈のポイントは、意見表明権の保障。子どもが自分の出した全ての欲求は、実現ではなく、きちんと応答されたと思えること。それをされたことで愛されたと思うこと、それが全ての基本になるということを子どもの権利条約は言っている。

７月17日の委員会について

（１）講演会に対する意見交換

〇主な意見

・法的な位置づけで整理された講義と意見表明権を子どもとの関係性で見ていくという実践的な講義でよかった。

・子どもの声（権利）を聞くことに注視する必要がある。受容と応答は子どもとの関わりだけで

なく、人と人のつながりにおいても大切だ。

・子どもの意見を全部受け入れるのではなく、応答することが大切だと分かり、ほっとした気持ちがある。

・子どもの意見表明については、親としての成長（親の教育）も大切。

・子どもの意見を聞く機会を拡大していくことが大事だ。

・こびない大人と子どもの人格のバランスが大事。ウェルビーイング（体も心も満たされた状態）を議会として発信し、提言を議員一人一人が考えていくことが大事だ。

・子どもの言ったことをそのまま受け止めるのではなく、気持ちを酌んで受け止めてあげるということが一番大事なことだと分かった。

・こども計画では各課からいろいろな計画が出されている。計画の実行状況の透明化を図ることが必要だ。

（2）「子どもの権利について」調査・研究まとめ

子どもの権利について、試行錯誤しながら調査・研究を重ね、子どもの意見表明権を議会基本条例に加えるための条項をまとめることができた。木附氏から「どうして子どもの意見表明権が大事だと思われたのかと」問われた際、調査・研究の中で、子どもの意見表明権は赤ちゃんの泣き声も該当するということは理解していたが、議会基本条例に加える予定の条文は、言葉にできない子どもを対象としていないことから、講演内容との隔たりが大きく、答えることができなかった。調査・研究の足りない部分を指摘された思いだが、子どもの権利に関する条約の狙い、特に第12条の意見表明権の真に目指しているところを、本講演会を通じて知ることができたことは、大きな成果であった。

また、講演の中で、子どもの大変な状況を解消してくれる大人は、継続的に同じ人でなければいけないということも言われている。意見表明権をベースにした様々な政策に対し、身近な大人と子どもの関係性を保障し続けることをどのようにして盛り込んでいくのかと、行政に対する課題の一つとして提示いただいたものと受け止めた。

最後に、こども計画の各課にわたる計画について、年度ごとの検証結果及び計画の見直しに際し、議会に報告していただくことをお願いしたい。

以上、最終報告といたします。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、文教厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長、登壇願います。

〔藤野和美広報広聴常任委員長登壇〕

○藤野和美広報広聴常任委員長　それでは、ご指名がございましたので、報告をいたします。

令和７年８月28日

嵐山町議会議長　　森　　一　人　様

広報広聴常任委員長　藤　野　和　美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

１　調査事項

「広報広聴について」

２　調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について６月27日、７月４日及び11日に委員会を開催し、調査研究を行った。

（１）広報部会

・議会だより199号発行について

令和７年第２回定例会を主な内容として、６月27日入稿、７月４日初校、11日再校、８月１日発行予定で準備を進めた。

主な議案や可決意見書、一般質問、常任委員会・特別委員会報告の内容等で構成した。

表紙は、志賀小学校の運動会の様子を撮影したものとした。

今後もページの適正化に取り組み、全10ページでの発行とした。

（２）広聴部会

・地域に出向いての町民との意見交換会

先行しての第１回目として、志賀２区において７月26日に、地域住民16名、議員８名の参加で実施した。

河川整備・水害対策や下水道の老朽化と更新の課題、街灯・防犯対策、空き家・防犯対策などについて活発に意見交換がなされ、今後の本格的な取組に際しても大いに役立つものとなった。

・議会モニターとの意見交換会

８月２日、議会モニター６名、議員11名の参加で実施した。

学校再編や動画配信、ハイスクール議会、外国人との共生、地域の活性化などの課題への議会の取組について意見交換がなされた。今後の議会活動に生かしていくものとする。

以上、中間報告といたします。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、広報広聴常任委員会所管事務調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告

○森　一人議長　日程第６、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告を行います。

嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

狄守嵐山町立小中学校再編調査特別委員長、登壇願います。

〔狄守勝義嵐山町立小中学校再編調査特別委員長登壇〕

○狄守勝義嵐山町立小中学校再編調査特別委員長　ご指名がございましたので、ただいまから報告書に沿いまして報告させていただきたいと思います。

令和７年８月28日

嵐山町議会議長　　森　　一　人　様

嵐山町立小中学校再編調査特別委員長　狄　守　勝　義

所管事務の調査報告

本特別委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

１　調査事項

「小中学校再編に伴う教育保障・地域振興・財政計画等について」

２　調査結果

本特別委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について７月14日及び30日に委員会を開会し、調査研究を行った。

７月14日の委員会について

学校統合推進課より「スクールバス、通学路の進捗について」のヒアリングを行い、委員間協議後、今後の進め方について話し合った。

○主なヒアリング内容

・資料：第４回通学・安全部会会議資料を基に

北部のスクールバス対象エリアについては、これまで「小学生は七郷小学校区全体、中学生は古里地区をスクールバス」という事務局案を示して検討を進めてきた。しかし、議会の再編調査特別委員会や保護者からの要望、通学安全部会での委員からの意見を勘案し、また当初事務局案を提示した際の判断材料は時間がたっていることもあり、判断材料を見直し、今後実施予定の通学における実地調査の結果を踏まえた上で再度検討したいと考えた。今後も引き続き検討を重ねながら、判断材料をアップデートして精査し、北部のバス対象エリアは改めて検討する。

・資料：嵐山町内全域実施調査箇所ＭＡＰを基に

通学の実地調査において危険箇所を調査するため、調査箇所を検討する材料となる図面である。現在、通学路として使用しているところは、安全面に特段問題がないと捉え、各学校の通学路が接続する部分について赤線で示し、その中で通学路として安全性を確保したいポイントをリストアップするためのたたき台の、もう一歩手前のような位置づけの図面としている。次回の会議以降、通学路の現地調査を実施する予定である。

○主な質疑応答

（問）距離も大切だが通学時間も大切。６月後半ぐらいから気温が高くなり、下校時間はかなり厳しい状況になる。気温と通学時間についてはどう考えるか。

（答）現在、気温に対する検討は具体的にはしていないが、そういったことも視野に入れなくてはならない。夏場、クーリングシェルターの横を通る道を使うことも想定するが、現時点では通学の安全性が第一だと考えている。

（問）通学路を検討する時期はどのくらいを考えているか。

（答）委員も一緒に歩いて目で見て進めていく、という合意は取れているが、具体的な日程は決まっていない。夏休み明けには着手したいと考えている。

（問）南部の遠距離通学者もスクールバスの範囲に入っているのか。

（答）バスの範囲は決定事項ではない。委員から南部地区にもバスを出してほしいという要望はある。北部のバスはマストであり、町の財政計画の中でどこまで可能かということを考える必要があるので、その大きな要素となるバスの運用経費の試算を行っているところである。

（問）スクールバスを検討するに当たり、お金のことにとらわれ過ぎているという感じがする。本来あるべき姿を実現するのが教育委員会の仕事であり、何を目的に学校統合をし、どんな理念を掲げていくのか。何を実現したいのかをもう一度確認したい。

（答）統合の目的は子どもたちの教育環境の改善で、１つ目はハード整備。現在の施設から、より快適な施設にすること。２つ目はソフト面で一定規模にしてクラス替えや切磋琢磨の環境をつくること。11年に向けて、教育環境の改善と開校を実現しなければならない。必要な予算については町に要求し、うまく折り合いをつけていきたい。

○委員間協議、今後の進め方

・スクールバスと公共交通の関係についての意見があったが、今後もスクールバスについての協議を続けることとした。

・学校建設の費用の件で町民から指摘があった。議会でもしっかり把握する必要がある。

７月30日の委員会について

「滑川町立月の輪小学校　行政視察」

概要説明後、コモンズ導入校舎の校内視察を行った。

○主な質疑応答

（問）光熱費の状況は。

（答）一般の学校より少し高い程度。月の輪小は、令和５年度560万円、令和６年度620万円。宮前小は令和５年度380万円（電気代280万円＋ガス代100万円）、令和６年度440万円（電気代340万円＋ガス代100万円）。宮前小は月の輪小より100人くらい規模が少ないので、それを考えると大きな差はないと考える。またオール電化にすることで、電気料金が割安になっている部分もある。

（問）ＰＦＩをしなかった場合の試算は。

（答）ＰＦＩ可能性調査では、６％程度通常より安くできると計算していた。その後、事業が固まって業者が決まったときは4.8％、全ての事業が終了したときは4.2％であった。金額で9,283万9,000円、約１億円程度削減できたと考える。

（問）教室と廊下の壁がない分、掃除はしやすいか。また、現状の維持管理は。

（答）段差も少ないのでやりやすい。維持管理はＰＦＩ事業の10年間契約が終了しており、現在は通常の学校と同じである。

○委員間協議

・メンテナンスを徹底している。ノウハウのある民間に委託して正解だと思った。

・豊かな心を育てるという教育理念が校舎に反映している。学校建築は子どもたちにどういう教育をするか決まらないと進まないと思う。また、メンテナンスは予防保全で、壊れる前に定期的・計画的に行うことが結果的に費用を抑えることを学んだ。

・月の輪小は将来福祉施設として使えるように考慮して設計したと聞いたことがある。強化ガラスや木材を取り入れて、あれだけのものができるのだと思った。一番大事なのは教育の方向性。嵐山町でどんな特色ある教育ができるのかというところから始めないと、建物もそれに応じたものができないと思う。

・ＤＥＮ（コモンズ）の考え方は、教育理念の中で大きな位置づけを持っていると感じた。オープンな形なので、いじめが発生しづらいのではと思う。

・プールや体育館が一体的に造られていて、嵐山とは少し状況が違うと感じた。事業費も当時とは違うので、町がどのように事業費を捻出して、折り合いをつけていくのか重要な課題になる。

・入り口からよい感じを受けた。あれほど広い空間でやっていけたら、子どもたちは伸び伸びと育ってくれると思う。ＰＦＩを使ったことで基本設計・実施設計の年数がかなり短く済んだ。

・校内は広々としていて開放感があり、学びの場としてよいと思った。町が今からＰＦＩを検討するのは難しいが、財政的な負担が減るのはよい。また、予防メンテナンスは大事だと思った。

・コンクリート打ちっ放しは格好がよいが、熱効率がよくないと思うので、外断熱のほうがよい。

以上、中間報告といたします。

○森　一人議長　ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時20分といたします。

休　　憩　午前１１時０５分

再　　開　午前１１時２０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第４号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第７、報告第４号　令和６年度嵐山町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　報告第４号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第４号は、令和６年度嵐山町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての件でございます。令和６年度に設定した継続費について、令和６年度の執行残額を令和７年度に繰り越したので、地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　報告第４号の細部につきましてご説明申し上げます。

本来でありますれば、規定により繰越事業報告と同じく、前回６月の定例会にてご報告するべきところでございましたけれども、今定例会の報告になり、遅れましたことをまずおわび申し上げます。

それでは、裏面の令和６年度嵐山町水道事業会計継続費繰越計算書を御覧ください。資本的支出、建設改良費、事業名は水源浸水対策工事であります。この事業は、令和６年度、７年度の２か年の継続工事を設定させていただいております。令和６年度分設定分の工事が部分完了いたしたため、報告をいたすものでございます。

継続費の総額は４億4,770万円、６年度の予算計上額は２億1,600万円、６年度事業契約により６

年度中の支払い発生額は、前払金を含めまして１億9,011万9,600円、予算残額は2,588万400円、翌年度逓次繰越額は予算残額と同額であります。翌年度繰越額に係る財源内訳は、損益勘定留保資金が88万400円、企業債が2,500万円であります。繰越額は７年度事業分に全てスライドする予定であります。

なお、この報告に基づき、今回の水道事業会計補正予算（第１号）にて、継続費の総額と年割額を補正させていただく予定であります。

以上が報告第４号の細部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　この際、何かお聞きしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第５号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第８、報告第５号　令和６年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　報告第５号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第５号は、令和６年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、令和６年度嵐山町健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　それでは、報告第５号の細部につきまして説明させていただきます。

報告第５号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項に基づき、実質赤字比率等４項目につきまして報告させていただくものでございます。

裏面を御覧いただきたいと存じます。まず、実質赤字比率でございますが、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合で表すものであり、また次の連結実質赤字比率につきましては、一般会計以外の全ての会計も含め生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合で表すものでございますが、いずれも赤字ではございませんでしたので、数値の表示はされておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等の返済等を含めまして、公債費の大きさを団体の財政規模に対する割合で指標化して、資金繰りの危険度を表すものでございますが、8.5%でございます。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担の程度を指標化するものでございまして、18.4%でございます。

以上、４項目の比率につきましては、それぞれの指標の括弧内に示しております早期健全化基準に達しておりませんので、本町におきましては、健全な財政運営が行われているものと評価されるものでございます。

なお、参考資料としまして、健全化判断比率の状況として各比率の算出数値の資料を添付していただいておりますので、そちらにつきましては、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

以上、報告第５号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明を終わります。

次に、令和６年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

原代表監査委員。

○原　義彦代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、令和６年度嵐山町健全化判断比率について審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月22日に役場205会議室におきまして、青柳監査委員と共に実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単ではございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第６号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第９、報告第６号　令和６年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　報告第６号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第６号は、令和６年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定に基づき、令和６年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、報告第６号の細部につきましてご説明申し上げます。

規定に基づき、公営企業の資金不足比率を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の度合いを示すものでございます。

報告書の裏面を御覧ください。水道事業会計並びに下水道事業会計ともに資金不足はございませんでしたので、資金不足比率欄に数値の表示はございません。

なお、備考欄の金額につきましては、それぞれの会計の事業費の規模について記載をさせていただいております。水道事業につきましては、営業収益から受託工事収益を差し引いた金額４億4,908万円を、下水道事業につきましては３億2,868万9,000円を記載しております。

報告第６号の参考資料につきましては、算定様式でございます。上段が水道、下段が下水道であり、中ほどに①の表、（１）が流動負債算定欄、その右（３）が流動資産算定欄、いずれも決算書の水道は368ページ、下水は398ページの貸借対照表をご参照ください。

次に、下段の表の（８）が資金の不足額または剰余額でございます。（３）の流動資産から（１）の流動負債を差し引いた額でありまして、その年１年に返済する企業債償還金などの流動負債が、その年に持ち合わせております現金預金などの流動資産を上回った場合に、資金不足が発生いたします。先ほどご説明したとおり（８）の欄につきましては、両会計黒字でありますため、資金不足は発生しておりません。

次に、(10) 及び (12) が事業の規模の欄であります。こちらにつきましても、決算書の水道は365ページ、下水は396ページの損益計算書をご参照いただけたらと存じます。営業収益の合計が事業の規模であります。

報告第６号の細部につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明を終わります。

次に、令和６年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

原代表監査委員。

○原　義彦代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、令和６年度嵐山町資金不足比率について審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月22日に役場205会議室におきまして、青柳監査委員と共に実施しました。各会計

の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単ではございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第７号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第10、報告第７号　専決処分の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　報告第７号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第７号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償請求額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定及び町長の専決処分事項の指定についてに基づき専決処分をしたので、同法同条第２項の規定により、議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　それでは、報告第７号の細部について説明させていただきます。

議案書裏面の専決処分書をまずお開きいただきたいと存じます。損害賠償の額の決定につきましては、地方自治法第180条第１項の規定によりまして、令和７年６月12日に専決処分を行ったものでございます。

別紙を御覧いただきたいと存じます。損害賠償の相手方でございますが、小川町大字小川713番地３の大橋司氏でございます。損害賠償の額は11万7,711円でございまして、損傷を受けた車両の修理に要する経費といたしまして賠償を行うものでございます。

次に事故の概要についてですが、本年４月18日午前８時頃、嵐山町大字遠山49番地２付近町道において車両を運転していたところ、町道脇のグレーチングが跳ね上がり、車両に損傷を与えたものでございます。損害賠償額につきましては、町が加入しております総合賠償補償保険から、本人に対しまして全額を直接支払いをいたしてございます。

なお、町道脇のグレーチング部分につきましては、早急に修理を行いました。

以上、報告第７号の細部の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明を終わります。

この際、何かお聞きしたいことはございますか。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　修理の金額は全額とおっしゃったわけですよね。修理にかかったお金が11万7,711円という理解でよろしいのでしょうか。

それから、グレーチングが跳ね上がったということで、ここに限らずですけれども、こういうものの点検の状況というのをお聞かせいただきたいと思います。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　お答えします。

相手方に払った金額が11万7,711円ということで、この内訳としまして車に傷をつけたものプラス補助タイヤ、予備タイヤがついていましたので、その予備タイヤにも傷つけたということで、合わせてこちらの金額を支払いさせていただいております。

以上です。

○森　一人議長　続いて、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

道路の側溝の点検につきましては、蓋に関しましては、日常のパトロールにおいて破損等の点検をしておりますが、その蓋がかかっているＵ字溝の部分については、全てオープンの部分については確認できるのですけれども、蓋がかかっているところはなかなか点検が行き届かないという部分はございます。ただ、今回の場所につきましても、側溝のＵ字溝の部分の要は蓋が載る肩の部分が損傷していたところに車の重量が載ったということで、側溝が上がってしまったということで、今回の事故が起きてしまったという形になっております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうすると、どのような修理をここはしたのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

今回の修理に関しましては、側溝はグレーチングでしたので、グレーチング自体は傷ついていないのですけれども、受けるほうの側溝のＵ字溝のほう、そちらのほうを直させていただきました。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　どのように直したのか、U字溝を交換したのか、少し削って調整したのか、そこを伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　失礼いたしました。交換で直させていただきました。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法第180条第１項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎認定第１号～認定第６号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第11、認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13、認定第３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14、認定第４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第15、認定第５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第16、認定第６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、以上の決算認定６件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　それでは、認定第１号から順次ご説明申し上げます。

認定第１号は、令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額82億7,419万6,556円、歳出総額77億6,615万8,370円、歳入歳出差引額５億803万8,186円であります。また、繰越明許費繰越額は1,521万5,000円であり、実質収支額は４億9,282万3,186円であります。

続きまして、認定第２号についてご説明申し上げます。認定第２号は、令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額19億3,224万1,978円、歳出総額18億3,793万4,163円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は9,430万7,815円であります。

続きまして、認定第３号についてご説明申し上げます。認定第３号は、令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額３億1,569万5,797円、歳出総額３億1,179万7,781円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は389万8,016円であります。

続きまして、認定第４号についてご説明申し上げます。認定第４号は、令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額16億5,537万2,629円、歳出総額15億9,056万6,029円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は6,480万6,600円であります。

以上、認定第１号から認定第４号までは、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

続きまして、認定第５号についてご説明申し上げます。認定第５号は、令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件でございます。令和６年度の業務状況は、給水人口１万7,272人、給水戸数8,475戸、年間総配水量280万7,771立方メートル、総有収水量258万2,973立方メートル、有収率は91.99％と、前年度比に比べ1.28ポイントの減となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益４億8,363万9,344円に対し、事業費用は４億2,831万1,253円で、当年度純利益は5,532万8,091円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額３億3,883万4,000円に対し、支出額４億6,904万3,547円で、不足する額は減債積立金、建設改良積立金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしました。

続きまして、認定第６号についてご説明申し上げます。認定第６号は、令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件でございます。令和６年度の下水道使用状況は、使用戸数5,339戸、水洗化人口１万1,039人であり、水洗化率は92.44％であります。また、浄化槽区域内人口は5,125人、管理型浄化槽使用人口は2,128人となっており、これらに対応する年間総汚水処理量は203万8,753立方メートル、総有収水量186万4,912立方メートル、有収率は91.47％であります。

経営状況は、税抜きで事業収益６億971万6,942円に対し、事業費用は５億4,282万7,729円で、当年度純利益は6,688万9,213円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額２億2,675万3,420円に対し、支出額は３億911万2,671円で、不足する額は減債積立金、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

以上、認定第５号及び第６号は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　続いて、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

伊藤会計管理者兼会計課長。

○伊藤恵一郎会計管理者兼会計課長　それでは、認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定につきまして細部説明させていただきます。

お配りしております決算書の４ページから９ページに歳入を、10ページから13ページに歳出のそれぞれの決算額を記載してございます。歳入は款及び項別の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び予算現額と収入済額との比較を、歳出は同じく款及び項別の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額及び予算現額と支出済額との比較を掲載しているところでございます。

それでは、４ページの歳入から説明させていただきます。第１款町税の収入済額は30億1,294万9,791円となっております。歳入に占める割合は36.4％でございました。前年度と比較いたしますと１億233万6,368円の減額となりました。33％の減少となっております。主な原因は、個人町民税は定額減税、固定資産税は評価替えの影響による減額でございます。なお、定額減税の影響は約7,567万円でございました。

第２款地方譲与税の収入済額は9,335万8,000円でございます。歳入に占める割合は1.1％、前年度と比較いたしますと64万5,000円の減額となりました。

第３款利子割交付金から、次のページ、第12款交通安全対策特別交付金の収入済額の合計で18億8,372万2,206円、歳入に占める割合は22.8％でございました。前年度から２億5,998万2,927円の増額、16％の増加でございます。うち第７款地方消費税交付金の収入済額は４億7,066万円で、2,554万1,000円の増、第11款地方交付税の収入済額は11億7,313万6,000円で、１億3,278万3,000円の増でございました。

第13款分担金及び負担金及び第14款使用料及び手数料の収入済額は合計で4,932万8,615円、前年度から605万2,979円の減額となりました。

第15款国庫支出金の収入済額は11億2,403万9,743円、歳入に占める割合は13.6％でございました。前年度から1,874万6,275円の減額でございます。

第16款県支出金の収入済額は４億8,670万5,001円となり、歳入に占める割合は5.9％でございました。前年度から157万7,549円の減額となりました。

第17款財産収入から次のページ第21款諸収入の収入済額は合計で12億2,143万6,200円、歳入に占める割合は14.8％でございました。前年度から6,370万6,317円の増額でございます。うち18款寄附金は１億5,969万4,700円となり、3,352万700円の増となりました。主にふるさと納税の増によるものでございます。

第22款は町債でございます。収入済額は４億265万7,000円、歳入に占める割合は4.9％でございました。前年度から１億7,707万8,000円の増額でございます。うち臨時財政対策債は2,265万7,000円でございまして、2,182万2,000円の減額となっております。

収入済額は82億7,419万6,556円となり、前年度と比較いたしますと３億7,140万9,073円の増、4.7％の増加となりました。

10ページから11ページをお開きください。歳出の決算でございます。まず、第１款議会費の支出済額は8,805万1,259円となり、歳出に占める割合は1.1％でございます。前年度から755万5,084円の

増額となりました。

第２款総務費の支出済額は16億541万3,144円、歳出に占める割合は20.7％でございました。前年度から１億3,198万4,163円の増、９％の増加となりました。

第３款民生費でございます。支出済額は24億9,057万4,749円となり、歳出に占める割合は32.1％でございます。前年度から5,092万3,012円の増額となりました。2.1％の増加でございます。物価高騰対応関係給付金事業が４事業の総額で２億779万7,458円となっているところでございます。

第４款衛生費の支出済額は７億1,319万5,219円で、歳出に占める割合は9.2％でございます。前年度から723万1,072円の増額です。増額の主なものとしまして、健康増進センター管理事業の修繕工事等2,755万5,000円等でございました。

第５款労働費の支出済額は12万1,000円で、前年度と変わりはございません。

第６款農林水産業費の支出済額は１億2,393万3,517円で、歳出に占める割合は1.6％、前年度から122万5,499円の増額でございます。主なものとしまして、土地改良事業が1,372万5,197円の増となっているところでございます。

第７款商工費の支出済額は合計で１億5,113万566円となり、歳出に占める割合は1.9％、前年度から1,353万2,949円の減額となりました。

第８款土木費の支出済額は９億4,065万1,184円で、歳出に占める割合は12.1％でございます。前年度と比較いたしますと２億175万605円の増、27.3％の増加でございます。増額の主なものといたしまして、幹線道路整備事業が用地買収費等により２億1,618万8,212円の増となっているところでございます。

第９款消防費の支出済額は３億6,158万8,224円で、歳出に占める割合は4.7％でございます。前年度から2,428万716円の増額、7.2％の増加となりました。一部事務組合常備消防負担金が1,118万1,000円の増、防災対策事業が備品購入費の増等により1,048万9,632円の増となっているところでございます。

第10款教育費の支出済額は６億2,826万6,652円で、歳出に占める割合は8.1％でございます。前年度から2,338万7,286円の増額、3.9％の増加となりました。主なものとして、学校給食費補助事業が1,467万9,735円の増となっているところでございます。

第11款災害復旧費の支出済額は631万878円でございます。前年度と比較いたしますと61万4,839円の増額となりました。

第12款公債費です。支出済額は６億5,692万1,978円で、歳出に占める割合は8.5％でございます。前年度と比較いたしますと、4,794万6,121円の減額となりました。6.8％の減少でございます。ここ５年度間で最も少なくなりました。

歳出合計は77億6,615万8,370円となり、前年度と比較いたしますと３億8,747万3,206円の増額となりました。5.3％の増加でございます。

予算執行率につきましては、歳入予算の執行率は100.4%、歳出予算の執行率は94.3%でございました。

歳入歳出の事項別明細につきましては、歳入が14ページから53ページまで、歳出が54ページから255ページまででございます。後ほどご高覧いただきますようお願い申し上げます。

決算書256ページを御覧いただきたいと思います。令和６年度の歳入合計は82億7,419万6,556円、歳出合計は77億6,615万8,370円でございまして、歳入歳出差引額は５億803万8,186円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額として11事業、1,521万5,000円でございましたので、実質収支額は４億9,282万3,186円となりました。前年度と比較いたしまして3,072万967円の増、6.7%の増加でございました。

決算書の347ページを御覧いただきたいと思います。財産に関する調書でございます。

349ページから、公有財産のうち土地及び建物でございます。普通財産の土地が172平方メートル減少し、48万4,751平方メートルになりました。その他の変更はございません。

351ページの出資による権利は、変更はございません。

352ページからは、１件50万円以上の物品でございます。355ページにありますとおり、ＬＰガス及びガソリン発電機等８件を新規に取得したものでございます。

356ページは基金の状況でございます。積立基金の状況におきましては、令和６年度に新たに生活支援体制整備事業基金を設立し、900万4,356円の残高となりました。これを含む財政調整基金等積立基金は、取崩しや積み立てを行った結果、10の基金の令和６年度末現在高の総額として20億7,331万4,359円となりまして、２億4,318万1,103円増、13.3%の増加となりました。

定額基金は３基金で、決算年度末現在高が、現金7,921万5,085円、貸付金2,979万500円、土地が1,142.30平方メートルでございます。

お配りしております令和６年度主要な施策の説明書の３ページから５ページに、普通会計の状況を記載してございます。

５ページ、人件費は12億1,873万2,000円でございまして、3,975万6,000円の増でございました。

12ページから13ページが決算の概要でございます。

令和６年度一般会計における主要な施策の成果を説明する書類につきましては、主要な施策の説明書をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　正　　午

再　　開　午後　１時２８分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

この後は、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それでは、認定第２号の細部につきましてご説明申し上げます。

決算書の266、267ページをお願いいたします。歳入ですが、１款国民健康保険税は、収入済額３億3,834万3,448円でありました。収納率は全体で89.5％であり、前年度の88.8％に対し、0.7ポイント高くなっております。

268、269ページをお願いいたします。４款県支出金は、収入済額13億4,851万5,912円でありました。１項１目１節保険給付費等交付金普通交付金は、町が行った保険給付の実績に応じて13億331万7,912円、２節保険給付費等交付金特別交付金は、保険者努力支援分等として4,519万8,000円が交付されました。

６款繰入金は収入済額１億8,656万1,639円でありました。１項１目一般会計繰入金は、主な内容としまして保険税軽減分と保険者支援分としての保険基盤安定繰入金や未就学児均等割保険税繰入金で、収入済額１億591万1,639円と、次のページに行きまして、２項基金繰入金として国民健康保険財政調整基金8,065万円が繰入れされました。

７款繰越金は、収入済額4,639万8,477円で、１目療養給付費交付金繰越金が1,086万9,018円と、２目その他繰越金として、前年度繰越金が3,552万9,459円でありました。

272、273ページをお願いします。下の歳入合計は、予算現額は19億2,523万9,000円、調定額19億7,189万5,415円に対しまして、収入済額は19億3,224万1,978円、不納欠損額556万736円、収入未済額は3,409万2,701円でございました。

274、275ページをお願いいたします。歳出ですが、１款総務費は支出済額1,220万7,057円で、事務執行経費等でございます。

276、277ページをお願いします。２款保険給付費は、支出済額12億8,185万4,905円であります。主な内訳として、１項１目療養給付費は10億8,311万6,760円、１項２目療養費は1,028万6,407円であります。２項１目高額療養費は、支出済額１億8,270万138円で、支払い件数は3,401件でありました。

次の278、279ページをお願いします。４項１目出産育児一時金は198万8,000円で、支払い件数は４件であります。５項１目葬祭費は130万円で、支払い件数は26件でありました。

３款国保事業費納付金は、支出済額４億6,062万9,375円であります。これは、国保財政主体である埼玉県から示された額を納付したものでありまして、内訳としては１項医療給付費分として３億

973万9,444円、２項後期高齢者支援金等分として１億1,704万7,045円、３項介護納付金分として3,384万2,886円であります。

280、281ページをお願いします。５款保健事業費は、支出済額2,383万7,148円であります。１項１目疾病予防費は、支出済額1,410万8,388円で、内容は人間ドック、がん検診などの検診業務、生活習慣病重症化予防対象事業が主なものになります。２項１目特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導に係るもので、952万7,760円であります。

282、283ページをお願いします。６款基金積立金は、支出済額4,338万7,999円であり、国民健康保険財政調整基金に積立てをいたしました。

８款諸支出金は、支出済額1,601万7,679円であります。

284、285ページをお願いいたします。８款１項４目保険給付費等交付金償還金は、支出済額1,127万2,018円で、前年度の保険給付費等交付金の精算による返還金等であります。

以上、歳出合計は予算現額19億2,523万9,000円に対し、支出済額は18億3,793万4,163円、不用額は8,730万4,837円でございます。

286ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、３、歳入歳出差引額は9,430万7,815円、５、実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第３号の細部につきましてご説明申し上げます。それでは、決算書の294、295ページをお願いします。歳入ですが、１款後期高齢者医療保険料は、収入済額２億5,495万8,800円であり、前年度比較2,669万8,800円の増額となります。収納率は、特別徴収分が100％、普通徴収の現年度分が98.8％でありました。また、令和６年度末現在の被保険者数は3,406人で、前年度と比較しまして118人増加しております。

４款繰入金は、収入済額5,627万7,428円であり、一般会計から事務費分及び保険基盤安定繰入分として低所得者等の保険料軽減分を繰り入れしております。

５款繰越金は、収入済額396万8,131円、前年度繰越金でございます。

次の296、297ページをお願いします。６款諸収入は、収入済額49万1,438円、延滞金、保険料還付等でございます。

以上、歳入合計は、予算現額は３億2,766万8,000円、調定額３億1,725万1,887円に対しまして、収入済額は３億1,569万5,797円、不納欠損額40万9,670円、収入未済額は114万6,420円でございました。

次の298、299ページをお願いします。歳出ですが、１款総務費は支出済額132万4,987円で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額３億967万7,128円で、これは徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせた額を広域連合へ納付したものです。

３款諸支出金は、支出済額79万5,666円で、過年度分保険料還付金及び前年度分一般会計事務費繰入金精算返還金であります。

300、301ページをお願いします。歳出合計は予算現額３億2,766万8,000円に対し、支出済額は３億1,179万7,781円、不用額は1,587万219円でございます。

では、302ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、３、歳入歳出差引額は389万8,016円、５、実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○森　一人議長　続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長　それでは、認定第４号の細部につきましてご説明申し上げます。

決算書の312、313ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入の主なものといたしまして、１款保険料でございますが、調定額３億8,816万7,381円に対し、収入済額３億8,335万5,660円、不納欠損額144万9,641円、収入未済額336万2,080円となり、歳入総額に占める割合は23.3％となっております。収納率は98.76％、令和５年度より0.23ポイント向上しております。なお、嵐山町の介護保険料は、国の標準の13段階を採用しております。

次に、２款国庫支出金でございますが、収入済額は２億9,671万1,720円で、このうち１項国庫負担金の介護給付費負担金が定率負担分として２億5,741万965円交付されております。

２項国庫補助金の１目調整交付金につきましては、後期高齢者の割合や所得による市町村間の財政力格差を調整するためで、令和６年度調整基準標準給付費の1.60％に調整率を乗じた額を交付されたものでございます。

314、315ページをお願いいたします。３款支払基金交付金でございますが、収入済額は４億2,081万4,962円で、これは第２号被保険者の保険料が財源となっており、社会保険診療報酬支払基金から令和６年度の標準給付費及び介護予防日常生活支援総合事業の27％が交付されたものでございます。

次に、４款県支出金の収入済額２億2,412万9,984円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の定率負担分として交付されたものでございます。

316、317ページをお願いいたします。６款繰入金でございますが、収入済額は２億3,392万8,000円で、１項一般会計繰入金は介護給付費及び地域支援事業費の定率町負担分及び低所得者介護保険料軽減事業費の国、県、町の負担分等を一般会計より繰り入れたものでございます。

318、319ページをお願いいたします。２項基金繰入金につきましては、介護給付費の支払金に充てるため、介護保険介護給付費支払準備基金より800万円を繰り入れたものでございます。これにより令和６年度末の基金残高は約１億4,800万円となっております。

続きまして、歳出でございます。324、325ページをお願いいたします。２款保険給付費は、支出済額14億9,721万9,660円で、前年度比プラス7,196万7,950円、5.0％の増となっております。令和４

年度から令和５年度にかけては8.8％の増でしたので、増加率は3.8ポイント縮減しています。保険給付費のうち、１項介護サービス等諸費につきましては、指定介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の９割から７割を給付したもので、主なものといたしまして、１目居宅介護サービス給付費は６億５万9,554円で、受給者は年度末現在で597人、前年度から16人の増でございます。

326、327ページをお願いいたします。３目地域密着型介護サービス給付費は１億5,525万9,660円で、受給者は年度末現在73人、前年度と同人数でございます。５目施設介護サービス給付費は５億6,566万1,712円で、受給者は年度末現在182人、前年度から２人の増でございます。

330､331ページをお願いいたします｡一番下､６項特定入所者介護サービス等費の支出済額2,812万2,015円につきましては､介護保険施設における低所得者の食費と居住費の負担限度額を超えた部分につきまして給付したもので、総数は875件でございます。

332、333ページをお願いいたします。３款地域支援事業費につきましては、支出済額3,536万6,387円で、前年度比325万6,490円、10.1％の増加となっております。要支援の方の訪問、通所サービス費の増加、また相談体制を強化するために、新たに会計年度任用職員を雇用したことなどが増額の要因となっております。

342、343ページをお願いいたします。５款諸支出金につきましては、支出済額3,623万3,211円で、前年度比9,985万1,252円の減額となっております。令和５年度決算における精算分として、令和６年度に国県支払基金へ返還した金額が大幅に減少したことで減額となっています。

344、345ページをお願いいたします。一番下の歳出合計は、予算現額16億2,548万2,000円に対して支出済額15億9,056万6,029円、執行率は97.9％でございました。

346ページをお願いいたします。最後に、実質収支に関する調書でございますが、３の歳入歳出差引額は6,480万6,600円で、５の実質収支額も同額でございます。これが令和６年度から令和７年度に繰り越した金額となります。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　続いて、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算について細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、認定第５号の細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、参考資料の令和６年度水道事業業務報告書を御覧ください。おめくりいただきまして、１ページ、給水人口統計表の３番、現在給水人口は１万7,272人、昨年度より215人の減少です。６番、給水戸数は8,475戸と26戸の増加です。７番、総配水量は280万7,771トン、５万1,500トンほど増加しております。総配水量の伸びにより、８番、有収水量の伸びが低いため、11番、有収率は91.99％、1.28ポイントの減でありました。

２ページをお願いいたします。左下、県水受水量でございますが、６年度は66万562トンで約

4,500万円、５年度と比較して３万7,300トン、250万円ほど減少いたしました。

７ページをお願いいたします。水道管の口径別延長ですが、６年度中の布設工事により1.5キロほど増加し、総延長は約181キロメートルとなっております。その下、電力使用料は3,385万円と560万円ほどの増加でありました。

12ページをお願いいたします。３条予算、損益勘定収支は、総収益は４億8,363万9,000円、昨年度より200万円ほどの減少、総費用は４億2,831万1,000円、680万円の増加であり、差引純利益は5,532万8,000円、881万5,000円の減でありました。

その下、13ページ、４条予算、資本的勘定収支は収入が３億7,883万4,000円、１億6,113万4,000円の増、支出が４億6,904万4,000円、１億2,406万7,000円の増でありました。差引収入不足額9,021万円は、内訳の積立金取崩しと、その他消費税資本的収支調整額、消費税の還付金にて補てんをしております。

続いて、14ページには６年度工事の概要を記載しております。

15ページ、経営分析指標の６番、給水原価は153.17円、1.64円上昇いたしております。７番、供給単価は168.03円、10.16円上昇しております。差引単価利益は14.86円であり、９番、１人１日平均給水量が410リットルと、８リットル増加したことが要因の一つと考えております。

それでは、決算書の365ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、１の営業収益と２の営業費用の差引きでは、営業利益が2,494万2,000円、３番、営業外収益と４番、営業外費用の差引きでは、営業外利益が3,042万6,000円であり、合わせた経常利益は5,536万8,000円であります。そこから、５、特別損失を差し引きますと、６年度の当年度純利益は5,532万8,000円となり、昨年度比881万5,000円の減であります。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処分利益剰余金は１億743万7,934円でございます。

次に、368ページをお願いいたします。貸借対照表でございますが、左、資産の部の１、固定資産の有形固定資産と無形固定資産の合計額41億1,778万円と、２の流動資産の合計額20億8,352万4,000円を合わせた６年度末に所有する資産合計額は62億130万3,473円であります。

右の表、負債の部の３、固定負債、４、流動負債と５の繰延収益の合計が、負債の合計の16億4,518万2,000円。その下、資本の部ですが、６、資本金と７、剰余金の合計が45億5,612万2,000円、負債の部と資本の部の合計額は、左の資産の部と合計額と合致し、62億130万3,473円であります。

次に、382ページをお願いいたします。６年度中の資金収支を表すキャッシュフロー計算書です。初めに、１、業務活動によるキャッシュフローですが、６年度の純利益5,532万8,000円から利息の支払額までの合計でプラスの１億5,402万7,000円。

次に、２の投資活動によるキャッシュフローですが、建設改良費への投資の増加によりマイナスの３億7,274万2,000円。

最後に、３、財務活動によるキャッシュフローは、企業債による収入として３億4,200万円、企業

債償還のためにマイナス2,129万5,000円、差引きプラスの３億2,070万5,000円となりました。この３つの活動の合計値が６年度の資金増加額１億199万円となり、資金期首残高18億6,864万4,000円に資金増加額を加えることによりまして、６年度の資金期末残高が19億7,063万5,000円となるものでございます。

恐れ入りますが、380ページにお戻りください。令和６年度におきます契約金額100万円以上の工事委託の重要契約につきまして記載をしております。全体額は６億4,297万3,000円、工事９件、委託７件の計16件でございます。なお、工事のうち２件及び委託１件につきましては、７年度への繰越事業としております。

次に、387ページをお願いいたします。上段の企業債明細書でございます。企業債の未償還残高は合計９件、５億5,659万円、５年度残高から３億2,070万円増加しております。

371ページ以降の業務報告書をはじめとするその他決算附属書類につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

認定第５号の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第６号の細部につきましてご説明申し上げます。同じく参考資料の令和６年度下水道事業業務報告書をお願いいたします。１ページ、統計表の公共下水道欄、６番、処理区域内人口は１万1,942人、昨年度より108人の減少でございます。７番、下水道に接続済みの水洗化人口は１万1,039人と、70人の減少であります。結果、10番、水洗化率は92.44％と、0.25ポイント増加しております。また、12番、年間汚水処理水量184万4,000トンに対し、11番、有収水量167万トンでありましたため、13番、有収率は90.57％で、0.25ポイントの減でありました。

次に、浄化槽事業欄の17番、浄化槽区域内人口は5,125人、113人の減、うち18番、管理型浄化槽使用人口は2,128人、６人の減でありました。管理型浄化槽使用率は41.5％であり、0.89ポイントの増加となっております。公共下水道事業、浄化槽事業、合計欄の26番、年間汚水処理水量103万9,000トンに対し、25番、有収水量が186万5,000トンでありましたため、27番、有収率は91.47％で、2.99ポイントの減でございます。

２ページをお願いいたします。下、右の表、処理水量でございますが、６年度、下水道は処理水量184万4,000トンで２億9,900万円、有収水量は167万トンで１億6,400万円、その差が不明水で17万3,841トンで1,512万4,000円でございます。令和５年度と比較し６万5,250トン、567万7,000円増加いたしております。

３ページをお願いいたします。収納率でございますが、下水道使用量は現年、滞納合わせて84.19％、0.59ポイントの増、浄化槽使用量は84.23％、0.42ポイント増加しております。

５ページをお願いいたします。下水道管の延長でございますが、６年度中布設替え工事はいたしましたが、距離の増減はありませんため、変わらず79.45キロメートルでございます。管理型浄化槽基数は６年度中８基増加いたしたため、合計で862基。その下、電力料金は366万9,000円と、57万円

の増加でありました。

10ページをお願いいたします。３条予算、損益勘定収支は、総収入は６億971万7,000円、昨年度より2,279万4,000円の増、総費用は５億4,282万8,000円、2,963万円の増加であり、差引純利益は6,688万9,000円、608万9,000円の減でございました。

11ページ、４条予算、資本的勘定収支は、収入が２億2,675万3,000円、1,904万1,000円の増、支出が３億911万3,000円、2,270万4,000円の増、差引収入不足額8,235万9,000円は、内訳の利益剰余金、損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額にて補てんをしております。

12ページには、６年度工事の概要を記載させていただいております。

15ページをお願いいたします。経営分析指標の公共下水道事業、８番、使用料単価は179.04円、2.65円上昇いたしております。９番、汚水処理原価は206.56円、28.99円、大幅に増加しております。差引きのこちらは単価の損益につきましては27.52円と、昨年度単価利益1.18円から見ますと、１立米当たり28.7円の損失となっております。そのため、12番、経費回収率は86.67％と、12.67ポイントの落ち込みでございました。

17ページをお願いいたします。経営分析指標の浄化槽事業でございます。８番、使用料単価は152.11円、0.56円上昇いたしております。９番、汚水処理原価は353.10円、0.81円減少しております。差引きの単価損失は200.99円と、昨年度単価損失202.36円から見ますと、１立米当たり1.37円損失が減少しております。そのため12番、経費回収率は43.08％と、0.26ポイント、若干回復はしております。

13ページにお戻りください。公共下水道事業、浄化槽事業の事業合算では、８番、使用料単価は176.23円、2.46円の増加に対し、９番、汚水処理原価は221.87円、25.69円増加しております。こちらにつきましても差引き単価損失は45.64円と、昨年度単価損失22.41円から見ますと、１立米当たり23.23円損失が増加しております。そのため12番、経費回収率は79.43％と、9.15ポイント悪化しております。

それでは、決算書の396ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、１の営業収益と２の営業費用の差引きでは、営業損失が１億8,821万8,000円、３の営業外収益と、４の営業外費用の差引きでは、営業外利益が２億5,357万8,000円であり、合わせた経常利益は6,536万円でございます。そこから５の特別利益、６の特別損失を差し引きますと、６年度の当年度純利益は6,688万9,000円となり、昨年度比680万9,000円の減でございます。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は、１億688万9,529円でございます。

次に、398ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。左の資産の部の１の固定資産の（１）、有形固定資産と（２）、無形固定資産の合計額55億5,675万8,000円と、２の流動資産の合計額２億1,926万3,000円を合わせた６年度末に所有する資産合計額は57億7,602万752円でございま

す。右の表、負債の部の３、固定負債、４、流動負債と、５、繰延収益の合計が、負債の合計で46億2,124万8,000円。その下、資本の部でございますが、６の資本金と７の剰余金の合計が11億5,477万3,000円、負債の部と資本の部の合計額は、左の資産の部の合計額と合致いたしまして、57億7,602万752円でございます。

次に、411ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書の年間の事業運営状況を表します１の業務活動によるキャッシュフローですが、６年度の純利益6,688万9,000円から、利息の支払額までの合計で、プラスの１億1,084万7,000円。

次に、将来的資産の形成に対します２の投資活動によるキャッシュフローですが、国庫補助金の充当増加がありましたため、プラスの2,705万8,000円。

最後に、投資活動に対します財政措置であります３の財務活動によるキャッシュフローは、企業債による収入として8,730万円、企業債償還のためにマイナスの１億9,138万6,000円、差引きマイナスの１億408万6,000円となりました。この３つの活動の合計値が、６年度の資金増加額3,382万円となり、資金期首残高１億1,798万2,000円に資金増加額を加えることによりまして、６年度の資金期末残高が１億5,180万2,000円となるものでございます。

恐れ入りますが、409ページにお戻りください。４、会計の（１）、令和６年度の100万円以上の重要契約の要旨について記載をいたしております。菅谷ナンバー１マンホールポンプ３号機入替え工事のほか10件、契約合計金額は8,509万6,000円でございます。令和４年度より行っておりますストックマネジメント計画に基づく花見台下水道幹線の入替え工事が主な事業となっております。

410ページをお願いいたします。（２）の企業債の概況でございます。６年度借入額は、政府資金で8,730万円、元金償還額１億8,696万8,000円、よって６年度末企業債の未償還残高は合計109件で15億3,157万8,000円となっております。６年度中につきましては、６件の償還が終了いたしました。なお、企業債明細書につきましては、415ページをご参照ください。

３、会計経理に関する重要事項のア、取得資産でございます。建設改良費は、管きょ、マンホールポンプ及び配管の更新に係る費用であります。固定資産購入費は、町管理型浄化槽７基分の購入に係る費用でございます。施設利用権は流域下水道施設利用に係るものであり、流域下水道建設負担金がこれに当たります。こちらにつきましては、414ページの固定資産明細書に記載をさせていただいております。

イの一般会計補助金の使途でございますが、１の浄化槽費委託料など収益的収入に充当しているものが8,300万円、２の企業債元金償還金として資本的収入に充当しているものが１億500万円、合わせまして、６年度につきましては一般会計補助金１億8,800万円を充当しているものでございます。

ロは、５年度中の取引に係る消費税及び地方消費税納付額でありまして、730万6,300円であり、550万円ほどの減でございました。

事業報告書をはじめとするその他決算附属書類につきましては、ご高覧いただければと存じます。

認定第６号の細部につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　以上で提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

原代表監査委員。

○原　義彦代表監査委員　議長の許可をいただきましたので、令和６年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の６会計及び定額基金の運用状況につきまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る７月22日から８月４日までの間、主に役場205会議室におきまして青柳監査員と共に実施いたしました。

審査結果でありますが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業、下水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、一般会計及び各特別会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。我が国経済はコロナ禍の影響から出した後、企業収益が過去最高を更新し、基調として緩やかな回復が続いてはいますが、家計部門においては、名目賃金の伸びが物価上昇にいまだ追いついていないことから、個人消費は力強さを欠いた状態が続き、景気の回復力は弱い状態となっているとのことです。

こうした状況下において、およそ30年ぶりに前年比５％を超える賃上げ水準が実現するなど、物価と賃金の好循環の実現が近づきつつある中で、持続的な賃上げと活発な投資が牽引する民需主導の自立的な成長型経済を実現できるか、その正念場にあります。

そうした中で、令和６年度の嵐山町の普通会計の決算については、町税が定額減税の影響や固定資産税の減などにより約１億円の減となったものの、地方消費税交付金をはじめとする各種交付金や地方交付金、ふるさと納税の増などにより、歳入全体としては約３億7,000万円ほどの増となっております。

また、歳出については、義務的経費のうち、人件費が人事院勧告に基づく給与改定等により約4,000万円の増、扶助費も児童手当の改定等により約3,000万円の増となりましたが、公債費は約4,800万円の減となり、義務的経費全体では約2,100万円の増となっております。

その他の支出につきましては、物件費が小中学校再編事業の基本設計委託の増等により約5,400万円の増、繰出金が国民健康保険特別会計等への繰出しの増により約3,300万円の増となり、歳出全体としては約３億9,000万円増加しております。

令和６年度においては、実質単年度収支が約7,000万円の黒字に転じ、財政調整基金も一定程度の積立てが確保され、積立基金の残高も前年度と比較して約２億9,000万円増加しております。また、町債の残高も前年度と比較して約２億3,600万円減少しており、財政状態は改善傾向にあると言えます。しかしながら、今後、人件費や物価の上昇、学校再編に係る支出により、歳出の増加が見込まれ、一たび歳入が減少に転ずれば、財政運営が非常に厳しい状況となることも想定されます。こうした状況になったとしても、持続可能な財政運営を行うためには、職員一人一人が経営的な視点を持ち、主体的に考え行動していく力がこれまで以上に求められます。

審査においては、それぞれが全体を俯瞰して将来を見据え、町全体レベルで議論できる力をつけていただきたいとの思いから、全課局に対して、堀江前代表監査委員から引き継いだキャッシュフロー表を用い、町の財政状態について説明をさせていただきました。今後、学校再編に係る多額の支出が見込まれる中、本町舎、健康増進センター等の施設の改修等も課題となっていることから、今まで以上に厳しい、難しい財政運営となることが予想されます。こうした改修への積立ても計画的に行い、10年後、20年後を見据えた持続可能な財政運営に努めてください。

続きまして、水道事業会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。令和６年度は、５年度と比べ給水人口は減少しましたが、総有収水量は増加しました。しかし、供給された水量に対して、実際に収益を上げた水量の割合である有収率は減少しました。その結果、当年度純利益は約5,532万円となりました。低廉で安定供給、安心安全な水道水であることが、住みよい町として重要な点であると考えます。今後も設備の更新など計画的に実施し、これまで同様水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望いたします。

次に、下水道事業における決算審査の意見を述べさせていただきます。管路や施設の老朽化が進み、計画的に点検、調査、修繕、更新工事を行っていくことが求められています。今後も設備の更新など計画的に実施し、下水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望いたします。

以上、６会計についての審査結果をご報告いたしました。申し上げるまでもございませんが、地方自治体における行政はサービス業です。これからも奉仕の精神で住民サービスの向上に努めるよう希望いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び債務説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。質疑は決算議案６件を一括して行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

◎議案第４５号、議案第４６号の上程、説明、質疑

○森　一人議長　日程第17、議案第45号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第18、議案第46号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上２件を一括議題といたします。

提案者から、提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第45号及び第46号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、令和６年度嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第46号についてご説明申し上げます。議案第46号は、令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、令和６年度嵐山町下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第45号につきましてご説明申し上げます。

議案書の裏面をお願いいたします。水道事業剰余金処分計算書の案でございます。令和６年度水道事業における営業活動の結果発生しました６年度の純利益5,532万8,091円、前年度繰越利益剰余金７万3,106円、未処分利益剰余金６年度中の変動額5,203万6,737円の合計額になります。未処分利益剰余金６年度末残高１億743万7,934円のうち、議会の議決によります処分額といたしまして１億741万9,867円の処分についてご提案をさせていただくものでございます。

処分の内訳としましては、減債積立金へ2,350万円、自己資本金へ8,391万9,867円を組み入れて、処分後の残高を１万8,067円とするものでございます。なお、この１万8,067円につきましては、７年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、議案第46号につきましてご説明申し上げます。議案書の裏面をお願いいたします。下水道事業剰余金処分計算書の案でございます。未処分利益剰余金当年度末残高１億688万9,529円のうち、議会の議決によります処分額といたしまして１億688万9,000円の処分についてご提案をさせていただくものでございます。

処分額の内訳といたしましては、減債積立金に5,688万9,000円を、建設改良積立金に1,000万円をそれぞれ積み立て、また自己資本金に4,000万円を組み入れ、処分後の残高を529円とするものでございます。この529円につきましては、令和７年度へ繰り越したものでございます。

議案第46号につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○森　一人議長　お諮りいたします。

本決算認定６件並びに議案第45号及び議案第46号の審査に当たっては、会議規則第39条第１項の規定により、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定６件並びに議案第45号及び議案第46号は、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました本決算認定６件並びに議案第45号及び議案第46号につきましては、会議規則第46条第１項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定６件並びに議案第45号及び議案第46号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○森　一人議長　続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

以上で、決算関係議案の上程及び委員会付託までを終了いたしました。

原代表監査委員、青柳監査委員におかれましては、会議にご出席いただきましてありがとうございました。本日は、ここでご退席いただきます。

この際、暫時休憩いたします。この場において決算特別委員会を開催いたしますので、執行側にはご退席をいただきたいと存じます。再開時間はおおむね３時前を予定しておりますが、改めてお知らせさせていただきます。

休　　憩　午後　２時３０分

再　　開　午後　２時５５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○森　一人議長　先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長、狄守勝義議員、副委員長、佐藤弘美議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会の委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

狄守勝義委員長。

○狄守勝義決算審査特別委員長　先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に選任されました狄守勝義でございます。

何分にも不慣れでございますので、多々答弁者の皆さん、さらに委員の皆さんにはご迷惑をおかけすることも多いかと思いますが、誠心誠意特別委員会のスムーズな進行に努めていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第19、議案第39号　令和７年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第39号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、令和７年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６億4,527万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億3,901万1,000円とするものであります。このほか債務負担行為の追加が１件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　それでは、議案第39号の細部について説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の４ページ、５ページをお願いいたします。第１表、歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出の今回の補正額につきましては、款項別にそれぞれ記載させていただいております。

次に、６ページをお願いいたします。第２表、債務負担行為補正でございます。追加１件で、学校給食センター調理等業務委託（令和７年度設定分）としまして、期間が令和８年度から令和10年度まで、限度額につきましては１億8,056万5,000円とするものでございます。

続きまして、12、13ページをお願いします。２、歳入でございます。主なものについて説明申し上げます。11款１項１目地方交付税、普通交付税２億8,616万5,000円で、普通交付税の交付額の決定に伴い補正をするものでございます。

15款２項２目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金355万2,000円で、子ども・子育て支援金に係るシステム改修に対し交付されるものでございます。国保賦課収納システム改修に102万8,000円、後期高齢者医療システム改修に252万4,000円でございます。補助率はともに10分の10でございます。

３目衛生費国庫補助金、妊婦のための支援給付事業費補助金112万7,000円で、妊婦のための支援給付事業に係るシステム改修に対し交付されるものでございます。補助率は３分の２でございます。

16款２項１目民生費県補助金、重度心身障害者医療費支給事業補助金２万7,000円で、重度心身障害者医療費助成制度対象者が精神障害者保健福祉手帳２級まで拡大されることに伴い、システムの改修に対する補助金でございます。補助率は２分の１でございます。

19款１項１目国民健康保険特別会計繰入金191万7,000円、２目後期高齢者医療特別会計繰入金13万3,000円、次ページをお願いします。３目介護保険特別会計繰入金126万3,000円で、３つの特別会計ですが、前年度実績により特別会計より繰入金を補正するもので、補正後の額は合計で331万6,000円となります。

19款２項６目スポーツ振興基金繰入金、スポーツ振興基金繰入金821万1,000円で、スポーツ振興基金繰入金を補正するもので、詳細につきましては歳出で説明申し上げます。

20款１項１目繰越金、前年度繰越金３億4,282万3,000円、前年度決算における純剰余金の確定に伴い補正するもので、補正後の額を４億9,282万3,000円とするものでございます。

16、17ページをお願いします。３、歳出でございます。こちらにつきましても、主だったものについて説明申し上げます。２款１項４目財産管理費、（６）、ふるさとづくり基金管理事業、ふるさとづくり基金積立金1,401万円で、令和６年度で積立てができなかった分として、ふるさと納税分1,261万1,000円及び森林環境譲与税分139万9,000円を積み立てるものでございます。

続いて、（７）、公共公益施設建設基金管理事業、公共公益施設建設基金積立金１億円で、公共

公益施設建設基金積立金を補正するもので、積立て後の額は６億1,241万円となります。

続いて、５目財政調整基金費、（１）、財政調整基金等管理事業、財政調整基金積立金３億9,000万、減債基金積立金5,000万円で、積立て後の額は、財政調整基金については９億4,424万6,000円で、財政調整基金比率につきましては19.17％となります。減債基金の積立て後の額は２億2,904万円となります。

18、19ページをお願いいたします。３款１項１目、（13）、重度心身障害者医療費支給事業、電算委託料５万5,000円で、精神障害者保健福祉手帳２級まで拡大されることに伴い、システムの改修を行うものでございます。補助率は２分の１となっております。

３目介護保険事業費、（３）、介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金過年度分としまして474万2,000円を補正するものでございます。介護給付費繰出し分及び低所得者介護保険料軽減分の実績に伴い補正するものでございます。

５目国民健康保険事業、（３）、国民健康保険特別会計繰出事業、国民健康保険特別会計繰出金102万8,000円で、子ども・子育て支援事業費補助金分とし、賦課システムの改修に関する経費を繰り出すもので、補助率は10分の10でございます。

６目後期高齢者医療事業費、（１）、後期高齢者医療保険事業、後期高齢者医療特別会計繰出金252万4,000円で、こちらも子ども・子育て支援事業費補助金分として賦課システム改修に伴うものを補正するもので、こちらも補助率10分の10でございます。

続きまして、20、21ページをお願いします。４款１項３目母子衛生費、（６）、妊婦のための支援給付金事業、電算委託料169万2,000円で、妊婦のための支給給付事業に係るシステム改修に要する経費を補正するものでございます。補助率は３分の２でございます。

続きまして、22、23ページをお願いします。８款１項１目道路橋りょう総務費、（３）、道路管理事業、手数料48万2,000円で、町道根岸10号線の境界ぐいの設置に係る経費でございます。備品購入費78万円で、融雪剤等を保管しますプレハブ物置、防災倉庫を購入する経費でございます。

続きまして、２目道路維持費、（２）、道路修繕事業工事請負費780万円で、区長要望道路修繕経費を補正するものでございます。

３目道路新設改良費、（３）、生活道路整備事業工事請負費150万円で、駅西口工事関連事業の完了に伴う交通島３か所設置に要する経費を補正するものでございます。

24、25ページをお願いいたします。10款２項１目学校管理費、（１）、菅谷小学校管理事業、修繕料74万8,000円で、菅谷小学校体育館のＬＥＤ化に要する経費を補正するものでございます。

５項３目文化財保護費、（２）、指定文化財保存管理事業、土地評価額鑑定委託料28万6,000円で、杉山城跡土地鑑定評価に要する経費を補正するものでございます。

６項１目保健体育総務費、（３）、ひとり１スポーツ推進事業、スポーツ教室に要する経費を補正するもので、合計96万8,000円でございます。スポーツ振興を目的としたふるさと納税分の活用と

し、スポーツ振興基金を充当するものでございます。教室につきましては、サッカー教室、ゴルフ教室、バドミントン教室、バレーボール教室を予定しております。報償金56万円、消耗品37万円、傷害保険料３万8,000円を予算化いたしました。

26、27ページをお願いします。（５）、スポーツ振興基金管理事業、スポーツ振興基金積立金458万5,000円で、令和６年度に積立てができなかった分としまして、ふるさと納税分458万5,000円を積み立てるものでございます。

２目体育施設費、（１）、スポーツ施設管理事業、体育施設管理委託料209万8,000円で、こちらにつきましてはシルバー人材センターとの契約を見直すものでございます。

工事請負費485万9,000円で、嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事について、現在屋根及びＬＥＤ化の修繕工事を契約しておりますが、新たに外壁塗装工事を追加し、変更契約をするものです。財源ですが、スポーツ振興を目的としたふるさと納税分を活用して、ふるさと振興基金を充当いたします。

最後に、13款予備費、１項１目予備費でございます。補正前の金額から4,959万7,000円を増額し、補正後の金額を7,340万3,000円とするもので、今後の不測の事態に対応するためのものでございます。

28ページ、給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、議案第39号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　何点か質問させていただきます。

まず、６ページと７ページの給食センターの調理業務委託費なのですが、プロポーザルでやるのだと思うのですが、今までと違うような点というのはあるでしょうか、この点について伺います。

それから、地方交付税ですが、２億8,000万円の増額ですが、今まで令和５年まで臨時財政対策債があったのが、それがなくなって令和６年は増えたと思うのですが、令和７年度分も地方交付税にはその分を計算して地方交付税を予算を申し込むというか、そういうふうなことはなかったのかどうか伺いたいと思います。これでやっていくと、地方交付税の金額というのがしっかりと嵐山町の予算の中に入ってきにくいというふうな感じがするのですが、その点について伺います。

それから、16ページ、17ページのふれあい講座の追加実施に関わるものですが、報償金、これはどのような講座を新たに付け加えるのか、伺いたいと思います。

それと、18、19ページです。障害者自立支援給付金の、ここでよかったと思う。すみません。重度医療制度改正に伴うシステム改修に関する経費の補正ということですが、それは精神障害者の医療費を１級から２級に拡大するということだという説明でしたが、１級がどのくらいいらして、２級がどのくらいいらして、大体医療が必要な方というのはどの程度いらっしゃるのか、伺いたいと

思います。それによる医療費の増加分というのはありがたいことなので、どの程度になるのか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、ごめんなさい。26、27ページの体育施設の問題、スポーツ施設管理運営事業のうちの体育事業の増額の分ですけれども、これは今伺っていますと、サッカーとかバドミントン、そういった形ですけれども、ユニバーサルスポーツはなぜ使われていないのか伺いたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、私からは６ページにございます債務負担行為の状況につきましてお伝えさせていただきます。

ご質問は、プロポーザル形式でやると思うが、今までと違う点はあるのかどうかということでございましたが、この補正が通りましたら、契約につきましてプロポーザル方式を、そう指定しておりますが、前回のプロポーザルの内容とどのように変更点を加えていくかということは、現在検討中でございますので、内容について相違点につきまして、今現在申し上げるべき点はございません。

以上でございます。

○森　一人議長　次に、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　普通交付税の件についてお答えします。

渋谷議員さんがおっしゃるように、今年度につきましては臨時財政対策債のほうはないということで、その分は増えているかとは思います。今回補正、２億8,616万5,000円を補正することによって、当初予算と合わせて11億3,316万5,000円というふうになります。昨年度は、臨時財政対策債を合わせますと11億3,048万8,000円でしたので、さほど昨年とは合計的には変わらないというふうに思っています。今回補正ですが、昨年も申し上げましたが、当初予算については予算割れを防ぐため、抑えて予算査定をしているというのが大きな原因かと思います。

また、今年度につきましては、新たに標準準拠システムが今年度始まりまして、早く始めた市町村と遅く始める市町村では、交付税がその分、ガバメントクラウド利用料についての移行の時期に応じて、入る金額というのも多少変わってきているということで、今回の補正額をこういう形で出させていただきました。

以上です。

○森　一人議長　続いて、青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えいたします。

16、17ページのふれあい講座の関係なのですが、後期で新規でやる予定の講座ですが、今のところ予定をしているのが親子でベビー体操、クラフトテープの講座、初心者のためのダンス・バレエ教室、枯れないお花プリザーブドフラワー、料理教室、また高齢者のためのスマートフォン講座を

予定しております。

続きまして、26ページ、27ページのひとり１スポーツの関係なのですが、ユニバーサルスポーツということなのですが、今回予算で計上させていただいたのが、今国で進めている部活動の地域展開に向けた事業といたしまして、こちらは地域のスポーツ団体等の人材を活用したスポーツ等教室ということで、あくまでも地域展開に向けたスポーツということで、サッカー、バドミントン、バレーボール、そして町内のゴルフ施設から地域貢献の一環としてご協力できないかということで、ゴルフ教室を予定しております。

現在、町で行われているユニバーサルスポーツですが、輪投げやボッチャ、またモルック等を現在やっておりますので、そちらについては今後も続けたいと思っております。

以上です。

○森　一人議長　最後に、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、私のほうから、重度心身障害者医療費助成事業のシステム改修に関連する内容につきましてお答えいたします。

まず、こちらの制度でございますが、この後条例改正を予定しておりまして、県の補助事業の実施内容が、来年の１月１日から精神障害者の２級の手帳所持者に対して拡大をするということに伴いまして、システム改修を実施するものでございます。ただし、現行の重度心身障害者医療費助成事業につきましては、ご存じのとおり身体障害、知的障害、精神障害、３障害それぞれ該当してございますが、特に精神障害１級の方につきましては、従前から助成事業の対象となっております。ただし、精神障害１級の方におかれましては、精神病床の入院の医療費分は除くという形になってございます。

今回、精神障害者手帳の２級の方、対象となるものは、精神障害者保健福祉手帳２級の手帳と、精神外来の自立支援医療という制度がありますが、こちらの受給者証を両方持っている方の精神外来通院部分のみが拡大となるものでございます。こちらの制度につきましては、障害者自立支援法の中で示されていますが、自己負担につきましては、加入している医療保険を含めまして、ご自身の所得の状況によって１か月の上限額が2,500円あるいは5,000円、１万円と、精神外来通院については決まりがございます。その部分について、この重度心身障害者医療費の助成の対象とするということでございます。

ご質問の件でございますが、７月の時点での状況でございますが、手帳並びに自立支援医療の受給者証を持っていらっしゃる方におきまして、２級の対象者としましては108名ほどいらっしゃいます。こちらの医療費、先ほど申し上げました自己負担の2,500円、5,000円、１万円、それぞれの中で人数がおるのですけれども、おおむね１か月当たり55万ぐらいの金額を想定するものでございます。ただし、１月１日から制度がスタートしますので、いわゆる窓口払いをしなくて済みますので、医療機関のほうから請求が上がって審査支払機関を通じて来ますと、実際に１月診療分の請求は３

月の段階で上がってくるものと思われますので、令和７年度中は１か月分だけの予定をしているところでございます。

対象になる方につきましては、現在も重度心身障害者医療費の受給者証というものを発行しますので、その受給者証を、先ほど申し上げた２級の手帳と自立支援の精神外来通院の受給者証を持っている方に、重度心身障害者医療費の該当ですよという受給者証をお渡しします。その重度心身障害者医療費の受給者証を持っている方は、精神外来通院の病院のほうにかかるときに一式出していただくことで、窓口払いはなくなるということでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　学校給食の問題なのですが、まず食数が減りますよね。食数が減ることは前提として、そしてその部分で食数が減ったら、食数の部分というのは業務委託契約に関わってくるものかどうか伺いたいと思います。

あと、学校の調理器具というのですか、それは一遍、昨年か今年か替えていますよね。それも含めて新たにプロポーザルでやっていくということになって、そして職員の方なんかもそうだと思うのですが、私がすごく学校給食に関して考えていることというのは、やっぱり有機野菜でやる方法があったらいいなというふうな感じがありまして、今の現状では有機野菜を多少でも使うということが、特にお米も使えないので、そういった部分に関してプロポーザルで考えることができるかどうか伺いたい。それも一つの視点として考えるとなると、洗い方とかそういったものの事業者さんに視点がなければ、そこが進んでいかないので、その点についてどのような考え方を嵐山町として持っているか、伺いたいと思います。

それから、地方交付税のことなのですが、地方交付税は９月に入ってくる部分と、12月か１月に入ってくる部分と２つあったと思うのですけれども、２回。嵐山町の部分は後半のほうで入ってくるということで、９月補正ですから、これは前半というふうな形で見て、後半のほうがたくさん、どうも今のお答えだと、若干余分にお金の予算が増えるのかなというふうな感じがしたのですけれども、そうではないのかどうか。私もちょっと今分からなくて、地方交付税はやはり最初に予算を組むときに、この２億円とか３億円があるかないかで、事業の内容というのは変わってきますよね。その点についてどのようなお考え方があって、当初予算にそれだけ厳しくしているのか。臨時財政対策債はもう来ないということが分かっていても、そのような形でやっていかれるということに対しての考え方を伺いたいと思います。

それから、ふれあい講座のことに関してはよくて、そしてもう一つ、重度心身医療費の問題なのですが、いま一つ分からなかったのですけれども、もともと医療費は障害者手帳、重度医療費の受給者証を持っていると、定額で限度額があって、そこの部分まではご自分でお支払いになるけれども、今回からは、来年の１月からは窓口払いなしでそれが全て入ってきて、それは嵐山町のほうに

入ってくるのは、来年度ぐらいというふうな形で見てよいのかどうか。

そうすると、１人平均55万円というのは、55万円掛ける108万だったら5,000万円ぐらいが新たに、これは埼玉県の制度ということのお話ですから、新たに5,000万円ぐらい嵐山町に歳入として入ってくるというふうに予算上の計算をしてよいのかどうか、伺いたいと思います。

それから、体育の問題なのですが、子どもの部活動を地域にお願いするという形、あれは何て言いましたっけ。それで、地域で行うということなのですけれども、子どもの部活動でもユニバーサルスポーツはあっていいと思うのです。そこの部分は入れていないというのは、どういう理由になるのか。むしろ、ユニバーサルスポーツも一緒にやっていくほうが、私は健全な形でスポーツが発展していくというふうに思うのですが、パラリンピックもそうですけれども、そういった意味で、こういったものがユニバーサルスポーツを入れていかないということは、部活の中にないからなのでしょうけれども、例えば学芸大の附属なんかでは、そういうふうなものもやっているらしいのですけれども、そういった視点というのは嵐山町では持ち得ないのでしょうか。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

初めに、髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、６ページの給食調理業務委託の債務負担行為につきましてお答えいたします。

食数が減ることを前提としているかということにつきましては、食数につきましては、もちろんこれからの児童生徒の数と教職員の数を勘案いたしまして、前回契約した１日当たりの食数よりは減ってくる予定でございます。

そして、それに伴いまして業務委託の金額につきましては、当然それに含まれるものと思いますが、業務委託の総額につきましては、調理員の人件費等が上がっていること等もございますので、食数が減ることについては、当然業務量が若干減ることがあるかとは思いますけれども、調理員の人件費のほうが大きく上昇しているということにつきまして、今回の債務負担行為の額が現在の契約額よりも上がっている原因となっておると考えております。

続きまして、調理器具につきましては、現在の給食調理センターに設置しております調理器具を今後も使っていくことになりますので、こちらにつきましては、その器具が故障したりですとか、そういうことになりましたら更新していくというような状況でございます。

有機野菜を処理するのに当たりまして、その器具が適切に使えるかというと、なかなか難しい面もあると思いますけれども、有機野菜の利用につきましては、今後また栄養教諭とメニューの中でどういうふうに使っていくか、また給食に供給できるほど有機野菜を提供していただけるのかどうかということもございますので、今後提供する給食のメニューの中で、有機野菜をどのように使っていけるかどうかということを考えていきたいと思います。ですので、有機野菜の使用につきまして、プロポーザルの中に関係してくるかというと、そちらのほうはあまり関係ないかなというふう

に考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　続いて、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　交付税の件でお答します。

今回の補正予算につきましては、普通交付税の額の決定に伴い補正するものでございます。当初予算で少なく見込んだというのは、先ほど申しましたが、当初予算においては、予算割れを防ぐために少なく抑えて上げているわけですが、その分ほかに影響があるかというお話をされましたが、当初予算におきましては歳入歳出イコールにするわけですが、歳出のほうがもちろん多いわけですので、財政調整基金を取り崩して当初予算を組んでいるということで、何といってもまず予算割れを防ぐためにこういう手続をしている状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　私の説明が悪くて申し訳ございません。

精神障害者保健福祉手帳２級の方は、これまで対象としておりませんでした。新たに来年の１月１日から対象となります。そして、この精神障害者保健福祉手帳２級の方に関しては、先ほど申し上げました精神外来通院の医療費の部分のみを重度医療の対象とするものでございます。そして、この精神障害者の外来通院というものは、自立支援医療の中の一部として精神外来通院制度というものが既に確立してございまして、それは先ほど申し上げた個人の所得の状況によって、１か月の負担の上限が2,500円、5,000円、１万円というような形で、もう１段階ありますけれども、決められてございますので、その上限2,500円の範囲の部分を重度医療で賄うというようなイメージです。

ですから、55万2,100円の108ではなく、１か月当たりの108人の想定する医療費助成分が55万円程度を見込みますので、年間に換算しますと660万円ぐらいの金額が増える見込みでございます。このうちの２分の１については、県が補助するというものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　最後に、青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えいたします。

ユニバーサルスポーツの視点を入れないかということなのですが、まず現在、今のところ、町では今後の部活動の地域展開をどのようにしていこうかという、まだそこまでのゴールが決まっていないところでございます。今検討中、検討が始まったところでございまして、その中で今後は考えていくと思いますが、今回の補正では、町のスポーツ連盟等の指導者の方に地域展開というものはこういうものだというのをまず知ってほしいというのと、子どもたちにも新たにスポーツを、今やっている方もそうなのですが、やってない方も新たにスポーツに親しんでいただきたいという考えの下でやっておりますので、その視点等は今後も検討していくのに入ってくると思います。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　債務負担行為の件なのですが、値上げになっているということで答弁あったわけですけれども、どのくらい値上げになったのか伺いたいと思います。

それから、プロポーザルでは、今度は何を重視して業者選定していきたいというふうにお考えなのか、伺いたいと思います。

それから、19ページのやすらぎの正面玄関のドアの修繕で57万7,000円、随分高いなというのを正直感じているのですけれども、どのような修繕工事なのかを伺いたいと思います。

その前に、12、13の農地等の利用の最適化推進に係る事業の経費の交付なのですけれども、これが財源更正で出ているわけです。どうしてこれが財源更正の部分で適用できるようになったのか、なるのか、その中身を伺いたいと思います。

21ページのごみ収集事業で消耗品、これは何を購入する予定なのでしょうか。

23ページの境界ぐい、これはどのくらいの本数あるいは距離、メートルでやるのか、伺いたいと思います。

それから、防災倉庫の購入なのですが、これはどこの防災会に設置する予定なのでしょうか。融雪剤の保管ほかってあるのですけれども、今一般的に入れています、保管がされていますよね。そういうものも一緒にされるのか、伺いたいと思います。

西口の交通島設置工事、３か所だと先ほど説明ありましたが、どの辺に、そしてこの交通島というのはどのようなものなのか、伺いたいと思います。

その下に、町道菅谷36号線の雨水管整備工事に伴って、歩行者仮設通路の設置をしていくということであります。場所と、どのようなものを歩行者用にするのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　よろしいですか。

○11番（川口浩史議員）　ごめんなさい。それから、Ｂ＆Ｇの改修工事なのですが、屋根を修理すると。多分あの屋根は平らになっているのではないかな。いわゆる陸屋根と言われるのではないですか。どのような改修工事をするのか、伺いたいと思います。

そして、学校給食施設の備品購入、何を購入していくのか伺いたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　以上でよろしいですか。

それでは、順次答弁を求めます。

初めに、髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、まず６ページの給食調理業務委託の債務負担行為につきまして、どのくらい値上げをするのかということにお答えさせていただきます。

現在の契約は、令和５年度から７年度までの３年間で１億4,850万円でございます。失礼いたしました。現在の契約は、３年間で１億4,850万円でございます。今回１億8,056万5,000円の債務負担行為を出させていただいておりますので、予定金額との差額は3,206万円となっております。

また、プロポーザルにつきまして、何を重視したいのかということにつきましては、事業者が提案する企画内容や技術力、実績などを総合的に評価して決定していきたいと思いますが、その中で何を重視していくかという点につきましては、先ほど渋谷議員さんのご質問にもお答えしたとおり、具体的にどこを重視していくかということについて、まだ決定はしておらないところでございます。

続きまして、27ページの学校給食費の備品購入費についてでございます。こちらにつきましては、大根おろし等を作れるスライサー用のおろし円盤を購入するものと、食材を乗せて運ぶカートを追加して購入したいものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　次に、簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長　それでは、私のほうから18ページ、19ページのやすらぎの修繕料につきましてお答えいたします。

まず、この修繕の内容なのですが、２個工事を予定しておりまして、１点目がこちらに書いてございます入り口自動ドアの修繕、もう一点がトレーニングルームの照明が２か所壊れておりまして、２個つかない状況でございます。その２か所につきましては、この際ですので、ＬＥＤ化をするという予定になっております。自動ドアにつきましては、今現在の状況ですが、センサーで開くのですが、まずこのセンサーの反応がすごく鈍い状況です。それと、自動ドアの開閉が役場庁舎もありますが、恐らく開く速度が半分ぐらい、めちゃめちゃ遅い状況になっておりまして、そのセンサーとモーターの部分が壊れておりますので、その部品の交換を予定しております。

以上です。

○森　一人議長　続いて、中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、12ページ、13ページ、農地利用最適化交付金について説明いたします。

こちらの交付金ですが、具体的に申しますと、農業委員さんが８名いらっしゃいます。さらに、土地改良区等から推薦された最適化推進委員という委員が８名いて、計16名になっております。その16名が、毎月１回農業委員会に申請等される農転等の許認可の現場、さらにはそういったところがない班については、町内全域をパトロールします。班編成が４人ずつで４班ございます。令和４年から国のほうの指導のほうで、そうした現地調査のときに、今までは地図で現地を確認していたのですが、タブレットを使って調査のほうをするようにということで、令和４年にタブレットを補助金で導入しました。そちらを現在使っているわけなのですが、この最適化交付金制度というのがもともとあったのですが、今回拡大されまして、こういったタブレットの通信料とか管理とか監視

料、そういったものにも該当しますということで、今回申請して補助金が交付になったということでございます。

以上です。

○森　一人議長　次に、根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　それでは、私のほうからは、ごみ収集に係る消耗品についてご説明させていただきます。

これは、ごみステーションに設置するプラスチックのコンテナ、いわゆる黄色い籠です。それと、同じくごみのステーションに設置する収集日等を表示した看板です。この２点になります。

以上です。

○森　一人議長　次に、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、22ページ、23ページの道路橋りょう費、道路管理事業の境界ぐい設置なのですけれども、こちらにつきましては町道根岸10号線になります。延長は約100メーターぐらいになるのですけれども、境界標の埋設は約23か所になっております。

続きまして、同じく生活道路整備、道路新設改良費の道路整備事業になります。こちらは交通島の設置工事ということで、交通島とは何なのかというところなのですけれども、今現在駅西のロータリーのところに赤いコーンを置いてある場所があります。こちらにつきましては、前回の議会でもお話しさせていただいたのですけれども、今年度予定しております菅谷36号線の工事に伴いまして、重機ですとか大型車両が通る関係で、今現在カラーコーンにて仮設にしているところでございます。そちらが真ん中にロータリーのところに、少し一段高くなっている場所が、タクシープールのところでですね、なっていると思うのですけれども、同じような形で道路に誘導帯という形で、コンクリートで固めたような島を造らせてもらうのですけれども、それで交通を誘導するという形で、こちらのほうが36号線側が今２か所、カラーコーンを置いて対応させていただいているところと、あと変電所側も同じように仮設でコーンを置かせていただいているところがありますので、そちらの３か所になります。

以上でございます。

○森　一人議長　あと、安在課長、融雪剤の倉庫。

○安在知大まちづくり整備課長　融雪剤の倉庫につきましては、こちらのほうは今現在、倉庫のほうで融雪剤のほうを保管させていただいているのですけれども、もともと古い倉庫を使っておりまして、経年緑化で損傷が著しく、雨漏りなどによって、また底も抜けてしまっている状況になっております。物資の保管ができない状況で、今現在場所を一部動かせていただきまして、ブルーシート等で覆って保管している状況でございまして、毎回使用できる融雪剤のほうにつきましては、年間約150から200袋ほど使う予定がございますので、積雪時におきまして丈夫な形の倉庫ということで、防災倉庫という形で今回補正をさせていただきたいものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　川口議員に申し上げます。通常でいう防災会で使っている防災倉庫ではないということです。保管庫ということで。

続きまして、清水……

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　まだ答弁が残っているので。答弁がまだ菅谷36号線とか残っていますので、23ページの。

答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

こちらの土地借上料でございますけれども、現在工事中でございます町道菅谷36号線の雨水管の設置工事でございますけれども、昨年度も同じように工事中通行止め、車両通行止めで工事をいたすため、歩行者あるいは自転車が通れる通路を確保する必要があるため、土地所有者からその通路に必要な土地の分を借り入れて、工事を行っていくというものでございます。その面積につきましては91平方メートルで、１平方メートル当たり240円でございます。それの４か月分で８万7,000円という積算となっております。

以上でございます。

○森　一人議長　最後に、青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えいたします。

今回の補正、工事なのですが、補正のほうの工事は、Ｂ＆Ｇ海洋センターの周りの塗装をすることの追加工事になっております。屋根とＬＥＤのほうは、当初予算のほうで上げてありまして、既に契約がされております。ちなみに、屋根のほうは新しいガルバリウム材という新素材を使って、屋根をほかのところで造ってきて、持ってきてそのまま載せるような感じになっております。現場で組み立てるような屋根ではございません。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　債務負担行為なのですが、そうですか。値上げ、全てというと、商品が値上げになっていますから、この分野でも値上げになったのだろうと思っていましたが、3,265万円ですか。分かりました、これは。

それで、プロポーザルの時期がまだ決まってないというのは、ある程度の視点を持って私は予算化しているのかなと思ったのですが、そうではないということなので、いかがなものかなとちょっと思いました。いつ頃これはプロポーザルをするのかを伺いたいと思います。

それから、23ページの防災倉庫なのですが、そうするとこれはどこの倉庫のことなのですか。今、

西にありますよね。そこの倉庫のことなのですか、ちょっと伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、２点につきまして、最初に髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、お答えいたします。

給食調理業務の委託でございますが、もちろん何も今決めていないで、この金額を出しているわけではないので、現在の今後の予定としましては、前回、令和４年度中に５年度契約のプロポーザルをいたしましたので、そのスケジュールと同時期ぐらいを考えておりまして、年内に、この補正が通りましたら、この後業者選定をしまして、その業者に書類等の提出のほうをお願いしまして、書類審査等をして年明けにプレゼンテーションをしていただく業者を決めて、プレゼンテーションしていただき、その中で決めていきたいというふうに考えております。

ですので、議員さんがおっしゃるようないつプロポーザルというようなものの主立ったプレゼンテーションは、年明け１月くらいを想定しております。そして、このプロポーザルにつきましては、当然ですけれども、いい業者を選びたいので、提案や企画力、そういった総合力をよく見ながら業者を選定していきたいと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　次に、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、防災倉庫の位置についてご説明いたします。

現在の倉庫は、こちらの役場の敷地ではなくて、役場から志賀小学校のほうに出ていただく町道１―22号線、ちょうど市野川の上をまたぐ道路の下に役場のほうで資材置場がございます。そちらのところに、今回保管庫ということで、現在保管をさせていただいております。そちらの資材置場の敷地内で、もう保管庫が使えない状態ですので、ブルーシート等で覆って保管させていただいている状況になっております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　私からは１点だけ、13ページの子ども・子育て支援事業の補助金で、支援金に係るシステム改修に対して交付されるということで、その下に国保賦課収納システム、後期高齢者医療システム、実際このシステムのほうの改修というか、そういうものに使われるみたいなのですけれども、これはどういう関係があるのかということです。

それともう一つは、繰出金のほうで、やはり国民健康保険特別会計の繰出金として子ども・子育て支援事業費補助金分ということと、もう一つは後期高齢者医療特別会計繰出資金ということで、同じように出ているという。この関係性は、やっぱりシステム改修に係るということなのかどうか、その辺を含めてご答弁願いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それでは、私からは先ほどの子ども・子育て支援金に関わるシステム改修についてお答えいたします。

子ども・子育て政策強化のために、子どもや子育て世帯を全世帯、全経済主体が支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、令和８年度から子ども・子育て支援金制度というのが始まります。それに伴いまして、国保と後期高齢者からも支援金の拠出を行うということで、それでこちらのシステム改修のほうが10分の10の補助金で補正予算をしてあります。

それで、こちらの国庫支出金のほうで歳入になりまして、なぜこちらの国民健康保険と後期高齢者のほうの特別会計のほうに繰り出してあるのかというご質問なのですけれども、実際事業を行うのは国保と後期の特別会計のほうで事業を行うのですけれども、補助金の受入先のほうが一般会計のほうがよろしいというふうな国の指示がありまして、こちらの一般会計のほうで一度歳入で繰り入れてから、国保のほうに繰り出すというふうな仕組みにしてあります。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そうすると、例えば全世帯というか、国民全員というか、そういう状態で支援していくという。その考え方はいいかなとは思うのですけれども、ただそうしますと逆に後期高齢者の皆さんにとってみると、例えば負担が少し上がっていくというような考え方になるのですか、令和８年度からは。

○森　一人議長　答弁できますか。答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　現在、国から示されております加入者１人当たりの支援金額というのは、令和８年度の見込額というのはあるのですけれども、それは国民健康保険だと250円、後期高齢者の関係は１人当たりは200円というふうに、１月当たりなのですけれども、まだこの額のほうは見込額というふうな形で、決定ではございませんので、そのうちまた詳しい通達のほうがあるかと考えております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　22ページの道路修繕事業について質問いたします。

780万円増ということで、区長要望道路修繕経費を補正するものとあります。これは例えばどこをどうしたのかということと、区長の要望が何件あって、何件直したかということをお聞きします。

また、この補正して7,500万円という予算の中で、全体で緊急性のある案件があったかどうかお聞きします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、22、23ページの道路修繕事業の区長要望の関係なのですけれども、現在区長要望に関しましては、これまで令和７年度に入りまして24件の要望をいただいております。修繕対応必要が今後10件ほどありまして、また砂利敷き、こちらの要望が令和６年の実績で20数件ございます。こちらのほうも、また今後同じような形で砂利の要望がございますので、これに関わる費用を補正させていただくものでございます。主に現在の道路構造上、修繕が必要な形としましては、道路の土留め工事ですとか、あとは歩道の修繕工事、それから側溝修繕工事、あと舗装修繕工事といったもので、現在24件させていただいているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　これはいつ自分で質問したか忘れてしまったのですけれども、この予算はどの程度最初から分かっているものかと質問をした記憶があるのですけれども、そのときに、その年、その年で要望があったらするという答弁だったかと記憶しておりますが、この24件は、７年度に入ってから24件要望があったのかお尋ねいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　件数についてお答えさせていただきます。

区長要望につきましては、毎年数多くの要望をいただいております。当然費用がかかるものもございまして、その時々の予算措置状況において対応させていただいているところでございます。また、難しい工事につきましては、改めて工事を積算するなどして発注を考えていくということで、すぐに対応できるものと、そうでないものがございますので、複数年またがって区長要望に対応せざるを得ないようなものもあります。今回のその24件につきましては、過去の区長要望も含めまして要望対応させていただいている修繕事業になります。

以上でございます。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　最後に確認ですけれども、緊急性のある案件はなかったということでよろしいですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　緊急性についてお答えさせていただきます。

やはり、道路の利用上問題があるような場所につきましては、当然緊急性のあるものがございます。そちらにつきましても、この24件の中には、ちょっと今申し訳ございません。細かいところで

は場所は分からないのですけれども、緊急的に対応させていただいている物件はございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　私のほうは１点です。

25ページの杉山城跡のところの土地評価額鑑定委託料というのがあるのですが、その目的についてお聞かせください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えいたします。

国の指定史跡である比企城館跡群の杉山城跡なのですが、こちらは平成20年度に国の指定史跡となりまして、基本的に国の指定史跡につきましては、原則公有地化を図るということが求められております。そのため、平成25年度から集中的に３年間公有化を図っておったのですが、なかなかそのときに全部公有化できなかったものがありまして、今回土地の所有者から土地を譲っていいという申出がありましたので、補正をさせていただきました。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　12、13ページの新規の妊婦のための改修関係なのですけれども、ここに産婦の事業補助金が20万、国庫補助金になりまして、次のところの歳出で財源更正が行われています。そして、電算委託料169万2,000円、これは何か新規にこのシステムの改修が必要になったというようなことなのか。それとも、20万のこの財源更正は、事業費の人員が増えたことによって、このような歳出の予算に組まれているのか、これが１点です。

それと、先ほどのまちづくり整備課と、それから菅谷の36号線になるのですけれども、まちづくりの３か所ということで、この予定される期間というのはどのぐらいを予定されているのでしょうか。

それから、この36号線の先ほどの土地の借上げも、４か月というような形で組まれていますけれども、これについても４か月ぐらいで、この工事が終了するというふうに捉えておいてよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○森　一人議長　それでは、順次答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

12、13ページの妊婦のための支援給付金につきましてお答えさせていただきます。こちらにつき

ましては、妊娠して５万円、出産して５万円という給付金のシステム改修になるのですけれども、こちらにつきましては給付金の自治体間の情報連携に伴う改修工事になりますので、歳出のほうの電算委託料の169万2,000円に対する補助金になります。

それから、その下の産婦健康診査事業補助金につきましては、こちらにつきましては当初予算に計上すべきところだったのですけれども、前年と補助金の分類が変更となりまして、見落としてしまいましたので計上させていただくものです。ですので、産婦健診は１人5,000円ですので、80人ぐらいを計上させてもらったので、２分の１の補助率ですので、20万円を計上させていただきました。

以上です。

○森　一人議長　続いて、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、お答えさせていただきます。

交通島の関係なのですけれども、今現在、先ほど申し上げました36号線の雨水管工事、それからまたその上の道路工事の終了後、いわゆる大型車両等が通らなくなった時点での工事の発注を考えておりますので、今現在の36号線の工事の後になる形になります。３か所ですけれども、規模が小さいものですので、そんなに期間がかからない。設計から発注、完了までということでは、そんなに期間はかからないものだと思っております。具体的な施工期間は今分からないのですけれども、申し訳ございません。

以上でございます。

○森　一人議長　続けて、清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　私のほうからは、菅谷36号線の雨水管の整備工事についてお答え申し上げます。

こちら、既に契約済みでございます。実際の工事に入る段階でございますけれども、９月から12月、本年度いっぱいの５か月間を一応予定させていただいております。既に前払いで９月の分は地権者にお支払いしております。それは予備費で対応させていただいております。この議決をいただいた後、10月分からの４か月間は、全部でそうしますと５か月間の工事期間という予定でおります。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　36号線のほうの工事期間は大体分かりました。

そうすると、今まちづくり整備課の課長にお答えいただいたように、これが終わってから発注に入っていくとすると、どうなのでしょうか、この工事全体がそこのところが、誘導地区が終わって西口の整備が完了という形で私は理解しているのですけれども、いかがなものでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、その交通島の完了をもって西口の整備完了と思っております。ただ、今現在タクシープールになっているところの部分のシートで覆われている部分がありますけれども、そちらは今回の西口整備ということではなくて、今後そこの利活用についても検討はしていく形ではありますけれども、一応道路整備事業を含めまして、西口の整備は交通島をもって完了と考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第39号　令和７年度嵐山町一般会計補正予算（第２号）議定についての件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

執行部の退席に伴って、トイレ休憩のみということで暫時休憩を取りたいと思います。再開時間を４時15分といたします。

休　　憩　午後　４時０７分

再　　開　午後　４時１３分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第20、議案第43号　令和７年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第43号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、令和７年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、事業収益に12万1,000円を追加し、総額を５億6,912万1,000円とし、事業費用に860万円を追加し、総額を５億1,760万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的支出に4,916万円を追加し、総額を７億1,486万円とするものであります。

このほか、継続費の変更が１件、債務負担行為の設定が２件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第43号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の81ページをお願いいたします。３条予算、収益的収入及び支出の収入は、第３項の特別利益に12万1,000円を追加し、事業収益補正後の額を５億6,912万1,000円とするものでございます。支出は、第１項営業費用に860万円を追加し、事業費用補正後の額を５億1,600万円とするものでございます。

４条予算、資本的収入及び支出の支出は、第１項建設改良費に4,916万円を追加し、資本的支出補正後の額を７億1,486万円とするものでございます。

５条予算、継続費につきましては、６年度に設定しました水源浸水対策工事の総額を6,350万円追加し、５億1,020万円に、年割額、７年度事業分に同額を追加し、２億9,520万円と補正するものでございます。

82ページをお願いいたします。６条予算、債務負担行為からは、下段注意書きにありますとおり、地方公益企業法に規定する様式に準ずるため、当初予算と比較しての条ずれの補正もさせていただいております。

債務負担行為の追加でありますが、１つ目が新たに嵐山町上下水道事業システム導入更新事業を設定しております。水道の水道料金企業会計システム導入費は、当初予算に計上しておりますが、来年度計上予定であります下水道事業会計システムの更新事業について、上下水道会計の業務効率化とコスト削減の観点から債務負担行為を設定し、両会計同時に導入と更新を実施するものであります。期間は本年度から８年度まで、限度額は上下水道事業システムの導入と更新業務に要する額であります。

２つ目は、第３次水道事業基本計画水道ビジョンの策定業務委託であります。こちらにつきましても当初予算に計上済みでありましたが、期間的等の理由により契約に至らなかったため、債務負担行為を設定するものであります。期間は本年度から８年度まで、限度額は策定業務に要する額としております。

７条予算から10条予算につきましては、当初にご説明申し上げました条ずれを改めるものでござ

います。

それでは、第３条予算並びに第４条予算の細部につきましてご説明申し上げます。補正予算書の93ページをお願いいたします。水道事業会計予算執行計画（補正第１号）により説明させていただきます。収益的収入及び支出の収入につきまして、１款３項１目のその他特別利益の貸倒引当金戻入は、令和６年度に引き当てた貸倒引当金を令和７年度に戻入して収益化するものでございます。貸倒引当金率の再算定により引当額が少なくて済みましたため、12万1,000円を追加で戻し入れ、収益化するものでございます。

次に、支出でございますが、１目原水及び浄水費から３目総係費までの人件費に係る補正は、水道担当職員６名の人事異動に係る補正であります。

94ページ、３目総係費の10節印刷製本費は、パンフレット作成費50万円、13節手数料は、経常的に利用している刊行物等のデータ利用料を34万7,000円と新たに追加するものでございます。

また、14節賃借料につきましては、水道料金システム用のパソコン類のレンタル及びリースにつきまして、第６条予算、債務負担行為上下水道システム入れ替えに伴い、49万9,000円全て減額するものでございます。

資本的収入及び支出の支出、１目事務費の人件費に係る補正は、水道担当職員２名の人事異動に係る補正であります。合わせて４万円の減であります。

２目浄水場施設費は、第５条予算、継続費の総額及び年割額の補正に伴いまして、水源浸水対策工事の７年度事業分を4,920万円追加し２億9,520万円とし、浄水場施設費の総額、補正後の額を３億8,820万円とするものでございます。

議案第43号の細部につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　94ページの印刷製本費なのですが、啓発冊子作成となっていますが、何を啓発するのか伺いたいと思います。また、冊数ですね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

こちらにつきましては、議案の36号、37号、38号で給水条例及び下水道条例、浄化槽条例の一部改正を上程する予定でございますけれども、それについて料金が変更になる場合におきまして、周知用のパンフレットを１万部印刷する。水道用と下水道用のパンフレットを１万部印刷する予定となっております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　上下水道一緒というふうな形で見て、同じ用紙の中にパンフレットができるということか、水道用と下水道用とそれぞれ分けて１万部ずつということなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　Ａ３のカラー印刷で、１枚目が水道に係るもの、それで２枚目に下水道と浄化槽に係るものを併せて配布する予定でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　表裏という形になってくるのか、１枚ずつという形でそれぞれ別のものになってくるのか。１万部というと、嵐山町の世帯数よりも多いですよね。だから、それは転居される方とか、その方たちにも配布するという形で、転入される方たちにも配布するという形で作られるのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　水道用、下水道用、浄化槽用を１枚に印刷することはできませんため、１ページ目、２ページ目が水道用、３ページ目が下水道用、４ページ目が浄化槽用という４ページを今予定しております。それで、１万部というのは、8,500世帯嵐山町全戸に配布いたしまして、残りの部分については施設とか窓口とか、そういったあらゆる場所に置く予定となっております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第43号　令和７年度嵐山町水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第21、議案第44号　令和７年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第１号）議定

についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第44号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、令和７年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。収益的収入及び支出の予定額について、事業費用を1,744万7,000円を減額し、総額を６億1,955万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　議案第44号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の108ページをお願いいたします。下水道事業会計予算執行計画（補正第１号）によりご説明させていただきます。収益的支出の補正のみとなります。１款１項１目管渠費の２節委託料は、ストックマネジメント計画策定業務委託料を契約額確定に伴いまして、当初4,030万円から1,600万円を減額いたしまして2,430万円とし、１目管渠費の補正後の額を5,760万円とするものであります。

同じく４目総係費の１節報酬は、会計年度任用職員報酬を117万5,000円全額減額するものでございます。

２節給料及び３節手当につきましては、下水道担当職員の異動に伴いまして、給料は14万4,000円、手当は12万8,000円減額するものであります。これによりまして、４目総係費は144万7,000円減額し、補正後の額を6,815万3,000円とするものでございます。

101ページ以降にあります予定キャッシュフロー計算書等につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

補正予算１号につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第44号　令和７年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○森　一人議長　お諮りいたします。

議事の都合により、８月29日を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、８月29日を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時２９分）

令和７年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

９月１日（月）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第８番議員　　吉　本　秀　二　議員

第４番議員　　宮　本　大　裕　議員

第３番議員　　橋　本　　将　議員

第５番議員　　狄　守　勝　義　議員

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬　一　哉
書　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　長
中　嶋　秀　雄	副町長
萩　原　政　則	総務課長
安　藤　浩　敬	地域支援課長
中　村　　寧	農政課長
馬　橋　　透	企業支援課長
下　村　　治	教育長
髙　橋　喜代美	教育総務課長
青　木　正　志	生涯学習課長
中　村　　寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和７年第３回嵐山町議会定例会第５日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

皆様にお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話はご遠慮ください。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問、答弁の繰り返しにならないよう、先に質問した方への回答で納得が得られる場合、再質問からお願いいたします。

◇　吉　本　秀　二　議　員

○森　一人議長　それでは、本日最初の一般質問は、受付番号１番、議席番号８番、吉本秀二議員。

質問事項１の千年の苑ラベンダー園の今後についてです。どうぞ。

○８番（吉本秀二議員）　皆さん、おはようございます。議席番号８番、吉本秀二です。議長からご指名をいただきましたので、一般質問を行います。私の一般質問は、千年の苑ラベンダー園の今後についての１問についてです。

本年度のラベンダーまつりは、運営方針も従来方式を一変させ、ラベンダーの生育も悪いことから、入園料無料ということでの開催になりました。私も会場を見させていただき、無料開園もやむ得ないなと感じるほどラベンダーの生育状況の悪い状況がありました。そこで、ラベンダー園の今

後についてお伺いをさせていただきます。

（１）、今年度の収支の詳細について。

（２）、新方式の運営における成果と課題について。

（３）、ジニア（百日草）畑の狙いとイベント結果について。

（４）、今後の千年の苑ラベンダー園構想について。

（５）、今後の千年の苑ラベンダー園の管理について。

ア、専従、パート、苗木委託人員など。

イ、除草、剪定、補植作業状況など。

よろしくお願いします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（５）について答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　それでは、順次お答えいたします。

質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。今年度のラベンダーまつりの総収入は981万521円でした。内訳としましては、駐車場料金464万5,200円、摘み取り体験料金202万円、クラフト体験料金56万8,000円、シャトルバス運賃30万8,700円、物品販売等117万894円、刈り取りイベント収入６万3,000円、協力金105万7,727円となります。

総支出は896万3,345円でした。内訳としましては、イベント委託料569万4,684円、スタッフ人件費104万8,157円、仮設トイレ等借上料30万9,264円、宣伝費30万3,056円、商品仕入れ代53万4,008円、消耗品費60万6,738円、その他雑費10万7,038円となります。差引き84万7,176円の黒字でした。このほか、イベント広場の物販やキッチンカー、または町内の店舗等の売上げといった一定の経済効果もありましたが、まだまだ改善できる部分がありますので、研究してまいります。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。成果としましては、見学料を無料にしたことにより、ラベンダー園への入場規制や見学料の徴収をする必要がなくなり、大幅な人員削減ができ、イベント会社への委託料や人件費を抑えることができました。課題としましては、祭りを運営する際の警備や摘み取り、クラフト体験等の人材の確保が挙げられます。細かい改善点は多々ありますが、新方式での運営の方向性はおおむね合っていると認識しております。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。ジニアエリアにつきましては、生育状況からラベンダーに向かないと判断し、ラベンダーの植え付けを断念しました。雑草に覆われるのを防ぐため、ジニア（百日草）を播種したものです。

今回のイベントにつきましては、千年の苑の新たな魅力創出や収入増につなげられるかなど、ニーズを把握する目的で実施いたしました。告知期間が短かったことや初日の悪天候もあり、２日間で参加者10人、収入5,000円でした。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。千年の苑につきましては、今後もラベンダー

を中心とした観光農園として運営していく予定です。あらゆる可能性を検討していく中で、ラベンダーの作付面積の範囲の見直し等を行い、管理が容易な体制を構築していきたいと考えております。

続きまして、（５）のア、イにつきましてお答えいたします。圃場の管理につきましては、観光協会がらんざん営農へ作業委託をしており、専従１名、パート12名のシフト制で管理しております。除草、剪定作業は、例年の時期や圃場の状況により内容を変更しながら実施しており、補植作業は11月後半と３月前半に実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　１から５まで関連しておりますので、一括してのお伺いでお願いします。

2025年ラベンダーまつりが６月６日から22日までの17日間、これまでの運営方式を見直された形でイベント運営ということで、職員の皆様にも大変なご協力をいただきましたことにまず感謝を申し上げたいと思います。

今年度のラベンダーまつりの収入を伺いました。昨年の収支を伺いました。昨年の第４回定例会で、日高市の曼珠沙華まつりや越生町の梅まつりでは、自前でイベント運営を行い、1,500万円程度に支出を抑えているということで、ラベンダーまつりも一括で運営委託ではなく自前でと提言させていただきましたが、今収支のご答弁をいただいて、支出総額が896万3,345円に収まっております。

一般質問の私の資料を作っておりますので、資料の２ページ、千年の苑ラベンダーまつり収支状況、これはこれまでの一般質問に対する答弁から、数字ですから、答弁から拾った数字です。項目的に統一されていませんが、参照していただきたいと思います。やはり支出面で随分と抑えることができたわけであります。収支がある程度計算できるようになれば、あとはいかにしてイベントで収入を得るかということになります。そこで、本年の収入の状況について、この後も質問する方がいらっしゃいますので、もう一度確認をしていきたいと思います。

駐車場料金464万5,200円、摘み取り体験料202万円、クラフト体験56万8,000円、シャトルバス30万8,700円、物品販売等114万7,894円、刈り取りイベント収入６万3,000円、協力金105万7,727円、このような収入になっております。そこで、何点か数字についてお伺いをしていきたいと思いますが、まず本年の入園者、数字を取っておられましたら、入園者数についてお伺いをしたいと思います。また、これは全て数字で一括しておりますので、続けて重ねて質問したいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○森　一人議長　一問一答なので。

○８番（吉本秀二議員）　駄目でしょうか。

○森　一人議長　一問一答方式でお願いします。

○８番（吉本秀二議員）　それでは、入園者数についてお伺いをいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　それでは、入園者数についてお答えいたしますが、これにつきましてはイベント広場のゲートから入場された方のみカウントしております。その人数としましては、１万4,862人となっております。町内外のカウントはしていないのですけれども、そのゲートを通らないで来られている方も相当数いたと認識しております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　ちょっと聞き取れないところがありましたけれども、１万4,862人でよろしいですか。それでは、協力金が105万7,727円いただいておりますけれども、これは何人でこれだけの金額になっているかお伺いをいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

協力金につきましては、任意でいただいておりますので、人数のカウントはしておりません。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　せっかく協力いただいたのに数えていないというのはちょっともったいないなという気がいたします。カウントする方法もあるのではないかと思うのですけれども、任意ということだから、カウントしなかったというのですけれども、その辺は今後検討していただいたほうがいいかなと思います。

それでは、駐車台数について、バス、乗用車、オートバイ、それぞれ何台だったか、お伺いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　把握できた駐車台数ですけれども、普通車4,556台、大型車30台、バイク13台、身障者免除117台でございました。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　それでは、出店者の総売上げ、これは21店舗あるというふうに観光協会の資料に出ておりますけれども、総売上げは幾らか、これを教えていただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　イベント広場での売上げを申し上げます。

合計で877万5,900円と出ております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　それでは、キッチンカーの13車の売上げは分かりますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　キッチンカーの合計ですが、合計592万2,010円と出ております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　摘み取り体験、クラフト体験等の体験者の人数は分かりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

１人1,000円いただいておりますので、摘み取り体験が2,020人、手芸教室568人となっております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　では、物品販売のうち、ラベンダーの苗の販売数とか、あるいは金額、ラベンダー製品等の販売状況は分かりますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　そこまで細かい集計がまだ出ておりません。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　無料の入園ということで、収入のほうも随分前年度から見ると減っているわけです。しかしながら、これだけ１万人という人が来ていただいたと。花の芽も大変小さい中、来ていただいたと。ありがたいことだと思っております。やり方次第では、これはまだまだ希望や望みがあるのかなというふうに私も思っているところです。

それで、（２）で成果と課題についてお伺いしましたけれども、人件費は抑えることができたと。課題としては、体験の人材の確保が挙げられると。細かい点は数々あるということで、いろいろとこれからもまだまだ検討されていくことになると思いますけれども、これだけの体制で、今人員の確保が挙げられておりますけれども、祭り本部、駐車場の誘導、交通の整理、場内案内等々、配置の部署別の人員について、前年度と比較しての数は答えられますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

前年度との比較はちょっとできないのですけれども、今年度につきましては、イベント広場の中の人数、こちらにつきまして、お答えでも出しているのですけれども、無料にしたことによって、そこの管理が非常に手間がかからなくなったといいますか、そういったところで２名から４名ぐらいで、入り口のところはそのスタッフの人数で行けました。昨年は、そこで料金をいただいたりですとか、さらに入場を規制するという意味で入り口を全て封鎖したりとか、かなりの人数を割いていましたけれども、その辺でかなり経費も削減できましたし、人数も削減できているというところになります。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　この質問をしたのは、運営上の体制で、入園者の安全の確保とか、あるいは案内等のサービス、こういったところで問題はなかったのかと。安全に、しかも満足してもらえるようなサービスで来ていただいて、帰っていただくことができたのかと、この辺についてお伺いしたいと思ってお尋ねしています。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

安全面につきましては、基本的にはスタッフが園内を常に巡回するような形で見回りながら対策をしておりました。中には、熱中症等、具合の悪くなった方もいたのですけれども、早急に対応させていただきまして、問題なく運営できたというふうに把握しております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　今熱中症のお話が出ましたけれども、私も開催日の気温について熊谷気象庁の調べで見てみましたところ、６日が31度、７日が30.7度、15日が31.3度、16日が31.9度、17日が37.2度、18日が35.6度、19日が35.8度、20日が32.5度、21日が33.9度、22日が36.6度と、こういうことで大変猛暑の日も５日間ありまして、６月のイベントとしては大変厳しいものがあったのではないかと思います。こうした暑さ対策に対する課題等はなかったでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、やはり暑さ対策というのは来場者も含めてスタッフのほうもありまして、その辺のところは来年かなり課題かなというふうに考えております。来園者の方の暑さ対策につき

ましては、クールオアシス的なところを設置しないといけないかなというふうに考えておりますし、スタッフのほうも、今ファンつきの洋服とかもありますので、そういったところで対応していきたいというふうに今のところ考えています。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　もう大変な猛暑の中ということで、今までは異常気象ということで言われておりますけれども、これからは数年こういった状況が続くのではないかというようなことも考えられます。ぜひそういった暑さ対策についても、警備あるいは来園者を含めて、いろんな対策をしていっていただきたいと思います。

ここまでは、今年度のラベンダー園でのイベントを少し確認させていただきました。しかし、私が本当に議論をさせていただきたいのは、千年の苑ラベンダー園を今後どのようにしていくのかということでございます。まず、一般質問資料の１を見ていただきたいのですけれども、ラベンダー園がどのようにして始まったかということを、千年の苑ラベンダーまつりの実施状況を資料１で書いております。資料２では、先ほども話しましたけれども、一般質問の答弁からの実施結果の数字を拾ってまとめてみたものです。

資料３は、これまで各議員が定例会で千年の苑ラベンダー園を一般質問した状況です。議会だよりで拾い、議事録も、流し程度ではありますけれども、確認をさせていただきました。資料にまとめた内容は、ほぼ議会だより記載のものを要約しています。議会だよりに記載していない方もいらっしゃいますので、漏れがあるかもしれませんけれども、漏れがありましたらお許しいただきたいと思います。

資料１の経緯、由来、これをちょっと読んでみますと、経緯につきましては、農業人口の減少や高齢化により、耕作放棄地、遊休農地の増加等、農業の活性化を対象として、農業と観光と歴史文化をつなげた付加価値が求められていた。地方創生交付金事業として計画案を提出し、国から計画案が認定されたと、こういった経緯があります。ラベンダー選定の理由としましては、大規模な圃場一面を紫一色で染めることにより、自然豊かな景観とマッチした特徴的な地域が生まれ、都市型観光農園として集客が望める。また、ラベンダーはドライフラワー、ポプリ、オイル等による６次産業化を目指せる。さらには、農家によるラベンダーの苗木の販売等、農業振興にもつながる、こういうようなことで選定をしております。

千年の苑の由来ですけれども、鎌倉武士のかがみとまでたたえられた畠山重忠公が居住していた菅谷館跡から見下ろせるこの地は、木曽義仲公生誕の地の近くでもある。冷酷な面を持つ源氏一族の中でも純粋で素直な心を持つと言われている木曽義仲公、剛勇かつ公正であり、優しい人柄と言われている畠山重忠公は、乱世を望まず、穏やかな世の中の実現を真に願っていたに違いない。当時から約1,000年の時を経た現在、この思いを込めた美しい地をつくるという意味を込めて千年の苑

ということで命名したと、このように由来があります。このように壮大な思いを込めて取り組んだ事業だったわけです。

投じられた資金は、平成28年度から令和２年度までに、国から１億3,947万2,621円、町から１億2,893万262円、合計２億6,840万2,883円が投じられています。その後も地方創生推進交付金を、ラベンダー園だけではない交付ではありますが、令和２年から令和４年度まで交付を受け、ラベンダー園にも投じられているものと思います。そして、これだけの議員がほぼ毎定例会のように千年の苑ラベンダー園について一般質問をしています。いかに大きな期待を持ち、いかに落胆し、いかに観光農園を何とかできないかといった表れではないかと思います。まず、このことについて、馬橋企業支援課長はこれをどのように受け止めておられますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

吉本議員におかれましては、かなり大変な資料を作成していただきまして、ありがとうございました。私のほうも毎回議会のほうで聞いておりますし、皆さんの期待とか、それから失望というところもかなり感じているところでございます。ラベンダーまつりにつきましては、毎年ほとんどの年が赤字というような形で、交付金を除けば赤字というような形で運営していましたので、祭りを開催して赤字ではちょっとどうしようもないということで、祭りにつきましては黒字に転じられるように今年度実施したつもりです。また、今までのことは今までのことで、当初10ヘクタールのところに全面ラベンダーを植えて、それから日本一というところを目指してスタートしたわけですけれども、皆さんご存じのとおり、気象ですとか土壌、そういったところでラベンダーの生育がかなり難しいということが途中でかなり分かってきました。

そこで、面積等も管理しながら、現在では、以前は10ヘクタールのところに全面ラベンダーを植えていましたけれども､そこを4.7ヘクタールのところで何とかできないかというところでやっております。そういったところも今後は全面的に見直して、ラベンダーを中心にやるという方向性は町として変わりませんので、当面のところは観光協会とも当然相談しながら進めていかないと、町の一存ではできませんけれども、観光協会のほうとも協議しながら、そのラベンダーの作付のところとかを研究しながら、皆さんに喜んでもらえるような千年の苑にしていければというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　今課長からお答えをいただきまして、方向性はもう出ているなということで、私との議論も一致しているところなのですけれども、より深掘りをして、そこのところをしっかり根底から見詰めていきたいと思いますので、課長の答弁でも、それで私は結構方向性は出てい

るなということで思っていますけれども、同じようなことをまた繰り返して質問していきますが、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それで、このラベンダー苑の歴史から私は語っていきたいなと思っていたのです。平成26年５月に日本創生会議からの提言による消滅する市町村ということがきっかけで全国的に地方創生ということが叫ばれまして、これに対応してきたわけです。この嵐山町においても、そういうことでこの事業計画を国に出して、補助金をいただいてこの事業に取り組んだわけなのですけれども、それも細かく書いてきたのですけれども、省略いたします。副町長もよくご存じで、町長はもちろん、ここにいる方もかなり知っている方ばかりなのですけれども、これは省略させていただきますけれども、ここまでのラベンダー園の経緯だけを皆さんにご紹介しておきたいと思います。

ラベンダー園は、10ヘクタールを集約、賃貸契約して、平成30年のプレオープン時には６ヘクタール、４万株が植栽されまして、プレオープンしました。その秋には８ヘクタール、５万株になり、富良野のファーム富田の観光部分のラベンダー畑が５ヘクタールでしたから、この時点で面積は日本一になりました。現在ファーム富田はオイル14ヘクタールも観光にしておりますので、嵐山町は足下にも及ばないところではあります。

そして、令和元年に本オープンいたしました。プレオープンより入園者は１万人減りましたが、それでも６万7,000人のにぎわいを見せました。しかし、その年の長雨と草の繁茂による蒸れで多くのラベンダーが枯れる大ダメージを受け、令和元年の第３回定例会では、私の質問に対し、岩澤町長は、日本一にはこだわらない、管理に重点を置くということを明らかにされました。同年第４回定例会の一般質問では、令和２年度のラベンダーまつりを行わないという決断も答弁されております。開催の方向であっても、コロナウイルスの関係でこれは中止せざるを得ない状況ではありましたけれども、現実的にはラベンダーまつりができないというのが事実です。翌令和３年にはコロナ感染が収束しないために中止になっております。

この間、ラベンダー枯れの調査もされておりまして、ラベンダーは水はけがよく風通しのよいところを好み、土壌のｐＨも大切ということで、町も対策に乗り出しました。弾丸暗渠を整備し、圃場の排水対策を行いました。畝を高くし、畝と畝の幅を広げ、風通し対策も行いました。ｐＨの検査を行い、石灰、薫炭等を入れ、土壌改良も行いました。暑さに強いラベンダーの試験栽培も行っていて、本年は11種類のラベンダー栽培をしております。

植栽面積については、令和元年の安藤副町長の答弁では、嵐山町は６ヘクタールが限界だという答弁をされております。その後、ラベンダー園は、マイラベンダーを除いて４ヘクタールは確保したい、他の花も４ヘクタールはという課長の答弁があります。

管理運営体制面では、当初、千年の苑事業推進協議会、これをつくって始まったわけですが、令和３年から一般社団法人嵐山町観光協会に変わっております。令和４年にラベンダーまつりが復活し、令和５年、令和６年と実施ができたのですが、令和６年の台風豪雨でまたダメージを受け、本

年度は生育不足ということで、花が小さいということで入園料を無料とし、イベント状況は先ほど答弁いただいた状況でございます。

議会の動きといたしましては、令和４年10月26日に町に対し、千年の苑ラベンダー園運営事業について４項目を提言されています。令和４年度までの地方創生推進補助金を活用して、製油機等の備品も購入されております。

以上が大まかな経緯をまとめてみたものですけれども、さて改めて今後ラベンダー園をどのようにしていくかということで、先ほど課長から答弁いただきました。しかし、議会の提言も踏まえてもう一度ご答弁いただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　課長のほうからは一度答弁をさせていただきました。その答弁につきましては、吉本議員に評価をいただいたというふうに感じております。そして、改めまして千年の苑についての経緯を含めて議員からご説明をいただきました。まさに議員がおっしゃるとおりの経過でございます。当初の目的もそうでありますし、また現在の状況も今説明をしていただいたとおりというふうに認識しております。

そういった中で、千年の苑事業というのは、議員のご説明の中にもありましたとおり、当初の目的というのは非常に壮大な事業目的がございました。しかも、これは嵐山町にとって新たな挑戦ということの事業展開で始まったものでございます。その中で、年数を経るに従って、様々な困難、そして課題、それが現れてまいりました。今議員からご説明のあったとおりでございますが、当初このラベンダーを栽培するについても、私の記憶では、最初は10種類から15種類ぐらい、この嵐山の地においてどのラベンダーが栽培に合うかということを含めて試験的な栽培を行ってきたと。その中で、グロッソという品種がやはり一番嵐山に合っているのではないかという形で、これも絞り込まれてきた。こういった経緯の中で現在のラベンダーが植栽されていると。

また、当初予定されていなかったような事態が数々生じてまいりました。当初プレオープンでは６万人から７万人、このままさらに充実をしていけば、この人数というのはさらに拡大されるのではないか、そういった期待もある中でこの千年の苑事業が進んできた。つまりはラベンダーまつりだけではなくて、年間のいわゆる圃場管理費、順調にいけば、こういったものが賄えるような期待がされるのではないかという事業計画を見直し、見直しやってきたわけでございます。しかしながら、現実として今現状がある中では、コロナがあり、またそこでの観光需要というものが大きく変わったということもあります。そして、昨年、今年の異常なる暑熱といいましょうか、この気候、こういったものも当初では想定されなかったものでございます。

そして、もう一つ大きな要因というのは、その管理というものが今議題にもなっておりましたが、単に人を確保するということについても、今シルバー人材センター等でも草刈り施業等の需要はあ

るけれども、それに対応する人員の確保が難しいという状況があると。また、この営農さん、圃場整備、千年の苑の管理をお願いしておりますが、そういった中で人を確保しようと思っても、なかなかその人数も確保できないという現状もございます。こういった中で、現状を踏まえ、観光客数のやはり一番嵐山町としての期待するところは、当初の６万、７万ではなくて、今年度、昨年度等を踏まえ、今後の見込みも踏まえると、やはり３万人程度を一つの枠として捉えて考えていくというのが一番現実的な捉え方ではないかと、こういったことも考えているところでございます。しかしながら、この千年の苑事業については、この当初の目的と併せて非常に成果も上がってきているということも実際にあろうかと思います。

以前ちょっとお話ししたかもしれませんが、嵐山町の新たな名所として、観光名所というだけではなくて、町民にとって誇り得る名所、こういったものをつくり上げていくというのもこの千年の苑事業の大きな目的であったというふうに思います。実際こども計画をつくる際の子どもたちのアンケート、幼稚園から青少年に至るまでのアンケートを取っても、嵐山町で一番好きな場所、そして嵐山町をほかの町村に紹介したい場所という中では、嵐山渓谷、そして桜、いわゆる都幾川の桜堤ですよね。それと、このラベンダー園、千年の苑、これが子どもたち、青少年にとっての嵐山町の誇るべき場所、そういうふうに印象づけられて、心象風景として、これが誇るべき場所という形になっているということは非常に大きなことだろうと。何よりも嵐山町はラベンダーの町ですと、嵐山渓谷というすばらしい名所の町ですと、春には桜の並木がすばらしい場所ですという、この紹介に誇り得るというような、こういったものを形づくってきたというのがこの千年の苑事業の大きな目的だというふうに考えております。

今議員からおっしゃられましたように、この千年の苑事業、ラベンダー園をいかに今後に現実を踏まえてつないでいくか、これが嵐山町にとっての大きな課題だと。また、命題であるというふうに考えておりますので、議員の皆様方の様々なご意見をいただきながら、観光協会ともしっかりと協議をし、この千年の苑事業をさらに活力ある、また有意義なものとしてつくり上げていくということに力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　副町長はもう知り尽くされている方でございますので、繰り返しの私の質問ももう分かっているよというような話になってしまうのですけれども、ただ今課長、副町長にしっかり答えてもらったのですけれども、過去の答弁で、藤野議員の質問に対して、コロナで２年間イベントもできなかったけれども、少しは利益を上げられるような形の方向を考えていくと。ラベンダーが続けられるかどうか心配というのは、たくさんの方が思っていると。けれども、補助金事業として補助金を受けていますので、補助が終わってからおおむね２、３年は会計検査の対象期間に入りますので、今年度で補助事業は終わりますけれども、令和７年もしくは令和８年度ぐらいま

では会計検査の対象という形に入ってきますので、その辺まではやっぱりラベンダー自体をやめるわけにはいかないということは思っています。最低４ヘクタール、ここは確保しながら、場合によっては違うようなことも考えながら、これはラベンダーの状況に応じて考えていかなければならないというようなことで、いろいろ話しておられるのですけれども、令和７年度、最低限そこまではラベンダーを中心に考えていけばと。これを全部読みますと、やりますよとは言っていらっしゃいますし、そうは言いながら会計検査が終わるまではしっかりやっていきますというような答弁にもなっておりまして、ちょっと私は心配かなと思ったのですけれども、この辺の心配はしなくて、嵐山町はしっかりラベンダーでやっていくのだということでよろしいかと思うのですけれども、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　答弁させていただきます。

千年の苑の運営につきましては、本年のラベンダーまつりを終了し、実はこの議会の開会直前にこの内容について検討会議を開きました。まず、来年に向けましては、時期を１週間ずらした形でラベンダーまつりは実施していきたいということを決めました。というのは、１週間ずらしたほうがグロッソの開花状況が非常に合ってくると。しかも、議員のご質問にもあったように、摘み取りということを非常にお客さんにとっては楽しみに来られているということで、グロッソの最盛期に合わせた形で摘み取り期間を合わせていこうと。そうすると、そういった収入増も見込める、またお客さんの満足度も上がるということで、まずは開花時期に合わせて１週間ずらすということ決めました。それから、もう一点決定したことについては、来年度も無料開催をしていくということを決定をいたしました。これについては、来年度のことでございます。

それに合わせて、来年度以降の千年の苑の運営についても協議をいたしました。実は来年の８月をもって、現在の農地のいわゆる借用契約が切れてまいりますが、来年度以降につきましてもさらに千年の苑については活用を図っていくという形で、営農さんと観光協会という形で継続してこれを借り上げていきたいということで決定をしております。ラベンダーについては、廃止とか、そういったことは一切考えておりませんで、再三申し上げておりますように、千年の苑というよりも、町民の皆様にはラベンダー園という形で恐らく心に残っておられると思いますので、それをいかに継続して、さらに充実をしていくかと。ただし、先ほど申し上げましたように、その管理という点におきましては、やはり管理をできる範囲というもの、要するに十分なラベンダー園として管理をする部分というのはある程度見直しを行っていく必要があるのではなかろうかというふうに考えております。それ以外の部分については、さらに千年の苑の当初の目的に合ったような活用方法を考えていきたいということで、見直しはあろうかと思いますが、ラベンダー園については今後より充実した形でしっかり管理をしていきたいと、このような形で考えておりますので、来年、再来年度

でやめるという方向性は今現在持っておりません。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　大変心強いご答弁をいただいたと思うのですけれども、議会からも四季折々の花ということで提言もしております。この４ヘクタールの四季折々の花ということに対して、先ほど課長からも少し聞いたのですけれども、この四季折々の花についての考えについては、どのようにお考えになっていますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

四季折々のといいますか、ラベンダーの作付場所をこの後見直そうかというふうに考えております。それ以外の場所につきましては、今後観光協会とも協議しながら、どのような形のものがいいのかというのを少し検討させていただければと思っております。ポピーと、昨年度クリムソンクローバーを作付しましたけれども、そちらにつきましては、今回適切な時期に耕うんしておりますので、恐らくまた同じ花が咲くのではなかろうかというふうにちょっと期待しております。百日草につきましては、今回種を採取してみて、それが取れるかどうかちょっと分からないのですけれども、取った種をちょっと播種してみて、出るかどうか、その辺もちょっと実験的にやってみたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　分かりました。私が一番懸念をしているのは、先ほど答弁もいただいておりますし、馬橋課長のほうからもお話しいただいているのですけれども、大きな懸念を持っているのは、このラベンダーの管理体制について、専従１名、パート12名でシフトしているというのがありましたけれども、ラベンダー園と残りの４ヘクタールの花、それをやっていくだけのマンパワーが足りているかというのを私は一番心配しているのです。見ていて、全くマンパワーが足りていないと私は正直思っております。ですから、４ヘクタールに花を植える、ものを作っていくというのは、今大豆なんかも植えてありますけれども、そういう手のかかるものはちょっと難しいのではないかと、このように実は思っているわけなのです。

川口議員の一般質問で、富良野や玉原でも１割から２割のラベンダーは枯れていくと、このように答弁されていますけれども、私もファーム富田の小笠原さんに、電話なのですけれども、聞いてみました。多いときは２万株枯れていると。少ないときでも１万株弱だと。このラベンダー枯れがあって、毎年４月、５月は補植に追われているというようなお話もありました。嵐山の場合は、１割、２割の枯れではなくて、場合によっては大枯れしてしまうということがあるわけなのです。で

すから、補植体制というのもある程度しっかり考えていかないと、このラベンダーの継続というのは難しいのではないかなというような気がしております。

これと、２つ目は排水対策です。ファーム富田では、排水対策は大変大切な作業なのだと。花を刈り取った後の８月から10月にかけて排水の整備の期間にしていると。それで、平らな畑には暗渠を整備しているけれども、70センチの穴を掘って、そこにもみ殻を入れて、土を埋め返して蓋をしてというような作業をしているのですけれども、この暗渠の耐用年数は10年しかないのだと。したがって、毎年整備していかないとなかなか難しいのだというようなお話をされておりました。嵐山でも弾丸暗渠を造られましたけれども、この辺も後でちょっと聞きたいと思うのですけれども、どのくらいもつものなのかと思うのですけれども、３つ目の問題は除草作業です。

年間を通じて行うけれども、除草作業は２段階で行っていると、第１段階は、畝と畝の間に耕運機を入れて除草すると。その後、第２段階は人の手で除草するのだと。これも１年を通じて大変な作業になっていると。向こうは冬がありますから、冬場はあれでしょうけれども、そのほかに土壌の管理とか、１回やったからいいというものではなくて、雨が降れば、そういった性質は流れ出てしまいますので、やはりｐＨの検査をしながら満遍なく土壌の管理にも努める必要があるのだと、私はこのように思います。そうすると、嵐山町がラベンダー園に、この専従が１人で、11人のパートでやりくりができるのかという、そういう気がしています。ファーム富田では、正社員が10人、それからアルバイトが20人、30名体制でやっています。それで、最盛期にはアルバイトの学生等も入れて100名ぐらいになるときもあるというようなお話でございました。ですから、体制について答弁いただきましたけれども、これで十分にやっていけるのかなと私は前々から思っているのですけれども、手が回れば、四季折々の花とかいろいろ考えてもいいのですけれども、まずラベンダー園で、今の体制で足りていますか、お伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

足りているか足りていないかということでいえば、足りておりません。ですので、らんざん営農さんに今お願いしてやってもらっていますけれども、そのらんざん営農さんで、どの辺の面積までであればきっちり管理できるのか、この辺のところをもう一度見直しをしていただいて、そういったところもお答えしていただいた後に、こちらでどういうふうにしていこうかというふうに方向性を決めていきたいと思っております。基本的には、らんざん営農さんにはラベンダーのエリアをやっていただいておりますので、そのラベンダーのエリアをしっかりと花を咲かせられるように、どの程度の面積であればしっかりできるのか、その辺をもう一度営農さんのほうとも話をさせていただいて、その後に観光協会と町と営農さんとで、農政課も含めて圃場の管理といいますか、そちらのほうの計画を立てていきたいと思っておりますので、今の段階では、来年こうしますとか、再来

年こうしますとかというのはちょっとお答えできませんけれども、そういったところを一つ一つ検証しながら、よりよい形でラベンダーの花を咲かせられるように考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　私もそこなのだと思うのです。一番最初に壮大な計画の下に出たのですけれども、いろいろ紆余曲折があって、このような結果になっているわけなのです。やはり見直しをして、こういうものでやっていくのだというのもじっくり考えてもらってもいいです。町民に示していただきたいと思います。ラベンダーは、こういうふうにして出たのだけれども、いろんな事情があって、これを目指してやるのだという青写真を町民に示す必要があると思っています。この点についていかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

その辺につきましても、最初にお答えしたとおりなのですけれども、こちらの方向性はある程度決まっていますけれども、どの程度できるのかというところがまだはっきり申し上げられませんので、その辺のところがはっきりしてからお答えできるような形になるのかなと思っております。ラベンダー以外の部分につきましては、民間の方にお願いするというところも視野には入れておりますので、そういったところも検討しながら計画ができればというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　よく分かりました。今一生懸命検討しているところで、将来的にはそういったものも示していただけるのだろうと思っております。それで、残った部分を民間というような話もありましたけれども、先ほど私はジニアについて質問をして、10人でしたか、5,000円ぐらいにしかならなかったというようなお話なのですけれども、あそこに人手を入れて花を植えてということなれば、それだけの集客があって、人が駐車場にまで車で来て、車を止めていただいて花を見ていただく、そういった稼げる力にならなければならないと思います。労力したけれども、花を摘むのに10人来ていただいて5,000円にしかならなかったと、そういう話でございますけれども、多分花があそこに植えて咲けば、町民の方が散歩をして、ああ、花が咲いているなとか、あるいはバーベキューに来た人が足を伸ばしていただいて、きれいだなとか、そういった効果はあるかと思いますけれども、あそこを農園としてやって、稼げる力にならないのであれば、これはやはり考えどころだなと、私はそういう気がしております。そういうことで、ジニアについて質問させていただいたのですけれども、私も行ってみましたけれども、まだ結構咲いているのですけれども、野生の花と

いう感じです。あれを今度はトラクターか何かで始末しなくてはならないわけなのでしょうけれども、そういった手間もあるわけなのです。そういうふうなことで、ぜひ今後のラベンダーの対応というものを考えていただきたいなと思っております。

ファーム富田にも聞いてみましたけれども、ファーム富田も、そちらの私の資料に書いておきましたけれども、４ヘクタールばかりですか、花を咲かせているのですけれども、ほとんどは、ラベンダーに来る人が６、７割、花を見に来る人は３割かそこらということです。花だけで観光としてやっていくのはとても難しいということをおっしゃっていました。そういうことで、ぜひ考えていただきたいと私は思っております。

橋本議員が、前回の定例会で、ラベンダーの開花時期に合わせた花を植栽して、来ていただいた方の満足度を高める、そういった対策が大切なのだということを質問されておりました。私もまさにそこだと思うのです。せっかく来ていただいて、きれいに咲いていればラベンダーでもいいかもしれませんけれども、ラベンダーのほかに、ラベンダーに少し余裕があれば、ラベンダーの近くにそういった花も植えて彩りをつくっていただいて、ラベンダーの効果をさらに高めていただければいいのではないのかなと思っております。その点についてはいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

私もラベンダーと同時期に咲く花というのをいろいろ調べてみましたけれども、非常になかなか難しいのです、これが。ただ、らんざん営農の方が自主的にだと思うのですけれども、一部違う花を植えていました、ラベンダー園に。それが非常にきれいに咲いていて、観光客の方も喜んで見てくださっていたのですけれども、そういったものが少しでも植えられれば、そういったことにトライしてみたいというふうには考えております。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　その辺のこともラベンダーに主力を置いていただきながら考えていっていただきたいなという気がしております。

それともう一つ、ラベンダーで、あそこの圃場で、ほんの面積は僅かなのですけれども、一画にすごく元気のいいラベンダーがあるのを課長はご存じですか。

○森　一人議長　吉本議員、具体的にはどの辺ですか。

○８番（吉本秀二議員）　実は私が見てきたら、一画だけ、道路からすぐ下りたところなのですけれども、草が生えてこないようにするような黒いビニールが張ってあるのです、ラベンダーに。そこの一画、ビニールを張ったところが物すごくラベンダーが元気がいいのです。色もいいのです。ほかのところと比べると全然段違いなのです。これはいけるのではないかと私は思ったのです。多分

それ報告も受けていらっしゃるだろうし、ご存じなのだと思うのですけれども、試験的にやっておられるのだと思うのですけれども、これは生かせるのではないかという気がしているのですけれども、この辺の状況を教えていただけますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

黒いシートを張ってあるところ、まさに試験的に今回やっております。この夏を乗り切れるかどうか、そういったところも今テスト中ですので、この結果を受けて、いいようであれば当然エリアを増やすような形を考えているところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　大きいものではないのですけれども、これだけの差があるのです。見えますか。元気のいいのと元気のよくないのと、これだけの差があるのです。こういう状況なのです。ビニールが張ってあって、これだと草も生えてこない、水もはじく、きっと多分そういったことが影響しているのかなと思いますけれども、試験的に実施されているということなので、これは期待できるなと思っております。こういったことで、細かい研究を積み重ねながら、何としてもやり始めたものは最後までやり通すのだという気持ちでぜひやっていただきたいと思っております。

それと最後に、嵐山町のラベンダーを使った商品についてです。ラベンダーを絞ると精油が取れるわけですけれども、町の資料を読んでみますと20リットル取れたと。そうすると、一升瓶で10本ぐらいですか。でも、それは全部刈り取ったものを絞ったのではなくて、まだ刈り取って絞れないものもあるというようなことで、嵐山町の絞る力は20リットルということだと私は理解したのですけれども、ラベンダーを使った製品というのですか、この開発にぜひ力を入れていただきたいと思って、ここでそれをいろいろ質問しようと思っていたのですけれども、この間ちょっとインターネットを見ておりましたら、千年の苑ラベンダー園の支援＆ラベンダー新商品開発のクラウドファンディング事業を始めたということが分かりました。これでお金を寄附していただいて、そういう製品をお配りになって、それで花をラベンダーを植えていかれるというような対策かとは思うのですけれども、この対策について少し詳しく教えていただけますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

今議員おっしゃっていただいたとおり、千年の苑ラベンダー園応援プロジェクトということで、こちらにつきましては武蔵野銀行さんの100％子会社のむさしの未来パートナーズというところが事業主体となって実施していただいております。内容につきましては、購入型のクラウドファンデ

ィングになっておりまして、ラベンダー商品を購入していただいて、その利益の部分でラベンダーの苗を寄附していただくというものになっております。金額に応じて一般の方は10株から20株程度の寄附をしていただくというところで、メニューにつきましては、2,500円のとにかく応援コースというのはラベンダー10株を支援していただくのですけれども、こちらにつきましては、ラベンダーの製品はつかないのですけれども、お礼のお手紙に来年のラベンダーまつりの駐車場券をつけて、それからあとポプリを１つプレゼントするという内容になっています。それから、ペリカン石鹸さんとのコラボ商品ということで、こちらにつきましては、今発売しているラベンダーソープとラベンダー石けん、こちらのほうを買っていただいて、5,750円の購入でラベンダー株を10株買っていただくというような内容になっております。

それから、もう一つの目的であるラベンダーの新商品を開発というところなのですけれども、こちらにつきましては、しょうがのむしさんという会社とコラボレーションをして、ラベンダーはちみつジンジャーエールというものを新しく考案というか、作成をしようとしております。この商品につきましては、嵐山のラベンダーと、それから大妻高校の高校生が養蜂をしているのですけれども、そちらの巣箱をラベンダー園のほうに置いております。そちらの蜜蜂から取れた蜂蜜を使って発酵ジンジャーエールを作るという会社なのですけれども、そちらのほうの会社に協力いただきまして、新しい商品開発をこの後試みるというところで、この辺につきましても、ジンジャーエールを注文していただいて、その収入の中から、ジンジャーエールを作る製造費、そちらのほうを賄う、さらにラベンダーを10株支援していただくというものになっております。こちらのほうは6,600円で、１万円の方にはラベンダー20株を支援していただくのですけれども、こちらにつきましてはラベンダーシリーズフルセットということで、先ほどの石けん、ハンドソープ、それからジンジャーエール、全て購入していただいて寄附していただくというような内容になっております。それに加えて、法人様向けということで、こちらは10万円になるのですけれども、ラベンダーを300株支援していただくというものになっております。細かい内容はいろいろあるのですけれども、そういった形で全ての皆様にお礼のお手紙に来年のラベンダーまつりの駐車場券をつけておりますので、それを使ってラベンダー園にもお越しくださいというようなことで実施しております。もう始まっておりまして、11月４日まで実施しておりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　私の一般質問の資料の２ページに、大野議員が一般質問をして、ラベンダーを使ったものとか肉汁うどんとか、そういったものがどれくらい売れているのかということで、令和３年と令和４年の12月２日までのを比べさせていただいておりますけれども、やはりもう少しこういったものはどんどん売れるようになって、あるいは町の一つの売り物になれば、これはすばらしいかなと思っております。

これまでいろいろ課長、副町長にお答えいただきまして、議論させていただいたわけですけれども、佐久間町長、これまでの議論をお聞きになっていただいて、今後の所感についてお話をしていただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

大変貴重なご指摘をたくさんいただきました。まず、富良野のほうの関係ですけれども、私も現地まで行きまして、富良野も今は大変注目を浴びていますけれども、あそこもなる前に何十年という失敗を繰り返して、そしてもうやめようというふうに思っていたところに国鉄のポスターに富良野の駅の写真が掲載された。そこから一気に爆発的に多くの方たちにおいでをいただいて、今の繁栄があるということです。ですから、北海道の富良野であっても、たった５年や10年の努力であそこまでの成功を収めたものではないということ、これはぜひ我々一人一人が共通点として持っておかなければいけない点かなというふうに思います。

それからあとは、防草シートのこと、非常に順調にというふうにご指摘がありましたけれども、あれを見て、あれは絶対に根っこが腐るぞというふうに心配している方も同時並行でいるのです。毎年毎年ラベンダー園を開催していますけれども、毎年毎年ここのところを変えて、ここのところを変えてと。どれだけの方たちがそれに気づいているかどうか分かりませんけれども、最初はこういう畝もなかったのです。でも、こういうふうにしたほうがいいのではないかと、水はけがよくなった。今ご指摘いただいた一つ一つ全てそういうことだろうなというふうに私自身も思っていますし、逆に言えば、それだけのまだまだ改善点があるということは、可能性も一つ一つ潰していけば大きなものがあるというふうに私は逆に思っております。

それからあとは、前回の一般質問の中で様々なイベントの運営方法をご教授いただいて、我々も早速、そのイベントの打ち方、我々でできることは何と何なのだと、しっかりとやっていこうではないかという中で大幅にイベントの経費を落としたり、あるいは自分たちでできることはできる、それからあとまたイベントの会場にしても、２年ぐらい前から、今まで何回やったって雨が降ればぐちゃぐちゃで、それが今度は県道の反対側に土地を確保して、そして少なくともそういう点においては大きな改善が図られた。いろいろあるかもしれないけれども、今回の収支は黒字ですから。去年は一千何百万の赤字です。ここのところはしっかりと押さえて、そしてこの方向性でやっぱりやっていくべきだなと。

それからあとは、花の育成状況があまりよくないから無料にしたという考え方もなくはありません。しかし、それと同時にこういうふうにしていくべきだろうなという考え方もしっかりと私の中では感じているところでございますので、その辺のところはまた観光協会とともにしっかりと打合わせをする中でやっていきたいなと思います。

私がちょっと心配しているのは、観光協会の職員の中に、どうせ駄目だったら町がどうにかするよ、こういう考え方の人がいるやにも聞いています。とんでもないことです。私は、もしそういう職員がいるのだとすれば、その人の意識改革をまずやるべきだと。そんな意識の人が１人いれば、組織全体が絶対に腐っていきますから、そこのところをしっかりと共通認識で、よし俺もやる、ではこうしよう、ああしよう、今度駄目だったらこうしよう、こういう議論を毎日重ねる中でやれるところはしっかりとやっていく、そういう意気込みがあったって、10の店舗が出れば、生き残るのは１店舗、２店舗、３店舗、これが現実ですから。それほど厳しいわけです、その収支というか、運営をしていくということは。でも、スタートの段階からそんな意識であるならば、どんなにお金をつぎ込んでも、それは全部無駄なお金になりますので、私はそういうところはしっかりと分けて考えていきたいと思います。今回の運営方針をしっかりと踏まえる中で、持続可能なお祭りにしていく、そしてまた嵐山町の魅力発信の事業としてしっかりと育てていきたいと思いますので、引き続きご理解と、それからご協力のほどよろしくお願いします。

以上です。

○森　一人議長　第８番、吉本秀二議員。

○８番（吉本秀二議員）　大変力強い言葉をいただきまして、私も安心したというか、また希望が大きく膨らんでおりますので、ぜひ一緒にラベンダーを育てていきたいと私も思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時25分といたします。

休　　憩　午前１１時１１分

再　　開　午前１１時２５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　宮　本　大　裕　議　員

○森　一人議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号２番、議席番号４番、宮本大裕議員。

質問事項１、嵐山町消防団の維持強化についてです。どうぞ。

○４番（宮本大裕議員）　議席番号４番、宮本大裕でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

質問事項１、嵐山町消防団の維持強化についてです。昨今、温暖化が原因とされる異常気象による天変地異が世界中で発生し、甚大な被害をもたらしています。日本でも、東日本大震災や能登半島地震、先日は観測史上６番目に当たるカムチャツカ半島地震による津波被害、災害に強いと言われている本町でも、2019年の台風19号東日本豪雨では想定外の被害に見舞われました。今後さらに

懸念される南海トラフ地震や約300年間沈黙を保っている富士山の噴火などへの対応として、防災に対する備えに十分と言えることはないのだろうと思います。

そういった事態に当たり、自分の仕事を持ちながら日々訓練を重ね、火災や災害が発生すればいち早く危険な現場に駆けつけて町民の命を守る消防団員の使命感に対し、改めて敬意を表し、消防団の活動環境に関する問題点と未来に向けた組織力強化に必要とされる町の関わり方について考えをお聞きいたします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えいたします。

質問事項１につきましてお答えいたします。嵐山消防団は、消防組織法及び比企広域市町村圏組合条例により設置、組織された消防団で、事務局は消防本部嵐山分署が担っています。団員定数は、一般団員の100人に加えて機能別団員10名の計110人で、非常勤特別職地方公務員の身分を有します。本町としては、活動環境の面で、若手団員における消防自動車の運転免許、準中型免許の取得という課題はありますが、団員の処遇等はおおむね充足していると認識しています。逆に近年は消防団の活動が多岐にわたり、団員の負担を和らげるよう助言も必要と考えます。また、未来に向けた組織力強化については、団員の確保に尽きると存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　まず、この質問をするに当たりましては、先月８月18日、大阪道頓堀ビル火災、この火災でビル２棟、およそ110平米が燃えて、消火活動に当たった消防隊員２名がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

総務省消防庁の情報によりますと、消防士、消防隊員は常に危険と隣り合わせの現場で消火活動を行っており、その犠牲者は令和元年から令和５年までに27人に上るということです。こういったことを考えますと、消防団員になろうとする、そういう意思というものの尊さというか、そういったものを本当に実感するわけでございます。私も、消防団員としての経験はありませんけれども、本当に日頃からそういった活動に関しては、私も区長のときに区長会でそういったいろんなお話を聞きましたけれども、ありがたいことだなと、そのように実感しております。

最近では、団員の中に女性団員が何人かいるということですけれども、この女性団員というのは今嵐山町の中ではどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

女性団員につきましては、私の記憶なのですが、平成28年４月から運用を開始したというふうに

認識しております。一般団員の定数が100人ですが、一応内規といいますか、内々で、93人が男性、７人が女性、このような形で運用するという形で、これは内規という形で運用しておりますので、現在７名の女性団員がございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　活動の内容としては、主にどのような。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

女性消防団員につきましては、比企広域市町村圏組合の中で全ての消防団に今女性団員が所属しておりまして、基本的に火災現場には出ないというのが最初からお声をかけるときからのやり方という形になります。基本的には、後方支援、啓発活動というのが大きな活動でして、今ですとＡＥＤの普及ですとか、心肺蘇生法、応急手当の普及ですとか、住宅用火災警報器の普及ですとか、あといろんな地域に出向いていって、消防団のＰＲも兼ねた、今言ったＡＥＤから消防の関係の普及活動というような形が主な活動でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　そうしますと、そういった役割分担というか、消防団の中での仕事の分担というものに関しては、ある程度そこで補えているような形になるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

勧誘のときから一応そこの線引きというのはしっかりしておりまして､私が聞くところによると、女性で消防車に乗りたいという形で、火災も行きたいという女性もいらっしゃったそうですが、そこはこのような形で運用していますという形でお話をして、納得した上で入団をしていただいているということも聞いております。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ありがとうございます。

それから、学生の団員、最近はこういったことも大分増えてきているというような話を聞きますけれども、そういったことに関しては、嵐山町はどのような状況なのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、学生団員に関しましては、大きく２つのイメージを持っていただければと思います。まず１つは、機能別団員ということで、東松山市等とかですと大学がありますので、その大学に来ている間に入っていただくというような、そういう機能別団員というものと、あと消防団の入団資格が18歳以上ということになりますので、学生でも入ることができます。嵐山も今１人学生で消防団に加入している団員がおります。その団員は、一般団員という形で同じような活動をしますので、機能別団員という場合と一般団員という形でおりますが、18歳以上ですので、嵐山町に住んでいらっしゃれば団員になることはできます。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　今、埼玉県では、昨年４月現在まで学生が248人の団員がいるということであります。嵐山町は大学がありませんから、ここから通学している、そういった若手の学生を勧誘するということになるのでしょうけれども、そういった勧誘に関しては、町はどのような方法を取っているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

一番最初の答弁でもお話をさせていただいたのですが、嵐山消防団は比企広域市町村圏組合消防団の中にある一組織という形になりますので、嵐山町独自というのではできるものとできないものというのがございます。もし学生団員の機能別という形になれば、当然消防本部と相談して、場合によっては条例、要綱、規則等から始めなくてはいけないのかなというふうに思っておりますが、現時点で大学、学校がないということもありますので、学生団員をというような話は聞いてはおりません。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ここから学校に通っている学生というのはいるのかなと思うのですけれども、そういった学生に関してのアプローチみたいなものというのは、消防団そのものはしないということなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

私が聞いている限りですと、社会人になって一般団員として消防団に入っていただきたいという思いがございますので、学生の間は勧誘を控えていたと。今大学生ですと言われたら、社会人になって、当然働く場所等もありますので、嵐山町に残った場合、嵐山町から通っている場合は消防団

に入っていただきたいということで、機能別団員ということであれば、学生の間の３年間、２年間という形でできるのですが、嵐山町は一般団員としてお願いをしているということもございますので、ただ今１名学生の団員の方がいらっしゃいますので、一般団員ということであれば、その期間が限定になってしまう。退団してしまう可能性もゼロでは全くないのですが、お願いができるというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　一部の市町村では、学生の消防団員に対して参加証明書というものを発行している。これが結局就職活動のときに自己ＰＲとして利点があるというようなこともあるそうなのですけれども、そういったことも町からある程度アピールして、今少子高齢化進んでいて、なかなか団員の確保というのも大変な状況にあるのではないかなと思いますので、積極的にその若手の育成という形においては、そういった取組をお願いできたらなというふうに思います。

それから、学生のことに関してなのですけれども、以前は小中学校なんかで消防団員の訓練なんかを実際に子どもたちに見てもらうような、そういった取組があったようですけれども、コロナの状況を通して、それが今行われていないという状況なのです。それは、再開するとか、そういったお考えというのはありますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　現在のところ、具体的に消防団の訓練の様子を子どもたちに見ていただくというような場を設定しているところではございません。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　これは私すごく大事かなと思うし、今回いろんな方にお話を聞いたところで、そういったものを消防団としてやらせてもらえないかというような話を幾つかいただいているのです。ただ、その中で消防訓練みたいなものをすると放水しますよね。それで、グラウンドに消防車が入る。そうなると、グラウンドのコンディションとかがすごく悪くなったりするようなお話もちょっと聞きました。それで、今度学校再編で学校が１つになると駐車場が広くなりますよね。そういうアスファルトの状態のところで消防団の姿を子どもたちに見てもらうような、そういう取組をしていただけたらなと思うのです。

私も、区長のときもそうですけれども、今も訓練を見させていただいて、本当に規律正しく機敏に動く、そういった姿、それがさきにも言いましたけれども、消防団ってお金だって十分にもらえていないというか、そういう状況の中で自分の仕事をしながら、ある意味命がけで活動しているわけですよね。ホームページなんかを見ると、自分たちの町は自分たちで守るのだという、そういう強い意志を持って活動している。そういう姿をぜひ子どもたちに見てもらいたいなと思います。そ

ういう子どもたちの中から、自分もこの町で育って、町を守るために消防団員として将来活躍したいという子が１人でも２人でも出ること、これがある意味未来の町にとってもとても大事なことではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

私も消防団の訓練を見させていただきまして、本当に動きですとかすばらしいと感じたところでございます。まず、学校の避難訓練についてでございますが、いわゆる避難訓練と言われるものには大きく意味が２つございます。１つは、子どもたちが緊急時に備えて安全に行動できる、そういった教育的指導の問題でございます。もう一点は、消防法で定められる自衛消防訓練としての機能でございます。自衛消防訓練は、教職員が安全に子どもたちを避難誘導できる誘導訓練と、それから初期消火訓練、それから通報訓練を行います。こういった目的を考えたときに、今の目的の中で消防団の演技を見せるというのは、避難訓練の目的からは必ずしもぴったり一致しているとは言い難いところがあると思ってございます。しかし、社会科の学習の中で、小学校３年生、４年生では防災であったり災害について学んでまいります。その中で火災と事故は必ず扱うことになっています。そこで、その地域を守る働きの中に、消防署とともに消防団、このような地域と関連づけて、子どもたちの安全、地域の安全を守っているということを学ぶ学習の場面がございます。嵐山町で作っております社会科副読本の中にも、消防署の方のお話というものと併記して、消防団の方、ある子どものお父さんは消防団員です、こんな活動をしていますという形で、地域の人たちが安全を守っていると記載しているところがございます。そういった学習内容と絡めて、消防団の活動する演技というか、放水訓練であったり、そういったものを見せるということは、子どもたち自身の中にも、地域の安全に自分たちも関わっているのだという意識を植え付けるのに大変有効なことだと思ってございます。その部分から消防団の活動というものを子どもたちに知らせていくということは、今後考えていく必要があると思ってございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　大変ありがたいご答弁で、ぜひそういった実現に向けてご協力をお願いできたらと、そのように思います。よろしくお願いいたします。

次は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、とにかく全国的な傾向として消防団員の減少ということが今問題になっています。実際には、消防団を解散するとか、そういった自治体なんかもあるように聞いていますけれども、これ総務省の消防庁のデータですけれども、昭和20年代には全国で200万人を超えていたが、減少し続け、平成２年度には100万人を割り込んだ、令和４年度は78万人余りとなっているということなのです。多分これからもっとこういった数字というのは減少

傾向になるのかなと思います。逆に、ここ２年間、文教厚生委員会でも外国人のことに関してちょっといろいろと調査をしたりしてきていますけれども、嵐山町でも600人以上の外国人が今いるのです。これは、永住権を持っている方ばかりでは当然ありませんけれども、全国263自治体で外国人の消防団員が活躍しているという、そういう数字があります。県内では、既に10団体、計15人、埼玉県内でそういった方々が活動しています。

ただし、消防団員というのは、先ほどの答弁にもありましたけれども、非常勤特別職の地方公務員ということで、どうしても公権力の行使ということが問題になるのです。消防団に入っていただいても、できないことが結構ある。やりたくてもできないこと、それは消防警戒区域の設定、関係者以外の火災現場周辺の出入りを禁止する行為、もう一つは消火活動中の緊急措置、延焼を防ぐため、家屋など私有物を壊す破壊消防、これも駄目です。もう一つ、消防車の優先通行、緊急時、赤信号でも走行する等、交通法規の一部が免除される、これもできないことになっているのです。これは、いろいろとこれから法律的な問題として変えていく必要があるのかどうなのか、議論を重ねていかなければならないでしょうけれども、今これだけ外国人が増えている状況の中では、万が一災害が起こったときに避難所へ誘導したり、避難所でどういった対応をできるか、あるいは119番通報とか、そういったことに関しても全く分からない外国人なんかも結構いらっしゃるのではないかなと思うのです。そういうときに、日本語が話せて、通訳として活躍していただけるような、そういった機能別消防団員という立場というか、そういったものもこれからは当然考えていかなければならないのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、外国人の消防団員に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、嵐山消防団は比企広域の入団資格の中に、18歳以上、嵐山町に住んでいる、もしくは勤務をしている者、健康な者ということでございますので、外国人だからといって入団できないということはございません。比企広域管内でも１名、外国人の方で消防団員の方がいらっしゃいます。その方は一般団員という形で活躍してございます。嵐山町も、今まで外国人の方に、一般団員という形でいつも採っていますので、勧誘をしたけれども、断られたということは過去もございました。別に入れないということはありませんので、断られてしまったということは今までもございました。機能別団員がいいのか一般団員がいいのかというのはあるのですが、消防団とはまだ話を当然していないので、どのように考えているかというのは分かりませんが、もし入団をしていただけるということであれば、断るということはないのかなというふうに考えてございます。外国人の方を勧誘しようという形で、団を挙げてという形で消防署、町、消防団で一緒になって、そのようなことの話をしたことは今までございません。多分今まではずっとないと思っておりますので、これからそういうふうな時代なのかなと

いうふうにも考えてございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　これに関しては、永住権を取得しているかどうかということもありますし、あと日本語の日常会話、これができるのかどうかということ、そういったこともいろいろあるので、なかなかハードル的に言うと高いのかなというふうには思いますけれども、ぜひ災害が起こったときにそういったところに被害が及ばないような、そういった形を考えていただければ、これも消防団としての一つの役目というか、そういうものであるのではないかなというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

それで、これはある消防団員の方からご依頼があってお話をするものですけれども、お手元にお配りしております資料、この消防団なんかのラッピングされた自動販売機とか、しゃべる自動販売機というのがあるのです。この写真にあるように、これはさいたま市の副都心に実際に設置してあります。私は行って、お金を入れて、どんなことをしゃべるのかなと実際に聞いてきました。もう本当にひっそりとしたところにあって、これで宣伝になるのかなと思うようなところにあるのですけれども、こういうのが設置場所によっては、ある意味、広報活動の一つとして有効に機能するのかなというふうには思います。

これ面白いところが、お金を入れると「おはようございます。埼玉市消防団では消防団員募集中です」としゃべるのです。それで、ボタンを押すと「放水開始」とか「火の用心」とか言うのです。最後飲み物を取るときには、詳しくはＱＲコードからホームページを御覧くださいと。ここにＱＲコードがあって、それをぽちっとやるとホームページの方に移動するというものなのです。もしこの自動販売機の役割として設置するのであるならば、これはすごく面白いものかなと思います。この声ですけれども、この声は吹き込んで、誰の声でも活用できる。ちょっと後ろにも書きましたけれども、例えば町長から、町長の声で吹き込んでいただいて、万が一災害が起こったときにみんな一緒に頑張ろうとか、そういった声が出れば、これも一つの町民に対する励ましになったり、そういうことがあるのかなと思います。

今お話ししたのはダイドードリンコのほうから出ているものなのですけれども、前防犯カメラつきの自動販売機を設置していただきましたけれども、あれはキリンビバレッジ株式会社のものでした。このキリンからは、緊急時用のバッテリーというものが搭載されているものがありまして、災害になったときには、お金を入れなくても、ボタンを押せば飲料水が出てくるという、そういった備蓄用の自動販売機みたいなものになるのです。そういったものがあります。ちょっと前どなたかお話しされたことがあると思いますけれども、そういったものも避難所とか、そういったところに配備するとかというのも１つ考え方としてはあるのかなと、そのように思います。これは先ほども言いましたけれども、こういうのがあったらなという話で、消防団の方の中から話が出てきたもの

でありますので、こういったものの設置というものをぜひお考えいただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。いつも自動販売機のことばかりで申し訳ありませんけれども、よろしくお願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、自動販売機につきまして、町の運用というものを少しお話しさせていただきたいと思っております。現在町では、基本的に公共施設、特に屋外を中心に設置するものに関しましては、嵐山町の社会福祉協議会が設置してございます。私が承知をしている限り、町が直接設置したのはこの前の防犯カメラつきの自動販売機だけで、あちらに関しましては、土地が埼玉県警の土地でございまして、転貸ということはできないということもありまして、町のほうが直接設置をしたという経緯でございます。

そういったこともありまして、社会福祉協議会には、まず当然収益事業として行っておりますので、この消防団のラッピング等に関して、まず相談に仮に行くとして、当然新規で置くものと更新できるものと今あるものという話になると、大体こういうのは新規で置いてくださいというふうな話になります。１台１本売れると幾らとかという契約を多分社協もしていますので、そういうところのラッピングをするから１本減ってしまうよとかって、そういうふうな話になってしまうと、社協のほうも少し考えるのはあるのかなと思っております。町で現在直接屋外に置いているものはございませんので、また新しく設置するときにというふうな形になるのかなと思っております。

あと、屋内に関しましては、屋内も基本的には社会福祉協議会がメインで、役場の１階の自動販売機ですとか、食堂にある自動販売機とかも基本的には社会福祉協議会が設置をしてございますので、町でというよりは、当然社協と相談をしてそういうような形になるというふうに思います。ただ、社協の場合はどちらかというと長く置けますので、こういった可能性もあるのかなというふうに思っております。

逆にＢ＆Ｇ海洋センター、ふれあい交流センター、北部交流センターにも自動販売機があるのですが、こちらは生涯学習課が直接設置しているのですが、５年契約という形になりますので、５年ごとに入札という形になりますので、ラッピングをすると、多分５年で更新のときとかというところにありますので、どちらかというと長年置いてもらえるところが強いのかなというふうに考えております。更新を考えてしまうと、やっぱりラッピングというのは企業のほうも少し考えるところがあるのかなと思っております。

まとめますと、町で置けるところ、屋外、ここが空いているからというのは、今町はそのように運営をしておりませんので、その辺は１つ越えなくてはいけないハードルなのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　ぜひハードルを越えていただきたいなと思いますけれども、こういった声が実際にはありますので、ご検討いただければありがたいなと思います。それから、社協のほうにも、私もちょっとそこはご協力いただけないかどうか、これからお話をさせていただこうかなと思いますけれども、これどうしても電気代がかかったり、そういった経費のかかることですので、そういったところをご協力いただけたらありがたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、あるとき、ある店で、後ろの席の若者数名が町のこと、そして消防団のことについてとても熱く語っている、そういう場面がありました。私はじっと聞いていたのですけれども、本当にありがたいなと、うれしく感じた次第であります。自分たちの町は自分たちで守る、嵐山町の消防団員は、本当に人が宝のまちづくりには欠かすことのできない、そういった方々なのだろうなと、そういうふうに思いました。

消防団の維持強化については、地域全体で支える共助の精神が何よりも大事だと私は思っています。区長をしているときに少しいろんな問題があって、今現在少し形が変わったような状況にありますけれども、でもやはり私は、地域が全体として支えていく、そういう消防団であるべきなのだろうなというふうに強く思っております。そのために、消防団の魅力が多くの人に伝わるように、これは私たち議員も同じですけれども、町民に見える、町民に見せる活動を積極的に推進し、法に基づき、時代に即した柔軟な人員確保や広報活動に努めなければならないと、そのように思っております。

先月、内閣府と東京都から富士山が噴火した場合に想定される被害の動画が公開されました。見ていただいた方もいらっしゃるかと思いますけれども、想像以上の事態が発生するようです。昨今の異常気象による甚大な災害を考慮すれば、地域に密着した消防団はもちろん、自主防災組織の活性化や町民の防火、防災意識の向上、自助、共助の醸成など、地域防災力の強化は、これからますますその必要性が高まっていくと思います。１人よりも２人、２人よりも３人になれば力を増すのがこの人の世であります。消防団の活性化とその育成を進めるために、以上のことにつきまして、最後になりますけれども、町長のご見解をお伺いしたいと存じます。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　答弁させていただきます。

先ほどの自動販売機、とても楽しそうなというか、楽しみながら広報活動もできるのではないかなというふうに感じましたけれども、議員自身も言っていましたけれども、設置場所というところが、やはり多くの方たちに関心を持っていただけるような場所が中心になるのかなと。幸か不幸か既にそういうところはほとんど設置してあって、社協にとっても大切な財源の一つになっておりま

すので、その辺のところは、しっかりとその辺のところを調整ができるかどうか、ちょっと検討していきたいと思います。

また、消防団員の活動に関して、子どもたちにもなるべく多く見ていただくのがいいのではないかというようなお話もありました。まさにそのとおりでありまして、私も、大体11月に特別点検というものをやっていますので、あの姿を、全員とは言わないけれども、小学生の６年生、中学校の１年生ぐらいは全員に声をかけて、そして見たいという人だけでも見ていただくような、そんなことができないかなということは、かねがね私も自分自身で思っておりますし、また関係者の方たちにもお話をさせていただいているところであります。

これを見るということは、消防団の活動を知るということだけではなくて、我々はこの嵐山町に住んでいながら、こういう人たちにも支えてもらっているのだなと、町全体の成り立ちというのを感じ取ってもらう。もう言葉だとかなんとかではなくて、感じていただく、これは非常に大切な教育の一環でもあるのかなというふうに思っております。

今年の８月３日、暑いときでしたけれども、夏季訓練を消防団のほうで実施しました。集合は朝の６時です。朝の６時ということは、消防団の方たちは５時には活動して準備体制に入っていますので、皆さんの知らないところでそういうような訓練をしていただく。そしてまた、そこには嵐山町の消防署の方たちも来ています。分署の署長さんが私のところに寄ってきて、その光景を見て、「佐久間町長、これは消防団の訓練とは言えないですよね。我々もこれだけの重機を持っていないし、これだけ多くの人たちに携わっていただいて、意識が１つになっている。すばらしいですね」と、常備消防の署長さんがそういう形で私のほうに伝えていただきました。そういったことはしっかりと認識をしながら、嵐山町民の生命と財産をしっかりと守っていけるように、日々訓練に励んでいただくように町としても応援したいと思います。

しかし、それと同時に私はこの消防団のトップでもありますので、何があっても消防団員の方たちが無事に家族のもとに帰れること、この点も本当に重要なことでありますので、先ほど大阪の火災の中で２人の方が殉職されたという話もありましたけれども、絶対にこんなことがあってはいけませんので、その辺のバランス、それからあと幹部の人たちにきちんとその辺の共通した認識を持っていただくことも私自身の役割だと思っていますので、そんなことをしっかりとお伝えをする中で消防団の活動を充実させていきたいと思います。ありがとうございました。

○森　一人議長　第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　よろしくお願いいたします。本当に尊い仕事であります。全国の消防士、消防団員の皆さんに敬意を表しまして、一般質問を終わらせていただきます。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０３分

再　　開　午後　１時３０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　橋　本　　将　議　員

○森　一人議長　続いて、本日３番目の一般質問は、受付番号３番、議席番号３番、橋本将議員。

質問事項１、嵐山のまつりについてです。どうぞ。

○３番（橋本　将議員）　議長よりご指名いただきましたので、質問いたします。議席番号３番、橋本将、よろしくお願いいたします。

嵐山のまつりについて質問いたします。本年度のさくらまつり、夏まつりが中止となったことについて、多くの町民から落胆や疑問の声が寄せられています。本件は、実行委員会の決定であり、行政は関与しないとのことですが、実際には財政支援、交通整理、会場の管理など、何らかの形で関わっていると理解されている方も少なくないと思います。また、地域文化の継承や住民交流の促進にも寄与しており、その喪失は町に多大な影響を及ぼします。今後地域の活力や町の魅力づくりを進めていく上でも、各イベントの運営主体と町の位置づけを明確にする必要があると考え、以下の点について質問いたします。

（１）、さくらまつり、夏まつり、嵐山まつり、ラベンダーまつりのそれぞれの主催団体はどこか。

（２）、各イベントに対する町の支援内容、財政支援、人材派遣、共催などは。

（３）、さくらまつり、夏まつりが中止になった経緯について、町はどのように関与していたか、または関与していないのか。

（４）、今後町としてこれらのイベントの継続支援についてどのように考えているか質問させていただきます。お願いします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（４）について答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　それでは、質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。

さくらまつりは、商工会地域商業等活力創出推進委員会に位置づけられた実行委員会、夏まつりは、地域の方々による実行委員会、いずれも商工会が事務局となっております。嵐山まつりは、町が事務局となり、実行委員会形式で実施しております。ラベンダーまつりにつきましては、観光協会と町の共催となっております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。さくらまつりは、商工会地域商業等活力創出推進委員会へ補助金を交付しており、イベント当日は職員の動員等も行っておりました。夏まつりにつきましては、特記するような支援はございませんが、公共施設の利用等に関して協力しておりました。嵐山まつりは、例年準備の段階から職員を動員し、実行委員会へは補助金を交付しており

ます。ラベンダーまつりにつきましては、イベントに対する補助金は交付しておりませんが、今年度は準備、イベント、片づけ、全てに職員を動員いたしました。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。さくらまつりと夏まつりが中止になった経緯について、町は関与しておりません。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。それぞれのイベントにつきましては、議員ご指摘のとおり、継続することが町の活性化や町民の喜びにつながると考えておりますので、商工会や観光協会と連携する中で、町としてできる範囲で支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　（１）と（２）をまとめて質問したいと思います。

まずですけれども、さくらまつりは商工会地域商業等活力創生推進委員会、夏まつりが実行委員会、商工会が事務局となっているということなのですが、これをもう少し詳しく分けてというか、例えば地域の方々というのがどういう団体なのか、詳しく教えてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

先日商工会のほうから情報を入手した関係で、詳しい説明が自分のほうとしてもできないのですけれども、団体というよりは、地域のある方が言い出して、それで菅谷の地区でお祭りをやろうということで、地域の方たちで自主的に団体をつくって始めたというふうに聞いています。それを商工会の方で支援する形で存続してきたというふうに聞いております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　ある方ということで、個人名は出てこないかと思うのですけれども、夏まつりに関しては30年ぐらい前から実施しているということを伺っています。もう少し言うと、菅谷のみこしを担ごうということから始まったのではないかなというふうには、私のほうでも調査というか、私もみこしを担ぐ一人としてそういうふうに感じております。その30年続いたものがなかなかできなくなったという理由につきましては、担ぎ手だとか実行委員会の高齢化の件もあるのかもしれません。コロナ禍もありましたという中で、この夏まつり実行委員会というところに関して、町があまり……すみません。まとめます。要はある方、例えば一人の方がやろうと言ったときに、30年前の支援の仕方というのがもしあれば。そのそもそもの発起というか、夏まつりが開催された理由、支援した理由が分かれば教えてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　申し訳ありませんが、その件については把握しておりません。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　（１）のそれぞれの主体団体はどうかという質問になるのですけれども、近年ですと、軽トラマルシェやらんざんマーケットについても、祭りという規模ではないかもしれませんが、開催されています。これらについて、例えば軽トラマルシェ、らんざんマーケットを主催される団体が何団体あるのか、把握しているのであれば教えてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

実施している団体ということでよろしいでしょうか。軽トラマルシェにつきましては、補助金をもらっている関係ですので、企業支援課のほうで主催をして実施しております。らんざんマーケットにつきましては、１事業者のほうで主催して実施しております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　これを聞いた理由は、夏まつりに関しては、30年前のことでもあるので、なかなか詳細は分からないのかなというのがあったのですけれども、これからの町のにぎわいに関して言うと、ああいった軽トラマルシェができるような場所を提供してもらいましたし、らんざんマーケットについても開催しております。なので、例えばある方がとか、一事業者がということであれば、例えば窓口としては、軽トラマルシェのような、あそこのラベンダー園の駐車場のところを使うに当たっては、企業支援課に使わせてくださいという届出でいいのか、また西口のほうとからんざんマーケットという駅の中、ああいうところは町として窓口としてやっているところがあるのか、お尋ねします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

千年の苑の駐車場の件につきましては、企業支援課のほうで相談していただければ、観光協会のほうと相談して、事業が重ならなければ使用できるというふうに考えております。駅前につきましては、まちづくり整備課のほうで管理しておりますので、そちらのほうに道路の占用使用の許可ですとか、そういったところを届出いただいて、今実施していただいている状況です。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　そうしましたら、（２）のほうなのですけれども、嵐山まつり運営事業費、

嵐山まつり実行委員会補助金というのが決算書のほうに上がっているのですが、金額は決算書を見れば分かるのですけれども、もうちょっと詳細、どのような使い方をされているのか、どのような決定をされているのか、ご答弁をお願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

それぞれの金額については、ちょっと詳細が手元にないのですけれども、大きくは、今年度の予算を見ますと、物を借りる、机ですとかテーブルをレンタル会社から借りているところがあるのですけれども、その部分、それから会場の使用料、それからバス、往復でシャトルバスを使っていますけれども、そのシャトルバスの委託料ですとか、そういったところに大きく使っております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　答弁の中で、さくらまつりについても補助金という形で出ているという答弁が書いてありまして、これについては決算書で見つけられなかったのですけれども、どういうような補助金で、これも詳細、幾らはいいのですけれども、どのような形で補助金を出しているのかお答えください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　こちらにつきましては、先ほどから答弁させていただいている地域商業等活力創出推進委員会へ補助金を出すような形になっておりまして、花火をやっていたときは少し多めに出していたのですけれども、近年実施していないということで、商工会の関係の事業に対して補助を出しているような形になっております。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　１、２は終わりにしまして、３番に行きたいと思います。

３番についてですけれども、夏まつりが中止になったとき、答弁のほうで、さくらまつり、夏まつりが中止になった経緯については、町は関与しておりませんというご答弁をいただきましたけれども、昨年は時期をずらしての実施であったり、一昨年とその３年前は菅谷中学校、玉ノ岡中学校で何とか継続して行った経緯があります。その点につきまして、町が何も関与しないとはちょっと思いづらいのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

こちらにつきましては、実行委員会に町の職員も入っていませんので、実行委員会で決定したことをこちらに報告を受けているというような状況ですので、一切今回の中止については町のほうは関与していないという経緯になります。一昨年の中学校のグラウンドを使うという点につきましては、生涯学習課時代に教育委員会のほうに相談がありましたので、車を入れる、入れない等の問題でかなりこちらのほうの意見を言わせていただいたということはありますけれども、その実際のお祭りを実施する、しない、またはどこでするかということについては、こちらの意見は一切聞かれていないという状況です。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　今の答弁の確認になるのですが、あくまでも実行委員会が町に相談を持ちかけて、学校も使えるよというふうなのか、実行委員会が学校を使わせてくれと頼んできたのか、ちょっとそこら辺を明確にしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

そちらの件につきましては、私の感覚では、こちらでやらせていただきたいという形で申請が上がってきているというふうに認識しています。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　それでは、お尋ねします。

今年夏まつりが中止になった大きな要因としては、駅前、埼信の前の通りのほうが道路の工事がある、そういった事情でメインの道路が使えませんということが全協でもお話しされたかなと思うのですけれども、そういうふうに承知しておるのですが、例えば今年また開催時期をずらすとか、開催する場所を変えたいのだがという相談はなかったのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

企業支援課としては聞いておりません。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　今、企業支援課では聞いていないということなのですけれども、団体の窓口が商工会ということなので、商工会が事務局となっているということなので、企業支援課さんまで行っていないというのはちょっと不思議なのですけれども、そうなのだろうなという認識という

か、今の答弁で言うとちょっと冷たいなというのがあって、別に責めているわけではなくて、夏まつりに関しては、実体が実行委員会、商工会が事務局であっても、町民としての印象は、やはり町が関与しているものというふうに思っている方がほとんどだと思うのです。それに対して、今の答弁だと、今年に関しては特に相談もなかったということもありますし、中止なら中止で、そういった告知があってもよかったのではないかなと思うのです。言葉が悪いかもしれないですけれども、もうちょっと関与してもらいたかったなと思います。無責任ではないかなという言葉はきついかもしれないですけれども、その辺をもう一度聞いてみたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

こちらとしましても、事前に相談していただければ幾らでも相談に乗りますし、過去のお祭りでも相当協力はしておりますので、事前に相談していただければ相談の乗りようもあるのですけれども、一切そういったことがありませんので、今回この答弁を通して町が関与しておりませんとはっきり言わせていただいたので、今後はそういったところも含めて、こうしたいんですけどとか、こういうふうに祭りを開催したいんですけど、どうでしょうとか、商工会にでもいいと思うのですけれども、相談をかけていただければ、こちらのほうにも情報が入ってくるのかなと思うのですけれども、情報もありませんので、関与しようがないというのが本音でございます。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　馬橋課長のおっしゃることは、もっともだと思います。実行委員会というのが、私も関わっていないわけではないので、何となく事情は把握しているところでありますけれども、そういう意味では町のにぎわいを何とか続けていきたいという思いが私としてもあります。なので、相談がなかったからというふうに言われると、私も一般質問をしていてつらいなという思いがあります。

また、さくらまつりに関しては、森議長をはじめ当時何とか頑張って開催された方がいらっしゃって、それは青年会ということで、そういった方々が青年会を抜ける年になって、なかなか事業の継承ができていないのではないかと思います。会員数も昔ほどは多くないのかなというところがありまして、先ほど午前中、副町長からの答弁があったとおり、ラベンダーと嵐山渓谷と都幾川の桜堤、そういったものが嵐山の名所なのだと。もっと広めていきたいのだということであれば、町として、共催とまでは言いませんけれども、そういった祭りを支える姿勢というのがちょっと欲しいと思うのですけれども、今後、都幾川の桜堤、ラベンダー、嵐山渓谷、こういうものをまとめて千年の苑というふうに認識する考えもいいのではないかなと思っていまして、そういう意味では、実行委員会、さくらまつりはちょっともう厳しいかなというふうには思うのですけれども、町として

例えば共催、先ほど相談があればということだったのですけれども、町が主催まではいかなくても共催というふうな考えは持てるかどうか、ちょっとお答えください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

さくらまつりにつきましてなのですけれども、桜並木のところなのですけれども、観光協会のほうの事業計画の中に、来年度さくらまつりについては少しイベント化するようなことが実行計画のほうに入っています。それは、商工会のほうとどこまで連携してできるかというところはあるのですけれども、桜がせっかく咲いてもったいないということで、その辺のところは少しイベント化しようということで、観光協会のほうでも考えているようですので、その辺は少し力を合わせてできるかなというふうに考えています。

共催にするかしないかということなのですけれども、基本的に祭りについては、嵐山まつりとラベンダーまつりについては、もともと町が主催というか、町がかなり関わってやっていますので、その辺のところはいいのですけれども、前の２つのさくらまつりと夏まつりにつきましては、もともと町があまり関与していないという部分もあります。祭りについては、町が支援するからするとか、支援しないからしないとかということではなく、主体的にやっていただければ当然町は協力しますという、基本的にはそういう姿勢で考えております。

以上です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　私のほうから少し補足で説明をさせていただきます。

特に嵐山夏まつりについてなのですけれども、私も実行委員会に入っていたわけではないので、定かではないところがあるのですが、もともと嵐山夏まつりというものが発祥したときは、菅谷の区長会の皆さんが非常に熱心に議論を重ねて、もともと菅谷地区においても、町長もいらっしゃいますけれども、我々の小さい頃の思い出とすると、嵐山の駅前から旧254、ああいった市街地にひな祭りというような祭りがあったり、菅谷神社の天王様というお祭りがあって、あの辺一帯に全てお店が出たり、屋台が出たり、あるいは天王様ですと、おみこしを担いだり、そういった地元のお祭りがあったのです。しかしながら、そういったものがなくなってきて、菅谷地域において全く大きなそういったお祭りというものがなくなってきた。そういう中で、菅谷地域でも祭りをやはり復活させたいと。特に菅谷地域の区長さん方が中心になって、なぜそれを私が覚えているかというと、当時私の父親がその発起人といいましょうか、菅谷の区長会で本当に毎週のように会合を重ねながら、嵐山まつりをやっていくのだということでやっておりました。非常に楽しみにやっておりました。大変だったと思いますけれども、復活をするのだということでやってまいりました。しかしな

がら、なぜ今こういった形で衰退してきたかというのは、大きな原因がございまして、実はその菅谷地域でのお祭りというのは区のお祭りでもあったわけなのです。要するに嵐山まつりに出店をしている各区がみんな出店をしておりました。それは、夏まつりに合わせて、それぞれの区のお祭りもそこで実施をしていると。ですから、区がテント、屋台を出店して、そこで焼き鳥を焼いたり、焼きそばを焼いたり、あるいはいろんな催物をして、そこに区民も来て、区のお祭りとしても実施をしていると。ですから、それぞれの区が出店をするに際しまして、班長さんや役員さんが中心になって運営をしてきたということになってまいりました。そこで、商工会が事務局になったり、あるいは他の地域の区の皆さんも入って、夏まつりが実行委員会方式でやられてきたというのが経過だと思います。

なぜこれが衰退してきたかというのは、実ははっきり言えば、体育祭等がなかなか区の選手が集まらないとか、そういった運営が厳しくなってきた。その役職なり、あるいはそれを運営する方たちがなかなか区としても集まらなくなってきた。屋台を出店するにも、前はそれほど厳しい状況ではなかったのですが、人数的な面と、それと衛生面、それから消防での対応、これが非常に厳しくなりました。もともとは、屋台を出店するのに、出店するところを取りまとめて、例えば商工会の事務局が何々区ではどういうものを出店しますよというのを取りまとめて保健所へ出して、そして了解をもらう。届出制でよかったのですが、非常に内容が厳しくなりまして、それぞれの屋台を出すところが全てそれに従事する人の例えば検便をしっかりとやりなさいと。内容についてはこうですよと。当日でないと、例えば煮物だとか、そういったものは前日に用意しては駄目だとか、いろいろ出す条件も厳しくなりました。それから、皆様もご承知かと思いますが、あるそういったイベントにおいて火災が起きました。火を使う場合には必ず消火器を置いてくださいよと。必ず消防の点検を受けてくださいよというような形で、出す条件も厳しくなってまいりました。そして、出店をする側にとって、それを運営する人たち、区の役員、そういった方たちも当日出すというのが非常に難しくなってきたと。そして、そこに来てのコロナ、そしてこの夏の暑さということも重なって、いろいろな条件が、要は実行委員会方式で各区がそこに屋台を出店していくということが非常に難しくなったということが実態としてはあろうかと思います。

私どもの区でも、夏まつり、昨年も実施をされましたが、区としての出店はちょっと難しいということで、区としての出店を取りやめたという経緯がございます。そういったことで、その実行委員会、あるいはこれを実際運営していくというのがなかなか難しい状況になってきているなというのが実態かなというふうに感じております。夏まつり１つに対してもそういったことでございますので、馬橋課長からお話がありましたように、町としてもそういったことはぜひやっていただきたいなと思うのですが、それを強制的にやっていただくとかというのはなかなか現状としては難しいところがあるなというのは感じております。

以上でございます。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　非常に丁寧なご説明ありがとうございます。事情のほうは、少なからず把握しているところはあるのですけれども、本当にご丁寧な答弁ありがとうございます。コロナもありまして、消防だとか、衛生面だとか、各区でやっているお祭りに関しても、非常に出店しづらいような世の中になってきているというのは私も承知しているところであります。ただ、夏まつり、納涼祭、あるのとないのとでは、ずっと30年以上積み重ねてきたものがなくなるというのはやはり喪失感があるので、町のにぎわいとしてはあってほしい、続けていってほしいという願いがあります。先ほどの答弁で、協力はしていきたいということなので、もしまた来年開催する機運がありましたら、ぜひとも力をお貸しいただきたいと思います。

４番のほうに移ります。今後、町としてこれらのイベントの継続支援についてどのように考えているかというところで、ちょっと重なるところもあるのですけれども、例えば小川町の七夕について、2022年７月16日の熊谷経済新聞というのがあります。そこに、小川町七夕まつり、開催２日間で約15万人、経済効果は２億円だとか、そういうふうに評価されております。これは、質問を夏まつりではなく嵐山まつりにちょっと当てはめて質問したいと思うのですけれども、嵐山まつりの入場者数というか、参加人数とか経済効果について、何か指標があれば教えてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　すみません。嵐山まつりの人数につきましては、今詳細をお持ち合わせておりません。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　通告しておけばよかったです。とはいえ、嵐山まつり、明星食品さんとか非常に人が集まりやすいイベント等々ありまして、これにつきましては町が主催でやっているという答弁もありましたので、引き続き質問していきたいと思うのですけれども、今回広報らんざんにおきましても、嵐山まつり、文化展・芸能大会参加者、各種募集のお知らせというのがあります。やはりこういうのを続けていくことが嵐山町の文化、伝統の継承につながっていくと考えております。例えば嵐山まつりなんかで言うと、武者行列とか、鉄砲とか和太鼓だとか、そういったものもほかの地域にない非常に嵐山町特有の催物だと思います。こういうのもぜひ続けていきたいと思うのですけれども、来年ＮＷＥＣだとか使用できるのが、令和11年度以降でも構わないのですけれども、これらを続けていくことに対して、町はどのような計画性を持っているのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

嵐山まつりにつきましては、実行委員会形式で実施しておりますので、その実行委員会のほうで来年度以降どうするかというところも当然検討しております。今議員おっしゃったとおり、ＮＷＥＣのほうの使用ということが非常に不透明という状況ですので、来年度以降につきましては、ＮＷＥＣを使用しないでどのような形でできるか、各部会がありますので、各部会のほうで検討してくださいということで、第１回の実行委員会のときにお願いしてあります。ですので、今の段階では決定事項が何もありませんので、申し上げられることも限られるのですけれども、ＮＷＥＣを使用しないで嵐山まつりを実施するにはどのようにしたらいいかということを各部会のほうでも今検討していただいているところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　各部会ごとにということですが、ちょっとまたこれも確認なのですけれども、いわゆる嵐山まつりというのと時代まつりというのは同じなのか、同じではないのか、ちょっと教えてください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

嵐山まつりの中に時代まつり部会というのがございまして、一体でやっております。ただ、各部会にそれぞれお任せするような形で実施していますので、先ほど予算どのように使っていますかという質問があったと思うのですけれども、私のほうでちょっと答弁漏れかもしれませんけれども、まず、実行委員会の中で部会のほうに部費みたいな形で資金をそれぞれ振り分けて、各部会で使っていただくというところも大きく予算がありますので、その予算の範囲内で部会のほうで実施する内容を検討してやっているという状況です。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　時代まつりにおきましては、畠山重忠公の場所とかＮＷＥＣの敷地ではないような気もするのですけれども、例えばＮＷＥＣは使えなくても、時代まつりは今後変わらずあの場所でできるという認識でもよろしいでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

敷地がＮＷＥＣではございませんので、来年度以降もあの場所でできるということは、基本的にはあると思います。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　私も議員になってすぐにあの甲冑を着させてもらって、武者行列に参加したのですけれども、先ほども言いましたけれども、嵐山町独特の文化だなと思いますし、鎌倉時代から続く、まさに千年の苑にふさわしいイベントだと思います。また、外国人の方も参加されて、中学生の方も参加されて、本当に残してもらいたい時代まつりだというふうに考えております。私は、この質問をするに当たって、どういう意味があるかというと、やはり文化の継承というのがすごく大事だと思っています。成り手不足だったりもあるのですけれども、一回途切れてしまうと、例えば武者行列に関しても、１年空いてしまうとノウハウというのがなくなってしまいますし、また伝統文化で言うと、大妻嵐山の方も言っていましたが、獅子舞とか、そういう文化を大事にしていきたい。太鼓もだんだん人数が減っていますと。その代わりダンスがあったりするのですけれども、そういったものを体験するような場所がやはり祭りだと思うのです。体験、発表する場がお祭りだと思うのです。夏祭りも、各地区へ行って、ダンスする方がいたり、太鼓をたたいたりする方がいたり、文化芸能を講堂で発表する。いろんなものがあるので、その場として祭りの場をぜひとも残してもらいたいと思っているのです。なので、それにつきまして、宮本議員が質問していましたけれども、例えば消防、ああいうものを学校で見せてあげたいというのであれば、やはり文化芸能、ちょっと例があれですけれども、太鼓を見せてあげるだとか、またラベンダーをもっと嵐山町として発信するのであれば、小川町の和紙の体験みたいに、ラベンダーを使った工作、クラフトというものをもうちょっと学校とか教育の一環に嵐山町としてもいいのではないかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。文化継承のお話です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

地元の歴史であったり、それから産業であったり自然であったり、そういったことを子どもたちが学んで、郷土に誇りを持つことというのは本当に大事なことだと思っております。そして、これからグローバル化社会を迎える中でますます大事になると思います。ですから、そういった形で体験できる場所というのはこれから考えていかなければいけないと思っています。一つの例で申し上げますと、今までふるさとでやっていた祭りばやしも、今度はほかの小学校からも希望すれば、そこに一緒に参加することができたり、またまだ確定校ではないと思うのですけれども、獅子舞のほうも嵐山まつりの芸能部会の中で披露する方向で調整して、多くの方に見てもらおうという取組も進めているところでございます。少しでもそういったものを子どもたちも含めて多くの人が見られるような形での工夫は進めてまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　今回の質問を通して、嵐山町が町政として、そういうイベントを後ろめたい、面倒くさいと思っているわけではなくて、時代の流れだったり実行委員会の方の意向だったりというものがあって、残念ながらできなかったというふうに今のご答弁を受けて思っております。この質問として、やはり町のにぎわいというのを私もどんどん、どんどんやっていきたいと思っています。今、嵐山まつり、これらのお祭りについての答弁は非常に納得いたしました。これからも続けてもらえればと願うところです。

今度は、この嵐山の祭りについてですけれども、今質問しているのは、いわゆる豊作祈願や健康祈願、天王様といったような神事ではなくて、ちょっとフェスティバル的なところを私は質問しております。例えば私が夏まつりの実行委員になるというのは、なかなか難しいお話だとは思うのですけれども、私も去年150周年等でイベントの実行委員長をやらせてもらいまして、非常に町の人の協力を得られて、すごくよかったなと思っています。私は、嵐山に来て22年目になるのですけれども、150周年を振り返ると、嵐山町の歴史というものを学べましたし、先輩方からの交流もありました。なるべくそういったイベントを、私も先頭を切ってではないのですけれども、やっていきたいと思っております。そうしたときに町の協力があるとすごく心強いというふうに考えております。150周年のときも、町長をはじめ総務課長、教育長、嵐山議会もムービー撮影のほうにご協力していただきまして、大変感謝しております。これもいわゆるイベントという意味で、学校の閉校であったり新校開校のときには、私も一肌でも二肌でも脱ぐ気持ちでおります。その点につきまして、先ほど情報があればとありましたけれども、私でなくても協力があれば、町として具体的にああやってください、こうやってくださいというのは今聞きませんけれども、そういったことに関して、町としての姿勢、考えを伺いたいと思います。もしよろしければ、教育長か町長。

○森　一人議長　下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

これから令和11年開校となります。それから、各学校がその前に閉校という形になりますが、これは本当に全町を挙げてのものになるかと思います。もちろん閉校については、それぞれの学校の各地区、それでその子どもたち、保護者だけではなくて、地区の皆さんにも協力をしていただかなければいけませんし、それから開校に当たっては、全町での小学校、中学校は１校になります。そういうことで、様々なところでご協力を得ないとできないと思ってございますので、ぜひ議員のお力を借りたいと思ってございます。

以上でございます。

○森　一人議長　町のイベントの後援について答弁をいただければと思います。

町長、よろしいですか。答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

町のにぎわいというのでしょうか、私自身も本当に願っております。幾つか整理をしたいと思いますけれども、嵐山夏まつり、これは私も役員として警備部長もやりましたし、それからあとは、森議長ですけれども、森実行委員長の下で副実行委員長もやって、10年間ぐらいやった。そのときに、町のほうからこうせい、ああせい、全くありません。全て実行委員会で決めて、そしてやっていくと。どうしても、こういう許可はどうですかとか、ここのところはどうにかなりませんかと、そういう相談を実行委員のほうから町のほうにすることはありましたけれども、町のほうからやるとかやらないとか、どこでやれとか、全くそういうことはありませんので、ここだけはしっかりと押さえておいていただきたいと思います。

また、祭りというのは、基本的には地域や住民の人たちの熱意、これがやっぱり根底にないと、とてもではないけれども、できません。例えばさくらまつりでも、スタートするときに花火を上げてどうのこうのと。この金はどうするのだと、青年部が中心になってやっていたのですから。先輩たちからけちょんけちょんにやられますから。それでも、嵐山町のために、子どもたちのために、あるいは皆さんにこの思いで次もやってもらいたいのだという意識で乗り越えていって、そして見事に達成をして実施できたということです。どの祭りを取っても同じです。自分がこう考えているから、みんなも同調している、とんでもないです。次から次に足を引っ張る人、反対する人、いろいろいます。しかし、中心になっている人は、でもこうだということで、大きな使命感を持ってやっています。

今のお話の中でも、橋本議員自身、自分が中心になってやるというような発言をもらいましたから、そういうような決意を持っているのであれば、ぜひ行動に移していただいて、そしてそれなりの企画、それから支援者、そういったものができてきて、こういう方向性でやるのだと。でも、ここのところはどうしても町のほうの確認を取らなくてはいけないとか、ここのところは町はどうなっているのでしょうかということがあれば、言っていただければ、我々は応援するというのは全く問題ないと思いますので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　町長にそう言っていただけるのであれば、私も覚悟を決めていろんな催物をやっていきたいと思います。いろいろ質問したいことがあったのですけれども、ちょっと通告していないものとかあったのですけれども、以上で終わります。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

皆様に申し上げます、議場設備の不具合が少しございまして、確認、調整のために10分ほど休憩を取りたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。おおむね再開時間を２時20分といたします。

休　　憩　午後　２時１２分

再　　開　午後　２時２５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　狄　守　勝　義　議　員

○森　一人議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号４番、議席番号５番、狄守勝義議員。

初めに、質問事項１、ラベンダーまつりを終えてです。どうぞ。

○５番（狄守勝義議員）　議長の指名をいただきましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思います。議席番号５番、狄守勝義です。通告書に沿いまして、順次質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、１番です。らんざんラベンダーまつりを終えてと題しまして、質問させていただきます。第２回定例会におきまして、今年度のらんざんラベンダーまつりについて開催運営方針などを伺いました。祭りを終え、今年度の祭りの総括について伺いたいと思います。

（１）、来場者数（町内、町外）と協力金収入、駐車台数と駐車料金収入、摘み取り体験人数と収入、収入総額と支出総額、またこれらの結果をどのように捉えているか。この（１）につきましては、吉本議員が午前中で質問したのと重複しますので、再質問からで結構でございます。

（２）です。今年は、ラベンダーの株が小さいということでしたので、来場者からはどういう声が上がっていたのか、また駐車料金を値上げしたことへの反応はどうだったのか、これをお聞きしたいと思います。

それから、（３）、今年も猛暑が続きまして、さらに記録的な少雨であったと。ラベンダーの生育状況が心配で、来年以降に向けての状況がどうなるのかという、そういうことを踏まえて、課題をどのように捉えているのかお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　それでは、小項目（２）、（３）についての答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　それでは、質問事項１の（２）につきましてお答えいたします。

来場者の中には、花が寂しいという声も一部ありましたが、協力金の額が示すとおり、来年も楽しみにしているから頑張ってというような声を多くいただきました。駐車料金につきましては、観光協会に確認したところ、事前に周知したこともあり、特にクレームはなかったと聞いています。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。ラベンダーの生育につきましては、同様に心配しているところです。種類によって開花時期や特性が異なりますが、摘み取り体験を実施するためにはグロッソが咲くことが条件となりますので、いかにグロッソを増やせるかが課題と考えております。今年度は、クラウドファンディングによるグロッソの苗の調達を試みております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　それでは、数字に関しては確認しながら再質問のほうをさせていただきたいと思います。吉本議員の質問に対しまして、来場者数が１万4,862人ということで、まずこれは間違いないでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　ゲートを通過した人数については、そのとおりでございます。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そのときの答弁で、町内、町外の人数というのは把握していないということだったと思うのです。以前私が質問したときも同じような答弁をいただいているのです。こういう町内が何人ぐらい、町外が何人ぐらいといったときの一つの考え方として、例えばＰＲ活動というのは、町内、町外で活動していると思うのです。この人数をきちんと把握することによって、町内に対してもっとＰＲ活動をしっかりやらなければならないとか、場合によっては町外のほうが大分少なくなったということを考えたときに町外のほうにどういうＰＲの仕方をすればいいかということというのは考える一つの土台になるものだというふうに思うのです。そういったときに、前回も同じような答弁をいただいて、今回もそのような形だったと思うのですが、やはりこういう統計的なものというのはきちんとある程度いろんな方策を立てながらやるべきではないのかなというふうに思っているのですけれども、その点はいかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、集計が取れれば、それにこしたことはないかと思うのですけれども、来場者にどちらから来られましたかということを実際に全員に聞くことは不可能というふうに考えておりますので、なおかつＰＲにつきましては、町内、町外にかかわらずＰＲを行って来場していただきたいというところがございます。ゲートを通過した人数だけを今回把握しましたけれども、実際にはゲートを通らないで、Ｂ＆Ｇですとか、鎌形八幡神社ですとか、そういったところに車を置いて、歩いてこられている方も相当人数おられましたので、来場者数につきましては、基本的にそれほど気にしていないと言うと語弊がありますけれども、そういったところは参考の数字として取っているということで、実際にはどういった経済効果があるかとか、その辺のところを重視していければなというふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　私は、このラベンダーまつりの一つの目的というものの中には、やっぱり町民の祭りであってほしい、そういう目的であってほしいなというふうに思っているのです。要するにできるだけ多くの町民が足を運んで、そしてそこに集った方々のコミュニケーションなり、そしてまたラベンダーを通して一つに気持ちがまとまっていくというか、そういうふうな形の祭りになることが非常に大事なのかなと思うのです。そうした中で一応こういうふうに１万4,862人という中で、町内の方がどの程度来ているかということは非常に大事だなというふうに思ったりしているのです。その辺の例えば、統計を取っていないので、こういう人数だということは言えないかもしれませんけれども、その辺の人数が増えているかとか減っているかとかという、そういう肌感覚みたいなものというのは何かお持ちですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

先ほど統計を全く取っていないというようなお答えをさせていただいたのですけれども、観光協会のほうでアンケートをある程度取っていまして、今回お答えいただいたのが689人、アンケートに答えていただいているのですけれども、そのうち嵐山町内の方は15名でした。ですので、その確率で言うと、かなり町内の方が少なく感じてしまうのですけれども、私も祭りのほうにはほとんど毎日顔を出していましたけれども、町内の方、当然顔見知りの方もたくさんいらっしゃっていますし、そういった意味では、このアンケート以上には町内の方には来ていただいているという認識はございます。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　この件に関しては、一応了解という形にしておきたいと思います。

次に、協力金の収入、これが105万7,727円というふうなことで、これもよろしいですかね。そうしましたら、先ほど吉本議員のときには人数は把握していないと。ただ、私が今年の第２回目のときにどういう運営方針かという質問をしたときに、お土産をお配りするというふうなお話があったと思うのです。当然そちらのほうの数とか、そういうものがある程度分かっていれば、その部分のところで大体の把握ができるのではないのかなというふうに思っているのですけれども、人数の大体でも、概算的な形でも分からないですか。

なぜこういうことを聞くかというと、駐車料金は普通自動車のほうが1,000円ということになって値上がりしました。無料ということに対して、どの程度協力しようというふうな。入場料は無料ということですね。それが要するにどの程度それに対して協力していこうというふうな思いを持ったのかというふうに知ることによっても、次にまたつながる何かの方策ができるのではないのかなと

いうふうに思うのです。やはりその辺のことをしっかりやってほしいなというふうに思うのです。ですから、お土産を配っているはずなので、それが何個あって、それが要するに最終的に何個残ったかということを考えれば、少なくともこの程度の人数の人が協力していただいてこの金額になりましたというのが大体分かるのだろうと思うのです。そういうことをしっかりやっていくというのがこれから大事なことではないのかなというふうに思いますが、その辺についてどう思いますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回ラベンダーハンドクリームを1,000円以上寄附していただいた方に交換していただける券を配っておりますので、そちらの人数につきましては把握できていると思います。ちょっと今手元にないのですけれども、1,000円いただいていますので、100万円集まっていますので、少なくとも800個ぐらいは在庫がはけているというふうに把握しております。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そういったことで、いろんな数字を分析するということ、やはり次につながることというものを考えることが大事なのだろうというふうに思うのです。ですから、その辺をこれから少しいろいろ研究しながら、吉本議員のときも課題が残っているというような話でしたので、その辺のところもしっかりと捉えてやっていただければなというふうに思います。

それと次に、この駐車料金の収入が464万5,200円ということで、500円が1,000円に値上げしたという、そういうようなことでどういう声があるのかなというようなこともちょっと興味があるのですけれども、まずこの数字についてなのですが、てっきり私は一律1,000円というふうに考えていたものですから、端数が出ているということで、これはオートバイの料金と大型と普通で違っていたということでよろしいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

普通車が1,000円だったのですけれども、バスは2,000円いただいておりまして、そのほかにバイク、300円ほどいただいていたのですけれども、そちらにつきましては駐車場係のところを通過しないで止めるというところと、あとあそこに料金箱をセットしているのですけれども、そちらのほうに自主的に入れていただいて止めていたということもありまして、少しそこの台数が把握できない部分がございました。それで把握できる数ということでお答えさせていただいているのですけれども、そういったことで端数が出ております。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そうしますと、普通は500円が1,000円に値上がりをした。大型のほうは、これが要するに2,000円になったと。これは、値上げした金額として2,000円になったということでよろしいですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　申し訳ありません。バスの料金につきましては、値上げしたかどうかちょっと把握していないのですけれども、駐車料金につきましては、バスの値段を決めるときに、観光協会のほうで一応それぞれ場所によってどの程度もらっているかというのを把握しながら設定したということを聞いていますので、恐らく同額だったのかと。すみません。資料がありましたら後でお答えいたします。ハンドクリームにつきましては、今手元に数字が来まして、836個交換したということです。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そうしましたら、基本的には普通自動車のほうが500円から1,000円に値上げして、あと大型はちょっとまだ把握はしていないということですね。分かりました。

次に、摘み取り体験なのですが、202万円が料金として収入があると。これは間違いないですね。ということは、220人ぐらいの人が摘み取り体験をしたということになるわけですね。たしかこれ1,000円でしたよね。それで間違いないですかね。この220人というのは、前年度と比較してどういう状況だったのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　すみません。金額については合っているのですけれども、人数につきましては2,020人で、今回ラベンダーの生育状況がよくないということで、最初は土日限定でやっておりまして、後半の部分だけ開花状況がよくなったので、平日も何日かさせていただいたという状況ですので、人数的には減っているのですけれども、かなり来場者の方はそれを楽しみに来ているなというのが、この数字から見ても、見てとれると思います。それから、バスの料金につきましては昨年と同じだそうです。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　この支出のほうで一番多い支出がイベント委託料ということで、569万4,680円というふうになっているのですけれども、このイベント委託料というのは、具体的にどういったものがあってこの委託料になったのか、その辺をちょっと。一番金額的には高い金額になっているので、そこのところを把握しておきたいなと思いますので、お願いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

まず一番大きいのが、警備を含んでいるのですけれども、イベント会社へ業務委託している部分が362万7,000円ほどあります。それ以外には、あと貸切りバス代ということで、土日についてはシャトルバスを使っていたのですけれども、そちらのほうが62万8,000円ほど、あと細かいトイレのコンテナですとか、そういったところの借上代ですとか、それからシルバーのほうにこちらはお願いしていますけれども、出入口の封鎖について警備をお願いしたりとか、あとイベント広場の入り口等でシルバーにお願いして、土日については何人か立っていただいたので、その辺のシルバーへの委託料も含まれております。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そうしますと、この金額については大体例年必要な金額になると。そうすると、物価等の上昇によっては、これが上がることがあっても、下がることはほとんどないだろうというふうに、そういうふうに捉えていい金額というふうに私は思っているのですけれども、それでいいのかどうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

こちらにつきましては、今年度初めての対応ということで、いろいろやり方を変えてやってみましたので、その検証をした結果、この中でもまだ削減できる部分が相当あります。ですので、警備も含めて見直しを行うと200万円程度は削減できるのではないかというふうに考えています。実際に来年度、今議員おっしゃったとおり物価の高騰とかもありますので、今年の感覚ではそういったところですけれども、来年削減できるところはさらに削減して、この委託料の部分をダウンさせていきたいというふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　私は、第２回の定例会のときに大体収支の見込みというのでお聞きしました。そのときに収入も支出も大体1,000万円ぐらいずつということで、それには達していなくても、基本的にはほぼ同じような形の金額になってくるのかなと。さらに、黒字になっているということは非常によかったなというふうに思っています。基本的に私があのとき思ったのは、収支が同金額程度を考えているということは、ある意味、金額というか、総収入とか、そういうものよりももっと大事な部分、要するに開催する意義のほうを大事にした形で、今回は例えばラベンダーの生育状

況を考えて、そこのところに重点を置いたものなのかなというふうにそのときは考えたのです。ですから、そう考えれば、今回の祭りというのは、端的に言って、課長から見てどういったような感想を持っているかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

祭りの意義といいますか、ラベンダー園をやる意義なのですけれども、先ほど副町長のほうからも答弁していただきましたけれども、福祉課で行ったこども計画のアンケートの中で、全ての年代でラベンダー園がベストスリーに入っているという状況ですので、ラベンダーというものが子どもたちの心にかなり醸成されているなということを感じた中で開催しました。祭りにつきましては、少しだけプラスになりましたけれども、そういったことで祭りで少しでも稼げればといいますか、少しでも黒字になれば、どんどん新しい方向、祭りをいい方向に持っていけると思いますので、そういったことで今年は自分の中では成功したなというふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　（１）につきましては、ここで終了して、（２）のほうに移らせていただきたいと思います。

私が非常に大事にしているのが、入場者の声だったり、前年度やったことを変化させることによって、何か不平不満とか、また逆によくやったなという、そういう声が非常に大事なのだろうなというふうな、そういう思いがありまして、今回はラベンダーの生育の関係で無料にしたと。実際見た人から聞くと、少し寂しいというふうな声もあったということを先ほど答弁でいただきました。でも、協力金でこれだけ頑張ってくださいという気持ちが出ているということ、そういった意味では、先ほどの（１）の質問の感想の中で成功したと言えるのではないかという部分では、よくやっていただいたのかなというふうに思っています。そうした中で、駐車料金、ここのところの部分では、観光協会に確認したらクレームはなかったということで、大体そうするとこのくらいで今後も続けていくような方向性になるのか、その辺はどうなのかなというふうに思っているのですけれども、その辺の考え方は今決まってはいないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

先日この祭りの検討委員会というものを実施しましたけれども、そこでも来年度も同じ方向でいこうということで、一応現在のところ決まっております。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そうしますと、500円が1,000円になる、普通の部分だけ値上げをして、あとの部分は据置きという、今年と同じような状況で来年も続けていくというふうに捉えるということでよろしいですね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

入園料につきましては、無料で開催するということを決定しております。バスの料金につきましては、町のほうから少し検討してはどうかということで提案をさせていただいております。そこにつきましては、まだ決定しておりません。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　分かりました。

次に、（３）のほうに移りたいと思います。課題として、最初午前中の答弁では、人材の確保、それから来年は、先ほどもちょっと答弁いただいたように、入園料は無料にするということで、駐車料金もほぼそういう形で、実際バスの料金だけは少し検討中という、そういうご答弁をいただきました。それからもう一つは、来年は１週間ずらして、それでグロッソの最盛期に合わせて実施すると。その辺も大体決まっているような話でしたよね。あと、そういう状況の中で入園料を無料にするというのは、やはり今年も高温で生育に不安があるというふうな考え方の中でそういう結論になったのかどうか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

入園料につきましては、入園料をいただくということは、それなりに料金をいただく体制ですとか、入園を規制する体制、それを取らないといけません。それをつくるのに相当の人員と経費がかかりますので、入園料をいただいてというよりは、その辺の経費を削減する方向で考えていますので、どちらかというと収入を増やすというよりは、経費のほうを抑えるということを重視したいというふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　そうしますと、そういう考えであるということは、例えば生育状況は関係なしに、普通の状態、本当にみんながきれいだというふうに感動するような方向性になったとしても、その考え方としてこれから続けていくという、そういうふうに捉えていいわけですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

来年度のラベンダーまつりにつきましては、そのように決定しております。それ以降につきましては、年度検討会等を実施しておりますので、そこで方向性を決定するものと認識しております。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　続きまして、８月22日から実施された武蔵野銀行グループの購入型クラウドファンディングですか、いぶしぎんという、これをホームページ等でちょっと見て、いい考え方を実施したなというふうに私は評価して、自分のインスタの中でもそれを紹介しているのですけれども、私が見たときには、33万円程度ご協力をいただいたという時期にちょっとそれを見たのですけれども、それを見ていると、大体100万円を目標にするということで、11月４日ぐらいまで一応募集をするというふうな形になっているというのは午前中のあれでも分かったのですけれども、これは毎年そういうことをやるということではなくて、今年単年度でやるというものなのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

この方式につきましては、単年度で考えております。また新しい商品等を開発するときにこういった手法を使う可能性はあるかというふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　昨年は一番暑いというふうなところでした。それが今年はさらにもっと暑いと。さらに、少雨ということで、ラベンダーの生育ということは非常に難しいなというふうな形で考えているのですけれども、多分嵐山町の一つの機構の中では、課の中では、そういう農業関係とか植物関係とかというのは農政課が一番詳しいのではないかなというふうに思っているのですけれども、農政課はそういった部分のところでラベンダーの生育状況に対するアドバイスなり指導なりという、そういうのはどの程度やっているのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、お答えいたします。

農政課といたしましては、栽培技術の普及の指導、そういった指導員がおりませんので、直接栽培に関して観光協会等に指導するということはないのですが、東松山農林振興センターの普及担当

がおりますので、相談を受けた場合は、土壌の診断ですとか、過去には栽培技術等も指導していただきました。しかしながら、この千年の苑事業が始まった当時から高温多湿で不向きということでグロッソを選定したということで、かなりチャレンジ的な栽培でした。それなので、普及担当も、今の鎌形の圃場ですか、特徴もございますし、一般的な栽培指導というわけにはなかなかいかず、現在も、午前中に吉本議員がご発言したように、そういったマルチシートを張ったり、過去に畝を高くしたりやっておりました。そういったことを冷静に見て、今でも直接栽培指導ということではないのですが、企業支援課と一緒に今後どうしていこうか、この悪条件の中、どうしていこうかということで、一緒に連携しては考えております。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　ぜひ専門的なところからそういったことで連携していただいて、持続可能なイベントとしてこれからもずっと続けていっていただけるように努力していただきたいと思います。終わった後、ジニアの摘み取りとか、先ほどお話しした支援プロジェクト、いろいろ打ち出しているという、そういう前向きな方向性でどんどんやっているということを非常に評価しておりますので、今後もぜひ頑張っていただきたいなというふうに思います。

２番目に移ります。それでは、２番です。学校が子どもたちにとって安全安心な場であるためにと題しまして、質問をさせていただきます。新聞報道によりますと、教員による盗撮など、児童生徒への性暴力事件が相次いでいることを受けまして、文科省は７月10日に緊急のオンライン会議を開いて、都道府県と政令都市の教育長に服務規律の徹底を強く求め、未然防止の具体策にも触れたということです。また、７月14日には、埼玉県教育委員会は、臨時の校長会と市町村教育長会議、これはさいたま市を除いているみたいですが、を開いて、夏休み前に学校が安全な場と示すため、市町村教育長に校内の緊急点検を依頼、盗撮用カメラが現時点で設置されていないかの確認を進めるとともに、今週中、今週中というのは７月14日の週だと思うのですけれども、の報告を求めたということでございます。

そこで、次のことを伺いたいと思います。（１）、文科省の調査によると、2023年度に児童生徒への性犯罪や性暴力で懲戒処分などを受けた公立学校の教員は320人で､過去最多とのことでございます。今年も名古屋と横浜の事件や、所沢でも同様な事件が起きています。他市で起きたこととはいえ、このような状況を教育長はどのように受け止めているのか、また同様の事件が相次いで起こる要因は何なのかをお聞きしたいと思います。

（２）、７月14日の会議を受けた緊急点検について、町ではどのような点検、報告を行ったのか、詳細を伺います。また、現時点で本町の小中学校は子どもたちにとって安心安全な場と言えるのか、伺いたいと思います。

（３）、文科省はオンライン会議で未然防止の具体策として、第三者の目の届きにくい環境を減ら

す、教師と子どもの密室状態をなくす、指導には教師らが複数で関わる、カメラを置けないよう教室などを無作為に点検するなどを求めたとされています。教員への研修も含めて、今後２学期に向けてこれらの対策をどのように進めていくのか、また町独自の具体策があれば、それも伺いたいと思います。

（４）、防犯対策として有効だと考えられているものに防犯カメラの設置があります。文科省の第三者の目の届きにくい環境を減らすという対策にもなるのではないか、見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、下村教育長。

○下村　治教育長　それでは、質問事項２の（１）についてお答えいたします。

児童生徒に対する性暴力は、魂の殺人とも言われ、被害者はその後も長い年月にわたり苦しみが続き、決して許されるものではありません。本町からは加害者も被害者も絶対に出さないという強い気持ちを持って対応していきます。それと同時に、どこでも起こり得る可能性があるという危機感も忘れてはいけないと思っております。

このような事件が起こる要因につきましては、教員等のストレスや撮影機器の小型化など様々論じられていますが、明確にはなっておりません。ただ、未来をつくる子どもたちの教育に携わるという教育公務員としての使命感と責任感、そして倫理感の欠如は否めないと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）から（４）について、髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、質問事項２の（２）、（３）については関連がございますので、併せてお答えいたします。

教職員による不祥事防止について、町では７月14日に開催された県教育長会の内容を受け、県作成のチェックリストに町独自の調査項目を加えた緊急点検を実施いたしました。点検は、町内全ての小中学校を対象に、校内の全トイレ、プール、更衣室、教室、特別教室、部活動の部室等について、不審物の有無、掲示物やポスターの管理状況、鍵の管理、整理整頓の状態などを確認いたしました。また、町独自の項目として、校内におけるスマートフォンなどの使用ルールが整備されているかどうかについても確認を行いました。点検の結果、不審物や不審な箇所は確認されませんでした。なお、職員更衣室の施錠が課題として見受けられましたが、現時点では学校は子どもたちにとって安心安全な環境であると認識しております。今後の対応といたしましては、２学期以降も目の届きにくい場所の改善や教室内での密室状態での指導を避けるなど、教職員への具体的な指導を各校の管理職を通じて継続してまいります。

また、教職員の不祥事防止に向けた研修につきましても計画的に実施しております。先日開催された嵐山町教職員研修会におきましても、教育委員会より教職員に対し、不祥事防止及び児童生徒

への性暴力防止に関する研修を行いました。２学期以降も各学校において校舎内外の点検を継続するとともに、教職員への研修も引き続き実施するよう、教育委員会として改めて指導してまいります。なお、施設面での改善が必要な箇所につきましても、各学校と連携しながら、必要に応じて適切に対応してまいります。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。防犯カメラの有効性につきましては、十分に認識しております。文部科学省が示しております第三者の目の届きにくい環境を減らすという考え方にも合致するものであり、一定の効果が期待できると考えております。今後、校舎の外周など、外部からの侵入や不審者対策を主な目的として、必要な経費を鑑みながら防犯カメラの設置を検討してまいります。一方で、校内カメラの設置につきましては、いじめの早期発見等、一定の効果はあると考えられますが、児童生徒及び教職員が常に監視されているというストレスにさらされるという面もあると推察されますので、設置については慎重に判断していく必要があると考えております。今後も防犯対策と児童生徒の安心安全の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　それでは、再質問のほうに移りたいと思うのですけれども、この内容についての再質問の前にちょっとお聞きしておきたいのは、嵐山町において、過去に例えば事件にならないまでも、これに類似するような小さなものでもあったかどうか、その辺の把握ができているかどうか、それをちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

今回のご質問にあるようなわいせつ行為、非違行為に関わるようなものにつきましては、私が承知する範囲では、ございません。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　なかったということで、今後そういうことのないようにずっとやっていただければなと思います。

そこで、この答弁についての再質問をしたいと思うのですけれども、どういうふうな受け止め方をしているかと。このとおりだろうなというふうに思いますけれども、まず一番大事なのは、どこでも起こる可能性があるという、その危機感を持つということですよね。ですから、そのためにはある意味しっかりとした対策を取っていかなくてはならないということだろうと思うのです。

それともう一つは、このような事件が相次いで起こる要因ということなのですけれども、確かに教育長がおっしゃっているように、教員等のストレスとか、それから撮影機器の小型化が論じられていると。ただ、明確にはなっていないと。私は、いろいろ調べていったところ、一般社団法人の

全国ＰＴＡ連絡協議会が出している資料、非常にこれは的を射ているのかなというふうに思っていまして、実は、多分教育長さんもご存じだと思うのですけれども、不正トライアングル理論というのがあるらしいのです。これは、アメリカの犯罪学者のドナルド・Ｒ・クレッシーという人が提唱した理論で、不正行為が発生する要因というのは、まず機会、動機、正当化の３つで説明できるのだと。基本的には、学校でこういうふうな事案が相次いで起こるというのは、これに合致するからなのだということなのです。

例えば要するに機会ということであれば、どういうのを機会というかというと、不正の事項を可能にする客観的な環境がある状態、監視体制の不備や不正が発覚しにくい状況、これが学校にあるということです。それから、動機としては、これは先ほど教育長さんが指摘した個人的な要因ですよね。１つには、ストレスだったり、それから家庭の中でのいろんなものがあったりというようなことがあってというような、そういうことだと思うのです。それともう一つは、やっぱり社会状況というか、例えば正当化、このくらいだったら大丈夫だろうとか、自分だけだったらばれないだろうとかというような形、これがある程度そろったときに不正行為が起こると。そういうことをある意味では提唱しているわけですよね、これは。

その中で、この機会という学校の部分、それを取り除いていくということが、ある意味ではこういう事件、事案をなくす、少なくするというふうな、そういうことだろうと思うのです。それが改善されない限り、また先ほど言ったように教員の個人的な要因とか、そういうようなものを取り除いていかなければということにもなっていくのでしょうし、ですからこれが一番の要するに繰り返し起こる。全国、これはもう何年も前から過去において、こういう事案が繰り返されているわけです。ですから、認識として、どこでもこれが起こり得るという、そういう危機感の中で、嵐山町が今までもそういうことがなかったというのをずっと続けていくためには、今だからこそこういうことをしっかりと考えていかなければならないなというふうに私自身は思っているのですが、そのことについて何か教育長さんの見解がございましたらお願いしたいと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

こういった事件が起こるのは、単一の原因だけで起こることではない。様々な原因があると思ってございます。先ほど分析のものをご紹介いただきましたけれども、現在埼玉県のほうでも、まず１つは他県で分析したものを利用して、不祥事が起こりやすい傾向の言動であったり、それから教員の資質、その人の傾向であったり、そういったものを６つのパターンに分けて、その中でこういう方が起こりやすい。例えば、全部は紹介できませんが、自己中心的な考えを持つ人、これくらいだったら大丈夫だろう、自分だったら大丈夫だろう、それから確信犯型というのもあるのですが、これが一番難しいのですが、悪いと分かっていてやる、これは一番指導が難しいタイプになるかと

思っています。もう一つは、最近注目されているのが、認知のゆがみと申しまして、自分は子どものためにやっているのだ、この子どもには私しか頼る者がいないのだ、そこから恋愛感情に発展をして、わいせつ行為につながるという例が多くなっていると言われております。今までの倫理感が欠けているからしっかりしなさいという指導だけではなくて、こういった認知行動療法に従った、こういう傾向の職員にはこんな指導をしていかなければいけないというものを活用しながら、学校の校内での倫理確立委員会というものがございますので、そこを利用した研修を進めてもらおうと常に働きかけているところでございます。

この方法で全てこういった問題は一気になくなるという特効薬はないと思ってございます。校長会の中で、私も校長のほうに、こういったことを校長から熱く職員に語ってください、それからこういったことが起きにくい風通しのよい職場をつくってくださいということを繰り返してございます。学校でも校長が自分の言葉で職員に事故を起こさせないということを継続して続けていくことしかないと私は思ってございます。どこでも起こるという意識を失わず、これからもずっとこのことは続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　（２）、（３）という形で再質問のほうを続けていきたいと思います。

先ほどの答弁ですと、点検という形の部分のところでは、父兄というか、保護者は入っていないような形の答弁になっているのかなというふうに思ったのですけれども、保護者の方はこの点検のメンバーには入っていないで、具体的にどういうメンバーで点検をしたのか、その辺をちょっと再質問で最初に伺っておきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　今回の点検につきましては、今週中にというふうな形で先ほどお話がありましたが、実際には２日間ぐらいの間で全て点検を終わらせて報告することになってございました。この点検につきましては、もちろん協力を職員も担うところはあると思うのですが、原則校長がしっかり行うということで点検を行ってございます。ですから、今回の点検に保護者やＰＴＡは入ってございません。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　このＰＴＡのほうの一つの防止策というか、点検というか、そういうものというのは、やっぱり一番子どもの目線で考えられるのは保護者だろうというふうな思いがあると思うのです。当然学校の先生も本当に熱心にやられているので、みんな同じような目線で指導されているのだろうとは思うのですけれども、そういった点では、やっぱりこのＰＴＡの方々、保護者

の方がこういうのにしっかり携わって見ていくというのが大事だなというふうに私自身も思ったのです。ですから、確かに私もこの今週中というあまり日にちのない中、そして今の答弁でも２日間の中でというようなことでしたので、そこまでのことはなかなかできなかったのかなと思いますけれども、やはりこういう点検みたいなものというのは１回やって終わりではなくて、何回か繰り返しするということが大事だと思うのです。そうした中で、例えば管理職の目だけではなくて、もっと要するに保護者の目とか、そういう部分のところの多くの目を通すことによって新たな発見の部分があるのかなと思うのです。そういうことをやることもまた１つは対策の中に入ってくるのだろうと思うのです。ですから、ぜひ不定期で結構だろうと思うので、１回に限らずそういう形のものを捉えていただければと思うのですが、その辺はいかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　答弁申し上げます。

今回の盗撮に係る点検でございますが、これは緊急で行いましたが、これで終わりではなくて、引き続き行っていくことが必要だと思ってございます。行い方につきましては、時期を決めるだけではなく、不定期であったり、見る人を変える、それから第三者という立場で保護者ということも有効な手だてだと思ってございます。こういった工夫をしながら、今回で言えば盗撮防止ということ、こういうことが決して起こらないような体制づくりを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　それで次に、現状としては子どもたちにとって学校は安心安全な場と言えると、こういうふうに言っていただきました。そういう中で、どうしても学校の中には第三者の目が届かない部分というのが必ずあると思うのです。ですから、例えば場合によっては体育の用具を入れておく倉庫とか、要するにプライバシーに関わるような例えばトイレとか更衣室とか、そういうような部分とか、使われていない例えば教室とかという、そういう部分を考えたときに、私は嵐山町における学校はそれを全てクリアしたというふうに思えないのです。確かにこれは、盗撮用のカメラの設置とか、そういうものがされていないかどうかという、そういう部分の中ではクリアしたかもしれません。でも、この具体策を示している中のものというのは、多分学校の校舎というものを考えたときにはクリアしたとは思われないのですけれども、そういう中で安心安全というふうに断言できるというか、そういうふうに言えるというのはどこから来ているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

まず、今回の中で安心安全であるという形でお答え申し上げましたのは、あくまでこの質問の中にある盗撮で、今回の点検については、盗撮機器を隠せる場所、それからかつて盗撮の機器を隠してあったのではないかと思われるような穴、そういったものを全て点検するということが目的でございました。したがいまして、今回の質問についても、この件については全てクリアしてございませんでしたので、現段階においてこの盗撮行為における安心安全ということは断言できるという話をしたものでございます。しかし、これはこの後も日々変化していくものでございますので、この後も点検はしなければならないと思っているところでございます。

学校施設、それから教育全ての全般までわたって安心安全を担保するということまでを断言したものではなくて、常に我々はそこを目指さなければいけませんので、例えば施設内で軽微なもの、例えば体育館の床にささくれが少しできました、では安心安全ではないではないか、この部分についてはすぐに修理をする。そういったことで、常に広い範囲では安心安全が担保できるような取組を目指してやっていくというものでございます。したがいまして、今回のところでは、全てのものについて担保できるということよりも、目標としてはしっかりそこをしていきますということ、それから担保できることにつきましては、現在の盗撮防止に係る部分では安心安全を担保するというふうにお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　文科省が具体的にこういうところをなくすとかという形で示しているわけですよね。そういう中では、一番最初に出ているのが、第三者の目の届かない部分のところを極力なくすと。それから、例えば指導も複数でとかという形になっていますよね。特に教員の数という部分を考えたときに、今多分ぎりぎりの状況の中で指導されているのだろうと思うのです。難しいなと思う部分というのも結構あるのだろうと思うのです。それを全てクリアするというのもなかなか大変だろうと思うのですけれども、その辺の中で具体的にこういうふうに挙げられているけれども、これなかなか難しいなというふうに思われるような部分というのは、教育長はどういうところをそう思われているのか、その辺はいかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

第三者の目が行き届かない場所をなくす、この中においては、例えば学校の中で、教室や準備室が古い学校ですとまだすりガラスになっている学校があったり、準備室の中は光が入らないように掲示物があえてガラスの上にかかっていたりして、目が届かないというのはそういう面というのもございます。こういったものについては、学校を訪問する際に気がついたところは常に直すようにということで、そういったところはなくして、見えないという場所はつくらないようにしてござい

ます。それから、体育倉庫等については、先ほどご指摘がございました危険なものが入っているところ等については逆に施錠するようにして、ある意味、目の届かない場所には子どもたちが入らないという形、あと指導につきましては、これはたとえ人数が足らなくても、現在は個室で１対１で指導するということは基本的には行わないように指導しております。必ず外から見えるところ、それから複数で当たる。どうしてもの場合には、ドアなりを開けた状態でやるということを指導の中で行っております。こういったことを講じて先ほどのようなことを回避しようと思ってございますが、ただ今設備的に、例えばプールのときに着替えをする部屋に鍵が常についているかというと、そういったところの整備であったり、そういったところというのはきちんと、鍵がもしない部屋は鍵をつけるであったり、そういったところは教育委員会として施設の改修等を行わなければいけないと思ってございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　ぜひ考えられる対策というか、そういうものを実行していただいて、本当に安心安全な場であるようにお願いしたいというふうに思います。

それで次に、４番目の防犯カメラについてなのですが、これは私だけの意見ではなくて、知識人とか防犯の専門家だったり、いろいろ調べていったら、やはりこういうことは出てくるのです。確かに答弁のとおり、慎重にならなければならない部分もあるのだろうと思うのですけれども、これだけいろんな事件、例えば校舎の門とか、そういう中で不審者が入ってきたりというような事件もあったり、それから今回のような事件があったりということになれば、やはりこれは必要なことではないのかなと思うのです。確かにプライバシーの侵害に当たるようなところというのは相当慎重にならなければならない。ただし、それでも、要するに中でなくても入り口だったり、その周辺だったりということで、それがあるというだけでも１つは抑止力になるだろうし、そういった意味で検討していくというような答弁もありますので、確かに予算もかかる。でも、予算はかかっても、今我々の町は11年度に新しい学校がスタートするということで、その方向に向かっているわけですけれども、そこからの生徒が大事ではなくて、今いる生徒もやっぱり大事なわけです。ですから、そういった形でできるだけ必要なものは今もお金をかけなくてはいけないだろうと思うのです。ですから、そういったことを含めて、ぜひこれは実施していく方向で早急に検討して、早急に結論を出して、早急に実施していただきたいと、そのように思っているのですが、もう一度その辺のところの答弁をお願いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

当然新しい学校の検討の中には、不審者に対応するための周辺の防犯カメラというのは設計に入

れているところでございますが、議員ご指摘のように、今の子どもたちの安全をどう守るかということについて、特に不審者という視点においては、防犯カメラというのは、先ほども答弁いたしましたが、予算のほうもかかるものでございますので、それから残りの期間等、様々なものを総合的に鑑みて、一番いい方法というのをしっかり検討してまいりたいと思います。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それで、この件については、ちょっとイレギュラー的な質問になろうかなと思いますけれども、通告書には書いていないので。実はちょっと小耳に挟んだことの中に、学校内の校庭、桜の木が相当老木になって、指でちょっと触るとぼろぼろ落ちてくるように、場合によってはすぐ倒れそうなところもありそうだというふうな、そういう状況のことをちょっと小耳に挟みました。要するに校庭であれば、そこのところを駆け回ったり、場合によっては桜の木に抱きついたり、場合によっては少しよじ登ったりするというようなこともあろうかと思うのです。そういった部分は、どの程度把握しているのか、まずそこのところから１つお聞きしておきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

桜の木につきましては、議員さんおっしゃるとおり、木の寿命が50～60年というところで、各校の桜の木の寿命というものも来ているところでございます。また、最近ではクビアカツヤカミキリの被害がございまして、そういった中で倒木のおそれがある木も何本か出ております。対応といたしましては、環境課と連携を図りながらクビアカツヤカミキリの防除をしております。現在のところ、環境課、またあるいは学校のほうからここにクビアカツヤカミキリのフラスが出ているというような通報を基に確認したところ、菅谷小学校では５本、七郷小学校では１本、菅谷中学校では４本、これは伐採の必要があると思われる状況となっております。これにつきましては、緊急を要するものでしたら予備費、少し様子を見られるものでしたら補正予算等を計上しながら、伐採に向けまして検討していきたいと思っております。

クビアカツヤカミキリにつきましては、令和６年度ぐらいからその被害が出ておりまして、校長会などでも、そういったクビアカツヤカミキリの被害に遭っていそうな桜の木がありましたら教育委員会や環境課のほうに通報していただくようにお話ししているところでございます。最近では、菅谷小学校では、ＰＴＡの方にご協力いただきまして、子どもが手が届くようなところ、低いところにつきましては、ＰＴＡの方に伐採のご協力をいただいたところでございますが、木の根元から伐採しなくてはならないようなものにつきましては、教育委員会のほうでは必ず予算措置をしまして、今後対応していくつもりでおります。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　ぜひ予算を早急に取っていただいて、対応していただきたいと思います。

同時に、そういう対応ができるまでの間、やっぱり何かあっては困るというふうに私は思っているのです。そのところの対策というか、例えば立入禁止のものをやるとか、そういうふうなことというのも必要だろうと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えさせていただきます。

学校のほうでも危険と思われる桜の木についてはお互いに承知をしておりますので、児童や生徒が危険な場所につきましては近づかないような措置をしていただきますよう、また教育委員会と学校のほうと相談しながら、安全対策を考えながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　子どもたちが、学校というところは安心安全な場であって、楽しいところだと、そういうふうな形が一番望ましいのだろうと思うのです。ですから、いろんな角度からこの安心安全という部分のところを我々もいろいろ気をつけながら、また学校関係者、また社会全体でそういうふうなことを考えていかなければならないかなというふうに思っていますので、しっかりとした対策を取っていただいて、そういう場がこれから嵐山町としてずっと続くような形でご努力いただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、大きい３番目のほうに移りたいと思います。それでは、３番です。本町の米や露地野菜の作柄状況について伺いたいと思います。気象庁は、８月１日に、７月の全国の平均気温が平年より2.89度高く、1898年の統計開始以降で最も暑かったと発表いたしました。さらに、全国的に晴れた日が多く、1946年に統計を取り始めてから最も少ない月降水量になったということが報道されました。高温と水不足、農産物に大きな影響をすると思います。本町の米や露地野菜の作柄は今どういう状況なのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、大項目３につきましてお答えいたします。

町内の米の作柄状況でございますが、７月10日頃から約一月ほど水の心配もありましたが、おおむね出穂もできており、収穫時期を迎えることができそうです。また、露地野菜につきましては、かん水を行うことで高温障害による農作物への影響を防いでおります。収量等に影響はないとは言えませんが、新聞報道等で見られるような、全く収穫できないということではないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　ご答弁によりますと、最初ちょっと心配もあったけれども、おおむね大丈夫だろうというようなことです。米についてですね。嵐山町の一つの特産物というのですか、天水による米栽培というのがありますよね。あれは要するに沼の水を例えば利用してということだろうと思うのですけれども、それも大丈夫というふうに考えてよろしいのかどうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　お答えいたします。

狄守議員がまさにご心配するとおりでございまして、町内の土地改良区、農業のエリアとして、北部は古里、吉田、勝田、中部がこの庁舎を含む志賀と杉山、廣野、越畑になっております。南部につきましては、都幾川から南ということで南部エリアです。ご心配の地区が、ため池のほうが北部、中部エリアでございまして、この中で実際に天水を利用しているため池としては、約40個ほどため池がございます。おっしゃるとおり、その水のみを使ってやっておりますので、その間、滑川ですとか粕川、市野川、１級河川がございますが、特に滑川と粕川につきましては、河川というよりは水路としての役割をしております。それに、各土地改良区の中に機場という人工的に造ったため池がございまして、そちらのほうにため池の水を一回落として各田んぼに送水するというシステムをつくっております。例年になく雨が全く降らなかったので、見て分かるとおり、沼の水は半分以下に減ってございます。ただ、そうしたため池、40ほどありますが、その水をうまく利用しつつ、各人工に造ったため池につながっておりますので、その水のやりくりというのですか、各土地改良区の方が用配水委員ということで水の管理をしておるのですが、そうした方たちのご努力によってどうにか水をうまく使って、今やっと稲穂が垂れる状態というふうになっております。お盆のときには幾らか涼しくなって雨が降ったのですが、ちょうどその頃、出穂といって水が必要な部分でした。そういったことも乗り切って今を迎えているわけです。これで刈取りが、南部のほうは早く８月中に刈取りを始めた農家もございます。ただ、北部と中部のほうはこれからでございます。農協の受入れが９月10日になっておりますので、まだまだ酷暑が続いておりますので、ちょっと高温障害もまだ心配なところであるのが現状でございます。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　こういう状況でしたので、どこの地区でもそうなのでしょうけれども、どこの町、どこの村、どこの県でも、やはり収量というか、量ですよね。これは、嵐山町でもちょっと少なくなるのかなというふうに思っていたりしていたのですけれども、その収量的には何とかなるというふうな考え方ですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、お答えいたします。

この地域の収量ですが、目標としている収量が10アール当たり、すなわち１反当たり758キロでございます。これは７年の目標の目安です。俵数にすると7.6俵でございます。この地域ですと、いいときは８俵以上取れてございます。営農法人等もかつてドローンや直播で栽培したときは８俵以上取っておりました。今のところ昨年並みぐらいには収量があるのではないかと思いますが、農家に聞くところ、今の現状はいいかもしれないけれども、こればかりはコンバインで刈って脱穀して、最終的にはもみすりですか、玄米にしてみないと分からない。収量はあっても、等級ですか、品質ですね、要は。１等が一番いいわけなのですが、２等になるか、３等になるか、収量以外の部分もちょっと心配な部分がございますが、それは10月の中旬以降でないとちょっと分からないというのが現状でございます。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　報道等によると、新米が出て米が流通しても高値で推移するだろうというふうに言われていたりするのですけれども、大体５キロ当たりで予想としては3,000円台が一応、一つの目安というふうによく言われますけれども、大体そのくらいの形で我々の口に入るのか。我々と言っても私ですけれども、古米、古々米みたいなものをずっと食べているわけですけれども、こういう新米が出るときには少し食べたいなというような思いがあって、でも高値だとなかなか買えない。そういう消費者に対しての影響というのはどうしても心配になるのです。収量とか質とか、そういう部分を考えたときに、どうしても高くならざるを得ない状況なのかどうか、これは農政課長として、考え方としてはどんな考えを持っていますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　お答えいたします。

今年度は、国の試算というのですか、56万トンぐらいは作付を増やしたことによって収量があるというふうに言われています。私もなるべく新聞報道等に耳を傾けて現状聞いているわけなのですけれども、その中で専門家から言うと、昨年並みではないか、全国的に。悪くても50万トンぐらいは取れるのではないかということでありますが、米の価格はやっぱり市場価格でございますので、そう簡単には。まだ足りないという、そういう状況がまだ根づいているようなのです、米の買取業者に。そういったことで、思うような価格にはなかなかならないのではないかということを考えております。確かに議員がおっしゃったように、５キロ3,000円台というのは魅力的な価格でございますので、正直なことを言うと、一番最初にこの５キロ当たりの白米の価格が分かるのは、らんざん

営農さんがどういう価格を示してくるか、それによってでございます。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　最後に、露地野菜のことについてちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、農業関係者から聞くと、例えば農産物直売所に出ている嵐山産というのが量が少なくなっているというふうにお聞きしたのです。今日の答弁でいうと、高温障害による農作物への影響を防いでいるというふうにあるのですけれども、それでも収穫量に影響がないとは言えないということなのですけれども、量としても全体的に少なくなっているというふうなことで、少し値段も高くなっているというのが今の現状ですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　一時的ではございますが、今年に限ってはそういった状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第５番、狄守勝義議員。

○５番（狄守勝義議員）　いろいろなものの価格が高騰し、また９月以降でも千何百品種が値上げを考えているとかという報道なんかもあったりして、そういう中で本当に嵐山産の米だったり野菜だったり、そういうものも高値になっていくような状況であると、我々としても新鮮でおいしいものを食べたいという部分の中ではちょっと不安になったり、高値になればなかなか買えないという状況も出てくるということで、本当に大変だなという認識ですけれども、そういうことにめげずに、いろいろな策を考えていきながら食を守っていただけるように、これからも頑張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時４５分）

令和７年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

９月２日（火）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第10番議員　　畠　山　美　幸　議員

第７番議員　　藤　野　和　美　議員

第９番議員　　青　柳　賢　治　議員

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬　一　哉
書　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　長
中　嶋　秀　雄	副町長
萩　原　政　則	総務課長
安　藤　浩　敬	地域支援課長
岡　野　富　春	税務課長
柳　澤　純　子	町民課長
太　田　直　人	福祉課長
菅　原　広　子	健康いきいき課長
簾　藤　久　史	長寿生きがい課長
根　岸　隆　行	環境課長
中　村　　寧	農政課長
馬　橋　　透	企業支援課長
安　在　知　大	まちづくり整備課長
下　村　　治	教育長
髙　橋　喜代美	教育総務課長
青　木　正　志	生涯学習課長

中　村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和７年第３回嵐山町議会定例会第６日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

皆様にお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話はご遠慮ください。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　畠　山　美　幸　議　員

○森　一人議長　本日、最初の一般質問は、受付番号５番、議席番号10番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１のリチウム電池の取扱いについてです。どうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　おはようございます。ただいま議長からご指名がございましたので、議席番号10番、畠山美幸、今回３題の質問についてさせていただきます。

まず１番目、リチウム電池の取扱いについて。リチウムイオン電池を使用した製品、スマートフォン、モバイルバッテリー、電動工具、加熱式たばこ等の普及に伴い、ごみ収集、処理時の発火事故が全国的に急増しています。総務省消防庁や環境省も注意喚起を行っており、廃棄時のルール違反が原因での火災は、作業員の安全や施設機能を脅かす重大な課題です。町としても、こうした事故の未然防止と緊急時の対応体制を整える必要があると考え、以下の点について質問いたします。

（１）、町内のごみ収集車や処理場でリチウム電池が原因と見られる火災・発煙事故は発生していますか。

（２）、分別ルールと周知啓発の現状について、町では第２水曜日が有害ごみの日になっており

ますが、リチウム電池を含む小型充電池製品の分別ルールをどのように定めていますか。

（３）、家庭ごみとしての誤排出を防ぐために、拠点回収（町施設や店舗等）での安全な回収体制は整っておりますか。

以上、３点お伺いします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　それでは、質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。

過去３年間で町委託による収集車及び小川地区衛生組合施設内での火災・発煙事故は発生しておりません。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。デジタルカメラやビデオカメラのような本体と小型充電式電池が分離できないものについては、本体部分は金属類（小型家電類）として、充電式電池は有害ごみとして分別をお願いしております。また、モバイルバッテリーなど本体と電池が取り外せない場合は、分解せず、そのまま有害ごみで出していただくようごみカレンダー等で周知しております。ただし、膨張や変形したものは発火の危険性もあることから、小川地区衛生組合まで直接持ち込みいただくようお願いしております。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。ごみステーションでの回収のほかに、現在公共施設での拠点回収は行っておりませんが、一般社団法人ＪＢＲＣの回収協力店で回収を行っており、町内では１か所の協力店がございます。ここでは店頭に回収ボックスを置かず、安全のため、店員が確認の上ボックスに入れております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　それでは、（１）から再質問します。

過去３年間で町委託による収集事故はなかったと、火災はなかったというご答弁でした。今回これをなぜ質問しようかと思いましたのは、近年ニュースなどで報道されているように、今年は１月に川口市の朝日ごみ処理施設、朝日環境センターでリチウム電池の混入と見られる火災が発生し、復旧費用に65億かかるという新聞報道がありました。また、７月中旬には、蕨戸田衛生センターで、やはりこちらもリチウム電池出火原因ではないかということで、こちらが41億円の修理、復旧にお金がかかるという見通しだという新聞記事がございました。

復旧にかかるお金も大変なことなのですが、ニュース報道なんか見ると、ごみがこの夏の暑いさなか、出しても収集してもらえずにごみがたまって大変だという報道があって、うちのこの比企管内でこういうことが起こったら大変になるなということで、今回質問したわけなのですが、例えばもしも、今オリックスのほうに委託しておりますけれども、こういうようなことが原因で火災が起きたとき、今は燃えるごみはバイオ型になっていますけれども、それ以外、さっき説明があったこ

ちらのごみを出したときに発火してしまった場合に、例えば混入していてバイオのほうで発火してしまったとか、あと行ったほかのところで発火してしまった場合に、その責任というのはやはり小川衛生組合が担うようになってしまうのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　お答えいたします。

責任の所在については、今ここではお答えできませんが、そうならないためには、やはり分別の周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　この比企管内、小川地区衛生組合のごみが原因でもし発火した場合には、負担金にこれがのしかかってくるのかなと思ったので、今その質問したのですけれども、そういうことにはならないのか、また再度お聞きします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　お答えいたします。

発火事故等が起こってごみの収集等が停滞した場合には、もちろんそれに対応するためのお金が必要になってくると思います。そうなった場合には、もちろん近隣のごみ処理場等にも搬入をお願いしなければならないような形にはなってくると思うのですが、その部分でかかったお金等につきましては、国等の補助金も、もちろん復旧に関する補助金もあるかとは思うのですが、その分衛生組合管内の負担金には上乗せされてくるのではないかというふうに考えております。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　起こらないためのこれから質問するわけなのですが、（２）のほうに移ります。

今ごみ収集のカレンダーがあるのですけれども、こちらには小型充電式電池の処分についてということで、小型充電式電池、リチウムイオン電池などを使用した電子機器の増加により、ほかの廃棄物と混入し、回収や処理工程の途中で強い衝撃があると、電池が破損・変形による発火事故が発生し、施設に大きな被害となります。被害を出さないためにも、小型充電式電池は、回収協力店などに設置してある小型充電式電池リサイクルボックスに入れてください。詳しくは一般社団法人ＪＢＲＣホームページにというふうに書いてあるわけなのですが、これだけだと、ではどこが小型電池のリサイクルボックス回収協力店があるって、ちょっと２番、３番、一緒になります。

○森　一人議長　はい。

○10番（畠山美幸議員）　先ほどの答弁で、町内では１か所ありますというご答弁でしたけれども、この１か所はどちらになるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　お答えいたします。

その１か所は、ベイシア電器さんになります。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ベイシア電器ですか。そうしますと、町内の方も行きやすいのかなと思います。しかしながら、そこまで持っていけない場合は衛生組合に持ち込むことというさっき答弁にあったと思うのですけれども、やはり役場がここにあるわけなので、向こうは南部のほうになってしまうので、中部、南部は向こうでもいいのかなと思うのですけれども、北部の方とかは、あちらまで行くにはちょっと遠いのかなと思いますと、やっぱり町でもそういうものを設置したほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　お答えいたします。

今、議員さんおっしゃられたベイシア電器さん以外については、例えば変形、膨張してないものについては、有害ごみとして嵐山町ではごみのステーションに出すことができますので、そのステーションに出すことができない膨張したものですよね。膨張したものについては、ベイシア電器さんのほうでも回収ができないのです。それ以外のものについては、もちろんＪＢＲＣの協力店であるベイシア電器さんでも回収できます。それから、もちろん町のごみステーションの有害ごみの日にも出すことはできます。膨張、変形しているもの、その１点、そこにつきましては、今現在衛生組合管内でも、回収については小川地区の衛生組合に直接持ち込みをお願いしておるところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　そうですね、答弁に書いてありました。「膨張や変形したものは発火の危険性もあることから、小川地区衛生組合まで直接持ち込みいただくようお願いしております」と書いてありますので、やはりいい加減に捨てられても困ってしまうわけですから、例えば処理場に膨張したものでもいいやなんて放り投げられて、そこで発火が起こって近隣に迷惑かけても困ってしまうので、やはりこの膨張や変形したものの危険性はあることから、小川地区衛生組合まで持っていくというのはなかなか大変かなと思います。

そうしたときに、私もこのＪＢＲＣのＱＲコードを取って中身を確認しましたけれども、何だか難しいことがいっぱい書いてあってよく分からないホームページだなと思ったのです。それで唯一分かったのが、徹底した安全回収強化というところのパワーポイントの１枚があったのですが、こ

ちらにリチウム電池の金属缶回収を開始、2018年７月から、従来の段ボール箱回収から金属缶（リサイクルボックス缶・ペール缶）へ移行というのがあって、それで金属缶回収の拡大、2019年10月から、こちらは全電池種３種類を金属缶で回収できます。そして、樹脂容器の導入ということで、2020年８月からペール缶の内部に樹脂容器を入れて二重構造化ということで、密閉すれば、空気がなければ火も出ませんから、こういうものがあるのだということで、例えばこういうものを町役場の環境課で、そういう膨張したものに限っては、衛生組合もしくは町の環境課のほうにお持ちくださいという形にはできないものなのかと思いますが、いかがなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　お答えいたします。

衛生組合の回収ボックスにつきましては、いわゆるドラム缶の大きいやつですね。オープンドラムと言うのですけれども、蓋ができる。蓋ができて開閉できて、そこに電池を保管できるような形にはなっております。その中に電池、それからリチウムイオン電池もその中に回収するような、保管するような形にはなっているのですが、今議員さんおっしゃられた拠点、役場等の窓口でというところなのですが、今現在は、現時点では衛生組合管内とのバランス等も考慮しまして、ケースごとに、例えば相談がありました膨張してしまったリチウム電池を衛生組合にも持っていけないと、高齢者の独居世帯でどうしても持っていくことができないと、そういった相談を受けた場合には、そのケースごとに対応を考えたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　そうしましたら、こういうものをうちに孫が置いていってしまって、膨張してしまって何か怖いのだけれどもという例えば電話があったときに、役場の職員がそこのうちに回収に行ってくれるのですか。それとも役場のほうに例えば密閉状態になるものを置いておいて、ここまでは持ってきてくださいという対応になるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　お答えいたします。

その方法も含めて、その案件ごとに対応を考えてまいりたいと思います。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　１人の不注意から大きな火災とかにつながってしまったら大変なことになってしまいますので、このリチウムイオン電池に限っては、本当に真剣に小川衛生組合全域に、この間も一般質問があったという、衛生組合のほうでリチウム電池についての一般質問があったと聞いているのですが、そこではどういう対応の答弁が出たのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　お答えいたします。

申し訳ございません。衛生組合管内のほうは確認しておりません。衛生議会の関係ですね、申し訳ございません。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　では、衛生組合で一緒になって、このリチウムイオン電池の火災を起さないという対応をぜひお願いしたいと思います。

一応副管理者として佐久間町長は衛生組合のほうに行かれるわけなのですが、この件について発信していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

ご指摘の点は本当に深刻な、それでまた既にそういったケースが何件も起こっておりますので、組合としても、管理者の一人としてしっかりとその辺のところは提案して、それで組合としてどういう共通の対応ができるか検討していきたいと思います。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　お願いします。

それでは、２番のほうに移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　災害級の暑さへの町の対策について。

気象庁は「災害級の暑さ」と表現するほど近年の夏の猛暑は深刻化しています。特に2025年の夏は全国的に記録的な高温が続き、熱中症による救急搬送や死亡例も増加しています。高齢者、子ども、持病を抱える方々にとっては命に関わる状況であり、自治体としての備えや対策がますます重要となっております。

本町においても、日常生活、学校、福祉施設、地域の避難体制など、あらゆる分野で熱中症や猛暑対策が求められております。そこで、以下の点について質問いたします。

（１）、本年度及び過去数年の熱中症による救急搬送件数、年齢層の傾向は。

（２）、小中学校や保育施設におけるエアコン稼働状況、日射対策、屋外活動の管理ルールは。

（３）、農業者への熱中症対策や周知はどのようにしていますか。

（４）、総務省や環境省が提唱するクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の町内での設置状況は。

（５）、熱中症予防に関する町の広報について、現在午前中に防災無線で周知していますが、発

信回数を見直しする考えは。また、ほかの周知方法は。

（６）、猛暑が恒常化する中で、まちづくり公共施設整備、都市緑化などの観点から中長期的な気候変動への備えの検討は。

以上、６点です。

○森　一人議長　順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（４）、（５）について、菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

本町での熱中症による救急搬送件数につきましては、令和４年は13件、令和５年は28件、令和６年は19件、本年は７月末までに17件となっております。年齢層の傾向につきましては、65歳以上の高齢者が半数を占めており、次いで18歳以上の成人の方が３割程度、18歳未満の方が２割程度となっております。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。町内のクーリングシェルター設置場所は、役場、ふれあい交流センター、ウエルシア薬局のウエルカフェと調剤薬局待合室の合計４か所になります。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。防災無線の周知につきましては、環境省から熱中症警戒アラートが発表された場合に注意を呼びかけており、発信回数の見直しは考えておりません。ほかの周知方法につきましては、広報、あんしんメール、ＳＮＳ、Ｘやライン、チラシの配布等を行っております。今年から、うえたん号のモニターも利用させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）について、髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、質問事項２の（２）につきましてお答えいたします。

エアコンの稼働状況は、各校設定温度を26度から28度で設定をしております。真夏日等の高気温の予報が出されているときは､児童生徒の登校前からエアコンを稼働する､設定温度だけに頼らず、体感により温度設定をするなどの対応を各校しております。

日射対策については、体育の授業の見学者は、保健室などで待機させ学習をする、運動会など外行事の場合は、練習時から校庭にテントを設置し日陰をつくるなどの対応をしています。

屋外活動の管理ルールについては、熱中症警戒アラートが出された際には、環境省及び埼玉県教育委員会の通知等を基に、暑さ指数ＷＢＧＴに基づき、激しい運動の制限や外での活動の禁止などの対応を行っております。また、熱中症警戒アラート等の気象情報だけでなく、各校熱中症計を用いて計測を行い、熱中症警戒となった場合は外活動をしないなどの対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、同じく小項目（２）について、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、（２）につきましてお答えいたします。

町内の保育所、学童保育室における暑さ対策でございますが、各施設とも各部屋にエアコンを設置しており、適切な室温が保たれております。また、遮熱フィルム、遮熱カーテン、よしず等を活用しまして日射対策にも取り組んでおります。

屋外活動におきましては、熱中症警戒アラートや熱中症計測器の数値等を確認し、基本的には屋外活動を控えております。施設によっては、テントやシートで日陰をつくり、プールや水遊び等で子どもたちを遊ばせている施設もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（３）について、中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、（３）についてお答えいたします。

熱中症対策の周知につきましては、農政課で関わりのある土地改良区、農産物生産組合員等の各種団体、さらには農業委員会における会議等において、農業者に広く口頭にて、作業時間、水分・塩分補給等の熱中症予防対策について注意喚起を行っております。また、農水省が作成し、県を通じて配布された熱中症予防対策のユニークなステッカーを農業者に配布して注意喚起をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　最後に、小項目（６）について、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、質問事項２の（６）につきましてお答えいたします。

昨今の気候変動では、災害級の暑さや豪雨、また積雪などがあります。こうした気候変動は、私たちの生活や地域経済、そして安全、安心なまちづくりに大きな影響を及ぼす可能性があるものと認識しております。嵐山町におきましても、令和元年の台風19号や近年の100ミリを超える豪雨に対応するため様々な工事を行ってまいりました。

国土交通省では、国土交通分野における適応策として、平成27年に国土交通省気候変動適応計画を策定しています。また、平成30年に公布された気候変動適応法に基づき、新たに気候変動適応計画が法定計画として閣議決定されたことから、国土交通省気候変動適応計画についても、同様に最新の施策等を反映する改正を行っているようです。

その中では、地球温暖化の進行がもたらす気候変動等により懸念される影響は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全には避けられず、影響に備えるための適応が必要だとされています。以前からヒートアイランドへの対応として、開発許可においても、嵐山町緑を豊かにする条例等により指導を行っているところでございます。今後も国等の動向を注視し、道路構造令や都市計画法等に基づき対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　それでは、（１）から順に再質問させていただきます。

町内にやはり多くの熱中症で運ばれた方がいるのだなと、再確認させていただきました。特に65歳以上の方が半数。例えば令和５年、ここは４年が13件で５年が28件というところは、コロナが明けて割と外に出られる時期だったのかなと思うのですけれども、このときがやはり対応が難しかったのだなというのと、それで６年、７年になると大体同じぐらいの19件、17件ということで減ってはきているのだけれども、20件として10件が高齢者で、半分の３割、６人が18歳以上の方で、４人が18歳未満の方というような計算になるかなと思ったのだけれども、この18歳未満の方という、そんな細かいことまで分からないと思うのですが、一応確認しますが、学校とか通学中とか、どこでこういう事案があったのかお分かりでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

主に10代の方の発生場所につきましては、運動場が多くなっております。住宅というのはあまりない例でございます。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　やはり部活とか、部活はでも夕方からやるから、例えば日曜日とか、クラブ活動とか、そういうときに具合が悪くなったのかなと察するわけですけれども、１番についてはどんな人数がいるのかというのを確認したかっただけなので、１番はこれで終わりにします。

（２）のほうですけれども、暑さ指数ＷＢＧＴということで、25未満だと注意、25から28未満だったら警戒、28から31未満だと厳重警戒、31以上が危険ということで、恐らく今年は厳重警戒と危険の数値がほとんどだったのではないのかなと思うのですけれども、学校生活においてこの数字、ＷＢＧＴの数字は大体幾つぐらいが主だったか、測ってというか、記録されておりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

各学校では暑さ指数を計測して、それに応じた対応はしておりますが、その指数が幾つだったかという記録については、手元に資料はございません。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　それで、35度以上だと、31以上という暑さ指数になるわけなのですが、先ほど室内は、学校に先生が早く来た場合にエアコンを入れてくださって、稼働させていただいているから、大体26度から28度ぐらいの設定にはなっているのかなと思います。

それで、今エアコンの設置なのですけれども、確認なのですが、普通教室に全部ついているのは

存じ上げているのですが、特別教室はどのようになっていましたっけ。全部、いつだったか補正予算でつけた時期があったかなと思うのですが、そこを確認します。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

学校の空調設備、エアコンの設置状況でございますが、議員さんのご指摘のとおり、普通教室については現在100％の設置ができております。特別教室については、設置できてないところも数か所ございますけれども、その場合には、エアコンの入っている部屋のほうでやっていただくようなことで対応しているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ちなみに、エアコンの入ってない特別教室というのは何の教室だったでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

小学校では、主に図工室にエアコンがない状況でございます。中学校も美術室や外の技術科室などが設置ができてない状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　すみませんでした。時間を取らせてしまって。

では、これだったら、このお部屋だったら音楽室とか理科室でなければ、そこの場所でなくても対応できるというのが確認できたので、分かりました。

それと日射対策については、体育の授業の見学者は保健室で待機させて、それ以外の子どもたちは、運動会の練習のときはテントを張ってということですけれども、テントを張っても、今、日傘も昔のようなレースでできたような日傘ではなくて、中に銀の布が張ったような遮熱とか遮光とか、そういう生地になってないと結局暑さがしのげないというのですか、テントも今の時代まだそういう遮熱とか遮光とかという素材にはなっていないので、大変厳しいと思うのですが、そういう中でやはりミストが後づけで、細いホースみたいなのでつけられるものがあるようなのですけれども、そういうお考えとかは、今後この暑さが続くようなら、やはりミストが必要かなと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　答弁申し上げます。

本当に災害級の暑さが続いているところでございます。議員ご提案のミストについては、既にもう学校のほうでつけている学校もあります。全部私もついているか確認したわけではないのですけれども、玄関の近くであったり、そういったところにつけて、子どもたちの熱中症対策を取っているところもございますので、こういうことについては、いい事例ということで各校に広めていこうと思います。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　それと子どもたちが今持って歩いている水筒なのですが、水筒の中身は、以前私の子どもを育てている時代は、氷は入れてはいけない、水かお茶だけ。お茶といっても麦茶というような時代があったのだけれども、学校に行って給食で塩分は取るかもしれないのだけれども、やはりお水だけではどんどん薄まってしまうわけなので、その辺のことを考えると、やはり経口補水液とは言わないけれども、スポーツドリンクがあるではないですか。ああいうものも考えていかなければいけないのかなとか、あとは氷も入れていいようにしてあげないと、ぬるまったいのを飲ませるのは、この暑さの中かわいそうだと思うのですけれども、今どういう状況で水筒は持たせているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えさせていただきます。

今、全ての学校の取扱いにつきまして把握をしておりませんが、各校持っていく、朝おうちから持ってくるものにつきましては、氷等を入れてきても大丈夫だと思います。それと帰りがけには、学校で水を入れて帰りがけにも飲めるように、そのような対策をしていると思います。昨年、学校の水は数日飲まないようにというようなことが発生した学校もございましたが、そういった場合には、学校のほうで水や経口補水液のようなものを用意しまして、帰りがけに入れていけるような対策をいたしたところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　よかったです、厳しくしていなくて。そういう対応をしていただきたいと思います。

それと、今部活動は割と午後からやることが多いのだけれども、土日はやはり昼間午前中とか、午後はやってないと思うのですけれども、この間もちょっと深谷のほうに用があって向かっていたときに、大きなグラウンドで多分クラブ活動の、クラブ活動ではなくて、どこかのシニアのクラブだと思うのですけれども、小学生の子たちが午後の２時頃、サッカーの練習なのですけれども、やっていたのですよ、炎天下の中で。それを見て、みんな裸眼でやっているのだけれども、今問われ

ているのが目の日焼けということが言われておりまして、目の日焼けから脳の熱中症、目から何というのかな、光が入って、脳まで熱中症になるというようなこともうたわれているのですけれども、やはり長時間、休み休みやっているとは思うのですけれども、サングラスといっても真っ黒なサングラスではなくて、ＵＶがちゃんと入って、ＵＶがちゃんと遮断できるような、そういうもので薄い色のものであるらしいのです。そういうものをクラブ活動で自由にかけさせてあげられるというような、そういうことはお考えでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

今現在のところで、学校のルールも手元に全てのものを用意はしてないのですけども、私が知る限り、まだ中学校の部活動で子どもたちがサングラスをして活動しているというのは、当町においては私は確認はしていないところでございます。

そういったものを着用するかどうかということは、やはりそういった知見とこれからの気候条件や、それから活動の在り方もあると思うのですけれども、そういったものを総合的に考えながら学校のほうで、今ルールはいろいろと与えるよりも、子どもたちも主体になって考えるという時代になってございますので、そういった中でしっかりこれから考えていくことになるかと思います。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　実際問題、うちの息子が野球部で玉中でやっていたときに、本当に目が充血するぐらい真っ赤になって帰ってきたことがあって、目まで日焼けしているねなんて言って冗談っぽく言ったことがあったのだけれども、今は本当に大変な事態に、若いときの日焼けが、30代、40代で白内障になってしまうというぐらいのことが言われているので、生徒、児童に確認して、もしそういうふうに目があまりにもきついようだったら、そういう考えを持ってと、いろいろ知見を聞いてと今教育長も言っていただいたのだけれども、必要になってくるときが来るのではないかと思うのですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それであとは、学校のほうは取りあえずこれで全部、サングラスと、あとはひんやり背あてパッドというのをご存じでしょうか。ランドセルの内側というか、背中とランドセルの間にメッシュ式のパッドがあって、その中に保冷剤を差し込んで、30分だか１時間もつというものなのですけれども、これが兵庫県のある市町村のお子さんが、夏2.4キロ、ランドセルをしょって学校に行くのが暑くて大変だって、それが２年ぐらい前のテレビを見ていたときだったか、報道されまして、市長宛てに、暑くて大変なのです、何か考えてくださいというような手紙を市長に送ったら、地元にたまたまこういう繊維会社みたいなのがあって考えてくれて、このひんやり背あてパッドというものを開発して子どもさんたちに差し上げたというニュースが報道されていて、これはやはり子どもさんたち、今首にネック、私ももう３年ぐらい前からしていましたけれども、あれが今うちの孫なんか

もはめて学校には行っているのだけれども、あれって最初の本当に数分冷たいだけで、あとはあったまってしまうのです。ほったらかしてまた固まるのだけれども、決して冷たいものではなくて、だから学校行くときは、ランドセルのこういうパッドとかを推奨するというのかな、そういうお考えはないでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

児童生徒の通学に関しましては、各自ご家庭のほうで、今いろいろな工夫をしながらやっているかと思います。日傘を差して登下校している児童も見かけますし、中学生も、そういった今議員さんのおっしゃっているような工夫をされていることもあるのかもしれないと考えております。そういったことで、今教育委員会のほうでどうというようなことはございませんが、この暑さ対策に対しましては、各ご家庭でされる工夫を、あまりこういうものは駄目だよというようなことなく、学校のほうでも対応していければと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　大変これは涼しいみたいなので、11年の開校記念のときに、こういうものをプレゼントするといいかななんて思ったり、自分で買うのはちょっとあれだけれども、もらったらうれしいなという商品かなと思うのです。値段も2,000円程度だったかと思うので、一応案として考えておいていただきたいと思います。

学校のほうは以上で終わって、次に（２）の中の保育所の件についてお伺いいたします。先ほど、保育園は本当にエアコンが完備されておりまして、涼しい中でお子さんたちを見ていただいております。日中とか午前中とかは行ってないと思うのですけれども、さっき熱中症警戒アラートや熱中症計測器の数値等を確認し、基本的に屋外活動を控えていると書いてあるからなのですけれども、よくちっちゃいお子さんを連れて保育園はお散歩に出かけますよね。この暑さの中だから、多分お散歩は控えていらっしゃるのだろうと思うのですけれども、いかがなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、当日の暑さ測定に基づいて、園外活動についても判断をしているということであります。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　あと、プール遊びが、本当にちっちゃい子は水遊びが大好きなのですけれども、よしずとか頭に直接日光が当たらないような対策を取って、各保育園やっていただいている

と思うのですけれども、よろしいでしょうか、それで。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　お答えいたします。

基本的には園ごとの考え方によりますが、全く禁止というところもございますれば、場所柄、日陰が確保できるような場合には、北部のほうですけれども、プール活動を実施する場合もあるそうです。ただ、原則的にはやはり暑さの関係で、プールの活動もその日の状況に応じてやるやらないを判断しているようです。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　では、日陰にならないとか、あと温度が高い、さっき言った31という指数が出たりとかするときには、やっぱり危ないからやめたほうがいいと思うのだけれども、でも本当に子どもって水遊びが好きで、そういうところに入れてあげられないというのもちょっとかわいそうかなと思うので、なるべく日陰とかつくりつつ、お昼寝もよくすると思うので、やっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　お子さんの気持ちを考えますと、屋外活動というものも一定程度必要と思われますが、やはり命に関わることでありますので、そういった点は各保育所、学童等が判断をしております。

また、逆に学童保育室なんかになりますと、お子さんが、お子さんといってもやはり学齢児ですから、外で遊べないということはストレスになるというところがありますので、先ほどミストの話が出ておりましたけれども、菅谷の学童なんかは玄関先にミストで対応していたりとか、志賀の学童なんかも玄関先のところに家庭用の少し大きめのプールを、あそこは日陰になりますので、暑いのは暑いのですけれども、直射日光は当たりませんので、そういったものを設置して直接日に当たらないけれども、屋外で活動するようなことは実施しているものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　では、こちらのほうは終わって、（３）が農業関係なのですが、先日、先ほど答弁にもありましたけれども、このステッカー、課長のほうで議員に配っていただきました。こういうので注意喚起していただいておりますが、先ほども高齢者の方が救急搬送されている人数の半分いたということで、やっぱり高齢者になってくると喉の渇きにも気づかず、仕事に没頭してしまうと時間も忘れて、これだけはやってしまわないとという感じで働いてしまうと思うのですけれども、さっきの暑さ指数の出る腕時計みたいなのとか、スマートフォンとか、農業者の方はスマ

ートフォンとか持って働いていらっしゃるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　お答えいたします。

若い方は比較的スマートウォッチですとか、そういったスマホと連動した時計を持っていまして、非常に関心が高い方は多いと思います。しかしながら高齢者となると、やはり持っていても、スマホを持っていればまだいいという感じで、なかなかそこまでは、そういったものを使って判断をするというのは難しい状態でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ある程度の時間とか温度とかなったときに、アラームが鳴るような設定を若い人がしてくれて、もうこれ以上働いては駄目だよというようにお知らせできればいいかなと思ったのだけれども、そういうことができればやっていただきたいのと。あと農業者の方って、空調服というのを着て働いてらっしゃるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　お答えいたします。

今、ホームセンターに行きますと、農作業用のコーナーですとか、ワーキングというか、作業するコーナーがありまして、そこに行くと様々なファンがついているジャンパーですとか、ぴたっとしたロングスリーブのアンダーウェアとか、ひんやりするものがたくさんございまして、町の中で全般的に農業者を見てみると、非常におしゃれな感じで、かつ快適なウェアを着て作業している方が多いと思われます。ファンがついているものはちょっと高額なので、なかなか手は出しづらいかと思いますけれども、一回着ると病みつきになるということで、皆さんそういったものを、自分に合ったものを工夫しながら身につけて作業はしているというのが現状でございます。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　本当にここ数年でこれがわっと広がって、今年なんか本当に着ている人が、この間馬橋課長も着て何か作業をやっていましたけれども、着ている方が増えてきたので、ぜひ農業者の方にはこの空調服、値段はピンキリですけれども、高いものは高いけれども、安いものは5,000円程度で買えるものもあったりすると思うので、高齢者の方にはお気づきでないような方がいらっしゃったら、ぜひ推奨してあげてほしいと思いますが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　まず、高齢者の方に限っては、できるだけそういったものを使う時期には、作

業をしないようにというのを呼びかけてまいりたいと思います。高齢者にかかわらず、大概収穫は午前中、そういった農業の維持管理、昨日も狄守議員のご質問の中でも答えましたけれども、今野菜はかん水がとても大切ですので、水をまくことですね。そういったものも夕方ですとか、そういったことで、なるべく日中を避けて作業していただくようなことでやっていますので、高齢者につきましては、ご家族がいない方は地域で、地域の農業者で見守るということで防止したいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ぜひよろしくお願いします。

次に、（４）のクーリングシェルターのことをお伺いします。嵐山町においては、今４か所ということで答弁がございました。そちらのクーリングシェルターって、そもそもではどういう施設なのということで、嵐山町のホームページのほうにもしっかりこれが載っておりまして、まず最初は町のクールオアシスということから始まって、今はクーリングシェルター、本当に命に危険を及ぼすような暑さのときは、熱中症特別警戒情報、熱中症特別警戒アラートが出たときに、こういうところに逃げ込むというか、そういうことになっているのです。

それで、クーリングシェルターには、自分でエアコンが効くところに逃げ込んでください、自分で水とかそういうものを持って逃げてくださいというか、そこで体を休めてくださいというようなご案内があるのですけれども、自分で水とかそういうものを持って行くということで、各自でご用意と書いてある。クーリングタオルや扇風機とか飲料や、そういうものを持って行ってくださいと書いてあったのです。しかしながら、ちょっと出先に出ていて、これはもう暑くて駄目だと逃げ込むときに、やはりお水が飲めるようなピューって出る、何といったっけ、名前忘れてしまった。水を飲む機械ありますよね。コップがなくてもピューって押せば飲める、ああいうものというのは置いてはくれないのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　お答えいたします。

給水器のことだと思うのですけれども、このクーリングシェルターの設置場所が４か所ありまして、ウエルシア薬局につきましてはウエルシアのほうで対応していただくことになるのですけれども、あと役場とふれあい交流センターなのですが、そちらには給水器はないのですけれども、オーエスワンとか、あと冷却グッズとかが用意してありますので、もしそういう場合には利用していただくというふうな対応は取れるようにはなっております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　オーエスワンって何だっけ、さっき私が言っていた熱中症にかかったときに飲むやつなのですけれども、それは買って飲むのですか、それともちょっとしんどいんですといったときに出してくれるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長　すみません、説明が不足していました。役場のほうの冷蔵庫があるのですけれども、そちらに用意してありますので、つらい方には出せるように。ふれあい交流センターにも冷蔵庫がありますので、ふれあい交流センターの担当の者が、窓口にいる者が出してくれます。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　では、緊急なときはそういうふうに窓口に言って、今外を歩いていたのだけれども、ちょっと気分悪くなって、ここで休ませてくださいというときには、そういうものを提供していただけるということなのですね。はい、分かりました。よかったです。給水器もあればいいけれども、いろいろと衛生面とか考えると難しい部分があるかなと思いますので、それで対応していただければ大丈夫です。

それと、昨日吉本議員の答弁の中に、今回ラベンダー園のほうで、私もラベンダー園に本当に最後の日曜日に行ったときに、天気はよくて暑くて、１時間もいられないぐらいの暑さだったのですが、こちらのほうで昨日クーリングシェルターの設置を考えると、吉本議員のところで答弁されていたのですが、どちらになさるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

手芸施設、あちらのほうで手芸の教室とかも行っておりますけれども、部分的にあそこの施設はエアコンが効きますので、部分的に少し涼めるような場所を設置できればということで考えております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　それは、ふだんあそこ手芸施設って開いておりませんので、イベント中のみというお考えなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　基本的にはラベンダーまつりの期間ということになります。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　先ほども言いましたけれども、ラベンダーまつり、本当に天気に恵まれて、高温にも恵まれて暑かったので、あそこでかき氷が相当売れたと思うのですけれども、テントがしっかり用意してあったのですが、やはりテントだけではしのげないというか、そういう中であそこにミストがあるといいなと思ったのですが、いかがなのでしょうか。

○森　一人議長　畠山議員、千年の苑の……

○10番（畠山美幸議員）　ところになってしまう。

○森　一人議長　質問に入ってきているのですけれども。

○10番（畠山美幸議員）　では、暑さ対策ということで、ミストということで。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

ミストの施設というのはかなり費用がかかってしまうと思うのですけれども、簡易的なものがあるようですので、そういったところをこの後検討してみたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　昨日、私もあそこは、ラベンダー園のところは水道がないのかなと思ったので、ミストと軽く言ってもちょっと難しいかなと思って、いろいろ昨日ネットで調べていたら、タンクが下についていて、上に扇風機がついていて、ミストが出るものがあったのです。それを一応さっき生涯学習課の課長のほうには、見てくださいとお渡しはしてあるのですが、今後、ちょっと飛びますけれども、Ｂ＆Ｇとか、今回２階のほうにスポットクーラー、スポットクーラーではなくて名前なんて言ったかな。動く可動式のクーラーが設置されたと思うのですけれども、下とか、あと外で運動するとかのときにそのものを使うと、下にタンクがついていて、上に扇風機とミストが出るというやつなのですけれども、いろいろと使い回せるのかなと、イベントとか暑さ対策に。そういうもののご検討とかはいかがなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えいたします。

今現在、Ｂ＆Ｇ海洋センターの２階のトレーニングルームのほうに、移動式の冷暖房機が２台設置しております。こちらは令和６年、Ｂ＆Ｇ財団より防災協定に関する備品の一部として、避難所の快適な環境を整えるためとして地域支援課を通して整備いたしました。こちらの移動式の冷暖房機なのですが、重量が１基180キロ程度ありまして、下に移動するというか、稼働するのはとても人

間の力では難しいということで、そのものを動かすのは難しいと思います。もちろん下のアリーナのほうは、この暑さでいろいろ町民の方や利用者から苦情や要望が出ていますので、簡易的なミストファンもそうなのですが、全体的な根本的な解決として、エアコン等も今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　そのミストつきの扇風機もそうなのですが、あと例えばスポーツをしていて具合が悪くなった人がグラウンドで出てしまった場合に、設置３秒で、プールというのかな、体が１人入るような、これは何という名前なのだろう。折り畳み式のアイスバスというものが、これがＡＥＤのように緊急時にすぐに発動できるというものなのです。これが畳んでふだんはバッグにちっちゃくコンパクトに入っているのだけれども、緊急なとき袋から出してわっと広げると、担架みたいな形になっているアイスバスになっているのですけれども、水もそこになければ、ちゃんと水も何というのかな、水筒みたいなのがついていて、そこから80リットル入れれば人間が１人つかれるというような、そういう暑さ対策のものがあるのですけれども、そういうものはやはり運動施設とか、今後防災の関係で熱中症になる人を防ぐためにも、こういうのが必要かなと思うのですけれども、まずどちらが、誰が答えてくれるかな。こういうものの設置を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

まず、Ｂ＆Ｇ海洋センターなのですが、先ほど言った給水器の関係なのですが、この夏まで古いものが壊れていまして、新しいものを設置したところでございます。ですので、給水器は今現在使えるようになっております。

また、暑さ対策として熱中症の計測器を事務室のほうに置いてありまして、言っていただければ使えるようになっておりますので、それを使っていただいて、暑さに対応していただけると思います。この議員のご要望のあったセット等も、今後いろいろあると思いますので、検討の価値があるのかなと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　今回、防災の質問ではなくて熱中症の質問なのですが、これからいろんな災害って、昨日誰か災害の質問されていましたけれども、災害が起こったときに、緊急に暑さでまいってしまった人のために、こういうものって必要かなと思うのですけれども、地域支援課ではどうお考えになりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず、町でということでしたら、ある程度使い回しができるかなと思いますので、どこかの課で用意して、それを地域支援、災害時も使わせていただくということはできるかなと、まずそれは一つ思い浮かびます。

仮に地域ということでしたら、町に12自主防災組織がございますので、仮に今資機材のほうを各防災会で整備をしてございます。町のほうで支援をしておりますので、仮に防災資機材ということで支援の依頼があった場合は、リストには入るのかなというふうに考えられます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ちょっと飛んでしまったのですけれども、長寿生きがい課に聞きたいことがあったのですけれども、先ほど高齢者の方が多く救急搬送されているということで、この案件についてはどういうところで救急搬送されたか、確認はされていますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長　お答えいたします。

救急搬送の案件に関しましては、特に長寿生きがい課のほうには情報等入ってきませんので、確認はしておりません。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　高齢者のお独り暮らしの方も多くいられると思うのですが、そういうところは民生委員さんが何か連絡とか行っていただいているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　夏場に関しては、今お話が出ている熱中症、チラシ等がありますので、特に例年６月社会調査ということで、各地区の民生委員さんが戸別訪問を重点的にしておりますので、気になる高齢者世帯ですとか、独り暮らしですとか、そういったご家庭については、そういったチラシを必要に応じて配布していただいています。足りない場合は、事務局のほうで印刷をしてお渡しをしている状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　重ねて、簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長　高齢者に対する広報になりますが、今１枚持ってきたのですが、こち

らチラシになりまして、県から配布をされたチラシになりまして、熱中症予防のポイントが書いてございます。このチラシを見守り訪問の看護師が持って、５月くらいから訪問のときにお配りしたり、あるいは体操などの自主活動、また町が直営で事業とかもやっておりますので、そういった際に熱中症予防のポイントとともに含めてご案内してチラシをお配りしております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　そのご案内に行ったときに、ドアを開ければ、エアコンついているなとか、何かつけているのかなというのが大体分かると思うのですけれども、そういうところでもよくお部屋の中の温度を確認していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長　お答えいたします。

見守り訪問の看護師が訪問した際に報告が毎回回ってくるのですが、エアコンがついていないというご家庭も中にはございます。その際に看護師が確認をするのですが、エアコンが嫌いだと、そういった方も高齢の方、中にはいらっしゃるので、健康面を考えて、昔とは違う、今の夏は異常なのだからエアコンは使ってくださいということで、口を酸っぱくしてご案内をしております。

以上です。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　太田課長が。

○森　一人議長　重ねて太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　すみません。民生委員のほうでも先日協議会がございましたが、同様の話がございまして、やはり玄関に入って中からの熱気を感じまして、これ駄目だよということは民生委員さんもやはり言っておりますが、今簾藤課長がお話ししたとおり、当事者がエアコン嫌いだといってつけないということがあって、これはそういうおうちに関しては、地区の民生委員でございますので、危険だなというところを把握しておいていただいて、事あるごとにお話をしていただくというようなことは伝えてございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　あとは、エアコンの嫌いな方というのは、直接下に向いたりすると自分のところに当たってしまうから、余計駄目なので、なるべく上向きとか、その辺を工夫しながら、ぜひ行った方にお伝えいただいて、直接当たらないような風向の向きを考えていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次が５番の答弁、すみません。

○森　一人議長　（５）ではないですか。

○10番（畠山美幸議員）　５番の答弁はどこにあるのだろう。（５）の答弁がありますか。

○森　一人議長　菅原健康課長の答弁のところの……

○10番（畠山美幸議員）　（５）の答弁が、ちょっと待って。私のここに、５は午前中の防災無線、どこにあるのだっけ、（５）。

○森　一人議長　最初のページだと思います。

○10番（畠山美幸議員）　（５）、前のほうに入っていた。すみません、ありました。失礼しました。（５）に移ります。

○森　一人議長　はい。

○10番（畠山美幸議員）　（５）のほうは、防災無線は、さっき言った熱中症の危険なときに鳴らすということに決まっているわけなのですけれども、朝たしか10時前後に今鳴っているのですが、市町村によって様々で、お昼のときに流しているところもあれば、あしたが暑くなるからって、前の日の夕方６時に流しているところがあったり、様々防災無線をやっているところがあるのです。だけれども、同じ時間帯でいつも流れているというほうが、認識がまた今日も暑くなるのかと思うから、これはこれでいいのかなと思います。

あと、回数のほうも増やせますかなんて書いたのですが、朝１回鳴らしていただいて、例えば夕方鳴らしているところがあると言ったけれども、夕方にまたあしたも暑くなりますというのが分かれば、そこのところでまた周知しておくのもありなのかなと思ったのですが、防災無線っていろいろと苦情の的になるので、地域支援課としてはその辺どのようにお考えになりますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まず最初、議員さん10時という形でお話をいただきました。10時は町の防災無線の定時放送の時間というふうに定めておりまして、そういう形で10時ということでやっております。仮にもう少し早くということであれば、できないということはございません。町のただ一般的なものは10時でお願いしますという形でやっておりますので、内容によっては時間を早めたこともございますので、可能かと考えております。

回数的なもの等に関しましては、熱中症の防災無線に関しましては、健康いきいき課と相談しながら、基本的には健康いきいき課が主体性を持って、こちらのほうに依頼をいただいて放送させていただいておりますので、この辺も健康いきいき課と相談をして、もしくはこういうふうにやりたいのだという形でご提案をいただいての運用になっていくのかなと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　この一般質問を提出してから間もなくラインのほうに、エアコンが使用できないときの熱中症対策というようなチラシもラインのほうに載せていただいていますので、あの手この手で周知はしていただいているのかなと思っております。また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

そして最後、（６）に移ります。

○森　一人議長　はい。

○10番（畠山美幸議員）　（６）が、まちづくりとかのそういう観点からなのですが、たしか西口の大屋根、イベント広場の大屋根のところに、前あそこを決算か何かで見に行ったときに、ミストがつけられるとなんていう話を前の課長が言っていたことがあったような気がするのですけれども、やはり何かあそこの広場のところでやる場合は、ミストとかの設置する予定はあるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　お答えいたします。

駅のほうにつきましては、今議員さんおっしゃられた大屋根のところにミストという話なのですけれども、現在駅の利用者においては、上の東西連絡通路にあります嵐なびに休憩できるエアコンやテーブル、椅子が設置されておりますので、そちらを利用いただくことで考えております。現時点では、ミストシャワーの設置は考えておりません。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　あと塗装の件で、以前私、駐車場の障害者専用とか妊婦さん専用のあそこのところがブルー、水色か何かで塗っていたりするところを、高反射率舗装とか遮熱舗装などをしたらどうでしょうかということをご提案したときがあったのですが、今本当に道路も60度になってしまうというような書き方もしていて、それになることによって45度まで下がるらしいのです。部分部分これから子どもたちの学校とか、歩く歩道とかというのは、こういう塗装も導入する考えというか、やっていかなくてはいけないかなと思うのですけれども、いかがなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　お答えいたします。

遮熱舗装やカラー舗装の導入につきましては、環境負荷の軽減や安全性、また景観向上に貢献する可能性がありますので、メリット、デメリット、費用対効果、維持管理などを含めて、今後の整備の参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　あと、庁舎の以前緑のカーテンがあったと思うのですが、緑のカーテンが何年前からだっけ、予算に入らなくなりました。２、３年ぐらい前からかな。効果があまりないということでお話されていたかなと思うのですが、今その名残でリュウキュウアサガオが行く場をなくして植え込みに巻きついているというか、そういう状態になっています。やはりお金も、あのときすごい立派な網をかけていただいたから、すごくお金がかかっていたのだけれども、今庁舎の南側の窓ってはめ殺しというか、窓が開かないような形状になっておりますし、これだけ暑い今、昨今のこの暑さを考えると、もう一度これって見直したほうがいいのではないのかなと。リュウキュウアサガオかわいそうだなと思うのです、行き場をなくしていて。その辺どうお考えなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　お答えします。

今年度につきましては、今からというのはちょっと難しいと思いますが、来年度以降、今提案いただきましたので、検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　ぜひ考えていただきたいと思います。リュウキュウアサガオって暑さに強くて、今も花が咲いていてきれいになっているのに、行き場がなくてかわいそうだなと思いましたので、ぜひご検討いただいて、あれだったら毎年種をまくとか、そういうことはしなくていいので、ゴーヤとかそういうものになってしまうと、また収穫して、それを籠に入れて、どうぞお持ちくださいなんて余分な手間がかかってしまうけれども、リュウキュウアサガオだと、あれは一年草ではないみたいなので、毎年咲いてくれるし、葉っぱは大きいし、花も大きいし、あれが窓に一面こうなったときにはすごくきれいになると思うので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次の３番に移ります。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時35分といたします。

休　　憩　午前１１時２０分

再　　開　午前１１時３５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、畠山美幸議員の大項目３番からです。どうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　それでは、３番、武蔵嵐山駅西口ロータリー完成に伴い、菅谷東西線の道路建設について。

かつて計画されていた菅谷東西線の道路計画については、当時の社会情勢や住民の意見等により

計画が進まず、結果的に終了したとお聞きしております。しかしながら、時代は移り変わり、現在では地域住民の皆様をはじめ、関係する方々から東西方向の道路整備を望む声があります。特に武蔵嵐山駅西口に整備されたロータリーとその周辺道路との接続については、円滑な交通の流れを確保し、利便性と安全性を向上させるためにも、改めて東西方向の道路整備を具体的に検討すべきではないかと考えます。本件については、町の都市計画マスタープランにも記載があります。今後どのように取り組むご意向なのかお伺いします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、質問事項３につきましてお答えいたします。

（仮称）菅谷東西線は、過去の駅西地区の再開発等の経緯を受け、平成19年度から行った嵐山中央地区都市再生整備計画にて位置づけた計画道路で、旧嵐山中央農協菅谷支店付近から駅西公園側に向かい北西に抜ける道路になります。整備計画に基づき一部は完成しておりますが、その先の部分については、地権者の方との交渉の結果、未整備区間の実施は延期となっております。計画路線沿線は未利用地も多く、未利用地の解消等、駅西地区にとって有効な道路整備であり、都市計画マスタープランにも位置づけを行うなど、大変重要な道路と考えております。

整備に当たっては、基本的には地権者の合意形成を受け整備を行う方針です。しかしながら、整備に当たっては費用もそれなりにかかることから、現在進めています町の重要施策等を鑑みながら推進を図っていければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　道路の工事というのはすごくお金がかかるので、本当に言っていることは分かります。ですが、あそこに住んでいらっしゃる方からの声が、過去平成19年の頃は反対者がいたものだから進まなくて、今本当にここに道があったら便利だったのにという声があったものですから、この質問をさせていただきました。

距離的には何メートルぐらいあるものなのでしょうか、その予定しているところ。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

整備延長は現在図面上で、実際の測量、現地に入っているわけではございませんので、あくまでも机上の案でございますが、大体延長は約230メートルほどになるかと思います。幅員は６メーターの道路で考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　地権者は何件ぐらい。その当時、平成19年のときより地権者、その土地を持っていらっしゃる方は変わってないのでしょうか。何件ぐらいあるかご存じでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

地権者の数につきましては、申し訳ございません。変更があるかというのは確認しておりません。ただ、現状昔からお持ちの方が地権者になっておられますので、相続等により変更はあるかと思われますけれども、特段変更は地権者の数は変わっていないと思われます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　何件とか数は分からないですか。

○森　一人議長　どうぞ。

○10番（畠山美幸議員）　重要施策等を鑑みとございますが、嵐山町では川島のところの道路、都市計画道路も今進めているところであるし、大変お金がかかるところではあるし、また学校統合もありますので、ただ補助金というか、町の活性化につながるような道路計画みたいなものに補助金が出るとか、そういうものを注視して見ていっていただきたいと思いますけれども、いかがなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

この整備に当たりましては、やはり先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、町の重要施策等の案はありますので、財政、また優先度、また有利な補助金等があるか、その辺を確認させていただきながら、今後地権者の合意形成を図りながら進めていければと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　終わります。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　藤　野　和　美　議　員

○森　一人議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号６番、議席番号７番、藤野和美議員。

初めに、質問事項１、マイナ保険証についてです。どうぞ。

○７番（藤野和美議員）　議席番号７番、藤野和美でございます。議長よりご指名をいただきましたので、一般質問をいたします。

１番目がマイナ保険証について。

（１）、マイナンバーカードの普及と更新の状況は。

（２）、マイナ保険証としての登録状況は。

（３）、マイナ保険証の利用登録解除の状況は。

（４）、マイナ保険証所有者への資格確認書申請交付の状況は。

（５）、国民健康保険の加入者全員に資格確認書を一律交付する考えは。

（６）、従来の保険証が来年３月まで利用できることの町民への広報は。

以上です。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（６）について答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

令和７年７月末におけるマイナンバーカードの交付実施件数につきましては、人口１万7,516人、令和６年１月１日現在に対しまして、総計で１万6,403人に交付しており、交付率が93.6％となっております。また、マイナ保険証としての利用に伴う今年度の電子証明書の更新件数は、840件となっております。

質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。令和７年３月現在の国民健康保険のマイナンバー登録者数が2,160人、後期高齢者医療保険のマイナンバーの登録者数が2,362人、合計4,522人が登録済みになります。

質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。マイナ保険証利用登録解除の状況は、令和７年３月現在で国民健康保険のみで４人になります。

質問事項１の（４）につきましてお答えいたします。マイナ保険証所有者の資格確認書申請交付の状況は、令和７年３月現在で国民健康保険のみで３人になります。

質問事項１の（５）につきましてお答えいたします。国のほうでは、今後もマイナ保険証を推進しておりまして、また被保険者、医療機関及び保険者からも利便性が高い点も多いことから、町としても国からの通知を参考に取り組み、資格確認書を一律交付する予定はございません。

質問項目１の（６）についてお答えいたします。従来の保険証が令和８年３月末まで利用できることは、健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いで、有効期限切れの保険証をうっかり気がつかずに医療機関に持参してしまった方に対しまして、移行期の対応として10割負担を求めずに、従来の保険証が利用できるものとしたものでございます。次の受診からは、マイナ保険証または資格確認書の持参を働きかけるように医療機関へ通知もされております。また、従来の保険証に代わって、町からは今年の７月に資格確認書及び資格情報のお知らせを送付しておりますので、改めて広報する必要はないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　まず、（１）です。普及、マイナンバーカードの交付率が93.6と非常に高い確率になっていると思うのですが、このマイナンバーカードそのものが更新される時期にそろそろ来ているのではないかと思うのですが、現在でこれを見ますと更新件数が840ということなのですが、今後更新の度合い、それの具合についてはどういうふうに今見込んでおりますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　お答えいたします。

平成28年の１月から……

○森　一人議長　課長、マイクを下げてもらえますか。

○柳澤純子町民課長　平成28年１月からマイナンバーカード交付が開始されまして、初期に作った方はもう10年たちまして、また未成年の方はカードの期限が５年になっておりますので、現在２回目の交付の受付は多くなっております。

今報告いたしました毎月県から来る交付枚数は累計となっておりますので、また更新のカードを作り直すのではなくて、電子証明書だけの更新の方というのがどのくらいあるのかというのは、きちんと厳密な数は分かりませんけれども、今現在の窓口の対応の様子を見ておりましても、多くの方がカードをまた２回目も作っておりまして、電子証明書も更新されに来ていらっしゃるような状況であります。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　それと同時に、（２）のほうでマイナンバー登録者の数が2,160人と。ごめんなさい、国民健康保険のですね、要するにマイナ保険証として登録している方。それから、後期高齢者の方が2,362人、合計で4,522人と、この方がいわゆるマイナ保険証として登録して今使っているということだと思うのですが、マイナ保険証のいわゆる保険証の利用率というのが、厚労省で発表しているのですが、６月の時点で30.64％と。これは対前月がプラス1.34と、こういうことが発表されています。ただ、その後、いわゆる従来の保険証が廃止されたということで、数字が当然上がってきているかなとは推測できるのですが、いずれにしても６月末の段階で30.64％ということなのです。これは現実ということなのです。

町内においても、いわゆる保険証として登録している人が、この数だということなのです。そうしますと、実際にはマイナ保険証をいわゆる保険証として利用している方の比率は、かなり低いというふうにこの数字では推測できるのではないかと思うのですが、それについての評価はいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　お答えします。

登録率の関係は、国保の人でしたら、これは３月末現在なのですけれども、66％、後期の方は69％、人数に対してマイナ保険証を登録している方の率であります。それで利用率に関しましては、こちらは７月現在のものが情報は来ておるのですけれども、国保は38％、後期は31.62％というふうな数値になります。数値はまだまだ半分にも行きませんので、改善されるところではありますけれども、徐々に数値は上がってきているかなとも考えております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　この後については関連がございますので、４、５、６は一緒に再質問をさせていただきます。

利用率、マイナンバーカードそのものの普及は非常に上がってはきておりますけれども、一方では保険証として機能するというのが、数字的には思ったほど上がっていないということが厚労省も当然認識をしていると思うのです。そうした中で、この間いろんな形で厚労省のほうも対応を変えてきています。一つは、ご承知のとおり、後期高齢者の方にマイナンバーカードを持っている、いない関係なく全員に資格確認書を送付すると、こういう措置をまずは取りました。これは全員に資格確認書を送付しています。

それから、マイナンバーカードの保険証としての例えば期限が切れてしまっているカードを、そのまま持ってきて、医療機関のところでいろんなトラブルが発生する。それから、マイナンバーカードの使い方が分からずに、医療機関のほうでいろんな形でサポートしてもらわなくてはならないとか、もっと言いますとマイナンバーカードの暗証番号が自分で分からなくなってしまったというケースとかで、いろんなことがあって、これまでもマイナ保険証を使うときに、いわゆる資格情報のお知らせというのが一緒に配られています。それを併せて持ってきてほしいという案内も随分されていました。それでもなかなか現場のところではトラブルが多いということで、これは苦肉の策ですけれども、廃止された従来の保険証を持ってきても対応できますので、持ってきてくださいということも３月末まで、来年の年度末まで、こういう通達も厚労省から出ているということで、非常に苦労しているわけです。

そういった中で、渋谷区と世田谷区で資格確認書を国保の関係、要するにマイナ保険証の有無にかかわらず全員に交付するという措置を取りました。要するに後期高齢者と同じ措置を取ったのです。これに対して厚労省大臣は、福岡大臣は、これは６月６日、衆議院の厚生労働委員会で、これについては最後は自治体の判断だと。自治体の判断、そもそもそれはあまりやってほしくないということだったのですが、最終的には保険者である自治体の判断でという答弁をいたしました。いわゆるマイナ保険証を持っていようがいまいが、もう１枚カードを持つことによっていろんなトラブ

ルが防げるということで、渋谷区と世田谷区はそういう措置を取ったのです。

これは自治体のほうも、どなたがマイナ保険証を持っている、それから要するにマイナンバーカードを持っているけれども、ひもづけていない人とか、そういう種別をしないで済むので、全員交付ですから、全員交付することによって、要するに漏れが基本的にはなくなってくると。事務側の負担も非常に軽くなる。それから、いろんなケース、ケースによって漏れてしまう人、保険料を払っているのに保険証の機能、要するにその機能を使うことができないというケースは、本来あってはこれはならないわけですので、それを担保するためにも、こういう形で措置を取ったのです。

ですから、それについて、答弁ではそういう考えはないということなのですが、これはマイナ保険証の利便性の問題ではなくて、100％本来保険のサービスを受けなければならない。これは保険者の側の責任ですから。被保険者の責任ではなくて、保険者の側の責任です。その辺のところを考えで、いわゆるマイナ保険証が、何度も言いますけれども、あるなしではなくて、全員が担保できるためには、今自治体が判断できるのは、最善の策は私は資格確認書を全員に送付して交付してしまう、これが現状の中では一番最善ではないかと思っているわけなのです。それについてもう一度お考えを聞きたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それでは、お答えいたします。

〔何事か言う人あり〕

○柳澤純子町民課長　すみません。まず、国はマイナ保険証の取得利用推進をうたっております。ただ、マイナンバーカードの作成は強制ではありませんし、作りたくない方、作れない方がいらっしゃることも重々承知しております。また、マイナ保険証につきましても、医療機関での受付で機器に不慣れな方は不安があるということも存じております。町といたしましては、マイナ保険証の利便性や取扱いにつきまして、窓口や電話などで丁寧に説明のほうは行っておりますけれども、もしも様々な理由でマイナ保険証の利用が難しいという方は、資格確認書を発行しておりますので、マイナ保険証の利用を解除しなくても資格確認書は発行いたします。両方を持つことも可能となってきます。このようにマイナ保険証を利用できる方は便利な点もございますので、積極的に利用していただきまして、難しい方はマイナ保険証か資格確認書かを選べる余地を残しまして、適正な医療を受けていただきたいと考えております。

あと先ほどお話が出ました渋谷区と世田谷区のケースなのですけれども、この渋谷区は国保加入者が４万人、世田谷区は16万人いらっしゃるというふうに記事のほうでありました。期限切れ前後の制度の理解が追いつかず、不安に感じる人が窓口に殺到すると予想し、混乱の回避のため実施した措置だということで、決してマイナ保険証を否定をしているわけではないというふうに記事のほうにはありました。

嵐山町でも資格確認書または資格情報のお知らせを、国保の方は７月11日、後期高齢者の方には７月14日のときに送付いたしましたけれども、そのときやはり窓口や電話での問合せが多くて、必要があればマイナンバーカード担当の人に回して期限切れの対応のお話をしたり、マイナ保険証を持っている方でも資格確認書が欲しいというお問合せもありましたが、そういう方にはお渡ししたりいたしました。７月中から８月の初めぐらいまでは、窓口のほうは混み、混雑はいたしましたけれども、大きな混乱はなく対応できたかと感じております。

以上、答弁となります。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　正　　午

再　　開　午後　１時３０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第７番、藤野和美議員の再質問からになります。どうぞ。

○７番（藤野和美議員）　今、マイナ保険証に関して、いわゆる保険医療の証明書というのが９種類存在しているのです。当然資格確認書もそう、マイナンバーカードもそうですけれども、顔認証のカード、それから顔写真なしのカード、それから資格情報のお知らせ、それから先ほど指摘もした来年の３月31日までは従来の保険証も使えるという等々、非常に複雑になっている。

本来、これはマイナ保険証を従来の保険証と併用していれば、こういうトラブルなくてできたことだと思うのです。従来の保険証を廃止してでもマイナ保険証をひもづけて、このことから全て始まっているわけなのです。ただ、嵐山町としては保険者でもあります。マイナンバーカードを普及するという立場も町民課としては当然あるわけですけれども、一方では保険者、町が保険者なのです。保険者の責務としては、先ほども指摘いたしました。全員に保険医療を受けられる。そのための当然保険証等々、この仕組みがあるわけですから、それを提供しなくてはいけない義務が私はあると思うのです。ですから、両面があります。ですから、厚労省、国の方針に基づくその側面と、被保険者全員に提供する。逆にこれは義務ですから、そこのところを私も指摘をずっとしてきたわけです。

その上で、先ほど資格確認書を全員に配ってしまえば、事実上併用ということにもなりますから、事態はかなり解消できるではないかということで、当然渋谷区、それから世田谷区もそういう考えだと思うのです。それについてもう一度、それについての立場についてどのようにお考えか、もう一回お聞きしておきます。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それでは、お答えいたします。

おっしゃるとおりに、国または埼玉県はマイナ保険証の取得利用の促進をうたっておりますので、嵐山町といたしましては、マイナ保険証を使える方には積極的に使っていただきまして、ちょっとマイナ保険証で不安があるとか、使い方の問題とかで不安がある方がいらっしゃいましたら、そういう方は併用していただく。マイナ保険証を持っている方でも資格確認書というのは申請していただければ、代理の方でも交付いたしますし、その後は自動更新でその方には資格確認書をお送りいたしますので、こちらでも両方の併用という形で難しい立場になるかとは思うのですけれども、町といたしましては、繰り返しになるのですけれども、マイナンバーカードを使える方には、マイナ保険証のメリットとかもこれからも広がっていく予定でもありますし、使える方は使っていただいて、でも難しい方は、マイナンバーカードを作れない方とかも遡ってみればありますので、そういう方は無理をなさらずにと言ったら変なのですけれども、資格確認書を申請していただければ交付いたしますので、そのように対応していければと思います。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　本来ならば、申請しないで交付ができれば一番いいわけですけれども、申請をすれば、そういうことが可能だということの広報については、これまでやられているのか、さらにこれも徹底してやっていくのか、それについてはいかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　では、お答えいたします。

広報は、今年の2025年の６月号で、マイナ保険証か資格確認書で受付をしてくださいということで、マイナ保険証利用をご希望の方、マイナ保険証をお持ちでない方、マイナ保険証の利用が困難な方ということで、分かりやすく表立てにしてＰＲしてあります。この広報をした後は、マイナ保険証を持っているのですけれども、やっぱり併用といいますか、資格確認書が欲しいという申請が一定数あったということは、こちらでも窓口で聞いております。

以上になります。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そうしますと、来年のまた７月末に、従来のようにマイナ保険証を持ってない方、それからマイナンバーカードで保険証にいわゆるひもづけをしてない方に対して資格確認書を送付するという方針は、これは今年と同じでしょうか、お考えをお聞きいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　お答えいたします。

マイナ保険証や資格確認書に関する取扱事務につきましては、今後も国の動きとか通達、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、暫定的に後期高齢者の方には資格証を全員に配るようになったとか、そういうふうな変化もありますので、今後も国の動きとか通達等を注視いたしまして、新しい情報などありましたら、的確に町民の方へ周知対応していきたいと考えております。ですから、来年度も、またそのときの国の動向とかありますので、一概に今年と同じようにやりますとはちょっと今は話すことができないのですけれども、そちらの指示に、国の動きとか厚労省とかの指示に従いまして適切に対応していきたいと考えております。

以上になります。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　それから、保険証の関連でちょっと質問いたします。

保険証の取扱いが従来の保険証が廃止されたということで、いわゆる滞納者の方の、国民健康保険税を滞納された方への対応の仕方、この辺については変化等があったのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　お答えいたします。

従来の短期証は廃止されまして、現在は特別療養費という形になるのですけれども、それは国保税を納期限から１年間経過しているけれども、納付に対する取組、催告を行ったにもかかわらず納付しない方が対象になっておりまして、令和７年になってから納付相談に来ていただくよう複数回通知を送っておりまして、現在特別療養という対象になっている方は19世帯あります。その方は資格確認書（特別療養）というものを送ってあります。申出があり、町で特別な事情に準ずる状況と判断することができたときは、療養の給付の３割負担を行うことになります。

以上、答弁となります。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　確認ですけれども、そうしますとその方は、窓口で10割を負担するということはないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　では、お答えいたします。

資格確認書（特別療養）というのを持っている方は、窓口では10割負担に一度はなります。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　実は、私どもの議員の、この件に関して質問趣意書を出したその中の政府答弁で、これは８月15日の閣議で、市町村の判断で３割負担にできるという閣議決定がされました。

というのは、やはりその対応されている方というのは非常に困窮されている。その方が窓口で、後から返るにしても、一旦10割を用立てる、これは大変なことだと思うのです。結果としては、その方が後になって３割負担になるにしても、一旦は10割を負担するというのは、これは大変な実は状況になるわけです。そうしますと医療にかかることをしないと、できないという判断を、そのときにせざるを得なくなってくるということに関して、閣議で、滞納世帯の申出があれば、市町村が特別な事情に準ずる状況と判断すると、こういうことができると、申請によってですね。そういう決定がされました。それについて町の対応としては、判断はいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　では、お答えいたします。

町では、そのように滞納している方に対しまして納税相談、申出があればというのは、多分納税相談の関係かと思います。それで、その相談の内容が、町で特別な事情に準ずる状況だというふうに判断することができましたら、３割負担になる準備はしておるわけでありますけれども、今特別療養の該当の方とは、再三通知を送ったりしているところでありますけれども、なかなか連絡を取ることが難しいというのが実情ではあります。

以上、答弁となります。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そういう個別の連絡不能等は別にして、今後このようなケースがあれば、申請があれば、いわゆる資格確認書を発行してと、こういう対応するということで理解をしてよろしいでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　私のほうから一旦お答えさせていただきます。

藤野議員今ご質問いただいている内容につきましては、従来短期保険証という形で、滞納されている方については発行させていただいた。それでも、なおかつ取りに来ていただけないというような事情もあったと。今回制度が変わりまして、このような資格証明書、そして特別療養費という、これも１年以上滞納されている方、なかなか相談に応じていただけない方、この方にやむを得ずこれを発行するという形になっております。

従来から短期保険証も、これは罰則として発行しているという考え方は持っておりませんで、今藤野議員がおっしゃいましたようにそれぞれの事情を、まずなぜ滞納されているのか、なぜ滞納せざるを得ないのか、こういった事情をお聞きした上で、税の納付の相談、場合によっては、生活状況によっては、むしろ福祉的なサービス、そういった制度へのご案内も申し上げると、こういった相談の機会を設けるということが一番の目的でございます。

したがいまして、このたびの資格証明書、特別療養費というこの制度につきましても、１年以上滞納され、なおかつなかなかそういった相談に応じていただけないという方について、限定的に発行しているというものでございますので、そういった相談の機会をぜひ設けて、それぞれの事情に応じた対応を町としても考えていきたいと。そういったことにおいては、特別な事情として認められる場合には、今藤野議員がおっしゃったような形での対応をさせていただくという形の方向になろうかというふうに考えております。ぜひ相談にまず来ていただきたい。その事情を町としても了知した上で、その方の実情について対応を図ってまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　では、次の質問に移ります。

○森　一人議長　どうぞ。

○７番（藤野和美議員）　観光地域づくり法人（ＤＭＯ）について。

（１）、登録ＤＭＯ申請の進捗状況は。

（２）、候補ＤＭＯでの活動の成果は。

（３）、登録ＤＭＯになることのメリットは。

（４）、今後の体制強化と町民参加の取組は。

（５）、今後の観光振興の取組は。

（６）、ほかの自治体との連携強化は。

以上です。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（６）について答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　それでは、質問事項１の（１）からお答えいたします。

令和４年10月28日に観光地域づくり候補法人（候補ＤＭＯ）として登録されてから３年が経過するため、令和７年８月８日付で登録観光地域づくり法人（登録ＤＭＯ）のうち、地域ＤＭＯの登録申請を行いました。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。主な活動の成果としては、らんざん都幾川学校橋広場のキャンプ場利用や嵐山渓谷バーベキュー場の商業利用が挙げられます。昨年においては、槻川飛び石の近くに船着き場を整備し、水辺アクティビティーとしてＳＵＰ体験を行っております。また、千年の苑事業によるラベンダーまつり、ラベンダー商品の開発、小麦農林61号を原材料とした特産品の開発などが挙げられます。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。メリットといたしましては、観光庁をはじめとする関係省庁による各種支援メニューの提供や、総合的なアドバイスを受けることができると言われております。具体的な支援として、国土交通省観光庁の観光振興事業費補助金があります。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。これまで観光地域づくり法人形成・確立計画に基づき体制を強化してきましたが、今後は登録申請の結果を踏まえ検討してまいります。町民参加の取組として、ラベンダーまつりでの手芸教室や摘み取り体験スタッフ、マイラベンダークラブ、手芸施設での講座開催、クラウドファンディングなどが挙げられます。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。今後の観光振興の取組としては、千年の苑や嵐山渓谷、都幾川桜堤や大蔵花回廊などを生かしたイベント開催、嵐山渓谷バーベキュー場やらんざん都幾川学校橋広場の運営、また各地の観光農園や文化遺産などの観光資源のＰＲが挙げられます。これにより町内外から集客し、町の活性化につなげます。

続きまして、（６）につきましてお答えいたします。他の自治体との連携につきましては、現在東松山市、滑川町、ときがわ町、小川町、嵐山町で構成される東松山・比企広域観光推進協議会で、国土交通省の補助事業によりスタンプラリーやＪＡＦとの連携事業を実施しております。今後は協議会の構成員を比企全体へ拡大して活動する予定です。また、寄居町や板橋区につきましては、各お祭りに出店参加するなど連携強化を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　この件については全体連携がありますので、全体を通して再質問をさせていただきます。

ＤＭＯについてはわざわざ申し上げることもないかとは思うのですけれども、観光庁では一応このように位置づけております。「観光地域づくり法人は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人です」、このように観光庁としては位置づけているわけです。

候補法人になってから３年間たっているということでありますけれども、改めてこのＤＭＯに取り組んだときの戦略があったわけです。風薫る嵐山というスローガンにしてやってきたわけです。ですから、その下について今回本申請というか、候補から本来の、本来のというか、それになって申請しているわけです。この取り組んだときの戦略と３年間の経過、効果等、成果ですね。それについて、先ほど個別には出してありますけれども、全体としてのこの間の３年間の一種の総括としては、どのようにお考えがありますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、３年前に候補法人に申請するときには、壮大な夢の下といいますか、千

年の苑を中心とした観光ということで、ラベンダーまつり等にも10万人程度、８万人ですね、最低でも８万人の集客を見込んで、その他の事業につきましても２万人、１万5,000人、そういった人数を集客するというような想定の下に計画を立てております。それによって収益を得られるというところで、DMO、観光協会自身も収益を上げながら、そしてそれに関係する企業さんにも収益を当然上げていただいて、全体としてDMOという組織が成り立つというような想定で開始をいたしました。

ご存じのとおりコロナ禍等もありまして、令和２年、３年、４年という３年間の計画でしたので、ちょうどコロナ禍に当たってしまったという不運もあったかと思います。そういったところもありまして、国の補助金を活用しながらも事業を進めてきたわけですけれども、思ったような集客も得られない状況で、ラベンダーまつりの実施すらできないような、そういった３年間でございました。ですので、総括ということになるか分かりませんけれども、今回登録DMOに申請するに当たりましては、非常に厳しい状況で申請をしているのが事実でございます。必須項目である宿泊の面につきましても、ヌエックの宿泊棟が使えない状況になるというところも大きな打撃となっているかと思います。

今の申請する候補法人につきましては、全て皆さん同じ条件ですので、国のほうの判断がどのような判断になるか分かりませんけれども、今申請しているところで実際に登録されるかどうか、そこは全く自分のほうでは分からない今状況なのですけれども、３年間の包括としては、当初見込んだ集客が得られないような状況に今陥っているということは言えると思います。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　今、埼玉県でDMOの登録されているのは川越市です。これは単一の自治体、それから広域では秩父の地域です。この２つが代表的に非常に活発に活動をされているわけです。確かに今課長がおっしゃったとおり、コロナ等いろんな条件があります。ただ、これは考えようによれば、もう一回出直し、スタートを切るには逆にいいチャンスかなという考え方も当然あるわけです。

DMOの主な役割として、これは当然ご存じだと思うのですが、一つが先ほども文章の中にありましたが、いわゆる地域の観光資源の把握・分析、地域の自然・文化・食・風習など潜在的な観光資源を調査・分析しますと、これも大きな役割なのです。これは、私は嵐山町にとっては非常に大きなことだと思うのです。これまでも、ラベンダーもそうです。それから、嵐山渓谷等々、その関係者のご努力によって成果も上げて、収穫もされて、嵐山町はいいよねという方も大勢当然いらっしゃるわけです。ただ、もう少しDMOの登録となるからには、嵐山町全体の観光資源の把握、分析、これをしっかりと実はやることが、次の時代につながってくると。登録されてもされなくても、これは非常に私は取組として大事だと思うのです。まずは、そういう方向性について課長はどうで

すか。いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

今回DMO登録されるかされないか、今分からない状況ですけれども、それによって多少方向性というものは変わってくるかとは思いますけれども、議員おっしゃるとおり、嵐山町の全体の観光資源を研究することといいますか、そちらを生かす、生かしてやっていくというところには変わりはないというふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　これまでの答弁でもそうなのですが、どうしてもラベンダー園のところが非常に大きな課題となって、ラベンダー園が落ち着いてからという答弁は何度か私も聞きました。しかし、それではなかなかいつまでたっても進まないなということを思うのです。やはり先日の大妻嵐山の高校生からも、私も一般質問いたしましたが、グリーンツーリズムについての質問もありました。それは後でも触れますけれども、蜂蜜の関係等々いろんな形で高校生からの提言もありました。

嵐山町全体を俯瞰してみると、答弁の中にありました桜堤もしかり、それからバーベキュー場もしかり、実績も上げている。しかし、まだまだブラッシュアップすれば、大きな魅力を持っているというのは当然大勢あると思うのです。ブラッシュアップしていく、この町の資源をもう一回俯瞰して見ていくのには、１人とか、ある部局、課だけではなくて、やはりもっと広い力を集めてというか、知恵を集めてやっていく必要がとてもあると思うのです。それがもちろんDMOのメインの仕事なのですけれども、そういう一つの仕組みを、そんなに仰々しい仕組みでなくても、それを例えばフリーミーティングでもいいです。もっと自由な組織でも構いませんけれども、そういういろんな知恵を集める、その場づくりが非常に私は重要だと思うのです。

いろんな考えがあります。この辺の魅力についてはどうだとか、これはもうちょっとこうしたら、もっとお客さんにおいでいただくだろうとかという、いろんな知恵を持っている方は町民の中に大勢当然いらっしゃいます。ですから、そういう場づくりを、このDMOの登録を申請したのを契機にして、そういう取組をするのはいかがでしょうか。どうでしょうか、お考え。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

町民の方も交えてというお話でよろしかったでしょうか。非常にそれについては魅力的なお話だと思いますし、今庁舎内でもやはり担当、例えば杉山城については生涯学習課が担当していたりと

か、ラベンダー園については企業支援課みたいな感じで、役場の中でも観光地と言われているところの担当が分かれているような状況でして、横の連絡というのもなかなか取れていないようなところもありますので、そういったことも含めまして、町民の方も含めたそういったミーティングみたいなものは、やってみる価値があるかなというようなことは思います。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　どうしても町民参加といっても、ある意味充て職的な形、これではなかなか町民参加のエネルギーというのは湧いてこないのです。知恵を持っている方が大勢いらっしゃいます。そういう方が参加できるというのは、充て職という考えではなくて、昨日も橋本議員がお祭りのことを質問されていましたけれども、ある意味そういうものが町民の中のエネルギーを引き出す。エネルギーを引き出す仕組みというのは、相当知恵を絞らなくてはいけないのと、あんまり絞り過ぎて型にはまり過ぎると、また知恵が集まってこないというのがあります。それは非常に工夫しどころなのです。それが今回のＤＭＯとかいいきっかけですので、ぜひともそれを推進をしていただきたいと思うのです。

もう一つ、具体的にお聞きしていきますと、吉本議員の質問の中でお答えをいただいていましたけれども、蜂蜜のプロジェクト、非常に大きな１歩、２歩、３歩と進んできていると思うのですが、これのさらなる展開、もし何かお考えあればお聞かせください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

大妻の養蜂につきましては、町からお願いしてやっていることということではございませんので、大妻嵐山の高校のほうで自発的に蜂蜜プロジェクトということで実施していますので、今後どのような形でタイアップしていくかというのは、まだ見通しが立たない部分ではありますけれども、昨日もお話ししましたが、今回クラウドファンディングのほうで新しい商品を開発するというところで、ラベンダーと蜂蜜を使ったジンジャーエールを作るということで、新しい商品に着手するところであります。来年度以降のことは、まだ決まっておりません。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　これは町が言ってやらなかったことに、私は大きな意義があると思うのです。高校生自身が考えてこういう取組をやって、そこを応援する、社会に広げていくというところで町が関わっていく。この蜂蜜というのは、蜜源、要するに花が当然必要になります。そうしますと、いわゆる空いている畑、田んぼもそうです。ここを蜜源として展開していく。そうしますと農地の活用、要するに遊休地の活用にも当然これはつながってくるわけです。

ですから、DMOの考え方というのは、そういう展開を考えるのが私はDMOだと思うのです。一つのきっかけ、一つのきっかけ、それをつないで、次に点を線、面に展開していく。このことの仕事をDMOがやると。これは規模が小さい大きいは関係ないです。川越市で、あれだけの集客量もある、当然観光資源もすごいと。あれに対抗して同じものをつくるというのは、これは当然無理です。ただ、嵐山町のよさは川越にはないです、逆に言えば。川越のよさと嵐山町のよさは違うのです。その嵐山町のよさを引き出す。

それから、先ほど申し上げた高校生の蜂蜜とほかの企業さんを結びつけた展開。それから、さらに今後の展開としては、蜜源として遊休農地の活用していくと。こういうもの、展開の仕方を、今後のDMOの体制としてどう担保していくかということだと思うのです。ですから、今当然そういう改革期にあるわけでしょうから、ひとつ従来的な充て職的な、そこまでは断定はしませんけれども、次のやっぱり体制を町民参加、そういういろんな形のそこをどうしていくのかというのを、もしお考えがあるのであれば。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

DMOにつきましては、観光協会のほうが中心で当然やっておりますけれども、町としても大きく関わっておりますので、皆さんの意見を聞いていくというところは非常に大事かなと思っていますので、対面でできるかどうかというところもあるのですけれども、今こういう時代ですから、インターネットを活用した形でも皆さんの意見を集めて、その中から、それをヒントに展開していくということはできるかなと思っています。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　DMOというのは観光地域づくり法人ですから、役場ではないのです。だから、課長が考えてというよりも、法人そのものはどう動くかというのが大きな問題だと思うのです。

ですから、もう一つ指摘しなくてはいけないのは、協会とDMOは明確に違うということなのです、観光協会と。名前が観光協会ってあれですけれども、観光協会はある人に言わせると、案内人的な役目、DMOは一種のプロデューサーというか、いろんなあれを仕掛けていくとか、そういう役目がDMOの役目なのです。ですから、同じ名前なのですけれども、実は観光協会として、従来の観光協会の仕事がDMOではないということです。

だから、その辺のところ、いわゆる司令塔、地域分析もして、やはり将来の観光資源をどう創出していくのか。それは当然時間がかかります。今日やったから、来月からできるということではないでしょう。しかし、それをしっかりと地域の分析をして、魅力分析をして、そこで次の手、次の

手を打っていくと、それが何年後、２年、３年かかってでも花が開いてくる。これは秩父でも見てみますと、年月かけて現在まで来ています。川越もそうでしょう。それから、ほかの群馬の下仁田町なんかでもそういう取組をやっています。一遍にはできない。ただ、戦略を持つことによって、それに年々近づいていくという、この戦略性を持てるのがＤＭＯだと思うのです。観光に詳しい副町長なんか、何かお考えありますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　私のほうからお答えをさせていただきます。

今まさに藤野議員がおっしゃったことが、本来目指すＤＭＯ。つまり今現在では、観光協会が、その藤野議員がおっしゃったような組織としてのＤＭＯを目指して仮登録をし、本申請をしている、これが現状でございます。そして、それ以前の観光協会というのは、ある意味では藤野議員がおっしゃったように、どちらかというと、バーベキュー場と野営場については運営をしておりましたが、あとは町のいわゆる観光資源のＰＲ的な部分を主に受け持っていたと。それが従来の観光協会というスタンスだったと思います。これがＤＭＯ化を目指すという形の法人としての組織の仮申請を、登録の申請をする段階で、町もそれを支援するという形で後押しをした。そして、今まで築き上げてきたということでございます。

それの中心となったのが、本来であれば千年の苑というのは、観光協会が運営するという基本的な考え方は持たない中でつくり上げてきた。ＤＭＯ化を図るという中で、その千年の苑を含めた運営を図っていくと。千年の苑とバーベキュー場あるいは野営場、それから様々な観光資源を含めた今藤野議員がおっしゃったようないわゆるその機構をまとめて、関係団体をまとめた町の総合的な観光行政、観光資源をまとめていくというのが、本来のＤＭＯの大きな目的であって、それを目指して進めてきたというのが、まさに嵐山町の観光協会であり、観光協会をＤＭＯ化するということの内容であったというふうに思います。

その点におきましては、その中で要は今までばらばらであったものにそれをつなぎ合わせ、つまりそれは千年の苑と観光協会が別物であったものを、それも一つとした。そして、それを中心として様々な６次産業化も図り、新たな商品も図り、今言った大妻さんとの連携も図りという形も一つ一つ進んできている。まだ、完成しているわけではないし、それを目的としていることについては、今現在も何ら変わりがないと思います。これが仮にＤＭＯ化がならなかったという結果になったとしても、藤野議員がおっしゃるように、これを推進していくというのが、今の方針といいましょうか、方向性だというふうには当然考えております。そういった点では、藤野議員がおっしゃることについては、私もこちらで一々うなずいておりましたけれども、その通りだなというふうに考えております。

しかしながら、現実の問題として、当初目指した内容と、今現在コロナのこともありました。昨

日の質疑の中でも、現状を踏まえた形で、またさらに練り直す必要もあるだろうというお話もさせていただきました。ただ、根本的な姿勢としては、今藤野議員がおっしゃったように、今成果としても現れてきているわけでございます。

昨日お話をさせていただいたように、嵐山町の新たな名所、ふるさとの心象風景としてのラベンダー千年の苑というのは、町民の心の中にしっかりと根づいてきていると。それを中心にして新たな、例えば昨日申し上げませんでしたが、今年度のラベンダーまつりの反省といいますか、検討会の中でも、さらにラベンダーまつりに加えて、例えば大妻さんの何らかのこういったイベントコーナーといいましょうか、その存在感を示すものを祭りの中に入れたらどうかとか、あるいは一つの町の文化的な行事、イベント、例えば駒王太鼓であるとか、そういったものもイベントの中に加えていったらどうかとか、そういったいろいろとまた新たな他の団体、他の文化、これもその中に入れ込んでいって、総合的なものとしてイベントをつくり上げていくと。そういったことも、来年度以降の一つの方針としても、課題といいましょうか、出されております。

そういった点においては、藤野議員おっしゃるように、登録云々ということはまだ分かりませんが、方向性としては、DMOを目指すというその方向性に今も変わりはないというふうに思っております。ぜひそういった方向性で、各団体、各文化、町の資源、それをつなげて、町の観光行政というか、観光文化というものをつくっていきたいと、そのように考えておる次第でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　私は、DMOには大いに期待しています。この役目は、嵐山町の将来にとって非常に決定的だなと実は思っています。例えば今学校問題、廃校をどうするのだというのがこの前ありました。これは、非常に大きな町の分岐点に私はなってくると思うのです。先日もちょっと申し上げましたけれども。

これも再三申し上げていますけれども、七小、それから北部でいえば、インターチェンジを持っていると、交通の利便性から見ると。それから、都会にはない農村、里山風景。しかし、観光資源としては、まさに原材料そのものですよね。まだ商品化も何も、そのまんまですから、観光資源から見ると。しかし、そのところを、先ほど蜂蜜の話もそうです。材料、材料を組み合わせて、少しブラッシュアップ、掃除をして組み合わせてみると、特に都会にとっては魅力的な商品ができる可能性を持っているわけです。これは可能性ですから、今計算できないことは当然多いです。しかし、可能性から何を引き出すのか、これが一つの戦略性ですから。この方向性というのは、ある面は戦略性ですから。この戦略性を、特に町が太いところを持つということが、私は非常に大事だと思うのです。枝葉のところは、その場その場でいろいろ変わりがあります。ただ太い幹の部分は、町がまさに戦略なのです。戦略を持っていないと、そこのほうには行きませんから。右往左往しますから。

ラベンダーにとってもそうです。あの位置づけをラベンダーだけで考えると、いろんな問題が出

ます。しかし、あの場所、大平山、それから桜堤、バーベキュー場、あの川縁の、これを総合的に考えてみると、非常に一つの意味が出てくるわけです。恐らくそれで始まったことだと思う、事業としては。ところが、ラベンダー、ラベンダーになってしまうと、大きいものを見るよりも、まずラベンダーを何とか仕上げなくてはいけないということになってしまうと、その大きな戦略性を後ろに置いておいて、現場、その場その場で対応をずっとしてきた。私はちょっとそういう印象を持っています。

ですから、残念ながらあそこも戦略性を持っていけば、あの位置づけの仕方も変わってきて、生かし方もあったかなと。しかし、それはこれからやればいいことなので、これからそれはできることなのです。ですから、ここからどうステップアップしていくのかということの戦略性というのは、そういうことだと私は理解しています。

これを申し上げても、同じことはあれなのですけれども、実はそこをやっていきますと、私は川場村が、これも一般質問いたしました。世田谷区と連携をしながら道の駅も造ったり、村でありますけれども、全国的に一番有名な村ですよね。ですから、あの形も随分かかっています。世田谷区との連携してから40年ぐらいかかってやってきています。しかし、嵐山町が当然今やっている取組もしかり、それから新しい取組もしかり、その北部の振興もしかり、そこを結びつけていけば、今町長が頑張って先頭になってやっていらっしゃる板橋区との交流、このことが非常に私は生きてくると思うのです。そういう意味で、今板橋区との交流がどういう状態になっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

まず、企業支援課としましては、答弁書のほうにもお書きしたのですけれども、板橋区のほうのお祭りには参加しておりまして、区民まつりというのが今度10月にございます。それから、年明けにはＳＤＧｓマルシェというのがありまして、年に２回お祭り的な行事を板橋区のほうで開催しているのですけれども、そちらのほうには常に観光協会と一緒に参加をさせていただいております。

それから、先日は板橋区の花火大会、こちらのほうは企業支援課というよりは町のほうに、町長のほうに多分招待状が来ているかと思うのですけれども、そちらのほうには毎年呼んでいただいて、誰かが参加させていただいているというような状況もございます。

それから、３年ぐらい前からでしょうか、花見台の工業団地のほうに環境保全の関係で、樹木・環境ネットワーク協会というところが間に入っているのですけれども、板橋区の桜川中学校というところが、毎年そこの自然を体験しに来ているというところがありますので、そういったところをうまく活用していけば、例えばですけれども、そういった板橋区の人たちにバーベキュー場に来ていただくとか、そういったところも戦略としてはできるのかなというふうに思っております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　これも前一般質問したので、同じことなのですけれども、世田谷区と川場村の交流は、まず生徒、小学５年生は必ず夏休みに行くとか、そういう形で全校生徒、各ですね、そういう取組をしたのです。ですから、今後展開の中で子どもたち、学校、小学校、中学校を含めて、ただそれに並行して地域でそれを受け入れる仕組みをつくらないと、受皿がないと、例えば農業体験、農事体験といっても受皿がないと、当然地域でもそれは並行して受皿づくりはしなくてはならないわけです。ただ、それが地域振興に、地域活性化にもなるので、これも並行ですよね。まずは並行しながら物事を進めていくという。

非常に個人的な例で申し訳ないのですが、私どもが地元の仲間でサツマイモを作っている。それから、ここにおられる議員さんの中でもサツマイモ畑を取り組んで、地域全体としても今サツマイモを各地域で展開しています。ですから、例えばそういうところでサツマイモ掘り体験、まだまだもっとやらなくてはならないことは当然ありますけれども、一つのきっかけとしてそういうふうなものが、学校との関係で始まる可能性はないかなとちょっと思っているのですけれども、教育長、何かありますか、考えは。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

板橋区の桜川中学校さんのほうが、花見台のほうに来たという話をお聞きしました。実はこれについては、板橋区のほうから直接教育委員会のほうに行きますとか、そういう話があったわけではなく、ほかから入ってきた情報でございます。そういった中で板橋区のほうに、来ていただいたお礼という意味でお手紙を書かせていただきまして、自然体験等に来ていると聞いていますと。教育委員会としても、ぜひ子どもたちの教育を通してお手伝いできること、関連できることをやっていきたいというのを、ちょうど１年目に私も花火大会に板橋区のほうに呼んでいただいて、当時の教育長さんとお話をして、その後教育長さんも替わっておりますので、替わられた教育長さんのほうに、ぜひこういったことで教育委員会を通してでもやっていきたいということを打診してございます。

それから先、まだ今年について大きな進展があったわけではありませんが、引き続きこういった形を、今まで教育委員会直でいろんなことというのはなかったものですので、ぜひ教育委員会にも力を貸すことができますということを、これからもアピールし続けていきたいと思います。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そういった意味では、ＤＭＯは非常に期待される取組だと私は思います。再三申し上げます。ならなくても考え方は同じですから、候補は候補のままですから、別に落胆す

るしないは関係ないと思うのです。ただ、そういう戦略性を持つ、DMOがそういう形で動くことによって、町民全体の希望が湧いてくる。稼ぐというのは、協会が稼ぐということではないですから、地域全体が稼ぐ。現にラベンダーまつりでも、そういういろんなお店を出して売上げを上げている、これが一つの大きな一歩が始まっていますから。蜂蜜の関係もそうです。これも始まっているわけです。ですから、そういう方向性については自信を持っていただくのと、戦略性をしっかり持ってという意味は、なかなか急にできることではないですけれども、ぜひとも町民の力を借りる、含めてエネルギーを一つにしてやっていく、この方向でぜひともやっていっていただきたいと思います。

それから、ちょっと細かい個別的な例の話なのですけれども、観光にとってやはり一番大切なのは、おもてなしの心なのです。地域に行ったときに、歓迎されているなというのと、来ないでほしいなと思っているのかというのは、これは非常に大きいのですよね。どこで考えるかというと、一つはやっぱりトイレです。先進的な私の知っている観光で経済を主力にしている市では、一番最初にやっぱりトイレを徹底的にきれいにして、デザイントイレにしてやりました。山の中で、こんなところに人が来ないのではないかというところでも、観光で歩く人がいますから、そこにちゃんとトイレを用意したのです。観光というふうに考えたときのトイレは、これは必須だと思います。

個々の個別の問題ではありますけれども、例えば杉山城のトイレ、これはずっと課題で残っています。今、中学校のトイレを、観光的には借用する形であれをやっていると思うのですけれども、本来駐車場にあったほうがいいという考え方もあります。しかし、それが現実的に難しいのであれば、あの中学校のトイレをしっかりと改修して、杉山城に来た方が、杉山城はよくなったねと、明るくなったね。やっぱりトイレですよ、評価は。それについて取組はいかがでしょうか。これは教育長ですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

杉山城のトイレとして、玉ノ岡中の体育館前のトイレのほうを使っていただいているわけですが、そこにつきましては、例えば一時期電気がなかなかつかないのではないかというご指摘をいただいたり、できれば歩いて、年齢の高い人も多いので、洋式化したほうがいいのではないか等ご意見をいただいてございます。簡易にできる方法として、据置き型の洋式トイレを持っていってみたり、いろいろしてみたのですけれども、なかなかドアの関係や建物の関係の中で、大きな改善に至っていないというのが正直なところです。

ただ、トイレを使うことに関しましては、様々なご意見をいただいておりますので、やはり何かの形でトイレの充実というのは考えていきたいと思います。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そういう意味では、あそこの場所は教育委員会の予算というよりも、本来企業支援課のほうで予算化して等々の、町で予算をしっかり取ってやるべき案件だと私は思いますけれども、企業支援課長はどういうふうに考えありますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、トイレはきれいなほうがいいかと思いますので、当然改修したいというような考えがございますけれども、やはり学校統合とかもございますし、廃校になった後の利用の仕方とかもまだ決定しておりませんので、大きく直すということになるのは、その学校統合の関係で廃校の跡地利用、こちらの利用の方向性が確実に決まってからかなというタイミングになろうかと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　私が言っているのは、杉山城のトイレなのですよ。中学校のトイレではないのですよ。だから、あの学校がどういうふうになろうが、あそこには杉山城はずっとあるのです。杉山城も観光の資源として、今後もＰＲしていくでしょう、当然。それはしなくなるということはないのです。だから、学校のトイレっていうよりも、杉山城のトイレとしてあそこを使うという考え方だと思うのです。ある意味切り離して物を考えていかないと、ちょっと進まないなと思っています。それについては、もう一回ちょっと。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

確かに杉山城のトイレとして使うというところでいいと思うのですけれども、トイレの施設を新しく別のところに建てるというと、なかなかまたハードルが上がりますので、ぜひ既存のものを使いたいなという考えはございます。

そこでなのですけれども、やはり杉山城は確かに動かないのですけれども、隣接した学校の敷地っていうのは、杉山城を生かすための施設としても使えるかなというふうに個人的には考えています。その辺のところは、まだ何も当然決まっていませんので、個人的な意見としては、隣接した施設も含めた中で、杉山城を生かしていくような観光資源にできればというふうに思っていますので、現段階では別にトイレを設置しようというところまでは至っておりません。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　現実的に考えますと、あの場所にもうその設備がありますから、それを利

用するのが一番賢明なやり方ですよね。

それから、もう一つ、駅から降りたときに駅西が非常に整備されてきました。一つの段階が終わったと思うのです。ただ、町民の方からのご指摘がありました。椅子、座る場所が、座るところが西口はないというか、幾つか置いてありますよ、椅子が。しかし、東口に比べて休めるというか、座れる場所がないですよね。これは、やっぱりおもてなしとして、当然改札は上ですから、上でずっとあれでしょうというけれども、例えば駅で歩いて帰ってきた人が、ウオーキングをして帰ってきた、いろんな紅葉を見て帰ってきた人、駅に着いたねというときに、座れる場所、座ってコーヒーなんか飲みたいねと、これは普通の観光に来た人の動機ですよね。だから、その座れる場所、それからドリンク、ただ自動販売機でも当然いいですよ。そういうものがあるなしでは、随分印象もまた違うと思うのです。これについてはいかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

場所の管理につきまして、まちづくり整備課のほうになるのですけれども、観光協会の嵐なびもありますし、簡易的なといいますか、移動できるようなベンチを置くということは可能かというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　そうですね、それがあるなしで、全然やっぱり印象違いますよね。自動販売機もそうです。それから、嵐なびがありますから、あそこでドリンクを販売するのがあるでしょう。いろんな考え方があると思うのですけれども、そのことがあるなしで、全然やっぱり人は違うということです。

もう一つ、西口のほうでありますと、降りたときに島を造りましたね。植栽している。最初あそこは、嵐山の四季を表現する草花でということだと思うのですが、幸か不幸か防草シートが張ってあります。普通考えますと、ラベンダーで売りとすれば、あそこはラベンダーですよね。ラベンダーの町として展開するとすれば。だから、草むしりが大変だということではなくて、やはり全体のコンセプト、再三申し上げます、戦略としてあるのであれば、小さいことではないですよね。やっぱり降りてきた方が、嵐山町はラベンダーのあれだったねと。ラベンダーが難しければ、別のことだっていいのですけれども、あそこは四季折々に降りたらやっぱり嵐山町を表現する、そこはしないと。今は臨時的に防草シートを張っているのだろうなと私は思っていますけれども、あそこは将来的にどういうふうに生かしていくのか、それをお考えをお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長　それでは、お答えいたします。

ロータリー内の防草シートの張られているところは、導流島、交通島と呼ばれるもので、交通の安全と円滑化を図るために設置している施設です。主には都市景観の向上や来訪者のおもてなしの観点から、今議員さんおっしゃるとおり、植栽や案内サインなどの設置などがされる場合が多いと思います。

今現在、あそこの導流島の部分につきましては、嵐山町の黒松とイロハモミジ、また梅が今植栽されている状況でございます。植栽や装飾などによる景観向上のご提案もいろいろございますが、あくまでも交通施設の一部であるため、設置物の高さや位置、視認性などについても検討が必要になってきます。また、こちら視認性や安全性の影響に加えて、植樹、植栽をした場合においては、維持管理や年間の管理経費が継続的に必要になってくるということもあります。こうした点から、現時点では、新たな植樹等の整備は慎重に検討する必要があるとは考えております。今後も交通安全を最優先にしつつ、費用対効果や管理体制を十分踏まえた上で、駅前の顔にふさわしい利活用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　DMO的にはどうですか、副町長。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　今、議員さんからご提案がありました。この点についても一つの提案であるなと、一つのいい考えであるかなというふうには思っております。また、まちづくり整備課長から回答させていただいたとおり、交通安全、管理、そういったものを含めて慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　交通安全のもちろんそのため存在するわけですけれども、あそこのところにわざわざ歩いていくということは想定していないですよね、花があっても。だから、あくまで観光的な意味のイメージで私は提案しているわけです。ですから、DMOという意味というのは、私はそういうことだと思うのです。全体として観光でということを町として取り組むのであれば、そういうところにまで考えが統一していなくてはならないのです。だから、各課、各課の考えでは、その上にDMO、やっぱりこの法人の意味というのは非常に大きいというのは、そういうことなのです。

ですから、戦略性を持つことによって、この町を四季折々の花で埋めようと。花の町嵐山となれば、駅前も当然そのコンセプトに基づいて表現しなくてはならないわけです。そういう意味での一貫性も、戦略性と一貫性を持つということの大事さ、これをやはり町の基本にしていただきたいと

思うのです。副町長。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　一旦、私のほうから答えさせていただきます。

藤野議員のお考えというのは、非常にいいというふうに申し上げました。私も実は観光協会にお世話になっておりました。そのときにいろんなところに行かせていただいて、視察をさせていただきました。一番感じたのは、その駅を降りたときに、あっ、この町はこういう町だなというイメージを植え付けるということが、一番大事なことだなというふうに感じました。ですから、やはりその駅に降り立って、嵐山という町はこういう町なのだというイメージが、一遍にそこで分かるということは、非常に大事なところだということにおいては、藤野議員と全く同じ考え方を持っているというふうに申し上げたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　ご苦労様でした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を午後３時といたします。

休　　憩　午後　２時４５分

再　　開　午後　３時００分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　青　柳　賢　治　議　員

○森　一人議長　続いて、本日最後の一般質問は、受付番号７番、議席番号９番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項１、町制施行60周年記念事業についてです。どうぞ。

○９番（青柳賢治議員）　９番議員の青柳賢治でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

１点目ですけれども、町制施行60周年記念事業についてでございます。令和９年に嵐山町は町制施行60周年記念を迎える。施政方針にもありますように、嵐山町の第二町歌（仮称）の作成も進み始めたようでございます。そこで、次のことについてお聞きいたします。

（１）といたしまして、嵐山町第二町歌（仮称）作成の進捗と工程について。

（２）として、60周年を記念しての本事業の予定や企画についてお願いいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　質問事項１の（１）についてお答えいたします。

現在、嵐山町町制施行60周年記念町歌と称し、選定委員会を設置し、制作を進めております。進

捗、工程でございますが、７月に町内在住、在勤の方より募集した歌詞に入れたいフレーズを基に、９月より歌詞を公募しております。その後、作曲につきましては、編曲、アレンジ等を含め制作を依頼する方向で進めております。

続きまして、質問事項１の（２）についてお答えします。町制施行60周年を迎える令和９年度には、各種記念事業等を実施していきたいと考えております。８月の課長会議後に、町制施行60周年の記念事業について各課局から提案を行いました。今後提案された事業などを基に、庁内のプロジェクトチームにおいて、実施する事業について検討する予定となっております。

なお、町制施行60周年に当たっては、嵐山町民の一人一人がより一層の誇りと愛郷心を持っていただく機運醸成の機会と捉え、記念事業を企画してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　（１）、進捗の状況、それから工程、いただきました。

私も、当初の予算で副町長からも説明をいただきましたように、一体化を目指しての第二町歌を作っていくというようなご説明でございました。それで、この町歌は今進行中で、私も今日ちょっとインターネットを見ると、必ず詩の中に入れるフレーズというのがあって、「嵐山」であると。それから、できる限り入れるフレーズというのは、下記より２つ以上というようなことがインターネットで示されております。①に「渓谷」だったり、「桜並木」、「緑豊か」というようなものが載っているわけです。

それで、ここでお尋ねしておきたいのは、今回作詞のほうが先行しているわけですけれども、この後編曲、アレンジは制作を依頼するという方向で動いていくということですので、この辺の第二町歌に対しては、どなたでも歌えるような曲を目指しているというようなことも書いてありますが、その辺の運びは作詞ができた後、９月から公募して、そして具体的にどんな流れでこの後その作成された詞が、賞金などもこれにも書いてありましたけれども、なっていくのか、お聞きいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　今、青柳議員さんからお話がありましたように、町民の方からフレーズを募集して、「嵐山」という言葉は必ず使ってください。16個フレーズを選んだわけですが、その中から最低でも２つは曲のほうに入れてということで、今作詞を一般の方から公募しているところでございます。

９月、10月、この２か月で作詞のほうを募集し、11月の初めに次の選定委員会を開催する予定です。その選定委員会の中で、上がってきた歌詞の中からこれがいいのではないというのを選んでいただいて、その後、今現在ですと、作曲についてはお願いしようという方向になっていますので、委員さんのほうに、どういう方にお願いするかというのも併せて今考えてもらっていますので、11月

の会議には曲を決め、あと依頼をするにはこういう方にということで、11月にお願いをし、２月ごろまでにはまず作ってもらって、あと委員さんのほうで、もうちょっと何というか、アレンジしてほしいところとかがあれば手直しをしてもらうという形で、３月には確定する形で歌のほうを作る、制作のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　３月までの完成を目指していくということでございますので、当初予算で事業費として約29万3,000円ほど計上されたと思いますけれども、そうするとその準備というか、事業としては、今の作曲していくところまでの経費というふうな捉え方でいいのか、それとも、２番に移ってしまう前に、その29万3,000円の大まかな内容というものは、そこまでの経費になりますということなのですけれども、どんなことになるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　今年度の予算につきましては、作曲までの金額ということで、歌を作るまでの予算が計上されております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　分かりました。恐らく60周年記念でできる歌ですから、この先ずっと歌い継がれるような歌にしてもらわなくてはならないし、逆にこの歌を作ることによって、やっぱり嵐山町が輝くねというようなところに持っていってもらわなくてはならないと私は思っています。

それで、この作詞がうまく出てくるといいのでしょうけれども、補足というか、いわゆる補訳というのですか、出てきた詞をもう一回練り直すというか、追加するとかいうようなこともあるかと思うのですけれども、それについて今選定委員会ではどうなっているのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　９月、10月ということで２か月募集をかけ、昨日から募集が始まっております。募集というか、こういうのをやりますよというのは前もってお知らせしているのですけれども、９月１日から受付を開始して、実は昨日２件の方からもう既に歌のほうが、作詞のほうが送られてきました。町内の方というふうに聞きましたら、北海道と京都の方から、多分ネットとかで見て申し込んで、今２通来ていますので、今後幾つ来るか分かりませんけれども、来た中から選定委員会のほうで、これがいいよねという形でまず決定をして、そして作詞をする中で、多少は文字足らずだったり、長かったりするのを短くしたりということはあるかと思いますが、原則作っていただいた方の作詞をそのまま使う方向で考えていくというのが原則でございます。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　（１）については、この後３月までには作詞と曲までできるということですので、それをこの後町民の皆さんに歌ってもらったり、親しんでもらったりするという時間も必要かと思いますが、その辺については、来年度以降の事業展開になっていくということでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　式典が再来年の９年ですから、今年度歌を作成し、来年度は町民の方が、これ町の歌だよねということが皆さんに知れ渡るように、案ですけれども、例えば防災行政無線のメロディーに流すだとか、そういうことをして皆さんにアピールしながら、学校等でもできればみんなで歌えるようになったらいいかな。式典のときにはコーラスの関係の人とかに歌ってもらって、出席した参加者も皆さんで合唱できればいいかなというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　私も、今年の当初の予算で第二町歌というのは、非常に新しい考え方というか、大事だなと思っています。もちろん嵐山町の場合は、この基となる一番の町歌もあるわけですし、その辺との組み合わせをした形も展開的には考えていっていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでございますか。

今、もともとある嵐山町歌、去年の11月に嵐山まつりで舞台に上がって歌ったのです。我々もそれで初めて知ったぐらいだったのですけれども、町歌となると、それではやっぱりいけないわけです。やっぱり歌い継がれていかなくてはならない。町の町民が誇りを持って歌える曲でなくてはならないというのは、私の思っているところなのです。

ですから、そういった意味では、第二町歌ということで今回できていくわけですけれども、もともとある、あれは昭和43年頃でしたか、ちょっと定かでない。もっと前かもしれないけれども、作詞作曲された曲があって、ちょっと変調的な曲で私なんか歌いづらかったのですけれども、その辺との組み合わせというか、その辺は独立したものだというような形で捉えて、第二町歌をある程度これからの未来の子どもたちや将来に向けて作り上げていくというようなことでいいのか、その辺ちょっと答弁できたら。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　60周年記念町歌ということですが、青柳議員さんがおっしゃるとおり第二町歌という形で、町民の方に子どもからお年寄りまで、誰もが口ずさみやすい、歌いやすい曲ということで広めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　（１）につきましては、作曲までの流れが大体分かりましたし、作曲については、やはり専門的なことも必要でしょうし、そこまでの予算が大体確保してあるというような形に受け止めました。

（２）に移ります。

○森　一人議長　はい。

○９番（青柳賢治議員）　それで、今大体８月の課長会議で、町制施行60周年記念事業が庁内のプロジェクトチームにおいて検討する予定となっていると。それで、今令和７年９月ですから、令和９年の60周年記念事業がこれはいつ行われるのか、ちょっと分からないですけれども、それを含めると、この準備をしていく、私例えば50周年のところの話をさせてもらいますと、50周年は恐らく東松山のケーブルテレビか何かの協力もあって、かなり長い映像ができて、式典のときにはそれが流されて、インターネットでも見れますけれども、そんなものも作成されていました。

それで、よその60周年事業だとか、80周年記念事業とか見てくると、10年前、50周年の記念事業というのは、すごくさらっと流れてしまったなと。要するに町任せというようなところがあったのではないかということで、この（２）のところをつくったのですけれども、これを今の答弁でいくと、町制の施行60周年に当たっては、嵐山町民の一人一人がより一層の誇りと愛郷心を持っていただく機運醸成の機会と捉え、記念事業を企画するというふうになっていますので、この辺の町内のプロジェクトチームだけに限らず、もう少し幅広く町民にも呼びかけて、そしてある程度専門的な知見を持っている方もいらっしゃるでしょうし、そういったいわゆる私としてはどうなのだろうねって、嵐山町が還暦になるよと。そんな中で、少し民間とコラボをしたようなプロジェクトチームというのはいかがなものなのかということを申し上げたかったのですけれども、いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　庁内においてのプロジェクトチームにおいてということは、これは今後のことで、まだつくったわけではございません。先ほど、課長会議後に各課から意見を求めたということで、課長会議後に課長だけ残ってもらって、こういうのがどうかなというだけで、まずその第１段階目で、それに併せて、こういう事業をするのだったら、この課をプロジェクトのメンバーにしましょうということで次の段階に行って、まず来年度の予算を組んで、前年に予算組みをするものがあるかどうかというのが一番のことであったので、前回の課長会議の後に状況を聞いた状況です。

プロジェクトチームに外部の方というお話ですが、今考えているのは、庁内の課長を中心のプロジェクトチームであって､町民の方も一緒に盛り上げていこうというのはもちろん考えております。まだ、何をやるかというのは決まっていませんが、その中で総務課から出た案としては、60周年事

業を各町にある団体さんが、私たちの団体はこういう60周年事業をやりたいです、そういう提案をしてくれたところには補助金を出して、ぜひ新しい事業というか、その団体で60周年事業の事業を行っていただきたいというふうに思っています。そこに対しては、幾らかの補助金を出すというふうに今総務課では考えているのですけれども、まだプロジェクトチームでも決まっていませんし、予算化されているわけでもないので、そういうふうにして町民全員でお祝いしたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　ここがまさに町のいわゆるにぎわいだとか活力につなげられる事業だと私は思います。昨日からも、祭りがだんだんとしぼんできてしまったよねとか、いろいろなことがあるのだけれども、この60周年記念というのは、そういったことも振り返ってみて、やはりこれからの未来に向けて、我々もそうだけれども、子どもたちや孫たちが、やっぱりいいね、嵐山って、そういうところへ持っていけるような60周年記念に落とし込んでいかなくてはならないと私は思っています。

そういう意味では、今ある町では例えば40周年記念事業をやるから、今のラインとかありますね。そういったラインできない人はできないかもしれません。ラインのできる人たちだけに意見を求めて、その中から採用したものもあるらしいです。そのぐらいに、もう少しそこのところ時間もかかるし、苦労もかかるかもしれないけれども、やはりみんなでつくり上げた60周年にしていこう。そして、その60周年が次のまた30年につながっていくような、そういった記念事業を考えていただきたいということで、私はここで申し上げているのです。

そういう意味では、できる人、協力してくれる人、やれる人、そういう人たちをやっぱり幅広く町民からも声かけしていただいて集まってもらって、そういうところはぜひともこの後、まだ令和９年だといいますけれども、今令和７年のもう９月ですから、２年なんかすぐたってしまいます。だから、ほかのところの町の準備というのは、大体準備だけでも２年前ぐらいからやっているのが結構記念式典含めて多いみたいですから、この件ちょっと私、歌の話が出てきたので、本事業についても一般質問させてもらったのですけれども、そういったことで、やっぱりあとはお金がかからないような町がアピールできることとかって、探してみるといろいろあるような気がするのです。

嵐山町には、ちょっと話しますとＮＨＫのラジオ体操なんかも、私１回一般質問したことありましたけれども、来たこともない。そういったものも含めて、何が嵐山町はアピールできるか、そういったこともやっぱり町民からも声を集めて聞かせてもらって、そしてやってみるということは、これは60周年はかなり嵐山町のこれから先にもなっていくことだと。同じようなことを２度繰り返してしまったけれども、それについてはどうですか、課長。副町長でも結構です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　青柳議員からお話しいただいた、総務課長のほうからも説明させていただいたように、60周年記念事業につきましては、町民参加型の60周年記念事業という形で、嵐山町町民含めてそれを盛り上げていきたいということでございます。現在、ご質問いただいているこの第二町歌の作成についても、これも町民参加型の一端というふうに考えております。今ご提案をいただきました内容について、要は町民参加型という町民の参加する形というのはいろいろあろうかと思います。

今、総務課長からお話を申し上げましたように、今現在は各課から、このような事業を行ったらどうかという提案が出されてきて、それをさらに、これは庁内としてのプロジェクトで予算化できるもの、できないもの、当然のことながら最終的には町長の決定をいただいて、事業化を図っていくと。そういったことを今考えているということでございまして、青柳議員の今ご質問の趣旨については、十分理解していると思いますので、今後進めて事業選定をしていく中で、どのような形で町民参加していただくか、企画の段階からしていただくか、あるいはその事業の中で参加をしていただくか、この辺も十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　このことは60周年記念で総務課の担当になっているわけですけれども、一つ、教育長と教育総務課長が出ていらっしゃいますので、学校のサイドとしては、この60周年記念についてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えさせていただきます。

教育委員会といたしまして、現在、先ほど総務課長からの答弁にあった課長会議への提案ということの中には、教育委員会の事業として何か提案したものというのはございませんが、今までの例でいきますと、教育委員会の企画ではございませんが、40周年のときには、町、総務課と議会事務局が主体となって、教育委員会が協力して子ども議会をやったという記憶がございます。そういったこともございますので、令和９年においては、まだ現在の小学校３校、中学校２校の体制がございますので、そういった中で、何か子どもたちにも記念になるようなことができればよいかなというふうには考えております。申し訳ありませんが、今のところまだ具体的にこれというような企画が、教育委員会の中では発案できていない状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　副町長からも答弁いただきましたけれども、この60周年記念も令和９年と

いいつつ、生かしていくためには、もう準備に入っていかなくてはならないというふうに私は思いますので、教育委員会の子どもたちのこれから未来も関わる大事な事業だと思います。そういう意味では、やはりこの事業を嵐山町がさらに飛躍できるような事業へつなげていけるようなことを、やっぱりしっかりと持っていただいて事業展開、手弁当でもいいではないですか、事業展開していってもらいたいというふうに思いますので、今後また質問することもあるかもしれませんが、今日はこの程度にとどめておきます。

次に移ります。２点目でございますけれども、多文化共生社会を目指す自治体とは。文教厚生常任委員会では、外国人の増加に伴う諸課題について調査研究を進めました。町政に対する要望等を提出し、回答もいただいたところでございます。最終報告まで済ませました。ただ、このところの排外主義的な動きもありまして、質問させていただきます。町では、埼玉県多文化共生推進プランに記載されている市町村の役割に基づき推進していくとのことでした。具体的な推進策なども示されていたわけですが、その後、取組についてお尋ねをいたします。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、質問事項につきましてお答えいたします。

埼玉県多文化共生推進プランにおいて、市町村窓口における手続の機会などを活用し、外国人住民への効果的な情報提供や地域活動への参画促進に取り組むことが望まれるとの記載がございます。当町では、従前より町民課に翻訳機を設置し、窓口での手続に関しコミュニケーションの向上を図っているほか、ごみカレンダーでは４か国語の多言語表記を行っております。また、町ホームページでは６か国語表記を可能としていましたが、令和６年７月より１言語追加し、７か国語に対応しております。今後も、多言語対応可能なものについては検討をしてまいります。

また、第６次総合振興計画は、前期５年の計画期間が終了することに伴い、後期５年の計画期間に向けた改定作業を現在進めており、外国人住民に対する施策を盛り込む予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　今の答弁は、文教厚生常任委員長もご苦労された。吉本委員長の提言をされたことがここに入り込んできました。ありがたいことだと思っております。私が、この嵐山町の文教厚生常任委員長の吉本秀二委員長の要望で、令和６年９月13日に出しました。そして、10月18日には、それに対して回答いただいているわけです。

ただ、私がここでこの問題を取り上げてきたのは、この６年10月18日の時点、我々文教厚生常任委員会の中で一致していた思いは、やはり外国人の方が日本にいらっしゃったときに、気持ちよく日本で生活をして帰っていただきたいというところだったのです。そこから今回の参議院の選挙を経て、いよいよ僅か数か月のうちに、この多文化共生社会とはということがちょっとどうなのかな

と心配になったのが、私の思いでございます。

それについては今答弁いただきましたのですけれども、担当課が今福祉課で答弁いただきましたので、ここの答弁のほかに、いわゆる日本の政府そのものにも司令塔がないわけですから、ただ１万7,000人の嵐山町の中で、その窓口的なものを集約するということは、なかなか無理のあるところだと思いますけれども、今福祉課長が答えていただいたように、この分野のところというのは、福祉課のほうである程度集約していくというような捉え方でよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　お答えいたします。

昨年度、文教厚生委員の委員会のほうで外国人に関わる諸問題、諸課題ということで、庁舎内の関係する課がそれぞれ委員会のほうに出向きまして、それぞれの担当課で抱える課題等々につきましてお話をさせていただいた次第でございます。今回、私のほうで答弁した部分につきましては、そういった各課でお答えをしている中の取りまとめ的な形で答弁をさせていただいたということでございまして、福祉課がこの外国人に関する部分というところで主管課という形ではございません。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そうすると、委員会の中でも説明いただきましたように、各課の窓口がそれぞれ対応になっていくということになるわけですよね。よろしいのですか、答弁お願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　外国の方、日本の方問わず、まず嵐山町にお住まいになるきっかけというところでいけば、他の自治体から転入してきた場合につきましては、町民課、こちらで対応するのがまず初めでございます。先ほども答弁いたしましたように翻訳機の設置等で、可能な限りその方の母国語、あるいは日本語が少しお分かりの方であれば、その制度等の説明は町民課窓口で実施をするという形になると思います。

また、従来から嵐山町におきましては、転入の方、転出の方につきましては窓口ワンストップということで、担当課に回っていただくのではなく、担当課の職員が町民課の窓口に出向きまして、おのおのの担当する業務の部分についてご説明をしているところでございます。そういった部分では、外国の方であっても対応は変わらないと思いますが、福祉課の観点からしますと、例えば生活にちょっと困っているとか、そういった少しプライバシーというか、深掘りをするような内容、案件について、不特定のお客様が来庁される町民課で聞き取り等はできませんので、そういった場合には、私どものほうも窓口にお越しいただく、あるいは相談室等で個別の状況を聞き取って対応していくというようなことでございますので、まず住民移動に関する部分に関しましては、町民課の

窓口で該当する課がそれぞれ職員を出して対応していくというふうに、日本の方、外国の方、そういった分け隔てはないと考えております。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　私たちもそれぞれに関わる担当課の話を聞かせてもらいまして、これは一筋縄ではいかない大変なことだなと思ったところなのです。

ただ、でもここのところが、埼玉県が進めている多文化共生のいわゆる推進プランがあるわけですけれども、ここのところのやっぱりもう一度今のこの時期だからこそ、なおさらその趣旨だったり、それから今言われているような、先日の埼玉県の知事がいわゆるトルコのビザに対してというようなことがありました。これは埼玉県を管轄する知事としては、そういったことが県民から出ているわけですから、当然なことかと思いますけれども、ただその辺の誤解がないようにするためには、やはりいわゆるこの埼玉県の多文化共生推進プラン、これが示されている町村の役割というのがあるわけです。この辺のところに、やはり後ろに下がることがあってはいけないと。なかなか大変なご苦労があるところではあるけれども、前に進めていかなくてはならない。

これが、つい最近も日本の子どもの数がかなり１月、６月で減ってきている。やはり日本にとっては、こういった状況をやっていける。そのためには、今は外国人の方がどうしても必要でございます。そして、それはある意味では、嵐山町の場合にはそう大きくなっている問題はないので、今のところは見守るような形でもいいと思っているのですが、ただそれが先行投資なのです。やはりある程度そこをうまくやっていた自治体、もちろんそれは町民の１割も占めておれば、当然それは納税から含めていろんなことが出るわけです。

大泉町に行ったときに、私は大泉町の役場の入り口で一番感じたのは、非常に穏やかな受付の方が２人いました。そういった姿、あれを見て立派なまちづくりだなと、役場の入るところで思いました。やっぱりそういったところも、大泉町の人口と、それからもちろん外国人の数は、嵐山町は600から700でございますけれども、その辺を私はやり過ぎることはないと。やはりこの趣旨をしっかりと捉えた行政をやっていただくということが、嵐山町に望まれることだろうというふうに思いましたので、今回この質問をさせていただきました。これは福祉課長が担当というか、どなたでも結構ですけれども、副町長でも結構ですし、答弁できることがございましたら。

さらに、今それぞれの課の中で、何かここが変わったというようなことがあるのでしたら、ご答弁いただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　私のほうからお答えをさせていただきます。

今、青柳議員にご質問していただいておりますいわゆる多文化共生社会、この中で外国人の増加に伴う諸課題、そして埼玉県多文化共生推進プランに記載されている市町村の役割、この市町村の

役割というのは、県の要綱によりますと、いわゆる多文化、外国人に対して直接的に対応する市町村の役割が非常に重要だというふうに示されているというふうに考えております。

そういった中で、今福祉課長のほうから申し上げましたように、また議会の委員会の中でもご質疑の中にありました、大泉町のよう総合窓口というような形で様々な外国人に対応する問題、これを一手に引き受けるというような形の窓口を、この嵐山町において設けるというのは非常になかなか難しい状況にある。というのは、外国人に対する対応というのは、町民課にまず転入届といいましょうか、そういったあれを手続に来られてから、実際に生活される場所での問題、ごみの出し方もそうですし、近隣住民との関係、それから教育に関する問題、そういった問題で多岐にわたっていると。それを一手に１つの窓口で嵐山町のような町が設けるというのは、非常に難しいという現状もありますということはご説明をさせていただき、その中で議会からご提案をいただいた事務分掌の中に、そのある課にそれを設けるというのもなかなか難しい状況にありますということで、お答えをさせていただいているというふうに考えております。

であるからこそ、それぞれの各課がこの外国人の課題に対して積極的に、今議員からお話をいただいたように、できることをさらに進めて積極的にやっていく。それは、いわゆる説明、ごみの出し方、あるいは来られた方に対する案内文書、生活に対する文書、そういったものの多言語化を図るとか、要はできることから積極的に行って、なおかつそれぞれの課が一貫した、連携した対応が取れる体制をしっかりと取っていくということが、本町にとって一番大事なことではないかというふうに考えている次第でございます。

今回、議員からも改めてご質問をいただきました。嵐山町のそれぞれの課が抱える外国人の方々に対する対応、それをしっかりと認識をして共通した連携の下に、それぞれがしっかりとした積極的な対応を取っていくと、こういった方針でぜひ臨んでまいりたいというふうに考えております。

また、改めてこういったことが問題があるということにつきましては、ぜひ情報を提供していただいて、それに対応するにはどうしたらいいかということを、各課連携した中で町の対応を図ってまいりたいというふうに考えております。こういったことにおいて、県がそれぞれの市町村に求める地元としての一番のやるべき役割、それを果たしてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　副町長からしっかりと受け止めた答弁をいただきました。

やっぱり今のいろんな動きが、規制が先になってしまっている。そして、それの見返りである日本の社会が、どの程度それによっていろんなありがたいことを受けているかということが、考え方としてそれはいろいろあるのですけれども、要するにこれからの恐らく日本の社会は、全国知事会が７月30日、鈴木法相に外国人との共生に向けた提言を手渡したと。それは、今まさに副町長がお答えしていただいたように相談窓口や、それから日本語教室の不足が、やはり多文化共生に大事で

あるということです。

そして、その取りまとめした静岡県の県知事のところに、相当の批判が行ったというニュースもありました。その辺のところを、我々が今ここでしっかりと受け止めていかなくてはならないのは、外国人との共生する社会、これをつくり上げていかないと、今実際に建設現場であったり、それから介護の現場であったり、その人たちがいないとなかなか成り立たない今の社会の構造になってきているわけです。その辺のところをやっぱり我々、私も町会議員の一人として、その辺のところはしっかりと受け止めて、議会活動していかなくてはならないなというふうに思ったところなのですね。

それで、個々にということになるとちょっとまた難しいのですけれども、最終的には私なりに、この外国人の移民政策は日本は取っていないと言いつつ、今ここまで来ている。約300数10万人の人たちが日本にいるわけですよね、外国人が。そうすると、やはりその人たちとの共生ということが一番大事であると思うものですから、私こうしているのですけれども、その中で私は嵐山町のここに行きますと、今日の質問の中では、やはり小さな町でも、例えば私が勉強不足かもしれませんけれども、災害があるだとか、何があるだとかというときに、外国人向けのマップが出ているというのです。そういったようなものというのはあるのだよということであれば、その説明いただきたいですし、いかがなものでしょうか、地域支援課長。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

外国人向けのマップ等は、現在作成してございません。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　それは、今できている大きな茶色の地図があるではないですか、あれをいわゆる多言語というか、英語バージョンなんかにすると、相当やっぱり経費がかかるものでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

まだそこまで検討していないという状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　分かりました。私、何でこういうことを申し上げるかというと、やはり外国人の人たち、言葉も分からない、何も分からないで、ではいざといったときにどうなるのだろう

なと思いながら、やっぱりそのぐらいのことはある程度何というのだろう、先行投資になるかもしれないけれども、英語バージョンなら英語バージョンぐらいのものができるといいかなと思ったりします。それが、やっぱり外国人、来てる人たちを大事にしている嵐山町でもあると。それは、嵐山町の町民も大事にしていることなのだというところにつながっていくように、私は今回自分で調べていながらそう思ったのです。

ですから、今はそういうＡＩとかも進んできている中では、何とか工夫するとできそうな気もするので、そこまで検討していないと言われてしまえば、今嵐山の力としてはそこまでだろうなということは私は理解いたします。ですけれども、そういった方向に向けても少し工夫をしていく。そして、地図の落とし方にしても、よく指差しだとかいろいろ分かるような、外国人でも分かるような絵を使うと。これは何というのですか、ピクトグラムというのですか、ピクトグラム、こういったようなこともできるのではないのと私は思いました。

そういうことで、今回のこの調査研究から、やはり嵐山町が外国人に対して優しい町だということが言えれば、いっぱい人が住んでくれますよ、日本町民の人たちだって。そこをやっぱり大事にしていただきたい。そして、それがやはりこれからの日本の未来なのだろうなと。そこの共生ができた町とできない町で、いざこざがあったり、それは人が増えればいざこざはありますよ、外国人でなくたって。でも、なおさら言語から、それから教育関係があれば、あると思います。ですけれども、それを少しでも、今の状況でもかなり嵐山町のそれぞれの担当課の皆さんは、よく頑張ってくれていると私は思っています。

ですから、それをさらにさっき申し上げましたように連携を取りながら、そしてやっていただくということがやはり求められております。その中には、教育水準というようなこともありました。ちょっと変えますけれども、教育関係の話の中では、ある程度言語を含めて、あまり遅れている子がいないというような形になっていますけれども、現状もそういうような形でよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　今、嵐山町の学校にも外国籍の子どもは在籍しておりますが、この子どもたちについては、特別な日本語指導の教諭を配置したり、支援員を配置したりという、そういう必要なく学校生活が送れるようなレベルの子どもでございます。ただ、そういった子どもが入ってきたときには､町のほうにも予算のほうを立ててございますし､それから教員の派遣制度もございますので、そういった子どもたちが入ってくることが分かれば、日本語指導教員というものも、県費の教職員として考えることができるようになってございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　ちょっとまとまりが返ってきましたけれども、それぞれの地域支援課の対

応でしたり、それから教育委員会の対応でしたり、２点ほど聞かせてもらいました。なかなか県のほうからも予算が来るわけでもなく、嵐山町独自でやらなくてはならないということになってくると思うのです。その中でも、やはり外国人が暮らしやすいというような嵐山町であってほしいということです。

それで、最終的にこの質問は、今の日本の政府は、やはり司令塔が欠如しているというふうに私は思っています。要は日本の政府からほとんど、埼玉県にもどうなのでしょうか、予算が来ているか分かりませんけれども、ほとんど財政的な支援がないわけです。やっぱりこの際ですから、外国人の共生というか多文化の共生、ここを最終的に佐久間町長の思いというか、国際人の佐久間町長でありますし、やっぱりその辺のところも嵐山町は非常に大事にしているのだというようなこともあるかと思います。佐久間町長から答弁いただいて、お願いいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　答弁させていただきます。

私は、毎日外国人と住んでおりますし、私のうちの前には外国人も住んでいますので、本当に直結した話題かなというふうに思います。例えば外国人の方々と、それから町との関わり方、これをどこまで優先順位を上げていくか、これはその自治体、自治体によって冷静に判断をしていく、そういった必要性があるかなというふうに思います。大泉に関しては、ちょっと特殊な町でもありますので、そうかといって嵐山町は県内の市町村の中でも、外国人の割合というのは非常に高いほうの自治体でもありますので、そういった点においては、そういったことをしっかりと念頭に置いていかなくてはいけないなというふうには思います。

それから、あとは外国人の専門の部署というか、課を云々というのとはちょっと違うのですけれども､私が議会議員でお世話になっているときに､子ども課をつくってくださいと私は提案をして、そうすれば子どもに関しては、生まれてからずうっと学校卒業するまで、この課に来れば全部そろうようにしてくれと。理論的には非常にいいのですよ。それで、その当時の執行側はちゃんと言うことを聞いてくれてつくってくれたのです。

私が今度こういう立場になって、実際に今度働き方とかをよく見てみると、子ども課へ行ったら教育のこともある、保険のこともある、税金のこともある。子ども課にその職員を全部配置できればいいのですけれども､とてもではないですけれども､嵐山町の職員体制ではこれは無理なのです。といって、私のときだったのですけれども、廃止にして今のような状態に戻したと。本当に皮肉と言えば皮肉ですけれども、でもやっぱりそれは自治体の規模、そういったものをしっかりと把握する中で、その身の丈に合った形でどういうふうにしたら職員もやりやすいし、そしてまた住民の人にとってもいいかということは、しっかりと練って練って現場の声も聞きながらやっていかなくてはいけないなということは、反省も兼ねて非常に思っているところです。

それから、あとは日本語教育というのは、こういった県のほうのあれを見ても、非常に重要な位置づけになっています。ただ、嵐山町は国際交流協会がありまして、この国際交流協会が毎週のように日本語教室を開いていただいて、これは県のほうでもこの活動は非常に高く評価されて、今までも表彰も受けています。ですから、そういった点においては、そういった方たちと、それからあとは嵐山町の町民の距離というのは非常に近いものがあるということで、中には嵐山町で働いて、母国へ行ったときに嵐山町は私の第二の故郷です、そういうところまで発信をしてくれる人もいるぐらい、やっぱりある意味では住民たちの協力をいただいているなというふうに思います。

それから、最後、災害の話が出ましたけれども、あれは私も聞いていて、確かにそうだな。今までも看板でとかなんとかというので、どういうふうに入れたら、あそこのところ。ただ、ごみのカレンダーは今６か国語かな、５か国語だか、それで作れていますから、あれはやっぱり私も担当課と検討させていただく中で、一日も早く実現できるようにしていきたいというふうに話を聞いていて非常に感じました。

いずれにしても、日本の社会はこれから外国の方たちの手助けというか、協力なくしては成り立たない国でもあると思います。それから、あとは外国人だ何とかというふうなことを言っていること自体が、国際化とは遠いなと。もう誰々さんですから、名前ですから、モハメッドさんだとか、シェリーさんだとか、そういう形でやっぱりなっていく。それが本当に国際化が定着したことになりますので、そういうので分けていくということは、非常にあれかな。日本の代表する成田空港だって、つい20年、30年前までは、外国人は何て表示されたか。エイリアンですからね。エイリアンという表示が成田空港に出ていた。今はノンジャパニーズになりましたけれども、それぐらいやっぱり日本人は疎いところもありますので、そういった一つ一つを丁寧に考える中で、今のご提言というのはとても大切な部分もありますので、その趣旨はしっかりと受け止める中で、嵐山町の行政規模として、適切な方向性で進んでいくように配慮していきたいと思います。ありがとうございました。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　本当に今回の答弁で、この後期５年の計画期間に向けた改定作業を現在進めていて、外国人住民に対する施策を盛り込む予定であるという答弁をいただきました。これは、本当に私も今日こういう答弁をいただけるとは思っていませんでしたけれども、嵐山町が多文化共生に向けての自治体であるということを、ひとつ今日聞かせていただいたなという思いでございます。終わります。

○森　一人議長　ご苦労様でした。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　３時５５分）

令和７年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

９月３日（水）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

第６番議員　　小　林　　智　議員

第11番議員　　川　口　浩　史　議員

第12番議員　　渋　谷　登美子　議員

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬　一　哉
書　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　長
中　嶋　秀　雄	副町長
萩　原　政　則	総務課長
安　藤　浩　敬	地域支援課長
岡　野　富　春	税務課長
太　田　直　人	福祉課長
根　岸　隆　行	環境課長
中　村　　寧	農政課長
馬　橋　　透	企業支援課長
安　在　知　大	まちづくり整備課長
下　村　　治	教育長
髙　橋　喜代美	教育総務課長
青　木　正　志	生涯学習課長
中　村　　寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和７年第３回嵐山町議会定例会第７日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

皆様にお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話はご遠慮ください。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森　一人議長　日程第１、一般質問を行います。

◇　小　林　　智　議　員

○森　一人議長　本日、最初の一般質問は、受付番号８番、議席番号６番、小林智議員。

初めに、質問事項１の固定資産税課税の公平性確保ついてです。どうぞ。

○６番（小林　智議員）　議席番号６番、小林智。ただいま議長よりご指名いただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

私の質問は､今回３点でございます｡まず１､固定資産税課税の公平性確保について｡歳入の42%、これは令和７年度予算ですが、を占める町税にあって、その内訳は町民税と固定資産税がその大部分である。うち、固定資産税に関する課税の方法と公平性確保について伺う。

（１）、固定資産税課税の基本的な原則と課税方法。

（２）、課税評価額の妥当性の検証方法。

（３）、固定資産税評価審査委員会の目的と活動の概要。

（４）、償却資産課税額のうち太陽光発電施設の課税件数と金額。

（５）、課税軽減措置・減免の種類と金額。

（６）、都市計画税課税の可能性。

以上、お願いいたします。

○森　一人議長　順次、答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）、（４）から（６）について。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

固定資産税課税の基本的な原則と課税方法についてでございますが、固定資産税は、固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき資産価値に応じて、所有者に対し課税する税となります。評価の仕組みは、固定資産評価基準、地方税法第388条第１項の規定に基づき、固定資産の価格を決定しなければならないこととされており、賦課課税方式により、毎年１月１日の賦課期日に固定資産を所有している方に課税をしております。嵐山町の税率は1.4％で標準税率となっております。

（２）につきましてお答えいたします。課税評価額の妥当性の検証方法についてですが、土地と家屋の課税評価額は３年に１度評価替えが行われることとなっております。評価替えは価格の変動に対応し、均衡の取れた適正な価格に見直す作業となります。

土地につきましては、選定した宅地や路線の本鑑定を行い、さらに毎年７月１日までの地価の下落状況を把握し、本鑑定したものに対して下落率を掛ける簡易な方法により下落修正をすることとなっております。また、家屋につきましては、再建築価格（評価対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費）を基準とする方法によって求めることとされています。評価替えの際には、物価変動に考慮した再建築費評価補正率等を用いて評価額を算定します。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。令和７年度太陽光発電施設の把握できる課税件数は71件、税額については約2,258万7,000円でございます。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。固定資産税の軽減措置につきましては、令和７年度固定資産税の概要調書に基づき主な内容を回答をさせていただきます。まず、土地についてですが、住宅用地特例によるものが５億58万5,000円、家屋につきましては新築住宅の軽減が1,521万2,000円、償却資産につきましては地方税法等に定められた特例規定の適用を受ける主に企業に対するもので243万1,000円でございます。合計軽減額は約６億5,446万8,000円となります。

また、令和７年度調定時の減免の対象の種類・金額は、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の固定資産が56万4,600円、公益のために直接専用をする固定資産が６万9,100円でございます。

続きまして、（６）につきましてお答えをいたします。都市計画税課税の可能性についてでございますが、現在のところ検討しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（３）について。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　質問事項１の（３）についてお答えいたします。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に関する不服を審査することを目的とし、地方税法に基づき設置された中立的な機関です。活動の概要につきましては、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に対する納税者からの不服について、審査・決定をすることでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　それでは、再質問に入らせていただきます。

その前に、今回、固定資産税課税の公平性という着眼点から一般質問させていただくのですが、恐らくご答弁いただく税務課長さん、特に固定資産税の課税について、一町村としてどのくらいの裁量権があるのかとか、ほとんどが税制で決まっていて、特に町の場合は町税の、もちろんこれは町として決めているのですけれども、その内容も多くは国が決めたもの、県が決めたもの、それを踏襲された形で課税の原則が保たれているのかなと思います。

そういう意味では一般質問になじまないのかなと、ほとんどの内容が、これも決められた範囲の活動をいただいているということなのかなということで、ご答弁される皆さんにもちょっと疑問符が、何で一般質問なのというようなことがあるかもしれませんけれども、ちょっと公平性の確保ということもあり、一般に固定資産税課税がどのように行われていて、どういうふうに公平が保たれているかについて、町民もあまり深く知る機会がないと思いましたので、今回質問させていただきました。

それでは、早速質問に入るのですけれども、何で固定資産税課税に着目したかといいますと、町税の大半は町民税ではありますけれども、ご承知のとおり町民税というのは所得に着眼したもので、これは一般の国税である確定申告で行われる所得税、それが基本です。町民あるいは法人の所得に関するものに着目して、それに課税していくというのが原則でございますので、こちらも特に町としての裁量の余地はほとんどない。

それから、多くの場合には企業の源泉徴収という形で、結果としてのものが町民税に反映されているというところだろうと思います。もちろん個人の方で町民税を単独に申告される方もおりますけれども、ここも多くの裁量が、町の独自性が発揮されるものというのはほとんどないというふうに思っております。今回、それで固定資産税課税、これは特に一市町村として一番大きなあれにもなると思いますので、今回そこに着目をさせていただきました。

１番の固定資産税ってどんなものに着目して課税しているのと、きちんとご返答いただきました。こんなことは一般質問で聞かなくても勉強しろよと言われればそれまでなのですけれども、これか

ら再質問の中でなぜ質問したかも明らかにしていきたいと思います。

１番についての答弁の中に、応益原則というのが出てきました。応益原則について、まずどういうものなのかをちょっと教えてください。よろしいですか。お願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　お答えいたします。

応益原則というのは、資産そのものを持っているということで、それに対して課税をするというものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございます。なぜ、固定資産税、私、今回着目した一つの大事なポイントだったのですけれども、今、ご答弁いただいているように、嵐山町内に固定資産を持っている、土地、家屋、償却資産ありますけれども、多分土地ですね。持っていると、それは特別の例以外は、ほとんどはこれは課税されるということです。なぜ課税されるのかといったら、その土地を持っている、それが宅地であれ農地であれ山林であれ、何らかの利益を生むでしょうと、所有することによって。その利益に対して、いわゆる応益という言い方をしているのですけれども、応益ですから、そこから収益なり利便性を受けているでしょうと、だからそこに対して行政サービスは発生するのだから、それについて応分の負担をいただきたいというのが原則なのだろうというふうに、私は今の答弁をもっと長く伸ばすとそんなことなのかなと考えます。

これは、もうあくまで課税する側の応益原則なのです。ただ一方で、払う側のほうの立場に立ってみると、一般に言われるのが応能負担であるとか、最近は国民負担率なんて非常に負担が多いではないかと、税の負担が多いではないかという議論もされておりますけれども、納税者が払える範囲でなかったら払えないというのは原則だと思うのです。それを応能負担という言葉は、私の知っている言葉でいうと担税力とか、税金を担う力というのですか、担税力という言い方をしていたように思うのです。そういうものがなければ課税されない、課税できないと。というのは、これは課税って、要は能力がなければ税金が生まれないというのはやっぱり持続性なのです。固定資産税課税が連綿と続く、要は持っているだけで収益もなくても課税するのだよだったら、払えないケースが出ます。なので、この応能負担であるとか担税力だとかいうのが非常に大事な視点なのかなと。

一町民で、私もこの町にいますけれども、昔から固定資産税ってどういう税金なのかなというのはよく考えました。何でここで収益を生んでいないのに課税するのかなと、そんな形で思ったのですけれども、いわゆる資産課税ということで、かつては戦前とかでは資産家というのがおりまして、多くの土地はそういった一部の人たちが持っていたということなのです。だから、そこに対して、例えば小作人がいたりして、そこで収益が生まれて、収益は収益で課税するのだけれども、そのほ

かに資産に対して課税していくということも大きく行われたのですけれども、現在は固定資産というのは非常にこれは民主化されていますから、多くの個人が不動産というのを持っている。それについて課税していく。これは、ですから、宅地であれば家を建てて便益を受けている。だったら、応能負担という形で負担いただこうというところなのだろうと思うのです。それはそれで納得なのですけれども、それが公平に行われるかどうかというのは、なかなかそれが疑問なのかなというところでございます。

それで、（１）はこれでもう結構でございますけれども、（２）のほう、妥当性の検証、これについては３年に１度の評価替えのほかに都度やっていますよというところで、ちょっとお伺いしたいのが、嵐山町は都市計画を持っていますから、市街化と市街化以外のところ、地域外のところ、この２つの種類があると。それぞれにはさっき、課税の原則は応益原則ですよという話がありました。あったけれども、市街地の宅地と市街化区域外か、それの宅地では当然制限が全然違います、都市計画があることによって。その辺の公平性というのはどのように見ていらっしゃるのですか、ちょっとお答えいただきたいのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　お答えいたします。

市街化区域と市街化調整区域ですけれども、市街化区域と調整区域で比べますと評価額についても差があるということで、その辺で制限というか、その辺の公平性が保たれているかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　これの原則になっているのが、これはどのように算定しているのですかという質問でしていたかな。恐らくこの基礎になっているのは嵐山町の場合、路線価の対象区域ではないから公示価格になるのではないかなと思うのですけれども、その辺、要は計算の一番の基礎になる価格、それをどういう基準に置いているのか、ちょっと課長のほうからもご答弁いただきたいんですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　お答えいたします。

市街化調整区域の評価というか価格ですけれども、こちらについては公示価格とかそういった鑑定をした価格、それを基にそれぞれの区域、似た区域でグループ分けをして標準的な宅地を選定をいたしまして、それに基づいてその近隣の宅地については補正を加えて評価をしているものでございます。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。公示価格ですから、ある特定な点を選んで、毎年土地価格の変化を見ているというところなのだと思うのですけれども、この辺は、公示価格自体に市街地と市街化調整区域で差があって、恐らく３倍ぐらいの差が出ているのではないかなというふうに思いますけれども、そういった形で市街化調整区域というのは、これは都市計画の問題ですけれども、市街化調整区域は単純に宅地だからといって、あるいは農地を簡単に宅地に転用できたりするわけではありません。それから、新しい家を建てるにしても、新しく移住することにしても相当な制限があります。基本的には農家以外は住んではいけないという、大変大ざっぱに言ってしまうと、そんな話が市街化調整区域だったと思います。

ということは、そこの宅地に課税するというのは、さっきの応益原則というのは、そこにアパートを建てて貸すわけにはいかないということにもなるわけだから、相当額な減額があってもいいのではないかなと思います。それが今現れているのが３倍ぐらいの差があるのかなというところなのかなとは思うのですけれども、これについては細かく議論するつもりはないのですけれども、もう一点だけ、ちょっとお聞きしたいのが、制限、そこの土地から、例えば市街化調整区域の中のある宅地から、やっぱり建物が建たないようなところも実は宅地と言いながらあるのです。例えば、防災の観点から、県土木事務所のほうでは危険地域に指定しています。例えば崖沿いの下の宅地については、これは危険区域というのでしたか、そういうのがあって、イエローゾーンとレッドゾーンとあって、そこについては大変な制限がある。その下にある宅地、既存の建物がある分には住んでもらって結構ですよと、更地の宅地がもしそこにあったとしたら、そこには大変な制限がかかるわけです。ほとんどの場合、例えば崖から何メートル後退しないと建物が建たないとか、そうすると、事実上建たないというようなケースも出てくる。そういった宅地があったとしたら、これって応益原則とはいうものの、ほとんど宅地としての効果はないではないですかという話です。そういった場合の、あるいは減免措置だとか、あるいはそういったものの調整がされるのかされていないのかちょっとお聞きしたい。そういう着眼点があるかないか、あってそれがされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　お答えいたします。

小林議員のおっしゃっているのは、多分価値がないようなところになるかと思うのですけれども、そういう場合でも課税はしておるのですけれども、市街化区域については宅地の15％ということで、その辺の補正はしております。市街化調整区域についても違った計算基準ですけれども、価値のないところでありますので、その辺の補正を加えて減らしているというか、そういうことでございま

す。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　そういった危険地域に指定されたところというのは、要は当然着眼して、今は15％軽減ですか。公示価格で計算した普通の宅地のところからさらに15％、要はそういった不利益があるというところで軽減されているという理解でよろしいですか。もう一度お願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　お答えします。

先ほど答弁しましたのは崖地ですとか、そういった場所についての答弁です。

以上でございます。

○森　一人議長　税務課長、その15％の確認で、調整区域ではなくて市街化において、価値のないといってはあれかもしれないですけれども、15％。

答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　失礼いたしました。先ほどの答弁なのですけれども、レッドゾーンの部分についてはこちらも補正がかかっておりまして、総面積に対しまして、その警戒区域の面積の割合に応じて補正率をして減額をしているところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。

それでは、行政の側ではその固定資産税額の査定に当たって、そういった危険地域だとか、そういうものも応分に対応しているという理解でよろしいかと思います。こちらの（１）番、（２）番については、以上でよろしいと思います。

（３）番、評価審査委員会、これは所管が総務課さんということでご回答いただいたのですけれども、丁寧な説明いただきました。概要は分かりましたけれども、この活動実績というのはいかがなのでしょうか。過去３年なり５年なりというところの活動実績、要は町民から、これは不服申立てといったらいいのか分からないですけれども､そういったことの事案があったのかなかったのか、その辺についてちょっとお答えいただきたいのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　固定資産評価審査委員会の実績でございますが、まず令和６年度に１件ございました。その前は平成30年度に１件ございました。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。例が少ないのだろうなというふうには思いますけれども、たまたま令和６年、昨年に１件あったという、これは差し支えのない範囲なのですけれども、どのように上がって、評価委員の方がどう判定されたかというのは、具体例、あまり具体的過ぎなくても結構なのですけれども、どういう事例で、どんな形での解決を図ったかということをお答えいただけたらと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　昨年度の審査会について、お答えできる範囲内で説明させていただきます。

土地でなく家屋の評価についての審議でございます。評価額が高いのではないかという申出でございました。こちらは倉庫でございまして、倉庫の価格の評価の仕方が使っている鉄骨の量に対して幾らという金額を出すのですが、こういう場所に使っているところは補正率１割減の0.9を掛けて計算をするという出し方らしいのですけれども、その補正率を掛けた量が、町のほうの課税と本来出すべき課税が違ったということで、審査の申出があったものでございます。

まず、審査の申出があった時点で固定資産評価審査委員会を開きまして、この申出が正しいかどうか、受理するかどうかということをしまして、手続どおり問題ないということで受理をさせていただきました。

受理をしたものを評価庁、町のほう、税務課のほうにこういう申出がありましたと。これに対して弁明書、いや、こうではないですよという町の意見を求めたのですが、税務課のほうはそれを全て認めたということで、そのまま課税を更正、変更して終わったという段階で、審査委員会は初めの審査を見るのと、あと弁明書の提出がなかったということで、相手側のほうに認容という形で手続を行ったということで終わっております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。ちょっと最後のところあれだったのですけれども、これは申出人のことが認められたということだったのでしょうか。ちょっとそこだけ、もう一度お願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　審査の申出をした人の意見がそのまま通ったということで、認容という形で決着しております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。評価審査委員会につきましてはそういった形で適正に運営されていて、町民のそういった形にも応えていただいているということで、こちらも委員の方には大変なご苦労をいただいていると思いますが、適切に機能しているということで安心いたしました。

それでは続きまして、次の（４）番の太陽光発電施設の課税件数、こちらは、もちろんこれ家庭用のではなくて事業用のということで償却資産に計上されるものという形でやったのだと思います。これが71件、額にして2,258万ということで、まずまず大きな金額になっている。これがもちろん償却資産ですから減価償却、これは当然あるのだろうと思うのですけれども、ある程度の金額で町税に寄与しているというところだと思います。

ただ、太陽光発電というのは山林を切り崩して造っている場合もありまして、そういうところへ造る段階で、地域の住民としましてはあまり好ましくないなという形で反対される場合も多いのです。ですが、これ税制面からいうと、実は山林ですから固定資産税価格は相当低い、もともと低い状態の中で、そこが太陽光用地になると、これが当然課税が上がるということだろうと思うのです。

そこで、太陽光用地の場合には、地目変更するのは所有者の考えで登記するかしないかだけですけれども、税制上、それをどういう用地だという形で認定して課税していくのか、ちょっと教えていただきたいと思います。土地についてです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　お答えいたします。

申し訳ございません、ちょっと資料がございませんでお答えできません。申し訳ございません。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　私が答えるのもあれなのですけれども、雑種地のような扱いになるのではないかなというふうには理解しておるのです。そうすると、雑種地というと、ほぼ宅地並みということになるのではないかなというふうに思います。

そういう形で、ちょっとご答弁いただけなかったのであれですけれども、結論からすると、税収面からいえば、先ほどの償却資産の太陽光施設の税金2,200万のほかに、そこの宅地が今まで山林でそんなに金額がなかったものが、一気に、面積広いですから、何ヘクタールとあったりしますから、その部分が雑種地になると宅地並みといいますか、それを基準にした税額になりますので、相当な金額になるのではないかなと思います。これはちょっと、今幾らというのは多分これ通告していませんので出せないでしょうから、それは結構でございます。

ただ、太陽光の施設が森林を伐採するというのは、私も懸念しておりまして、そういったことには反対していきたいなとは思っているのですけれども、税制面ではそういった形で課税されている

というふうには理解しておりますので、この点につきましても、これは以上で結構でございます。

最後に都市計画、（６）番、これに行きます。減免については結構です。（５）番、結構です。

（６）番の都市計画税課税の可能性というのは、私は可能性ということを書きました。ご答弁いただいた中では、現在のところ検討しておりませんというところでございます。

それでは、都市計画税についての説明も、お答えはいただいていなかったのでちょっとお聞きしたいのですけれども、都市計画税というのは大まかにどんな税なのかというのをお聞きしたいと思います。それと、過去にも都市計画税、嵐山町で課税したことがあるのかないのか、ちょっとお答えいただけたらと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　初めに、都市計画税についてお答えいたします。都市計画税については、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるためにと、目的税ということでございます。内容については具体的に申し上げますと、都市計画事業ですと道路ですとか公園、緑地、広場、水道、下水道、汚物処理場とか、そういったものが該当になります。

もう一個、何でしたっけ。

○森　一人議長　今までであったかと。

○岡野富春税務課長　すみません。都市計画税なのですけれども、今までで課税したことはございません。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　そういうことなのです。都市計画税というのは目的税ということがはっきりしています。いわゆる固定資産税、これは応益負担ということで広く課税されているのですけれども、これは、例えば土地区画整理事業であるとかそういったものがあった場合に、それを課税していくというところだと思います。

さっきお答えいただいたのですけれども、この都市計画税をもし課税するとしたら、これは全部の土地に対して課税するのですか。それとも、ある程度限定されたところに課税するのか、分かりましたらお答えいただきたいですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　お答えいたします。

原則といたしましては、市街化区域内の土地及び家屋ということでございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。そうなのですよね、これ市街化区域内だけなのです。だから、目的税で。何で目的税かというと、例えば土地区画整理事業がある。嵐山町でいえば平沢土地区画整理事業、時間がかかって大変な作業を皆さん成し遂げたということで、立派な事業だったと思うのですけれども、おかげさまで、あの地区が大変商業施設でにぎわって、いい宅地もできたということができたのだろうと思うのです。そういった事業に充てるための目的だったら、例えば都市計画税というのも検討のあれがあるのかな。

これは、冒頭からお話を出していただいた応益原則というのが実は税にはあるのだということから考えれば、これが目的税である。ある事業のために市街化区域の土地については、都市計画税をちょっと固定資産税にプラスしてお支払いいただきますよというのが都市計画税だと思うのですよ。

そうなると市街化調整区域というのは、私も市街化調整区域に住んでいるのであれですけれども、行政サービスといってもなかなかいいサービスを受け切れないよなと、特に土地とかそういうものについては利便性とか、なかなか向上できないよなというのも、それも理解はできるのですけれども、例えば大きな区画整理事業ではないですか、今回は都市計画審議会を通して、今度は新しい学校を造るということにも一つの都市計画の中でも方針が出ていて、それで実行されるということでございます。こういった事業、今回のは学校がメインですけれども、ほかにも川島地区の産業団地であるとか、そういったことも一つの事業だと思うのです。

こういうのを応益負担の原則とかというふうに考えれば、これは市街化区域に対する利便性の向上とか、土地の価値の増加だとか、住民サービスの向上だとか、大いに考えられるのだとしたら、これはそういう都市計画税というのはあり得る話なのかなと思います。そうすれば、これは応分負担で目的税ですから、その地域というか、市街化区域が利便を受けるのだったら、そこで負担いただきたいというのは一つの考え方かなと思いますので、この考え方について、もちろん課税するかしないかはまた別です。考え方としてどうかなというのは、ちょっとお答えいただきたいのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　私のほうからお答えをさせていただきます。

都市計画税につきましては、議員から今ご説明をいただいたとおり、目的税、しかも市街化区域に対して目的を持ってかけられる税という形になっております。

今のご質問でございますが、当町で今、区画整理事業、これを行いました。これは町の施行ということではなくて組合施行で行ったということでございますので、組合施行であって組合での負担の中で事業を行っているということで、区画整理事業についても都市計画税の対象ということには考えておりませんでした。

もう一点、下水道事業、これも目的税、一定の区域を区切って、その応益負担を強いるという形

のものでございますが、この下水道事業につきましても、その地域におきましては下水道の負担金というものをいただいております。そういったことで、都市計画税に代わるいわゆる整備費の負担金というものを徴収をさせていただいているということで、これも都市計画税の対象にはしておりません。

そして今、学校再編のお話がございました。確かに学校再編について、今、菅谷地区、市街化区域に統一した小中学校を造っていくということで考えておりますが、しかしながら、この目的というのは、これは市街化区域のために学校再編を行っているという考え方を持っているわけではございませんで、町民全体の利益のためにこの学校再編を行っているという考え方でございまして、これにつきましても特定の町民の利益あるいは一定の区域に対する事業というふうには考えておりませんので、都市計画税ということを考えたということはございません。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。特に学校についてはおっしゃるとおりであります。今回、武蔵嵐山小学校・中学校ということで、町で１校の学校になるわけですから、そこへ通わせる保護者の方についても全町民が対象ということなので、地域、市街化区域だけの学校ではないよということで当たり前のことだと思うので、そういう意味では理解はします。

ただ、その中身を見れば、例えば、これはもう別に今回の固定資産税の話とは違うのですけれども、市街化のど真ん中に学校はできるわけですから、一番遠いところは古里地区であれ、もうほとんど直線距離でも８キロ以上、もう10キロ近くになっている、通学距離からすれば。今回、古里地区はスクールバスが通るけれども、その近隣のところ、越畑、吉田だとかそういったところは中学生も自転車ですよということになろうとしているということを考えると、これ応益負担ということから見ても、それについては何らかの配慮があってしかるべきなのかなという、実は感想を持ちました。これについては質問しません。固定資産税のことではないので質問はしませんが、そんな感想もありました。

ただ最後に、都市計画税につきまして、恐らく都市計画税を課税している町村なんて多くないし、都市部にもう限られている。実は、私、今回の質問を組み立てるに当たって、最近はやりのＡＩも使いながら、いろいろ問題点とか課題とかをちょっと洗い出し始めていたのですけれども、ご参考までにちょっと。これはＡＩの答えなのですが、嵐山町の場合というので出てくるのです。「嵐山町は都市計画区域に属していますが、市街化区域の範囲が限定的で調整区域が広く占めているため、都市計画税の課税対象となる土地は限られています」という答えがＡＩから出てくるのです。なかなかすごいなというふうに思ったのですけれども、おっしゃるとおり、これＡＩがどういうものに着目してこういうふうに出してきたかというと、面積割合です。都市部のように市街化区域がほとんどだということであれば、都市計画税についてもさっきの何で市街地だけ課税するのだよという

逆に不満も出てこないということで、嵐山の場合には市街化区域は非常に狭い範囲だから、そうするとそれは非常に限定的だよなと、課税しても課税収入も、それも限定的だよなというところにＡＩが着目したのかなと。ちょっとＡＩについては次回あたり、活用についていずれまた質問したいなとは思っているのですけれども、こんな答えも出てきましたので、都市計画税についてはいろいろ課題もあると思いますが。

最後に一個、都市計画税について、私、その可能性というふうな質問をしたのですけれども、将来にわたってそういった事業があった場合に､そういうことを考える余地はあるのかないのかだけ、ちょっとお答えいただきたいのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　今現在、どういった事業がそのような対象になってくるかということはあろうかと思いますが、現状では基本的には都市計画税を町民に課していくという考え方は今は持っておりません。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　聞き漏らしてしまった、聞き漏らしたというか、聞き漏らしてしまって私のほうが質問ができなかったのが、都市計画税って田舎の町村でやっているところはなかなかないのです、ほとんどないのです。都市計画やっていなければできませんから。

課税のハードルという意味ではないのですか。その事業が本当に実際に存在して、その目的税としてみんなの納得がいって、だったら都市計画課税してもいいよねという判断をするに当たって、例えば行政のほうから、いやいや、おたくの町で都市計画税はないでしょうというようなハードルとか、そういったものはあるのでしょうか。そこだけ最後、もう一個お願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　それは、それぞれの市町村の判断ということになろうかと思います。今、そういったことを考えておりませんというのは、今、学校再編のお話もございました。現状では、嵐山町としては、全町民を対象にした事業という形で全ての事業を考えております。

再編問題では、確かに今、市街地にそういった事業が集中している感じはありますが、小林議員からもおっしゃっていただきましたように、それを行うためにはスクールバスですとか、そういった整備も行っていく必要がある。

また、昨日の質疑の中でもございましたように跡地利用の問題、それから今ある既存の施設の充実等の問題、そういったものを含めて、この小さな嵐山町という１つの自治体の中では、基本的には全町民を対象とした事業を全般的に公平な目で行っていくというスタイルでやっておりますので、極力そういった特別な税を課税していかないで済むような形で事業が進めていければというふうに

考えている次第でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　１番の固定資産税の公平性の確保については、以上とさせていただきます。

続いて、ふるさと納税の実績と取組方針についてに入ります。令和６年度ふるさと納税、企業版ふるさと納税の実績と今年度の取組及び今後の見込みと取組方針について伺います。

○森　一人議長　順次、答弁を求めます。

初めに、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　質問事項２のふるさと納税についてお答えします。

ふるさと納税の令和６年度の実績につきましては、寄附件数が5,053件、寄附金額が１億3,717万6,000円で、前年に比べ件数が309件の減、金額が2,267万8,000円の増でございます。ポータルサイトや返礼品の追加により、寄附額の増加につなげることができたと考えております。

今年度の状況につきましては、７月末現在、寄附件数が1,456件、寄附額が3,447万8,000円となっております。今年度の取組につきましては、引き続きポータルサイトの拡充や魅力的な返礼品の追加により、寄附の拡大につなげてまいりたいと考えております。

今後の取組につきましても同様の取組を行うとともに、国より毎年見直されるふるさと納税制度につきまして、事業者とともに対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　私より、企業版ふるさと納税につきましてお答えいたします。

本町は、企業版ふるさと納税推進事業を令和５年12月から開始しました。令和６年度の実績は13件190万円です。今年度の取組としては、昨年と同様に成功報酬型の委託業者を活用してまいります。

今後の取組方針としましても成功報酬型の委託業者を活用しつつ、目玉となる事業が組成できたときに十分な実績を上げられるよう経験を積みたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。ふるさと納税につきましては項番立て、（１）、（２）とかしませんでしたので、もちろんこれは一括でふるさと納税について再質問をさせていただきたいと思います。

まず、ふるさと納税のほう、寄附金額は１億3,717万6,000円、5,053件ということでご報告をいただきました。中身に入る前に、実はホームページのほうも見させていただいて、例年、ふるさと納税の受入れ実績という形でホームページで公開していただいているのですけれども、６年度分がまだ昨日時点でも公開されていないのですけれども、これの公開予定はいつ頃なのでしょうか、前年並みの内容で公開いただけるのでしょうか、ちょっとお伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　お答えします。

ホームページの掲載につきましては、既に原稿はできている状況ですが、決算審査が終わり次第、すぐにアップしたいと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。決算審査がないとこれ出せないということですか。それは残念なのですけれども、やむを得ないでしょう。

実は、ふるさと納税実績につきましては、毎回、私も質問させていただいているのですけれども、総務省のほうでホームページにも公開されておりまして、全国の市町村、全ての市町村の内容が事細かにエクセルのシートになって公開されています。その中で令和６年度受入額の実績等という形で全部出ているのですけれども、そこから嵐山町分を拾ってきて、私も例年どおりちょっと表を作ってみました。

ところが、総務省のホームページから見た実績を見ると5,055件、１億4,717万6,000円という数字になったのです。そういう数字が総務省のホームページに出ているのです。ご答弁いただいたのが１億3,700ということで約1,000万ぐらいの差があるということでございます。件数も２件差があるということでございます。

恐らく、これは一般寄附金が入っているか入っていないかのところかなという気がするのですけれども、だとすると、ふるさと納税実績で総務省に報告している数字は一般寄附、総務省のホームページにも決算資料から作成したというふうに書いてありましたので、決算の寄附額の件数が入ってしまっているのかなというふうにも感じたわけなのですけれども、その中に、総務省のページにも必ず自治体おまかせコースとか、衛生費で幾らとか、千年の苑だとか、この項目までは書いていないけれども、一般として、おまかせで何件幾らとか、衛生費関連で何件幾らとか、農業費関連で幾ら、教育費関連で幾らと民生費で幾ら、保健体育で幾らという形で数字は出ているのです。この数字拾ってくると、ほとんど町で公表している、要は活用事業ごとの、例えば衛生費でいえば地域猫活動をはじめとする環境保全事業という形のものは総務省のページでいえば衛生費という、何に使っているか、どういう事業をやっているかも書いてあるのですけれども、そういった形で件数、金額が出されている。この件数は、もちろんこれは町から報告された数字を基に出ているのだと思うのです。そうすると、これで件数、金額が若干、この1,000万近くずれるというのはそのせいかなと思うのです。

同じように、ふるさと納税実績の中には返礼品に要した費用も全部出ていますので、それもちょっと私もいつもどおり件数を算出して出しております。この件数は今日お配りできればよかったん

ですけれども、ちょっと事務局に出すのが時間がかかってしまったものですからお出しできなかったのですけれども、必要な方には後でお渡ししようかなと思います。

その中で1,000万ぐらいの誤差がある。これは今、私、一般寄附ではないかなというふうに想像で言ってしまったのですけれども、その誤差って、逆に言うと総務省に報告した数字より1,000万ぐらい低いのは、こちらで純ふるさと納税分だよという形でちゃんと集計した数字なので誤差が出るのですよということでよろしいのかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　議員指摘の総務省との誤差1,000万円につきましては、昨年度、匿名の方から、独り親家庭のところに1,000万円の寄附がございました。ふるさと納税ではありませんけれども、総務省に対する寄附の報告はそちらの1,000万円も含めての報告でなっていますから、純粋たるふるさと納税の金額というのは、今、私が報告した金額となっております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　これも後からちょっと質問もしますけれども、そうしますと、いわゆる返礼品等に要した費用とかというのは、今、制限かかっています。たしか返礼品自体が30％以内、事務費含めて50％以内というようなことだったと思いますけれども、この計算根拠の分母が寄附金額の合計額だと思うのです。

そうすると、その報告、ふるさと納税の上限制限、返礼品等の上限制限のこれは50％を出す数字、あるいは30％を出す数字の分母の部分、これは１億4,717万6,000円で行われるのか、それとも先ほどご答弁いただいた１億3,717万6,000円で行われるのか、これはどちらなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　合計でというのでなく、全ての寄附に対して返礼品をするものが、お返しは３割以内、そして返礼品、送料、手数料等を混ぜたのが50％以下ということで、おのおのの商品について全てその計算をしていますので、もちろん合計にしても同じようなこととなっております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　そうしますと、要は返礼品、当然１つの返礼品に対して寄附額の例えば60％、この商品はそのくらい出してしまったという点があったと、それはいけないということで、それは当然付加価値の規制でしたっけ、そこのところでちゃんと計算していると。個々の案件に対して計算をしたものの積算合計で出しているよと。その結果が50％以内、30％以内という数字になるよということですね。そういう形で理解してよろしいということですね。

ちょっと心配したのは、１億4,700万を分母にして費用合計をやると50％ぎりぎりになった場合に、計算によっては１億4,700万で計算すれば49％だけれども、１億3,700万だと51％でしたなんてことが起きてしまうのではないかなというふうにちょっと心配したものですが、ただ、今ご答弁いただいたとおり、個々の積算ですよということであればそういう問題は起きないということだと思うのです。分かりました。では、それはそういう理解でよろしいでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　個々のものが50％以下ですから、合計したものももちろん50％以下になりますので、１億3,700万を分母にしても１億4,700万を分母にしても、どちらも50％以下というふうになっております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。実は３年、もっと前、この表を私計算し始めた頃に51％という数字が出てしまって、この表を見ていると、あれと思ったものですから、ただ行政のほうのホームページの資料とかでは49％だとかということになっていたので、これどっちか間違えたら大変なことだなと思ってちょっと心配していたのですけれども、今の答弁のとおり積算でやっていますよということであれば、こういう問題は起きないということですね。

ただ、なかなかこの返礼品競争も、後でちょっと触れますけれども、課題ではあるのですけれども、そういうぎりぎりの線というのは小さな数字でもオーバーすることができませんので、オーバーしたら次の年、もうふるさと納税事業できないということになってしまいますので、この辺にはご注意いただけたらなと思います。

この件については以上でございます。

決算が出たらこの数字が出る。去年あたりから、今もホームページには令和５年度の受入れ実績が出ているのですけれども、表以外にきちんと書いていただいています。返礼品等の経費は幾らかかりました、寄附金額から返礼品を引くと正味残りが5,700万、これは去年の例ですけれども、ですと。それから、そのほかに、反対に町民の方がほかの自治体へ寄附された、町の税金が減ってしまった分、寄附額は5,521万2,000円で、そのうち町民税、これは県民税も入っていますから5,500万円は、町民税の影響額は2,692万ですというのは、これは去年のホームページです。今もホームページに、去年、令和５年度が出ています。これが令和６年度分に改めれば同じようなところで、ここのところも町民にお知らせいただけるということで。

それから、もう一個、75％の交付税措置の話ですけれども、これについても言及があります。なお書きでちゃんと、影響額の75％は交付税措置、基準財政収入額から控除されますということをきちんと報告、去年はしていただいております。これも今年もこういう形でご報告いただけるという

ことでよろしいでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　議員さんおっしゃることで、準備はもう進んでおります。私、原稿がありますので、ちょっと読み上げさせてもらっていいですか。

まず、今年度の寄附件数は5,037件で１億3,717万6,000円でございます。それ、先ほど申したとおりでございます。返礼品等にかかった経費につきましては6,893万4,000円の支出がございました。引き算するというのもちょっとおかしいのですけれども、いただいた寄附から返礼品のほうのかかった経費を引きますと6,824万2,000円となります。

町民の方から他の自治体へのふるさと納税額につきましては6,137万6,000円となります。こちらは寄附の金額ですので2,000円を引いたり、県民税を引いたりというのもありますから、そのうちの町民税への影響は2,979万4,000円となります。この2,979万4,000円につきましては、75％が交付税措置をされますということでホームページのほうに掲載したいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。これにつきましても、これは別に私が質問したからというわけではないのですけれども、きちんとふるさと納税実績と要した費用と、それから外に出ていってしまったものと、差引きどうなのでしょうというところもちゃんとやっていただいておりますので、その辺の引き算もちゃんとしてくれるともっとありがたいなと思っています。

私も毎年試算している中でも、私、総務省の資料から全部出してきているので1,000万ぐらいずつ誤差が出ているのです。それですと町外への納税、私、これ総務省資料から見たのですけれども、寄附額は850件で5,521万1,700円というのが総務省のページに出ていたのです。今のお答え聞いたら6,137万6,000円、これもこんなに違うんだというふうにちょっと思ったのですけれども、後でこれはお聞きします。細かいことを聞いてもあれなので。

そうすると町民税控除額、要は私は2,690万と試算したのですけれども、お答えいただいたのは2,979万ということで、若干これ増えているということなので、これもちょっと細かいことなので、後でちょっとお聞きしたいと思います。

それから、75％の財政措置というのは今までも変わらないし、いつも気になるのですけれども、基準財政収入額から控除されますよというのは、これは検証できるのですか。75％が確かにこれ戻ってきています、交付税措置されていますというのは検証できるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　計算上でありまして、検証はちょっと難しいかと思います。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　今のご答弁だと、これ本当にやったかどうか分からないという話になってしまうでしょうか。全体として見られてしまうと、たしかかなり前に総務課長さんからも似たようなご答弁いただいて、これ、なかなか本当にやったかどうかはちょっと検証できませんとか言われた覚えがあるのですけれども、全体として検証できないというのは行政としていかがなのでしょうかなというのは、国だから間違いはないよというのは正しいのかもしれないけれども、お互いに検証する仕組みがないというのはちょっと不思議だなというふうに、ちょっとその辺のお考え何かありましたら。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　私のほうから答弁させていただきます。

地方交付税、計算上は基準財政需要額、基準財政収入額、これの差引額と、こんな形になります。しかしながら、この基準財政需要額を出す段階でも、基本の数値はそのまま出されます。しかしながら、その中には単位費用だとか補正係数というものが掛けられた形で出されてくると。

渋谷議員からもこの質問をいただきましたが、いわゆる概算、それから決定額というふうに、計算が決定するまでの段階にも少し変更があるのです。いわゆる国全体での交付税の総額というのが決まってきておりますが、普通交付税であっても、やはりそれぞれの需要についてはある程度の考慮がされるという形の中で、補正係数なんかが若干、当初の計算からまた途中でちょっと変更されたりするのです。そうすると、それだけでも3,000万、4,000万という額がぽんと変わってくるということがありまして、なぜその補正係数が変更されたかということは私どもには分からないのです。

そういったことで、一応目安としてのこういった額というのは75％算入されますよ、交付税の計算式の中ではそういう計算になっているのですが、若干そういったところでは補正係数が直されたり、そういった見直しがされると、それだけでもう大きく変わってしまうということで、その辺は何で変わったのですかと言われても、なかなか私どもも、これが国が、さすがどういった頭脳で計算しているのかなというふうに思うのですが、分からない部分があるということで、大変申し訳ないんですが、その辺がちょっと確定できないというお話をさせていただいております。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　再質問したいことといっぱいあるので、時間もなくなってくるのであれなのですけれども、その基準財政需要額と収入額ですか、この辺について、そういうことが検証できないというのは民間ではあり得ない話です。見積書と、あるいは請求書と出た答えと、それに誤差があって、その差が追及できないということはあり得ない話なのです。法律上決まっているのにその計算根拠が分からない、これでいえば75％を補てんしますよと言っておきながら、その75％は検証できないというのは、民間ではちょっとあり得ない話でびっくりしているのですけれども、それぐ

らいの感想にとどめておきたいと思います。これ以上言ってもしようがない話なので、非常に残念な話だなというふうには思います。

それから、ふるさと納税につきましては、ちょっと先に行かせていただきます。もう一点、あと２つ聞きたいことがありまして、今年の４月25日付で市町村税課というのは、これは総務省の機関ですか。ふるさと納税の指定基準等についてということが出ています。その中で、今までのふるさと納税の問題点、要は返礼品競争になっていませんかとか、そんなようなものが出ています。上限３割、上限５割の話です。そういったことがどう行われているかということが出ています。

この総務省がＲ５年実績を基に分析した数字なのですけれども、返礼品が、答えとしては全国で27.1％、これは30％上限ですから27.1。そのほかで送料決済というのが9.7、ポータルサイトへの手数料が11.8％、差引き残りが、自治体財源として残ったのが51.4％ということで、要は全体平均でこれ出していますから、そうするとほとんどの自治体が限界ぎりぎりまで返礼品を出したりしているのではないかなというふうには想像されます。中には、全く返礼品を多くは考えない、こんなにたくさんの金額はしないという市町村もあるようですけれども、全体としてはそんな数字だというふうなものが出ています。

その中で指定基準の見直しというのがあって、例の返礼品の調達のところ、そういうところにあるのですけれども、一つがちょっとお聞きしたいのが、これ御覧になっているかと思うのですけれども、課題・事例等の中で広報目的基準の運用実態というのがあります。広報目的基準ってどんなものなのか、ちょっと教えてもらえたらと思うのですけれども、分かるでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　大変申し訳ありません。勉強不足で大変申し訳ありません。内容についてはちょっと。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　私、これ資料をここで出してあるので、これは答えかどうか分からないのですけれども、要は地場産業品でなければ駄目ですよね。今は地場産業品でなければ、基本的にできないですよね。そのほかに広報目的といって、町が住民サービスのために調達したもの、そのものの中に嵐山町とかって入っていると、これは広報目的基準に合致するので、これも返礼品に使えるよというような考えなのだというように読めるのです。なので、これはどうなのかなと思ってちょっとお聞きしたのですけれども、こういうのがあると。

嵐山町の返礼品には、それないのだろうと思うのです。課長が御存じないということは、ないのだと思います。そうすると嵐山町の場合は、要は不可価値基準という形で、要は嵐山町で加工されたものとか、そういう基準になったのだろうと思うのです。かつては、ちょっとだけでもいいから、部品でも使っていればいいというような過度な解釈で、ある飛び抜けた市町村ではそんなことをや

っていたというふうに聞いていたのですけれども、今は付加価値基準ということで、かなりの部分が嵐山町産で何パーセント以上でなければなりませんよという基準があるということなのだそうです。

ちょっと時間がないのではしょって聞きますけれども、この返礼品の付加価値基準が出た中で、個々の町の返礼品もかなり充実しているのですけれども、個々の商品についてそういうチェックはどのようにされているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　先ほど言ったものですけれども、令和６年度にペリカン石鹸ということで、嵐山町ラベンダー石けんを商品としています。こちらは嵐山町で作っているものでなく、嵐山町のラベンダー園で作ったラベンダーのエキスを使っているということで、議員さんが言ったのが、ここには該当するのかなというふうに思われます。

個々のものについては３割以内ということで、商品が上がったときも必ず見直しをして、国の基準に合うように返礼品の金額を設定しております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございます。その石けん、私も買わせてもらって使わせてもらっているのですけれども、確かに嵐山町が調達した中で嵐山町のノベルティーですとか、そういった形とか商品だとか、観光協会で使う商品だとか、そういったものについてが広報目的基準というところなのでしょうから、実際にはそういうものもありますよということです。

恐らく、この基準を満たさないと、たしか認定団体から取り消されてしまうのですよね、次の年。それ毎年見直しがあるということなので、恐らく行政側としては、その返礼品についてのチェックシートでも作って、多分これしなければいけないのかなと思うのですけれども、その辺の体制はどうなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　個々をチェックしております。来年の10月からまた見直しがございまして、町での価格が３分の２以上、その市町村での付加価値がついたかというのをホームページで公開するようにというのが、来年度の大きな見直しとなっております。

嵐山町での大口の会社については既にもう説明のほうに行って、またご協力いただけるように説明のほうをさせてもらっている状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。ふるさと納税の次の質問に移りまして、ふるさと納税の中の話なのですけれども、昨日あたりからクラウドファンディングで資金集めをするとかというのも、企業支援課のほうからも昨日もお話にありました。ふるさと納税についてもクラウドファンディング型のふるさと納税があるというので、これは前からあるのです。それの活用をする必要があるのではないかなと思うのですけれども、その辺の動きといいますか、これは企業支援課は来ていらっしゃいませんけれども、地域支援課さんなんかも含めて、何かふるさと納税を使ったクラウドファンディング型でやっていこうというような動きというのはお取りになっていらっしゃるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　昨日からラベンダーの苗について、クラウドファンディング型のというお話がありました。町のほうとしては総務課が管轄している部分でございますが、学校の建築が始まったときに、学校建築についてクラウドファンディングをしたいというふうに思っています。できるまでの校舎が建っていく状況を見せながら、町民の方、町外の方、皆さんからクラウドファンディング型の寄附をしていきたいというふうに現在考えております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　時間が、１件だけ、事例だけちょっとご紹介します。

これは埼玉県でも事例が出てくるのが２つぐらいしかないのですけれども、狭山市だったかな、就学応援金支給事業というのをやっていて、これをクラウドファンディング型ふるさと納税でやっている。これは、経済的理由や家計の事情によって通学困難な子たちと、これはアスポートとか、こういうところがやっているのだけれども、そういったものの支給について、クラウドファンディング型のふるさと納税を使って就学応援金を集めましょうと、寄附いただきたいという形です。

これは、もちろん目的別にはクラウドファンディングではなくて、ふるさと納税を集めていますから、それを使っているのですけれども、これ何が違うかというと、クラウドファンディング型なので、実は返礼品は要らないです。あるいはあっても僅かのあれです、それで結構ですという話です。寄附する側からすれば、ふるさと納税の仕組みですから、実は2,000円の負担なのです。2,000円負して、残りの分は税額控除だったか所得控除だったか、そちらで控除されるので、少ない負担である程度１万円と。今のふるさと納税というのは、10万円したとしても2,000円引いた９万8,000円部分、自分の町税の行き先が変わっただけですよね。だから、大きな変化、負担もないのですけれども、受取側からすると、さっき50％分ぐらいしか実入りがないという話をしました。10万円の寄附金を受けて５万円しか入ってこない、実質、返礼品に使ってしまうから。ですが、クラウドファンディング型だと返礼品はほとんど変わらない。でも、目的の就学支援応援だったら、狭山市でや

っているのだったら応援しましょうという形で、クラファンを使っているというところなのだと思うのです。こういった形で狭山市なんかでは令和６年度の目標金額225万で、これをクラファンで立ち上げているというところで、これはふるさと納税でやってください。やる側からすれば普通のふるさと納税でやりますから、自分の懐はそんなに負担なく、自分の納めるべき町民税をほかの市ではなくて、では狭山市さんのこれにぜひ使ってくださいという形で納めることができるということで、これは結構ふるさと納税の本来の目的に近い形なのかなというところでの運用もあるかと思います。

今後、今ちょっとお話が出ましたけども学校建築、学校建築の資金をクラファンというのはなかなかあれですけれども、それを目安にして学校の施設の充実であるとか、そういったことにやるというのも結構あれなのではないかと。学校建築のようなでかいものではなくても、一つ一つでいいのですよ。体育施設のこういうことをやりたいというのを、我が町はこういうことをやりたいのだと、あるいは課外授業でこんなことをやりたいのだというのをぶち上げて、それを年間100万の目標でやりましょうみたいな、さっきのクラファンですよね。そういった形でふるさと納税型も使えるということなので、ぜひご検討いただければなと思います。いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　今後、調査研究して、できるものは実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。せっかくなので、ちょっと私の調べた資料だけ最後に申し上げて終わりにしたいと思います。

ランキングをどうこうする話では決してないのです、ふるさと納税は。でも、実績を知っておくというのは大事だと思うのですけれども、令和６年度実績、これをインターネットのサイトでランキングしているところがあって、それを見ますと全国だと千何番だったのですけれども、埼玉県だけちょっと私拾い出してみて、総務省のエクセルシートを全部引っ張り出してきて、並び替えしてランキングを見てみたら、実は嵐山町の中は、市町村を全部入れて、さいたま市まで入れて20位です。これが１億4,700万、さっきの1,000万誤差があるのですけれども、5,055件、１億4,700万というのは20位になっています。

町だけ見たらどうかと。さいたま市とか草加市とかは17億ですから、さいたま市が10億とか深谷市10億、こんな数字なのですけれども、20位というのはすごい頑張っているなと思うのですけれども、町だけ見ると、10番目に小鹿野町というのが入っています。4,742件、２億6,577万、嵐山町より１億円ぐらい多い。これが町村の中で、埼玉県の中で一番多いところです。続いて、２番目に多

いのが嵐山町です。そのほか、ずっと町についてもあります。

小鹿野町さん、何でこんな多いのかなと思ったら、ちょっと昨日ホームページを見ていて、何か返礼品に自動ごみ箱というのがあるらしくて、これが大人気で、結構それで増えているのではないかななんていうことがありました。近づくと蓋が開いたり、中が見えないようになっていたり、臭いがしなかったりとかというので、何かすごい人気のごみ箱商品が返礼品の１位、２位になっていましたので、多分その人気もあるのかなと思います。

小鹿野町さんに続いて、嵐山町が今２番目ですよと、これは別に金額の競争をするわけではないけれども、私は今日、固定資産税の質問したのは、歳入を今後どう考えるかという中で、大きなふるさと納税も形を占めるのではないかなと思いますので、こういう形でご紹介させていただきました。

以上で、ふるさと納税については終わりにしたいと思います。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時30分といたします。

休　　憩　午前１１時１６分

再　　開　午前１１時２９分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第６番、小林智議員の大項目３番からになります。どうぞ。

○６番（小林　智議員）　それでは、引き続き一般質問します。

３番、嵐山町所在文化財の現況と活用について。町のウェブサイトによれば、町には国指定の文化財３件、県指定の文化財７件、町指定の文化財40件の文化財がある。これらの保護、活用はどのように行われているのか伺う。

（１）、指定文化財の保護の状態、活用実績、再評価。

（２）、保護に伴う支援の実績。

（３）、指定外の文化財の調査、評価。

（４）、「文化財保存活用地域計画」の策定についての考え方。

以上、お願いいたします。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（４）について答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えいたします。質問事項３の（１）につきましてお答えいたします。

指定文化財の保護の状態ですが、種別や所有者の意向等によって保護・保存の方法は異なりますが、一部を除き特別な保存はされていません。このため、経年劣化はやむを得ず、補修を必要とす

る文化財もあるのが現状です。

次に、活用実績ですが、嵐山町史や嵐山町博物誌等の刊行物、あるいはインターネット上での公開情報として広く情報を提供し、学習活動に供しております。より詳細で専門的な内容については調査報告書として刊行しております。学校教育との連携や一般向けとして文化財見学も実施しております。さらに、ソフト面でも城カードや続100名城の対応、日本赤十字社埼玉県支部旧社屋での映像撮影への対応など活用を図っております。

再評価につきましては、学術的な価値が高まる等の新たな発見があった場合、それぞれの指定を審議する町や県の文化財保護審議会、文化庁において審議されます。

続きまして、（２）についてお答えいたします。町からの支援としては、保護・保存の上で大規模な補修等が必要と判断される場合、費用の一部を補助する制度があります。実績としては、日本赤十字社埼玉県支部旧社屋の補修工事（令和３年度）、広野大下三差路の石仏群の土砂流出防止に係る基礎工事（平成30年度）、鎌形八幡神社本殿を保護するため、本殿を覆う拝殿の補修工事（平成24年度）などがあります。

続きまして、（３）についてお答えいたします。埋蔵文化財に関しては、文化財保護法に基づく記録保存のための発掘調査の実施と、その公開のための発掘調査報告書の作成を行います。また、史跡整備に関連した状態把握のため、学術調査を国史跡において実施していく予定です。有形・無形の歴史、自然資料については、嵐山町博物誌の編さん事業において、全町に及ぶ悉皆調査を実施しております。しかし、この調査に漏れているものもあると考えられますので、引き続き調査が必要であると考えております。

評価については、現在指定のないものでも新たな資料等が確認された場合には、関係資料も含めて、その重要性と保護を検討していく必要があると考えます。

続きまして、（４）についてお答えいたします。文化庁は、各市町村が文化財の保護と活用について取り組む目標や具体的内容を記載したマスタープラン兼アクションプランである文化財保存活用地域計画を策定するため、平成31年４月より文化財保護法を改正しました。これにより、全国各地の自治体で計画策定が始まり、県内では令和３年度の秩父市、白岡市を皮切りに認定され、比企郡では東松山市が策定をしております。比企郡の他の町村でも策定の動きがあり、町においても、今後、策定を実施していく予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。文化財につきましても、それぞれ課題があって保護されているということなのですけれども、ちょっと時間もないのでところどころはしょって質問させていただきます。なので、（１）から（４）については一括で質問させていただきます。

指定文化財の保護、これ再評価という形とお聞きしたのですけれども、町の文化財はちゃんと指

定されていて、それぞれに活用もされているというところなのですけれども、活用はされていないのかな、活用はますますこの後、大事なことになってくるのではないかなと思います。

最後の結論のほうになると思うのですけれども、ちょっとここのことで言いたいのは、文化財の活用という意味でいえば、これは昨日までも観光資源という形でいろいろ議論もされていた中で、やっぱり町の文化財、こういったものを活用していく、あるいは町民にもっとアピールしていくというのはまた大事なのではないかなということで、今回の質問をさせていただきました。

そこで、個々については、今回もう細かいお話はよろしいかと思いますので、質問をはしょらせていただきますが、一番大事といいますか、ここの中でちょっとお聞きしたかったのが、（３）番に書きましたけれども、指定外の文化財の調査、評価、もう一度お答えいただきたいのですけれども、博物誌の中でしっかり調査していると言いますけれども、例えば文化財指定まで至らないでその予備軍として重要視しているものとか、具体例がありましたらちょっと教えていただきたいのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

指定外で特別調査しているのは、まだ個別なものではございません。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　文化財指定外、指定の条件までにはいかないけれども、それでもこれは文化財としてあれですよねというのは、確かに「ｗｅｂ博物誌」って、あれは立派な資料なのですけれども、あの中を見てもかなり詳細にいろんなことが書いてあって、これは文化財でいいのではないのというようなものまで結構あったりします。そういった意味も含めて、町では町指定の文化財、国指定、県指定はもちろんその基準でいいのですけれども、町指定の文化財、その条例をつくっているかと思うのですけれども、町指定の文化財というだけではなくて、その下にもうちょっと、文化財まではいかないけれども、この辺については重要なものですねという位置づけであるようなもの、そういったものがあってもいいのではないかと思うのですけれども、そういう枠組みが。いわゆる予備軍として、要は文化財の２軍がいていいのではないかなというような感覚を持っているのですけれども、その辺をその他の文化財の再調査を行ってやっていくようなお考えというのはどうなのでしょうか、おありになるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、博物誌を作成するに当たりまして、全町に及ぶ悉皆調査

は実施しております。この中で漏れているものや新たに資料等が発見されたもの、そういうものがあれば、新たに調査をしていきたいと思います。ただ、現在、その調査は特別行ってはおりません。

以上です。

○森　一人議長　６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　なかなかそういうこと、調査していないということで残念なのですけれども、ここのところ、教育委員会さんのほうでは大変な事業を持っているので本当におつらいことだとは思うのですけれども、こういった文化財の保護とか、それから最近は活用ということが盛んに言われています。そこのことにちょっと力がなかなか入り切らないかなという心配はしているのですけれども、その辺、もう時間がないのでちょっとお聞きしますけれども、教育長さんのほうで、その辺についてどうお考えなのか、ちょっと聞かせていただければと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

今質問されましたように、具体的にまだ、これを予備軍ですとか、そういった形には、リストアップ等が具体にはされていない状況でございます。ただ、議員さんおっしゃるように、私も文化財については学術的なものとして後世にきちんと残していく、こういった面もあると思います。それから、杉山城のように観光として見ていただきたい、見ることによって知ることもたくさんあると思っていますので、こういったことも私も大事だと思ってございます。

ただ、その２つには、ある意味、相反する部分というのも、保護するためには公開しないほうがいいという考えもあるのも承知しているところでございます。しかし、できるだけ可能なものについては来ていただくということも視野に入れながら、活用をこれから考えていかなければいけないと思っています。現在今、杉山城につきましては、史跡杉山城跡保存活用計画というのを現在作成中でございます。こういったところも踏まえて活用ということもこれからしっかり考えていきたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ちょっと言いにくいといいますか、お聞きしにくいところなのですけれども、さっきちょっと言った、教育委員会さんどうしても大事業があるので、そちらのほうに大きな力を割かなくてはいけない。そんな中で、ここ４、５年見ていると、文化財に対する講演活動だとか、例えばみんなで文化財を見て歩きましょうだとか、そういう企画がだんだん減っているのではないかなという気がします。前は、学芸員さんの資格を持っていらっしゃる方もいたりして、そういう講座を盛んにやっていただいたりした。それは、町民の皆さんには大変いいことだったと思うのです。やっぱりあれば行きたいという人は、いまだにたくさんいらっしゃると思うのです。そう

いうことも今後期待、ぜひやっていただきたいと思うのですけれども、その基礎として、教育委員会さんなりに学芸員がいないことにはどうにもならないのかなと思うのですけれども、町の職員、あるいは教育委員会の中で、学芸員の資格を持っていらっしゃる方というのは何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

私の知っている範囲ですと、庁内ではお二人の資格を持っている方がいまして、教育委員会、生涯学習課の中では１名在籍しております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　町のほうも職員体制というのは逼迫していて大変な状況ではありますけれども、やっぱり幅広く文化とか文化財についても目配りをしていただいて、そういった学芸員の採用であるとか、これは別に職員採用だけでなくて、そういう力を持った町民もいるわけですから、そういったものを組織していくということをぜひやっていただきたいと思います。それはまた最後に聞きますけれども、ちょっと時間がないのでありますけれども、最後の文化財保存活用地域計画というのです。これちょっとやっているのかなと思って答弁を聞いていたら、これは埼玉県のほかの地域の話であって、町においても今後策定を実施していく予定というふうにお答えいただきました。これは実施していくという大変前向きな話だったなと思うのですけれども、もうちょっと具体的にお話しいただけますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

先ほど教育長のほうからお話がありました国の指定史跡であります杉山城、菅谷館跡の計画等もございます。今後の整備計画や実施設計等もつくらなくてはいけません。また、この文化財の保存活用地域計画もいろいろ、先ほど言ったように漏れているものもあると思いますので、この辺を策定していく中で調査をしていかなくてはいけないと思います。

ただ、やってはいきたいと思うのですが、先ほど言ったように人材面も不足しておりますし、担当のほうも文化財だけではなくていろんな事業をやっておりますので、その辺はすぐすぐというわけにはいかないと思いますが､策定をしていかなくてはいけないものではないかと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　これ名前のとおり、文化庁が出しているのは文化財保存活用地域計画なの

です。だから、やっぱり保存だけではなくて活用なのだよというのが大きくあります。文化庁のこういう資料出ているのですけれども、これは白黒ですけれども、カラーで出ていて、これはＡ３判なのだろうと思うのですけれども、これ何を文化庁が目指しているかというと、ここに里山の風景のイラストがあります。そこにいろんな文化財が散らばっているという、そこを散歩して歩くというような、これは要するに観光マップのような景色なのです。こういうことが文化財保存活用地域計画の答えとしてここにあるのではないかなと思うのです。これは、例えば観光資源としてこういうことも今後考えていく必要もあるのだと思うのですけれども、そういったマップがあったりしますよね。それの発展形式で文化財保存活用地域計画、言わばこの計画自体もいろんな基準がありますよ、国がやることですから。あるけれども、もっと簡単に考えていいと思うのです。そういったものを町内が知る、あるいは町外の人が、そういった嵐山町の文化財について、こんなところにこんなのがあるのだと、ＮＨＫの大河ドラマでやったあれはここなのだというようなところを、そんなところが、これ杉山城だけではなくて、元の木阿弥とかいろいろあるわけです。そういったものもあったりしますから、ぜひそういった活用した、そのマップの延長ぐらいの考えでいいんではないかと。そのマップを下支えするものが調査なのです。だから、悉皆調査もデータベース化するべきだと私は思っているのですよ。

私も「ｗｅｂ博物誌」をたくさん見ました。見ましたけれども、中身は非常に充実しています。ただ、これを一覧表形式で、文化財だけではなくて、指定されたものではなくて、そういう予備軍だとかをデータベース化すべきなのです。データベースといったってエクセルシートにまとめればいい話ですから、そういった形でいつも見られるような状態にして、例えば文化財になっていないけれども、七郷のあの地域にはこんなのがあるねと、そんなのが、ちょっと実例を出すとあれなので出しませんけれども、そういったものがぽっと目についたり、調べようと思えばすぐ出てくるとか、そういうものがこういうマップの中にどう生かされてくるかとか、そういった形でつくれば、これが私は文化財保存活用地域計画だと思うので、例えば組織だってそんなに難しい組織でなくたっていいです。そういうものをつくって、あるいは町民側が参加する委員会でもつくってやっていく、そういうことができるのではないかと思うのです。もうちょっとこれを具体化していただきたいと思うのです。もちろんお金はあまりかからないけれども、時間はかかる、人材が割けないというのはあると思います。ただ、足がかりとしてそういう仕掛けをしていかないと、これ10年たっても20年たっても検討しますで終わってしまうのではないか、まずいと思うのです。これはぜひやっていただきたいなと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○森　一人議長　小林議員に申し上げます。発言残り時間５分となっております。

答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

今、小林議員さんのほうからご指摘いただきましたように、やはり町内の人も町外の人も見て、ここを回ってみたいという資料をまずつくっていくことというのは、本当に大事なことだと思ってございます。今、なかなか教育委員会忙しくて進まないのではないかというご指摘を受けてございます。そういった中でも子どもたちに対しては、子ども大学の中で「嵐山再発見！ツアー」ということで、そういった史跡を回る企画を、ここで３年目に今年なります。始めましたり、なかなか表示や看板等が分かりづらい史跡については、新たな看板等を少しずつ作り直しているところもございます。

そういった中で今まで見た、ご指摘のあったほかのところも歩きやすいような、その素材となるような資料の集約であったり、それからその基になるような地域活用計画については、これからしっかりと念頭に置いて文化財の活用ということに寄与できるように取り組んでまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　ありがとうございました。もう質問は以上で終わりにしたいと思うのですけれども、ちょっと一文だけご紹介させていただきたいと思います。

私、嵐山町の博物誌、これはすごい努力で作られまして、大変な金がかかったのではないかなと思ったら、聞くところによると、あれ職員の労作だというふうに聞きました。すごいなと思ったのですけれども、あの博物誌は嵐山町民というよりも、全国からのアクセスが結構あるのではないかなと思うのです。あれだけ立派なものって私はあんまり見たことがないので、その中の情報量もすごいです。10年以上にわたっての編さん委員会の中の記録も全部残っていますし、そこを見ればかなりのことが分かるのです。これはすごい資料なのです。ぜひ、そういったことも活用して。

その前の嵐山町誌の博物誌に、昭和43年当時の町長さん、関根茂章さんですか、この方が「発刊に際して」という文章があるのです。最後に、ちょっとこの文章を紹介して終わりにしたいと思います。全部は長いので簡単に読みますけれども、「私どもが何気なく見過ごしている郷土の自然や風物でさえ、ましてや文明と呼び文化と呼ばれる全てのものが、全く大多数の地上に一片の名前さえとどめず消え去った人々の知恵と努力によって創造され、また継承されてきたのである。過去を明らかにし、現在を知り、未来を察するのが歴史学の基本であるとギリシャの史家は教えているが、郷土の過去を知りたいという感情と欲求は、この地に生活する人々にとってごく自然のもので、むしろ人間の文化的な本能とでも呼びたい心理ではなかろうか。人類が過去数千年間に投じたエネルギーと同量、あるいはそれ以上のものが近々２、30年の間に投入されるであろうと予測されるとき、都心から60キロの我が郷土嵐山町も激しい変貌を余儀なくされるのではなかろうか。先人の築いた文化遺産や資料を今のうちにとどめなければ、散逸するのではないだろうか。また私どもが無意識に実践している生活慣習や言葉の中にも、先人たちの温かい息吹、熱い体温が感得されるのではな

いだろうか」。途中はしょりますけれども、「この刊行を機会に「歴史の目」、「歴史の心」がより深く養われ、郷土を愛する心情にまで高められるならば幸いである」。これが昭和43年８月、当時の町長、関根茂章氏の「発刊に際して」の中からご紹介させていただきました。

以上のご紹介をもって、本日の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間は午後１時30分といたします。

休　　憩　午前１１時５１分

再　　開　午後　１時３０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森　一人議長　続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号９番、議席番号11番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１、ふれあい交流センターについてです。どうぞ。

○11番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。一般質問を始めていきたいと思います。

１点目でございますが、ふれあい交流センターについてです。ふれあい交流センターは、2011年に大規模改修工事を終え、貸出しを始めた施設であります。この施設が雨漏りをしております。屋根の形状は平面であることから陸屋根と思われます。僅か14年で雨漏りしたことは、今後の施設建設に示唆を与えるものと考える次第であります。

そこで、（１）ですが、雨漏りはいつから始まったのでしょうか。

（２）、防水処理はどのような工法でしょうか。

（３）、原因は何でしょうか。

（４）、維持管理はどのように行ってきたのでしょうか。

（５）、Wi―Ｆｉをやめております。避難場所として指定していることへの影響はないのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（５）について答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えいたします。

質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。ふれあい交流センターにおいて雨漏りが最初に確認されたのは平成28年度です。風の強い大雨が降った際に、１階フリースペースの壁の下にある継ぎ目から水がしみ出し、床に設置してあった遊具がぬれる等の被害が発生しました。

続きまして、（２）についてお答えいたします。ふれあい交流センターの防水処理は、壁を塗装

の塗膜により防水を維持する材質のものとなっております。また、壁の構造は壁材の中が空洞の素材を用いており、壁の上面を覆う鋼板の下に防水シートが覆われております。

続きまして、（３）についてお答えいたします。原因については複数の状況が考えられます。１つは、旧庁舎を大規模改修した際の継ぎ目に雨漏り箇所が集中しており、構造上、雨漏りに弱い部分があることが考えられます。また、壁の上面を覆う鋼板の下にある防水シートが途中までしか覆われておらず、横風が強い状況では雨が壁の内側に流れ込んでしまうおそれがあること、さらに外壁塗装が劣化しつつあり、一部に亀裂が生じているため、そこから壁内部に雨が浸透してしまうおそれがあることが想定されます。

続きまして、（４）についてお答えいたします。平成23年度にオープンしたふれあい交流センターは、令和２年まで専属の職員が勤務して日頃の管理を、清掃や維持管理に関する特別な資格を有する業務については、一部を委託して実施してきました。また、令和３年度から会計年度任用職員１名の勤務体制により、貸館業務のみ事務所で継続し、日常の管理については教育委員会生涯学習担当が現地に出向いて実施しております。委託業務も引き続き実施しており、維持管理に努めております。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。これまで設置したフリーWi―Ｆiについてですが、ＮＴＴのサービス終了に伴い一時的に使用できない状況でしたが、今年度に新たなサービスを契約し、現状で事務室から機器貸出しによるWi―Ｆiは使用できるようになりました。また、以前と同様のフリーWi―Ｆiについても現在環境を整備中であり、10月中には使用を開始する予定です。したがいまして、避難所としての影響はあまりないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　平成28年というと、西暦では2016年ということになると思うのです。2011年に貸出しを再開してから僅か５年で雨漏りをしたということになるわけですか。ちょっと、これ確認です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　そのとおりでございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。（１）は分かりました。

防水処理なのですけれども、壁の中は分かりましたけれども、天井、陸屋根からの雨漏りというのは考えてはいないということでお考えになっているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

天井からというか、大規模改修をした継ぎ目からの部分である雨漏りもありますので、その影響は多少あると思います。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　継ぎ目から、屋上からの雨漏りが多少あるというお考えなのですか、多少という程度なのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

それが全部の原因ではないと思いますが、継ぎ目が少し空洞部分というのですか、空いている部分がありましたので、それが原因の一部だとは考えております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　屋上の防水シートが恐らく張ってあると思うのです。その下に空洞があるというそういう説明なのですか、ちょっとお願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

元の建物、既存の建物の後に大規模改修をして新たに建物を造ったと思うのですが、その接合面というところの間に隙間があるということでございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そこは屋上も含んでいるということなのですか。そうではなくて、壁ということなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それは屋上も含んでおります。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　あそこを修繕したと聞いたのですけれども、明かり取りがあります。明かり取りのところからかなり漏れていたというふうに聞いたのですけれども、聞いたって、私も見ていますけれども、そこは今回の答弁のほうにないのですけれども、ちょっとどういうことなのでし

ょう、どういうことでないのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えします。

最初の雨漏りは28年度に確認されました。その後、令和４年度に調理室の壁面の継ぎ目、また令和５年度には、やはり大雨の際に１階の事務室の窓上の継ぎ目のところと２階の男子トイレの天井の明かり取りの継ぎ目からも雨漏りが発生しております。ですので、28年度のときは特にそれはなかったのですが、その後に発生しております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、そういうことですか。

この決算書を見ますと、フリースペースの部分と事務室の雨漏りを修繕したということでありますけれども、これはどういう修繕をしたのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えいたします。

令和６年度の改修が大きく２か所ございます。まず、先ほど言った屋上の取り合いというこのつなぎの部分、そこの部分から雨漏りが発生しているのではないか、そこが原因で雨漏りが発生しているのではないかということで、そこの空洞の部分をシーリングで埋めたのが１つ。それと、事務室とフリースペースの窓の枠、そこもシーリングがもう古くなってしまって、そこから漏れているということで、そのシーリングを新しく塗り替えたのが１か所。その大きく２か所が昨年度の改修の内容です。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そこを交換したり、新しいシーリングをまた塗り直したのかな、交換したのかな、ちょっと今分からなかったのですけれども、それでも今年また漏っていました。その修繕の方法というのは、まだ改善の余地があるということなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

その窓枠のシーリングの塗り直しなのですが、それはその後の雨漏りは止まりました。屋根の取り合いのところのシーリングは防いだところで一部の雨漏りは止まったのですが、また別の事務室の入り口のところ、そこからの雨漏りはまだ止まっていないのが現状でして、その原因は、それこ

そ業者の話ですと屋根を全部見ないと分からないということで、今のところ原因が不明でございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、フリースペース、透明のガムテープで何か所か貼ってあって、ここが雨漏りの出てきているところですよって説明を受けたのですが、説明を受けた後、大雨が降った後に私も見て、やっぱりじめじめしているのです。そうすると、そこを根本的にやらないと、ここはもう駄目だというわけなのですか、もう一度確認なのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

フリースペースと事務室の窓の周りは雨が止まったのですが、フリースペースの壁の下のほうからやはり雨漏りはします。その場合は、雨と風の強いとき、横からの雨のときには雨漏りが多く出るみたいなのですが、それは壁の塗料を全部塗り替えたりしないと、なかなか難しいというお話は聞いております。ですので、その辺はもっと大規模に修繕をしないと改善はなかなか難しいのかなと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　原因がそういうところにあるということですが、ただ答弁で、構造上雨漏りに弱い部分があるということで、もう構造的な問題だということで答弁されているわけです。この大規模改修工事があまりいい工事でなかったというふうに捉えていいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

大規模改修の場合は、この場合は既存のところに新しい建物をまた建てたということで、そのつなぎ目というのはどうしてもうまくいかない部分があったというのが現状だと思います。それが、工事がちゃんとしていなかったかというのはちょっと私のほうでは分かりませんが、もう一つ、防水シートがちゃんと覆われていなかったというのはお答えさせていただいたのですが、その防水シートがちゃんと覆いかぶさっていれば、多少、もっと違っているのかなという個人的な感想はあります。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　当時の副町長がいるぐらいだったかな、あれ担当でした。違った。では、

分からないか。

ちょっと私、工事の仕方に不十分さがあったのではないかなって思っていて、構造上の問題がって書いてあるから、なるほどその辺が一番大きいのかなというふうに思いました。防水シートが中途で終わっていたというのは、これ一般の家屋でも、何という屋根なのだろう、普通こうなっているけれども、片屋根というのかな。あの場合、下のほうまで防水シートはかけないと雨漏りするのだということらしいのです。もうそういうのは、恐らく業者は分かっているはずなのですけれども、こういうことをしたというのは本当に残念です、その業者に対して思います。

維持管理について、資格を必要とする業務については一部委託、どんな業務を委託していたのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

委託している業務というのは、清掃業務と建物の管理業務があります。特に資格が必要だというのがエレベーターの点検保守、防火対象物の点検、あと自動ドアもありますので、自動ドアの点検等も資格が必要な、物によってなのですけれども、場合もあります。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。ちょっと雨漏りとは関係ない感じがします。そうですか。

雨漏りに関しては、職員が基本的にはやっていたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　維持管理の中に屋上の清掃というのはあるのですが、清掃ですので、雨漏りの対応まではしておりません。また、職員の対応としましても、実際雨漏りが出た場合にどうしようかということで対応しております。昨年の修繕の場合なのですが、見てもらって、そのときに初めて防水シートが途中までしかなかったというのが発見できたというのが現状でございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、分かりました。

今回、やっぱり屋上が平らな部分というのも、ちょっと原因の一つにはあるかなというふうにはお考えになっていますかね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

そちらに関しては、私はちょっと専門ではございませんので、陸屋根がどうとかというようなことはお答えできません。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　ただ、屋根をこういうふうに覆ったら、その辺は解決するのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。課長のご判断で結構です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ふれあい交流センターの雨漏りで利用者の方にご迷惑をかけていることについては、大変申し訳なく思っているところでございます。現在、職員のほうが行って、実際には雨漏りが起こったという現状を確認をして、その上で、その部分改修という対応をしていたところでございます。

先ほどご質問にあった平らな現在の屋根、陸屋根というのでしょうか、それと一般に言われる勾配屋根、三角または片下ろしの、これのほうがよろしいのではないかというご提言かなと思ったのですけれども、それについて明確に勾配屋根のほうが雨漏りリスクが低いというようなことというのも、なかなか根拠が見つからないところがございまして、１点申し上げますと、国土交通省が出している住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会というのがございまして、これは公共施設ではなくて一般住宅を対象としているので、それが公共施設に当てはまるかどうかは分からないのですけれども、やはり雨漏りというのが一番多いのは外壁だということで、圧倒的に外壁が多い。それから、勾配屋根と水平の屋根でどちらが、数からいうと、実は勾配屋根のほうが雨漏りが多いのですけれども、実際の件数としては、一般住宅は勾配屋根のほうが多いというのがあるかなと思ってございます。この中から優位に勾配屋根よりも水平の屋根のほうが雨漏りのリスクが小さいというようなことは、なかなかこの資料の中からも読み取ることは難しい。

いずれにしても、勾配屋根にしても平らな屋根にしても、適切な防水処理とその後のメンテナンスをきちっとしていくかどうかということが雨漏り防止の一番大事なこととなってございます。したがいまして、今の、必ずしも陸屋根であるから雨漏りが多いのだというふうな、そして勾配屋根をかければ雨漏りはなかったのだという結論には、ちょっと至ることはできないところでございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、一般住宅で屋上が平らというのは絶対数が少ないでしょうから、評価としてはそういうふうな形になってしまうのだと思うのです。

ふれあい交流センターの場合は２階で鉄筋ですから、あまり揺れないと思うのです。これが３階、４階、５階となってくると、ある程度の揺れも大きくなって隙間が出てくるということが考えられ

るのですけれども、２階ですから、そんなに揺れないで雨漏りしているというのは、１つは、だから手抜きがかなり考えられるかなと思います。それは課長の答弁でも手抜きとは言いませんけれども、不十分さはあったということでおっしゃっていますので。揺れますと、どうしても屋上の部分に少し隙間ができてしまうと。だけれども、揺れなければそんなに隙間できませんから、漏れることは、一般的にですよ。今回の場合はちょっと違う原因なのでしょうけれども、そういうことですので、平らで２階程度ですと、そんなに揺れませんから、考えられるのは、平らだったらどうしてもコンクリートは打った後縮みますので、そこの隙間というのが考えられると言えるというふうに聞いたのですけれども、どうでしょうか。やっぱりそういうことは言えるというふうにお考えになりますか。ちょっと分かりませんか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

コンクリートで打って、コンクリートの縮みのために隙間ができて雨漏りができるかというお考えということなのですけれども、それについて私のほうもそういったものに専門的な知識を持っているものではございませんので、恐らくきちんと設計の会社であったり施工の会社であったり、そういったところで専門的な立場から、そういうところまでをきちんと見てもらった形で施工していただくのをお願いするしかないかなと思っているところでございます。私のほうから、縮みということと雨漏りということではお答えできる知見もございませんし、立場でもないと思ってございます。

以上でございます。

○森　一人議長　重ねて、青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

地震はもちろんあるのですが、鉄骨も関係があります。この暑さの関係で鉄骨がちょっと膨張したり、冷えて縮んだりということはあると思います。その関係で周りの塗装等も影響は全くないとは限らないと思っております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、そうね、この暑さで膨張して、冬は逆に冷えて、そうすると陸屋根のほうがしにくいかなというふうに思うのです。

今回の件は、ちょっと原因が違うなというものは私も感じました。でも、今後、施設建設を進めるに当たって、陸屋根、平らな屋根というのはやっぱり雨漏りしやすいかなという感じは私してならないのです。方向性をしっかり見て、今後の方向性を決めていくことが大事だなと思うのです。そういう点で、勾配のついた屋根の方式のほうがいいのではないかなと思うのですけれども、方向

性をちょっと町長に伺いたいと思います。副町長でもいいです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

陸屋根のほうが云々という、雨漏りに関しては本当に難しいのですよね、原因を突き止めるというのは。ただ、例えば同じ陸屋根にしても、その工法は20年前、30年前とは全く違うと思いますし、またあとは、雨のことだけではなくて、これだけの猛暑でありますので、そういったことに対する劣化の度合いだとか、そういったことも含めて、これから建築される建物に関しては、当然そういった配慮もされてくると思います。ですから、一概に陸屋根が雨漏りがしやすいということは非常に言いづらいかなというふうに思います。

それから、あとは建物の目的だとか、それによってもまた違うと思いますし、例えば屋上を有効利用するというような目的であれば、当然そういったほうがメンテナンスも含めてやりやすくなるかもしれませんし、ですからその辺のところは、そういった今までのケースもあるので、施工する上においてはしっかりとそういったことに対して耐性が持てるように設計あるいは施工をしてくださいということで、事前に、その設計士あるいは施工を行う会社のほうにはお願いをするということになろうかと思います。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　教育長も同じ考えになりますか、ちょっと違いますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

私のほうも先ほど申し上げましたように、必ずしも水平な屋根が雨漏りしやすいとは言えないかなと考えているところでございます。

学校を今度、新校を11年に開校する予定で、今、設計が基本設計まで終わったところでございますが、高さ制限ということであったり、当然、傾斜屋根だと高くなりますので、高さ制限ということ、それから屋上を、子どもたちの意見の中でも、給食をみんなで食べる場所が欲しい、そういったことで屋上にそういう広いコモンズを造ったり、これからそういった太陽光発電だとか、そういったものを増設すること等屋上の利用を考えていったときに、総合的にやはり水平の屋根というのもしっかりと防水をすれば十分に機能するのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　この鉄筋コンクリートの場合の防水、アスファルト防水が一番防水効果が

高いということなのですけれども、ちょっと嵐山、今後どうするか見てみたいと思うのですが、いろんな制限があるのは私も承知しているのですが、また40年、50年で建て替えですよということにならないようにしていくためには、私は勾配のほうがいいのではないかなと、壁はもちろんしっかりと防水処理をした工事をしたものにしていくということが大事だというふうに思います。

最後に、今後、今そういう状況であるわけですが、ちょっと防水シートが中途半端です。今後どうしていくのか、お考えを伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

交流センターに限らず、町の公共施設、個別施設計画というのをつくりまして、今後、大規模改修と長寿命化、物によっては廃止というものを町全体として考えていかなくてはいけないと思いますので、その辺は交流センターに限らず、全部の施設で考えていかなくてはいけないものかなと思っております。ですので、すぐすぐ交流センターをどうするかというのは、まだ今のところ検討はしておりません。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　ただ、現実的に、もう修繕しても雨漏りしているという状況ですから、早い修繕が必要だなと、遅れれば遅れるほどお金がかかってしまうというふうに私は思うのです。どうでしょうか、どちらでも結構ですけれども、なるべく早くこれ修繕していくべきだと、教育長に、お金はこっちだものね。ちょっとお考えを、なるべく早く修繕したほうがいいのではないかと思うのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　お答えさせていただきます。

町長のほうからも、また教育長のほうからも答弁をさせていただきました。今現在ある課題については、どういった部分が問題なのかと。これも今、青木課長のほうからも答えましたように、そういったことも一つの原因ではないかということで、今調査をし、当座の雨漏りの改修を行っているということでございますので、今議員がおっしゃられたような根本的な原因でそれが塞がらない限りは、全て雨漏りが防げないのかということについては、また今後検討させていただきたいというふうに考えております。そこをやったことで全て雨漏りが止まるということであれば、そこを中心に考えなければならないと思いますが、町長からもお答えをさせていただきましたように、雨漏りというのは非常にやはり難しい、どこがどのような形で雨漏りにつながるかというのは、なかなかそれぞれの原因というのを特定するのが難しいというふうには承知いたしております。

今回、ふれあい交流センターについても幾つかの原因が考えられると、それについて対処をしてきているということでございますので、まずはそういった結果を見ながら、また今後についての対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　できるだけ早く根本的な改修をすることを求めて、次に移りたいと思います。

２番目、交流センターについてです。交流センターは休館日が同じため、その日は会議や行事ができなくなってしまいます。今まではヌエックの会議室を借りられましたが、研修棟廃止後は借りられなくなるわけです。休館日をずらして町民福祉の向上に資するべきではないかと考えます。お考えを伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、質問事項２につきましてお答えいたします。

現在、確認したところ、各交流センターの休館日に会議や行事を行いたい旨の相談はありません。また、ヌエックが新たな機構に移行することに伴う影響は不明です。したがいまして、現時点での休館日の変更または開館についての考えはありません。

しかしながら、今後複数のご意見、ご要望がある場合は改めて検討いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　いや、驚きましたね。相談がないからこのままやりますということでは、ちょっとそれは違うのではないかなって考えざるを得ないのです。同じ休館日にやったら、もう施設を借りようがないわけですよ、今後は、ヌエック廃止後は、そうなってしまうわけです。そうしたら町民間の交流というのが、少なくともそこではできなくなってしまうということになるわけですから、日にちをずらすというのが私は基本的な考え方にすべきだというふうに思うのですけれども、もう一度伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

議員おっしゃることも分かりますが、現在、どのくらいの要望があるかという、その辺もまだ分かりませんので、今、使っている方の利用状況もあります。それをまた変わるということで混乱することも考えられますので、現在では、今のところのやり方を継続していきたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　来年４月からの変更というのは、現時点では厳しいからできないということなのですか。相談がないからできないということなのですけれども、時間的なことでもできないということなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

特に時間がないからやらないというわけではなくて、今のところ、まだその必要がそれほどないかなと町では考えております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　私自身も団体に入っていて、使えないときがあるわけです。しかも休みの日に。休日というか、祝日の日は休みです。祝日に使えないのですから、本当に大きいなって思うのです。祝日だから、休めるから、みんな集まってちょっと交流しようと、相談もしようとか、そういうことになるわけなのですけれども、それができないわけですから、そういうことをお考えになったことはありますか、いかがでしょうかね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、お答えします。

この質問をいただくまでは、そこまでは考えたことはございませんでした。ですので、どのくらいの方が必要になるかというのは、今後いろいろな声があった場合は検討していきたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　どのくらいの方というか、そういうのが１件でもあったら、やっぱり変えていくべきだと思うのです。日にちをずらすということは可能なのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

今、現在のところ、休館日を変える計画の予定はないということでお答えをさせていただきました。実際的に、恐らく多くの場合、この交流センター等を使う団体さん等がルーチンがあるものが多いと思います。例えば木曜日の夕方とか水曜日の午前中とか、そういったものがあると思ってございますので、それで機能しているところがあると思います。このことに関して、恐らく今、休館

日を変えてくれという要望というのが直接的には届いていないということは、これで機能をある程度している。これを急に来年度から、では変えますといったときには、そういった各団体の調整というものがまた必要になるかと思います。

したがいまして、どうしても多くのニーズでこの休館日を変えてずらしていただかないと、例えば月曜日はどうしても月曜日には使わせていただきたい。そうすると別の日がお休みになるわけですので、そこを使っていた団体が使えなくなってしまう等々がございます。ですから、今、急遽変えるという予定はないといったところにつきましては、そういったルーチンが一定程度できているということ。それでも、では変えるつもりはないのかということにつきましては、これからこのような形では、とても各団体やいろいろなところで困ると。どうしてもこういうふうに変えてほしいというニーズがやはり出てきたとき、そういったときにしっかりとそれを考えて、さらにそれを施行するためには当然影響が出ます。変わられるところでやっていた団体さんができなくなって移してもらったりもありますので、そういった調整を図りながら、そして理解をしていただいた上で休館日の変更というものを考えていく必要があるかと思います。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　今の人たちが困ってしまうようなことではまずいわけですから、それは私も分かります。ただ一方で、祝日に使えないというのが発生しているわけですから、それも困ることだと思うのです。そこをどうやったら改善するかといったら、私は日をずらすしかないと思うのです。一方だけ見てしまっていたのではまずいなと思うのですけれども、実際に祝日で使えないというので困ったという話はあるわけですから、検討できるという話だよね、日をずらすということはできるわけですよね。どういうふうにやったらいいのかも含めて、私は検討して、取りあえず検討から始まって、実行は、実際どういう団体が困るか、そういうところも調べなくてはならない、調査しなくてはならないわけですけれども、検討だけはしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　交流センター等は町民の皆様の利益に資さなければいけないものだと思ってございますので、そういうような要望が実際に、どうしてもこのとき使いたい、そのことと休館日を移すことによって不利益、不利益という言い方が適切かどうか分かりませんが、ルーチンを変えなければいけない団体、そういったところのご理解が総合的に図られた上で休館日の変更ということもいろいろと研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　研究したいということでおっしゃったので、この項は終わりにしたいと思

います。

次ですけれども、ラベンダーまつりについてです。ラベンダーまつりが無料にしたら黒字になったと、実に皮肉なことだなってつくづく感じた次第ですけれども、しかし、ただ1,800万円の町からの補助というのが観光協会に行っているわけですから、一概には黒字だというふうには私はならないと思うのです。いかがですか、課長、どういうふうにお考えでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

ラベンダーまつりに関しましては町の補助は出しておりませんので、ラベンダーまつりだけを見た場合には、今回の観光協会への補助金というのは差引きに考えなくていいかなというふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　この支出の中に、観光協会などが除草、剪定作業をやったわけなのですか、ちょっと確認ですが。

○森　一人議長　除草作業。答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

千年の苑の中のラベンダーの部分については観光協会の職員も当然やっていますけれども、観光協会がらんざん営農のほうに業務委託をしているという状況です。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　観光協会もその中の一員としてというか、大きな部分ではないけれども、やっているということですね。

そうすると、この支出の中には896万3,345円、この支出の中には除草作業、剪定作業、補植作業、こういうのは入っているのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

千年の苑の維持費につきましては、祭りの経費には計上しておりません。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、そこの部分が省いてあるから黒字になったということで見てい

るわけですけれども、全体で見ていかないと私はいけないかなというふうに思うのです。１年間通して、収入は祭りでしか得られないのですから、それでどうだったか、それで収支が黒字になったのか、引き続き赤字なのかというところを見ていかないといけないなというふうに思うのです。

それで、私は観光協会への補助金がゼロでいいなんては思ってはいないです。多少は町も責任、観光を広めるということではやっていってもらいたいというふうに思うのです。ただ、金額が金額ですから、1,800万なんて、他団体への補助金としてこんなに金額を出しているところはないのではないですか。これ、総務課長、急で悪いのですが、どうでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　記憶する中では一番高いというふうに理解しています。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですよね。やっぱり一番高いというふうに私も思うのです。新年度のあのときの補助金のあれざっと見させてもらったのですが、たしか一番高かったというふうに思うのですけれども、やっぱりこんなに高くては、結局はラベンダーもその中に入ってしまうのだなというふうに理解せざるを得ないわけです。幾ら今回のは入れていないと、入れていないことのほうがちょっと問題なのですけれども、やっぱりそこは見て、私は収支を計算すべきだと思うのですけれども、ちょっとお考え伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

川口議員おっしゃるとおり、当初、ラベンダー園を開催するときには、DMOの関係もありましたけれども、お祭りでプラスを出して、その分を圃場管理のほうに充てると、さらに観光協会全体の売上げの中から町にバックして返してくるというような計画で補助金をいただきましたけれども、何回も答弁させてもらっていますけれども、いろんな影響で、現在はそのことが不可能な状況になっています。

ただ、副町長も自分のほうも何回も言わせてもらって恐縮なのですけれども、子どもたちの印象というか心象の中に、かなりラベンダー園がもう醸成されていると。これというのは、何年もラベンダー園をやってきた成果だと思っています。その成果につきましては、圃場管理について別に考えることはしませんけれども、お祭りについては、取りあえず今まで赤字だったものが黒字に転じさせてもらいました。来年以降も経費をもっと削減することによって、多少の黒字が出ると見込んでいます。圃場管理については1,000万ぐらい年間かかりますから、それを全てお祭りの経費で賄うというところまでは考えていませんけれども、ラベンダー園を継続していくという意義については十分果たせているかなというふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。ちょっと収支の関係では、私は１年間通して、そこで収支を見るべきだと、観光協会への支出もその中には見ておくべきだというふうに思います。やらないでしょうけれども、申し上げておきたいと思います。

それで、黒字になったということで、来年度も同じような、先に、１週間ずらすということでありましたが、遅らせるということなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　今年度から数えると１週間遅らせて開催する予定です。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、全体の日にちはそんなに変わらないという見方なのですね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　今年度、金曜日から始めて日曜日で終わるという形で17日間開催しましたけれども、来年度は、一応、土曜日から日曜日までの16日間というふうに考えています。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　黒字が84万7,176円ということでありました。それで、協力金は非常に不安定なものだと思うのです。今年100万以上集まったから来年もというのは、ちょっとどう捉えているのかを伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

協力金につきましては、企業支援課としては、最初から収支のほうには計上しないで考えております。これについては、いただけた分だけプラスになるというような考えで実施いたしました。今年度につきましてはハンドクリームの在庫が大分ありましたので､その在庫をはくという意味でも、ちょっと多めに協力金をいただこうということで実施したものです。来年度につきましては同じような形で実施するかというのは、まだ決定しておりません。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。人がいろいろ質問しましたので、私は、昨年は絶対赤字だっ

たわけですけれども、今年は黒字だったので、少し私もどう考えたらいいかなって考える中で、観光協会の補助金があるではないかというところを見つけまして、昨年も言いましたけれども、ここから突っ込んでいくことが大事だなと思いました。

1,800万円が健全な補助金だというふうに捉えているのか、ちょっと最後に伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

馬橋企業支援課長。

○馬橋　透企業支援課長　お答えいたします。

観光協会の補助金の額が健全かどうかということについては、判断する立場にございませんので控えさせていただきます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　他団体と比べて、やっぱり一番高いというわけですよね。もう少し、これ自前で、本当は人件費を賄うのが基本的な考えだと私は思っているのです。そういう方向にしていくべきだと、削減を目指していくべきだというふうに思うのですけれども、課長ではちょっと厳しいでしょうから、どちらかで。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　私のほうからお答えさせていただきます。

今議会につきましても、いろいろとラベンダー、それから千年の苑についてはご質問をいただきました。その中でお答えをさせていただいておりますが、今現在、議員からご質問いただいた本年度の補助金、現状では本年度はその補助金が必要であったというふうに考えております。

しかしながら、当然のことながら、基本的には、当初目指した観光協会が自立をし、そして千年の苑を十分に生かした中で、そういった補助金を当てにせずに自立してやっていけるような活用を図っていくと、これが一番の目的でございますので、それに向けて内部的な努力もし、また、それぞれの各施設の活用を図って、そういった当初の目的に合わせた進捗を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　暫時休憩いたします。再開時間を２時40分といたします。

休　　憩　午後　２時２５分

再　　開　午後　２時４０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番、川口浩史議員の大項目４番からになります。どうぞ。

○11番（川口浩史議員）　教育環境についてであります。

（１）、再編時、今年度から見ると教員は何人減るのでしょうか。

（２）、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカーの体制は維持されるのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、質問事項４の（１）につきましてお答えいたします。

再編時、小学校は３校が１校に、中学校は２校が１校に統合されるため、校長、教頭、養護教諭、事務職員といった学校に１人の職員は学校数に伴い減少します。それ以外の教員数は学級数によって定数が決まります。通常学級を基本に教員数を考えると、統合時の学級数から見込まれる教員数は、今年度と比べると、小学校は15人、中学校は２人減る見込みです。しかし、現状では特別支援学級に在籍する児童生徒数が未定であることや、加配教員の配置数など不確定な要素が含まれるため、この数字は確定的なものではございません。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。さわやか相談員及びスクールソーシャルワーカーは、嵐山町において児童生徒の教育上、必要不可欠な存在となっております。現状、さわやか相談員については、県の補助を受けながら町負担にて配置をしております。今後も補助をいただきながら継続した配置をしていきたいと考えております。

スクールソーシャルワーカーについては、県費負担による配置と町負担による配置を行っております。さわやか相談員同様に、継続した配置をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　小学校で15人、中学校で２人減るということで答弁がありました。それで、昨年は小学校で13人、中学校で４人という答えだったわけです。去年から見た新校のときと、今年から見た新校のときと、結構人数が違うなという感じを受けたのですけれども、どうしてこういうふうになったのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

小学校においては特別支援学級の見込みの数の変化によるものと、中学校においては令和８年度から順次35人学級が導入されるため、中学校においては昨年度における見込みよりも減少数が抑えられている状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　昨年聞いたときには、そうすると特別支援学級の先生の人数を入れていたということが理由のわけですか、ちょっと小学校だけですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

特別支援学級の先生の数というのは、一応学級数の中で現状で見込んで数を出しているものでございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうすると、昨年より２学級、今は増えたということのわけなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

特別支援学級の学級数のほうは非常に難しいところがございます。１つは、特別支援学級の在籍については、就学支援委員会の中で吟味をして、その中で保護者のご理解の上で入るものでございます。ですから、本年度入級していたから来年度も必ずしもそうなるわけでもございませんし、また本年度は入っていなくても来年度から入りたい、または中学校に入るときに特別支援学級に改めて入りたい等々がございますので、まずこの数については非常に不確定なものがございますので、この数については現在、在籍している子どもたちがそのまま移っていったらということで考えているものでございます。

特別支援学級の数が去年より増えたのかということなのですけれども、一例を申し上げますと、菅谷小学校なんかは増えています。また、この先の見込みについては、小学校の特別支援学級の数は若干減る方向で今考えておりますので、そういったことを総合的に鑑みたときに、15名の教員のほうが減るというふうに見込んだものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。今後は、昨年は菅小で増えたと。でも、２学級増えたわけではないですよね、今の答弁ですと。１学級増えて、そうするとほかの学校でまた１学級増えて、今年は15人になったという、そういうことなのですか。ちょっと確認ですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　今、菅谷小学校の件を申し上げましたが、今詳細にほかの学校の数まで持ち合わせているわけではございません。そういった中で、昨年度は、昨年度の段階で見込まれる児童生徒

数から現状の児童生徒、この先のそこから見込まれる学級数で見込んだものでございまして、本年度は、本年度入っている子どもたちの数と、本年度の立ち上がっている学級数から見込んで、そして令和11年に立ち上がるであろう学級数から、そういった数を鑑みた上で、何人減るかという数、この数を導き出しているものでございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　ちょっと頭が弱くて理解し切れていないのですけれども、小学校は15学級統合するとなくなるのですよというそういう理解でよろしいのですか、簡単に言ってしまいますと、そういうことでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

教員の数と学級の数は必ずしもイコールではございません。学級数が決まると、教員数が決まるということでございますので、必ずしも15人減るから、これは15学級減るのだという意味ではございません。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうすると、この15人減るというのがちょっとよく分からないのです。15学級減るわけではないけれども、15人が減るという。どういう計算でこれ出てきたのかがちょっとよく分からなくて。中学校は２人減ると、昨年は４人でした。35人学級になるということで、35人になるとどうして先生が減るのか。むしろ、１クラスの人数が減るのですから増えるのではないかなと思うのですけれども、ちょっともう少しご説明いただきたいと思いますけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

35人学級、これが必ず、今、法改正まで済んで確約されたものではないと承知しておりますが、来年度から順次導入されるということで連絡を受けてございます。そうしますと、１学級の定数が減りますので、生徒に対する定数が減ると学級数が増えることになります。ですから、統合時の学級数が当初見込んだよりも増えることになります。そのことによりまして、学級数が増えれば必要な教員は増えるわけですので、減る教員の数が減ったということになります。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　了解、そうですね、そうだそうだ、ちょっと私も混乱していた。

２番目に行きます。まず初めに、さわやか相談員２人います。２人が維持されるという理解でよろしいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

現在、２つの中学校に１人ずつ配置しておりますので、それを維持していきたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　今の相談数から見て、ちょっと増やしたほうがいいのではないかなって思うのですけれども、ちょっと今私も持ってこなかったので、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

まず、先ほどの私の答弁で補足をさせていただきますと、今後ということでしたので、来年以降も各学校に１人という意味で２人とお答えしましたが、統合時においては中学校が１校になりますので、さわやか相談員の配置も１人になるかと思っております。

それと、相談数によって今の配置はどうかということでございますが、現在の相談実績におきまして、現在の配置している人数が適当だと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうか。ちょっと質問の仕方がというか、書き方が悪かったですね。そうですね。統合時に維持されるのかということが書いていないね、そうだね。申し訳ない。

ただ、統合時に１人減るというのは、どうなのでしょうか。私むしろ増える方向を検討すべきだというふうに思うのです。前に、さわやか相談員に、１人の相談員に対してかなり時間を食うわけですよね。そうしたらほかの相談員は待ってもらわなければならないわけですから、どうなのでしょうか。ちょっと、少なくとも現状は維持すべきだというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　相談体制にご心配いただいていることはありがたく思います。

ただ、さわやか相談員、県の補助もいただきながらやっておりますが、基本的には各校１人ということで補助も得て行っているものでございます。ですから、現状では１校になったところでは１人。ただ、相談は相談員だけではございません。保健室の養護教員も相談に乗りますし、それから様々な教員も相談に乗るものでございます。そういった多くの人の相談の相手として、この統合後の教育相談の体制というのは維持してまいりたいと思います。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　それは、現状は町全体では２人いて、保健室の先生もやっているわけです。教員もやっているわけです。それで何とか維持できているわけですから、現状維持もうしないということでは、大変な後退になると、相談業務では。私はそう思うのです。やはり最低でも維持すべきだというふうにしていくべきだと思うのですけれども、せめて検討ぐらいしていく方向お考えにならないのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

相談体制は人がいるにこしたことはないと思ってございますが、それでも現在の相談室に訪れる子どもの数等を考えますと、１人ということでも、これが十二分と言えるかどうか分かりませんが、十分です。必要に応じて対応できる体制だと思ってございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　統合によるいろんな心の変化とか不安とかというのが生まれてくることはないでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　ご答弁申し上げます。

統合によって不安を抱える子ども、そういう子どもというのは出ることを想定しなければならないと思ってございます。当然、それまでに円滑な統合が進むような形で準備は進めておりますが、それでも必ずそうなると思っています。

ですから、そういった意味では教育相談体制、これは先ほど申し上げましたように、必ずしもさわやか相談員だけが対応ということでは思ってございません。統合時には、実際には、教員のほうも統合加配という形で、通常の場合には統合時の緩やかな接続を目指すために加配教員も配置をされ、そういったことでよりきめ細かな指導が行われるように県のほうからも支援がいただけることになってございます。そういう制度を生かしたり、それから先ほど申し上げましたように、全ての教職員が教育相談のスキルを持っていなければいけない時代ですので、そういったところで子どもたちの不安はできるだけ早い段階で小さいうちに払拭できるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　教員の加配はどういう目的で加配されるわけなのですか、統合時ですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　加配配置の趣旨の詳細な資料は今手元にございませんが、統合加配というのは激減緩和、すなわち円滑な統合に資するためにきめ細やかな教育指導を行うためというふうに自分自身は承知しております。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　やっぱり私もそうだと思うのですよ、教育指導が主だというふうに。相談はやっぱり先生が相談を受けてしまったら、やるときはやらなくてはならないのですけれども、先生が受けてしまったら、そこで時間取られてしまいますから、そこはやっぱり専門の先生、さわやか相談員のほうにある程度、ある程度というか、そこに任せるのが一番いい形だというふうに思うのです。

そのさわやか相談員の先生が削減されるというのは、やっぱりこれは問題だなというふうに言わざるを得ません。現状維持しますということが言えないわけですから、本当にいい学校ができるのかということを、ちょっとこれ聞いている人はそう考えざるを得ないと思います。そのことを主張しておきたいと思います。もうこれ以上やらないでしょうからね。

スクールソーシャルワーカー、これはどういうふうになりますか、統合になったら。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　スクールソーシャルワーカーにおきましては、１回目の答弁のとおり、現状でお一方を県費での採用と町費での採用ということで、合わせて週４日勤務してもらっているような状況でございます。ですので、そういったところにつきましては、また県で配置していただける分につきまして、勘案しながら町の配置のほうも引き続きやっていきまして、スクールソーシャルワーカーの配置を十分できるように考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　これは県費負担による配置と町負担による配置で、これを読むと２人いるということになると思うのですが、そういうことなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　現在のところは、１人の方を県費の負担と町費での負担と支出区分を分けまして、勤務していただいている状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　これは、統合後も維持されるということのわけですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　スクールソーシャルワーカーにつきましては、現状どおりの配置を今現在では想定をしております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　現状で１名で済んでいるからって、ちょっと私もその声聞いていないのですけれども、この教育委員会の評価報告書、これを読んでみますと、不安な家庭には家庭訪問や保護者と面談、大変なことですよね、こういう仕事は。不登校傾向にある児童生徒を支援しているということでありますから、やはりこれも大変長く時間かかる、場合によっては。場合によってはって、普通かかると思うのです。人の気持ちを治すというか、そこには本当に時間かかると思うのです。ここも１名で十分なのかというところをちょっと確認したいと思うのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　お答え申し上げます。

１名で十分なのかと言ったら、教育指導に関するものでございますので、ここをもって十分というのはなかなか言えないと思ってございます。しかし、現在のスクールソーシャルワーカーから各勤務日ごとに報告を受けておりますが、その対応件数や内容から見ますと、現在の１人の体制でも、十分とは言えないと思うのですが、適切だと思ってございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　そうですか。スクールサポートスタッフなどの件も聞こうと思ったのですが、ちょっと今回書きませんでした。

少なくとも、さわやか相談員が統合したら１人減るというのは大変問題だなということを申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◇　渋　谷　登美子　議　員

○森　一人議長　続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項１、独立行政法人男女共同参画機構法施行についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子です。１番から行きます。時間配分なのですけれども、５つありまして、40分、20分、20分、10分、10分というふうな予定でいます。

○森　一人議長　承知しました。

○12番（渋谷登美子議員）　まず、第１に、独立行政法人男女共同参画機構法施行についてです。

（１）として、2024年７月30日の岡田恵子男女共同参画局長による通達では、「機構は、嵐山町と協働で地域で男女共同参画を担う人材育成のための実証実験事業に取り組むなど、男女共同参画の中核的組織」にふさわしい先進的な取組を行い、新法人の取組を内外に向けて広報することと記載されています。また一方で、全国354ある男女共同参画センターのセンターオブセンターとして機能を強化することとしています。嵐山町の事務分掌では、男女共同参画は記載されていません。男女共同参画センターは設置されておらず、地域で男女共同参画を担う人材育成のための実証事業に機構として協働する体制はありません。また、比企広域市町村圏組合の市町村においても男女共同参画センターが設置されている自治体はありません。比企広域市町村圏組合において、男女共同参画センターを設置することについてのお考えを伺います。

（２）です。独立行政法人男女共同参画機構法及び男女共同参画社会基本法改正に係る衆議院及び参議院内閣委員会では、それぞれ附帯決議を行いました。附帯決議においては、資料として提出していますけれども、それぞれ３になります。研修棟・宿泊棟等を埼玉県が民間活用を望む場合には検討に協力する、土地の返還に当たっては具体的な方法、時期については埼玉県・嵐山町と丁寧な協議をすることと決議されています。どうでしょうか、丁寧に協議されているとは思えないと思うのですが。ヌエックによる国土交通省の計算式を使った簡易な撤去費用は26億円ということです。国土交通省においてヌエックに関するサウンディング調査も７月30日までに行っており、埼玉県も参加していました。

そこで、アとして、嵐山町の参加について伺います。

イとして、県議会において意見書も提出していただいており、民間活用について国からの報告あるいは協議について伺います。

ウとして、埼玉県が民間活用等のプラットフォームになることが考えられます。町の対応について伺います。

（３）です。県との協議を７月31日に行いました。埼玉県から男女共同参画機構が施設の利用について具体的な内容が示されていないという趣旨でお話がありました。一方、ヌエックでは７月７日に国立女性教育会館整備基本計画・基本設計業務「独立行政法人国立女性教育会館の機能強化による男女共同参画の中核的組織の整備に向けて」を踏まえた国立女性教育会館の会館整備に係る建築設計業務について、設計業務委託仕様書に基づき基本計画・基本設計業務の事業者を簡易プロポーザルで８月21日までに公募として公示しています。非常に２面的であるのです。２面的な対応について、嵐山町は国から説明をされているのかどうか伺います。

（４）として、独立行政法人男女共同参画機構の不要な施設となる宿泊棟・研修棟等について今後も県及び嵐山町に国内外の人が集まり研修できる場として、多様なプロジェクトが展開できる公

民連携事業の展開を埼玉県に求めるべきであると思います。嵐山町観光ＤＭＯでは、ヌエックに年間４万人の宿泊を予定していました。インバウンドによる収入は十分予測できます。これは中国の方とかドイツ、そのほかの修学旅行なんかできているのです。町の考え方を伺います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（４）についてを答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　それでは、お答えいたします。

質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。比企広域市町村圏組合は、比企地域１市６町１村で組織する地方自治法に基づく一部事務組合です。障害程度区分審査、介護認定審査、斎場・霊柩車、消防・救急（川島町を除く）、危険物の事務を共同で処理しています。

議員のご提案は、組合規約第３条、共同処理する事務に「男女共同参画センターの設置及び管理運営に関すること」を加えることと推測します。担当レベルでは、男女共同参画センターの共同設置について話題となったことはございません。

続きまして、（２）のアにつきましてお答えいたします。埼玉県は、国土交通省が令和７年７月28日に開催したサウンディング（官民対話）に案件名「独立行政法人国立女性教育会館跡地等の利活用検討」で応募しました。これは跡地の市場性の有無や実現性の高い事業スキームについて、民間事業者から幅広くアイデア・意見を徴する市場調査が目的であったと認識しています。当日はオンライン開催でしたので、本町は傍聴させていただきました。

続きまして、イにつきましてお答えいたします。跡地の民間活用は、埼玉県が手がけており、本町は国との直接協議や報告などありません。

続きまして、ウにつきましてお答えします。本町としては、埼玉県が自らサウンディング型市場調査を実施する際にも、７月の国土交通省サウンディングと同様に「当該地が歴史的に嵐山町の文化・教育の中心であり、また自然環境の豊かな土地であるため、それにふさわしい活用方法が望ましい」との前提条件を付していただけるよう要望する考えです。

続きまして、（３）につきましてお答えします。新法人の施設利用について、国から具体的な説明は受けておりません。

続きまして、（４）につきましてお答えします。本町としては、新法人が不要とする土地、施設について「当該地が歴史的に嵐山町の文化・教育の中心であり、また自然環境の豊かな土地であるため、それにふさわしい活用方法が望ましい」との前提条件に沿った民間活用となることを期待します。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　まず、１番なのですけれども、私、４半世紀前、比企広域市町村圏組合の議員でした。そのときにやはり同じように男女共同参画センターを設置するべきではないかとい

う質問をしたのです。そのときの管理者、坂本祐之輔さんでした。「あっはっはっは」と笑われた。「あんたがこっちに来て、理事者側に来て、それを提案したらいいんだよ」と言われました。

これに関して言いますと、組合議会の議員でもこれに関しては、議員は規約の中に入っていないから、これは副管理者がやらなくてはいけないことです。それについて、私は、嵐山町は、ここに男女共同参画機構の中の地域の基として、それをやっていくということが、そういうふうな、ずっと提携みたいなのですか、やっていて、すみません。

それと、昨夜なのですけれども、やっと埼玉県の情報公開条例による情報公開文書が出てきまして、昨日ずっと読んでおりました。何て国は乱暴な取扱いをするのだなというふうな感じがありました。それに対して応えていくということではなくて、私はやっぱり嵐山町は嵐山町としてしっかりやっていかないと、嵐山町にとって非常に不利なマイナスな状況になってくると思いますので、その点について伺います。

私は、今、嵐山町独自で男女共同参画センターや男女共同参画についてやっていくことはかなり難しい、これ今の職員の状況見ても難しいので、比企郡下で、比企広域市町村圏組合、25年前にやったことをまた同じことを今質疑しているのだなという、25年前にもこれは同じことを嵐山町の議会でもやっているのです。そのときは、関根昭二さんでしたけれども、それと同じことをやっているくらい男女共同参画というのは進んでいなくて、センターオブセンターになったとしてもできない。これに関しては町長が提案していかざるを得ないと思いますので、まずその点について伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今渋谷議員のほうから、情報開示がなされて、随分国のほうはひどい形で対応したなという発言がありましたけれども、私の印象も全く同じです。何ですかというのが第一印象でした。もうとてもではないけれども、そんなに大きな重要なことを、しかも11月30日ですよ。翌日からは嵐山町議会スタートするわけですから。普通のカレンダーだって年末の忙しいときです。ある日突然ぼんと来て、そういうことを言われたわけです。これは本当に参りました。

ただ、ご指摘のようにヌエックいう国立女性教育会館は、嵐山町民にとっても非常に意義のある大切な施設であるということは私も十分に認識をしておりますので、その後、庁内でもしっかりと議論をさせていただき、早速知事のほうにもお願いに参りました。

また、嵐山町議会のほうからもすぐに嵐山町の方向性と同じような形で意見書の提出、また県議会のほうでも全会一致で国のほうへそういった要望書を出していただく、知事からは全面的に嵐山町の意向を酌んで、それが少しでも実現できるように全面的にバックアップしていきますよというようなことで、最終的にはそういった嵐山町の思いというのでしょうか、そういったものも含めた

形で、三者協議が整ったというような私は認識でおります。

この認識に対して、いろいろこれでも不十分ではないかとかなんとかということもあるかもしれませんけれども、私は、私の立場として、町としての示すべきところ、意向というものは十分に県にも国にも伝えてあるというふうに認識をいたしております。

それからあとは、この男女共同参画のこの事業というのは、今渋谷議員が24～25年前にも私は提案してこうだと、そういうことだと思いますけれども、しかしこの政策を実現をしていくというのは、多くの日本国民ですよ。日本国民の意識を変革をさせていかなければ、とても目的を達成できるようなことではありませんので、そういった面においては、国が率先をして、そして効率的な事業運営をするということがまず第一義だと思います。

それからあとは、この中でも指摘のとおり、全国には354あるセンターがあります。しかし、そんなにたくさん何百もあっても、日本の男女に関するそういった位置づけはどうでしょうか。100番すらも入っていないのが現実かなと。それだけこういうふうにあっても、なかなか日本の国内では進んでいない。

ですから、やはり新しい法人の中で、今度はどういう切り口で、どこまで効率的にその事業を国民の中に浸透させていくのか、そういったものを見ていくということがまず第一。そして、この新法人というのは来年度からスタートするわけですが、今はどういう方針でどういう方向性で、では何だよ、これ、また同じようなことをやっているのではないかということであるならば、また同じことの繰り返しになる可能性は十分にありますので､そういったことをしっかりと判断をしていく。

また、今課長の答弁の中にもありましたけれども、担当レベルでは話題になったことすらありませんということですので、そういった意味においては、この高い必要性があるという共通認識が比企郡の中でもあるというふうには非常に考えづらい。

そしてまた、ここのところでそういう提案をするというものの一義は、この施設がほかのところに行ってしまうかもしれない。だから、これでセンターをつくっていこうと、これは説得力が非常に弱いのかなと。それだけ大切なことだったら、５年前、10年前、20年前、継続的に何でやらなかったのですかということになったときには、嵐山町の事情だけでみんなもまた仲間に入ってやってくださいと言ったって、これは非常に実現性は低いかなというふうに思いますので、私のほうからこの広域に対して提案する考えはございません。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　25年前、私は関根昭二さんにも言いましたし、それから東松山の当時の市長の坂本祐之輔さんにも言いました。ただ、ここのところを見てくださいよ、女の人いないではないですか、ここのところで誰が提案するのですかと言って笑われたのですよ。ここのところで、私は、今さら広域市町村圏組合の管理者になろうなんてばかなことは思いません。だけれども、それは佐久間町長が提案してやっていかなければ、提案はできないのです。だから、最低限、比企広

域市町村圏組合で男女共同参画センターの働きかけをするという意思がないと、今までやってきたことというのは無になるのです。だから、そこのところお答えをいただきたい。

こんな余計なことは要らないのです。男女共同参画センターを設置しましょう。鶴ヶ島にも坂戸にもある。本来ならば東松山ぐらいにはあったっていいのです。町村には難しいと思います。だけども、そこがない。そこのところを提案して、せめて比企郡の市町村圏組合の中に生かそう、どういうふうな形であるかというのが分からないけれども、提案していくということから始めたいと思いますけれども、いかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

もう私も現状をある程度把握しているつもりでございますので、そういったことを判断いたしますと、私が提案してもそれは通る見込みはほとんどないと思います。ですから、提案することはございません。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　いつも思うのですけれども、女性が非常に少ない中で、男性ばかりのところで女性の意見を伝えていかない、それが比企郡の問題点なのです。だから、女性はいつまでたってもジェンダー平等度は上がらない。そこのところを解決していこうという姿勢が必要なので、佐久間町長にはぜひこのことについては働きかける意思があるというふうに答弁していただきたいです。それが駄目だったら、駄目というふうに言わないで、やっていかざるを得ないのではないですか。男女共同参画センターは360もあって、そして地元のホスト自治体ですよ。そのホスト自治体がそれに関してやらないということはないでしょう。どうですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

最初に申し上げましたけれども、この事業というのは国が率先してまず進めていかなければ、何の効果も得ないということが私の中の印象でございます。そして、嵐山からこの施設がどっか行ってしまうからどうにかしてくれよっていうことの中でのそういう提案であるならば、ほかの方たちもそれに同調するなんていうことは非常に考えづらい。やはりそこの事業というのは、嵐山町が主体ではなくて国が主体になっている。では、この主体となる国の方向性は今後どうなっていくのですかという、それもまだ示されていないし、事業自体もスタートしていない。新法人もスタートしていない。そういう状況の中で、勝手に判断をして、そして自分自身の思いだけでそれをやるということは、非常に相手に対しても失礼だと思いますので、その辺に対してはしっかりと状況を把握する中で、そういったことが確かに必要だな、ああこれだったらこういくな、また嵐山町としては

こういう関わり方がいいのではないかというようなことがあれば、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　佐久間町長に関しては、私は非常に失望しております。情報公開文書見て、これだから駄目だったのだなというふうな決定的なものに気づきました。でも、それは今言いません。でも、そのくらい残念なことです。そんなに残念なことを、今嵐山町町長は、国立女性教育会館がある地元の首長として、ホスト自治体として、そういうことをやってしまったのだなということを私は気づいてほしいなと思います。

次に行きます。サウンディング調査についてです。附帯決議は、嵐山町と丁寧に協議することというふうに書いてあります。内閣委員会です。参議院も衆議院も内閣委員会と、そういうふうに書いてあります。でも、丁寧な協議はされていないです。実際に情報公開で読んでみますと、必ずサウンディングの前には嵐山町の意向を聞くというふうに書いてあります。その意向は実際に聞かれたのかどうか、これは安藤課長が担当課として、オンラインか何かで聞かれているわけですよね。それはどうだったのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

今、サウンディングにつきまして、何回か電話等でお話をした後に、５月の末に私と副町長と２人でオンラインで、国も交えてサウンディングの打合せは行いました。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　そうしますと、どのように丁寧なサウンディングとして、嵐山町の希望をお話しになったのか、私が見ているところでは什器を残してくれということですか。椅子や机を残しておいてくださいというのがサウンディングの中で行われたというふうに、これを読んでいると思えるのですが、その点どうですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

県のこの文書を私見ていないので分からないのですが、什器を残してくれとかと言ったのは、おととしかな、９月に、７月30日に国の方針が出されました。その後、９月の末に、改めて県と町に対してヌエックの施設を活用をどうしますかという形で問合せがありました。もうその前に嵐山町としては、活用を考えておりませんというふうに回答しておりましたが、国としては書類を残した

いので公文書として建物を使いますかという形で質問でした。町は、建物はそれを保有することはできないけれども、研修棟の中にある設備類等で、もし町のほうで頂戴できるものであれば、それは活用したいというふうにお答えをしておりますので、まず議員さん、前提条件が少し違うのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　サウンディングに関して、文書で提出するということは必要だと思うのです。それで、私が今見ている会議では、９月のあれでは、施設を譲り受けることはできないということが書いてあって、そして什器などは欲しいというふうに書かれてある文書を１枚持っています。確かに、嵐山町が全部の施設を譲り受けるというのはとても無理なので、だけれども、その中で一つ一つの小さなプロジェクトがあったら、それに入っていく、そのサウンディングには入っていきたいなと思っているのです。そのために男女共同参画センターが必要だなというふうに思っているので、そういうふうな、最低限、文書でサウンディングに関しての条件というのは書かれているかどうか。私はこの前、６月議会ですか、言われたのは、食堂を講堂にするというふうに言って、３階を嵐山町仕様にするというふうに考えられるのではないかというふうに言われたのを覚えているのですけれども、それはサウンディングの条件の一つとして、それが文書になっていなければ、書面として出さなければ、それの交渉はできないですよ。その点どうなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

議員さん、少し時系列とかちょっと申し訳ありませんが、議員さん、少し私と認識が違います。まず、７月30日に国の方針が示されたときは、更地にしますというのが、それが大前提でした。更地にする中で、例えばレストラン等に関しては地域の住民が集うようにというような、それが方針でした。それが７月です。そこから、恐らく結構な時間がたって、今年の多分３月にそのサウンディング、要はこのまま更地にするということではということで、埼玉県で一度民間から意見を徴したい、それがサウンディング型です。サウンディング型市場調査ということで、今のヌエックの施設を残したまま活用する案、もしくは更地にして活用する案、その上で土地に関しては埼玉県から借りてもいいし、埼玉県から買ってもいいと、この案で民間事業者から意見を徴したいということで、それが今年の７月28日のサウンディングです。

ですので、議員さんがおっしゃる食堂の利用というのは、７月の頃なので、もうだからそれは終わったということではありませんが、更地にして県に返す前提のときの私は話だと思っておりますので、今は、ですから、議員さんが二面性があるという意味では並行で動いている。埼玉県はサウンディングを行っていますし、機構のほうは、今のヌエックですが、ヌエックのほうはヌエックの

ほうで当初の話のとおり、６月20日ぐらいに多分法律が通って、来年に向けて施設の基本計画というのを立てていますから、そういう意味では２つが動いているのです。最初は、更地にしますという前提で、その建物をどうやって解体するのかという形で、多分今のヌエックが行っている設計というのは、更地にする前提で始まった話かと思っています。

ただ、それが今年の３月の末ぐらいから、サウンディングを行って、民間の意見を聞いて、あの施設を残すのも含めて、当然事業者が引き継ぐのですが、のも含めてサウンディングを行いたいということで埼玉県から話が上がってきまして、今の現状があるということで、議員さんも今二面性がある、二面性があるということは、そのことだというふうに考えております。ですから、レストランの件は１回置かれたほうが、時間軸が違うというふうに思っておりますので、そこは一応整理をしてお話を、私のほうもさせていただければと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　時系列的に違っているのかもしれないのだけれども、私は、文書でサウンディングの条件というのを書いておかないと、そのときに交渉ができないなと思っているのです。サウンディングの内容というのは、それは口頭でやっていたら交渉できないですけれども、その点はどうなのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長　お答えさせていただきます。

県のサウンディングの中に、前提条件の中に、先ほど申し上げました「当該地が歴史的に埼玉県の文化・教育の中心であり、また自然環境の豊かな土地であるため、それにふさわしい活用方法が望ましい」と前提条件に付していただいておりますので、当然、もうサウンディングの条件に付していただいておりますので、そこは埼玉県さんも十分配慮はいただけるというふうに私どもは感じております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　ずっと読んでいますと、そういうふうなことも書いてあるけれども、11月29日の議事録なのですけれども、読んでみますと、「国としては、地元自治体の県や町が譲渡を受ける意向がないのであるならば、民間企業者向けに公募を行うことを考えている。もし公募で事業者が決まらなかった場合は、県との契約では土地を更地にして返還することになっているが、市街化調整区域ということもあり、町の意向を抜きにしては跡地利用は検討できない」というふうになっていて、そして実際に、ヌエックの中には水路があるのです。嵐山町の議会の議決が市街化調整区域であるから、必ず必要になってくるというふうに、それをずっと書いてあるのです。そうする

と、どういうふうな形で嵐山町がやっていくかというのはとても重要になってくるので、私は、サウンディングというのは書面で書いてもらうというのが一番最初で、多分安藤課長は自分でメモを取っていらしたと思うのです。でも、メモだけではなくて書面でやり取りをするというのは、とても重要なことであると思いますので、これからも行いがありましたら、必ずメモでなくて文書で出していただきたいと思います。

それで、次行きます。これから埼玉県のサウンディングが始まると思うのです。埼玉県のサウンディングが始まるときに、私が思っているのは、昨日もありましたけれども、観光ＤＭＯで４万人の年間宿泊者を嵐山町は予定していた。それが一切宿泊というのがなくなった。私も本当にこれを見て、読んでいてびっくりしたのですけれども、嵐山町は、宿泊するということに関して、全然意識がないのです。嵐山町の議会でも宿泊したことがある人というのは青柳議員と私だけだったのです。職員も恐らく宿泊はしていないと思うのですけれども、この宿泊で交流人口がいかに広がっていったか。これは、私は物すごくマイナスな、宿泊棟がなくなるということがすごくマイナスであるなというふうに思っているのです。

子どもたちも小中高生、大学生も宿泊をして、そしてそこで学んでいたし、外国の方、ボランティアなんかの人たちもみんな宿泊をして一緒に学んでいた。その交流人口がなくなるということが、どんなに嵐山町にとってマイナスであるかということを考えますと、今、観光ＤＭＯは、ここのところはなくなっていますけれども、私はこれはいろんな形があるけれども、例えば宿泊に関してはホテルのヘリテイジが取ったり、それからＹＭＣＡのホテル学校が取ったり、いろんなことがこれから考えられると思うのですけれども、それを一つ入れていくことで嵐山町のマイナス部分というのがなくなってくると思うのです。そこの部分をなくして、嵐山町の行政が町民の方たちやほかの人たちが、どういうふうに町外の人たちと交流していたかということを把握なしでこんなことをやっては、私はすごくマイナスになっていくなというふうに思っていて、それは町民にとってすごく不利益です。そこのところはやらないように、サウンディングの中に入っていってほしいし、そういうふうなことについての考え方を伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　私のほうからお答えさせていただきます。

最初に申し上げましたように、国はこの跡地利用といいましょうか、それにつきましては、県、国が使う部分、男女共同機構として使う部分、これはここですよ、それ以外については、何度も申し上げますが、当初、国は、県に更地で返しますよと、こういう条件だったわけなのです。その中で様々な検討を重ねる中で、今のような形で町の意向も酌んで、サウンディングを県が国に対して行っていただく。このサウンディングというのは、一番最初にまず問い合わせたのは、県はこの跡地について、県の事業として県がお使いになりますかと、県は県事業としてこの跡地について使う

意向はありませんと、町はいかがですか、町も残念ながらそれを町事業として使っていくということはできませんということで、まず国は県と町の意向を聞いたわけです。ところが、県事業としても、当然町事業としてもこれについてを使っていくということはできませんということでお答えをさせていただいた。

続いて、県はその跡地を更地で返してもらうのか、あるいは民間事業者の開発という形で、そういった意向を確認するためにサウンディングを行っているということでございます。

つまり、何が言いたいかと申しますと、昨日の答弁でもお答えを申し上げましたとおり、いわゆる観光協会の当初の目的であれば、そのヌエックのこの宿泊施設、そこでの宿泊客も来客として見込んでおったわけですが、これについてなくなるというのが現実だと。現実となれば現実を受け入れた形で今後どうしていくかということを見直していかなければならないというのが町の考え方でございます。仮に今、民間利用という形であの宿泊施設棟をそれを民間事業として使っていくと、そしてそこにまた宿泊客を泊めることができるというような開発計画でもあれば、これはまた利用させていただきたいというふうに思いますが、そういった事情には今ないと、今のところではあそこがなくなるということを前提に今後の事業展開を考えていかざるを得ないという現状でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私、サウンディングとか、それから公民連携というのをずっと調べてみました。そうしたら、かなりいいものがあるのです。ヌエックだけでやっていたら駄目なのだな、これはというふうに思いました。これは、国の事業でやっていくから、こんなに男女共同参画も進まないし、そして女性支援もできないし、では公民連携でやっていくほうがうんといい。そのために、私は男女共同参画センターをどこかでつくって、そして観光ＤＭＯでもいいです。宿泊場所がないと交流ができませんから、それをつくるためにも県のサウンディングに入ってもらいたい。そして、ほかの、どうやって、いろんなプロジェクトが同時に進行しているところがあるのですね、オガールとか、それを見ていると。なぜこんなふうにできるのかなと思うと、やっぱりそれなりのものがあります。

埼玉県は残念なことに、資本のところは埼玉りそなしかなくて、もう一か所あったかな。でも、もっといろんな形で財力があるものがあって、そしてもっと豊かな発想があって、そこに取りあえずは入っていく、そういったサウンディングをしていく。その中に嵐山町自身が男女共同参画であれ子どものことであれ、しっかりした視点を持って、あの10ヘクタールの場所、自然豊かな場所ですよ、あそこを使うということをどうやったら使いこなせるか、私、ＹＭＣＡのホテル学校だって頼んでもいいなと思うし、立教の観光学科だってあります。いろいろある。それに関してサウンディングしたとして、公募しないかもしれないということはあるかもしれない。でも、せっかく本館が残って、あれが残っていて、これを利用しないという手はないので、私は何とかしてここのとこ

ろでもう一頑張りしないと、嵐山町がもう一頑張りして、男女共同参画というか、この嵐山町の議員の数ですと20％行かないのですか、女性が。そういうふうな状況です。それをジェンダー平等、ギャップを嵐山町から返しながら国全体でやっていくというのは国がやるからではないのです。地元の人たちがやっていかないとできない。そこのところを頭に入れて、男女共同参画というかな、男女共同参画事業を考えていかないと、日本全体はますますジェンダーギャップは広がっていきますよね。それをよしとして、嵐山町の出生率が下がっていっても構わないよって、１年間40人ぐらいの出生しかできなくてもいいよというふうな形で、町長はいないと思うのです。行政だって、行政マンだって出生率が低かったら困るなというふうに思っていると思うのです。それをなぜそういうふうになっていくかということを考えながら、今の男女共同参画機構をつくっていくという意識がなければ、何ですか、センター・オブ・センターとして嵐山町はここに位置するわけですから、そこのところはもう一生懸命頑張って、何としてでもやっていこうという機運にならないといけないのです。そこのところについて、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今回のいろいろな交渉の中で、国のほうからは嵐山町としてもこういうふうに使っているのです、ああいうふうに使っているのです、ではどうやって使っているのですか、全部出してください。出した、その内容の90％以上、ほぼ100％でしょうね。女性教育会館の設置目的ではないですけれども、そういった女性の権利あるいは男女共同の平等性、そういったものに関わるような事業で使っているということはほとんどないのです。そういう使い方でも、いろいろなヌエックのほうのご理解の中で地元の人たちにも開放してこうですよという中で使わせていただいているわけです。

ですから、例えば先ほどの宿泊、嵐山町に宿泊所がないからあそこのところを宿泊やって観光のどうのこうの、とんでもないことだと思います。これは嵐山町のエゴイズムであって、例えば青森の人、沖縄の人、そういう方から見れば、おまえ何考えてるのって、俺たちの税金使って、毎年修繕費を２億円使わせて、そしてなおかつ運営費は年間５億、６億かかっているのだよ。嵐山町で出すのだったらどうぞと言われたときに、どうしようもないです。やはり国だって嵐山町をいじめるためにそんなことをやっているわけではないですから、様々な大きな視点から考える中で、こうだよなという中で、でも最初の提案はあまりにも唐突過ぎた。だから、もうちょっと、あそこの土地というのは、嵐山町民にとって魂の宿るところなのですよと、それだけ歴史的にも大切なところだから、ぜひいろいろな判断をするときには、その点だけは念頭に置いて判断をしてくださいということを私はお伝えをしたわけでありますので、それが全てであります。

ですから、男女共同のこうだとかああとか、そういう事業のどうのこうのということは、一切私は話していません。ですから、今の渋谷議員が言われるような宿泊はどうの、嵐山町の出生率を上

げるためにここのところ残せ、そんなことは私は口が裂けても言えません。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　ヌエックが男女共同参画に関わる事業を実際に４％しかしていないのです。見ていて分かったのですけれども、国会の内閣委員会の答弁を見ていて、これはヌエックの問題だと思いますよ、ヌエックの問題。ヌエックの問題を嵐山町やほかの人たちに押しつけている。男女共同参画局がそれを押しつけている。でも、そこのところを切り返していかないと、嵐山町はあそこはやっぱり魂だったのでしょう。私は、そこが魂だというふうなそういうことは言えません。ですけれども、ここが嵐山町にとって魂だったというふうに言えるだけの町長がいるのだったら、やっぱりそれは大切にして今男女共同参画であそこにあるわけですから、男女共同参画というのをこれからも持っていくために、どうにかしてやっと何とか本館が残ったのです。多分町長が頑張って、安藤課長も頑張って、下村教育長も頑張って発言したのですよ。だから何とか残った。そうしたら、それはもう一回持っていくだけのものを持っていかないと、私はこのままだと嵐山町自身は交流人口も少なくなっていって、比企郡下ではほとんど消滅自治体だったのがやっと消滅自治体ではなくなってきたのですよね。それを盛り返すためにはやっぱりやっていかなくてはいけない。そこのところで、何とかサウンディングに関しては少なくとも嵐山町は参加していく。そして、何とかして、私は宿泊棟は100人でも何人でも、150人でも残っていたら、それだけでこの子どもたちにとっても豊かなものがある。それから、外国の方たちもみんな来ていて、それもあった。それが全部なくなっていて、今は何か事業をしようと思っても、川越近辺、浦和のほうからはもう人が来られません、宿泊がないから。そのくらい嵐山町のヌエックを使った交流人口というのはなくなってきています。それをなくさないように、どうやって嵐山町がある程度の主導権を持っていく、主導権ではないですけれども、プロジェクトを持ってやっていかなくては、そして参加していかなくてはいけない。そこに関して言えば悪いのですけれども、男性だけではだめですよ。こういう考え方ではなくて、女性職員も一緒に加わってやっていくということを考えていただきたいですが、いかがでしょう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えさせていただきます。

今の最後の言葉を聞いても、女性が全然関わっていないとか、そういった極端から極端の認識は非常に私は抵抗感があるな、そんな日頃の中から、この議会においても、女性だから男性だから、若いから年取っているから、そんなことは一切嵐山町ではないと私は信じております。

そして、何といっても、最初、完全に移転をする、あるいは譲渡するというようなところから、国のほうは大きな政策転換を図っていただいて、あそこに嵐山町に存地するということで決断をしていただいた。残るだけでもありがたい。しかし、それプラスアルファであそこを改修して、それ

で地域の人たちにも交流の場として供することができるように、そういった配慮もしましょうというところまで国のほうでは我々に提案をしたわけです。私は、非常にありがたいことだなというふうに思いますので、今の渋谷議員の発言に関しては私は受け入れるわけにはいきません。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　あれですよね。町長は自分の考え方だけですよね。私、全体の女性の考え方とか、いろんな人のこと、子どもさんのこと、子どもを育てている人、そういったことを考えて、あそこの場所は必要だなというふうに思っています。それに関して本館が取りあえず残ったというのはよかったことなのですよ。だけれども、それをさらに広げていくということを嵐山町がやっていかないと、埼玉県自体の男女共同参画というのは、例えば坂戸と鶴ヶ島には男女共同参画センターがあって、何かちまちまちまちま、ちまちまではないですけれども、一応ありますけれども、嵐山町には一切ないです。そういったところを発展させていくということが必要なので、これ以上は言いませんけれども、サウンディングに関しては文書で必ずやっていく、そして参加していく、嵐山町として参加していくということに関してお答えをいただたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　その前に、今の発言そのままにしておくとちょっと誤解がありますので、私自身の考え方だけでこういう発言をしている。とんでもないことです。もう県にも、それから国のほうにも発言をするとき、あるいはその要望書を作るとき、庁内は庁内の中で会議を何度も開き、そして多くの方たちの意見をまとめ、そして最終的にこういう形でお願いをしていきましょうということで進んでおります。子どもとのことも女性のこともみんな私自身も考える、そういう総合的の中での発言でありますので、私の独断と偏見で言っているわけでもありません。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　安藤課長が国に対して発言していますよね、松川さんに関して。私がどういうふうなことを発言したか、女性やそれから障害者の人たちのことも考えていろいろやってほしいというふうに言ったのをお話しされていますよね、松川審議官に。そういうふうなこともあって、だけれども、そういうふうなことを嵐山町では行っていないです。庁舎の中でやったかもしれない。だけれども、それは見えていません。男女共同参画会議があったかもしれないけれども、それでも話していない。そういった部分があります。ですので、それに関して私はもうこれ以上は言いませんけれども、嵐山町では少なくとも国立女性教育会館、今のヌエックの敷地をしっかり、少なくとも宿泊棟も残して、小さいながらでも残して、そして、あの空間を、手を出さないというふうな形で町長は言われていますけれども、そうではなくて、やっぱり嵐山町がある程度の、この地元のホストなのですから、それをやっていくという気概の中でやっていただきたいと思います。

次行きます。手挙げているよ、私も長いの嫌だから。

○森　一人議長　答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　お答えしたいと思います。

今宿泊の話が出ましたけれども、この宿泊施設を使わなければ男女共同参画の事業を的確に効率よく推進できるかどうか、そこを判断するのは嵐山町ではなくて国のほうですから。ですから、国のほうでそういうふうに判断すれば残せるでしょうし、残さなくても十分ほかのやり方でできるという判断であれば、残さないという判断になろうかと思います。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　既に宿泊棟はなくなるのですよ。なぜかというと嵐山町が宿泊棟を必要としないから、そういうあれですよ。

次に行きます。

○森　一人議長　どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　嵐山町太陽光発電の設置及び管理等に関する条例の改正についてです。

（1）として、資源エネルギー庁の太陽光発電認定状況の情報では、町内には73発電所の申請があり、そのうち68発電所が設置し運転していることが分かります。条例制定後の申請件数、林地開発許可の改正後の申請について伺います。

（2）として、条例制定前の太陽光発電の地位の継承が行われた件数、条例制定後の地位の継承についての問合せ件数について伺います。

（3）として、稼働後20年で太陽光発電のパネルの撤去が行われますが、廃棄費用の積立てや外部積立制度で積立状況を公表されています。実際に公表はどのように行われているのか。嵐山町はどのようにつかんでいるのか伺いたいと思います。

（4）として、条例制定以前の太陽光発電は、町との協定はないと考えますが、町と協定した太陽光発電件数を伺います。

（5）として、条例の改正についてです。

ア、町の条例改正の条項について伺います。

イ、業者を変更し、地位の継承がされる場合、地域の説明会開催の義務づけについて条例改正に必要だと思いますが、伺います。

ウとして、0.5ヘクタールを超えるものは林地開発許可の対象になりました。簡易な環境アセスメント及び住民アセスメントの義務づけが必要であると考えます。条例制定後の申請はいずれも0.5ヘクタール以上のものと推測しますが、考えを伺います。

エ、ソーラーパネル撤去後の原状復帰について、パネル撤去費用の積立てのほか、森林回復費用も含めるべきであると考えます。これは、都道府県でやっているところがあるのです。撤去後の森林回復を含めて協定を結ぶべきだと思いますが、考えを伺います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）から（５）について答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　それでは、質問事項２の（１）につきましてお答えいたします。

条例制定後の事業届出件数は、林地開発許可の対象とならなかった案件で、越畑地区で１件、杉山地区１件、将軍沢地区１件です。林地開発許可の改正後5,000平米以上の申請はありません。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。条例制定前については把握できませんが、制定後の施設につきましては、地位の承継届を１件受理しております。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。公表につきましては、認定事業者であれば電力広域的運営推進機関のホームページから閲覧することができますので、事業者を通じて公表していただくことになります。また、国の廃棄等費用積立ガイドラインでは「保険加入の努力義務」が明記されており、民間保険会社の損害保険にオプションとして廃棄費用をつけた保険により対応することも考えられます。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。条例制定以前の発電施設につきましては、ガイドラインに基づいて設置しており、当時のガイドラインには協定に関する規定がないため、町と協定を結んだ案件はありません。

続きまして、（５）のアにつきましてお答えいたします。条例改正につきましては、地域住民からの要望もあり、県内でも規制に関する条文を施行している秩父市等にも伺い検討しておりますが、規制を強めるに当たっては法的に難しい部分もありますので、慎重に進めていかなければならないと考えております。

続きまして、（５）のイにつきましてお答えいたします。再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法施行規則の第８条において「事業譲渡、合併又は会社分割等を原因として認定事業者を変更する場合は、計画変更に伴う変更認定に当たって説明会等を実施すること」と規定しており、昨年２月に資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」にも明記されておりますので、説明会の開催は必須であると考えております。

続きまして、（５）のウにつきましてお答えいたします。「太陽光発電施設の設置及び管理等に関する条例」は、設置するまでの手続に関する条文であり、県内自治体の条例を見ても手続に関する条文となっております。現状として、令和４年４月の林地開発許可制度の見直し及び令和５年４月の町現行条例の制定後は事前相談も含めて0.5ヘクタールを超える案件は１件のみですので、現時点では簡易なアセスメントや住民アセスメントの義務づけは考えておりません。

続きまして、（５）のエにつきましてお答えいたします。ソーラーパネルの耐用年数はおおむね20年から30年と考えられており、耐用年数が経過した後に太陽光発電設備をそのまま継続するか撤去するのかは発電事業者の判断となりますが、設置段階において、事業廃止後にどのように土地を利用するかは未定であると考えます。そのため、未定での協定を締結するというのは難しいのではない

かと考えます。協定書の中に「この協定に定めのない事項について、その都度両者で協議する」と定めておりますので、例えば20年後、ソーラーパネルの撤去の方向が決まった段階で、協議が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を４時10分といたします。

休　　憩　午後　３時５８分

再　　開　午後　４時１０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○森　一人議長　冒頭、川口議員の質問に対しまして教育委員会から答弁の訂正がございますので、これを許可いたします。

下村教育長。

○下村　治教育長　それでは、川口議員の質問に対して、答弁の修正をお願いいたします。

質問事項４の（１）、教育環境について、再編時、今年度から見ると教員は何人減るのかの第１答弁でございます。この中で「通常学級を基本に教員数を考えると」と第１答弁でお答えいたしましたが、「学級数を基本に教員数を考えると」と、「通常学級」という文言を「学級数」という文言に訂正をお願いいたします。訂正しておわび申し上げます。

○森　一人議長　それでは、第12番、渋谷登美子議員の再質問からになります。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　５の（ウ）について伺います。私、滑川町の条例を見ていたのですけれども、やっぱり滑川町の条例のようにミヤコタナゴ中心にやっていますけれども、そういうふうな形で、私は嵐山町の環境審査というのですか、トウキョウサンショウウオとかもっといろいろあると思うのですけれども、そういったものの環境影響評価というのですか、そういうようなものを持っていくべきだと思うのですけれども、その点について伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　すみません。最後のほうが聞き取れなかったのでもう一度お願いしてよろしいですか。

○森　一人議長　渋谷議員、お願いします。

○12番（渋谷登美子議員）　滑川町の太陽光発電の条例ありますよね。それに関してはミヤコタナゴ

を中心にして環境アセスメントというか、環境評価をしていますよね。そういったものを嵐山町で持ってくるべきであると思うのですが、それは例えばトウキョウサンショウウオのようなものよりも、もっと指標になるものがあると思うのですが、その点についてはいかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　お答えいたします。

今現時点では嵐山町ではそのような考えはございません。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　農業のため池遺産では同じ位置にいるのですけれども、残念です。

次に行きます。ゼロカーボンシティ宣言の取組について伺います。

（１）として、気候危機が深刻になってきています。対応を伺います。

（２）として、ペロブスカイト太陽光電池は、高い、湿気に弱い、耐用年数が短いなどの課題が残っていますが、これからの再生可能エネルギーの主流の一つと考えられています。本庁舎２階のガラス天窓へのペロブスカイト太陽光パネルの利用も考えられますが、今後のハード事業の一つとしての検討を伺います。

（３）として、農業のソーラーシェアリングが気候危機の一つの解決策、農業者の高齢化による担い手不足、有機農業への入り口の一つとなり得ると考えていますが、町での農業によるゼロカーボンシティ宣言の取組を伺います。

（４）として、農業におけるソーラーシェアリングは有効であると考えています。千葉県匝瑳市において、耕作放棄地にペロブスカイト型のソーラーパネルを設置し、太陽光発電の売電収入と農産物の販売で収入の多層化が図られています。市民エネルギーちば株式会社において実践されています。ペロブスカイト型のソーラーの下の水田では、日中では最高３度の気温の差があり、パネル下ではメタン発酵が50％程度減少する結果が出ています。2030年には稲の収穫量は30％減収の可能性が指摘されています。耕作放棄地を含めた農地へのソーラーシェアリングは研究すべきであると考えていますが、考え方を伺います。

（５）として、耕作放棄地の活用並びに有機農業の推進には、ソーラーシェアリング、そして企業等の農業参入は有効であると考えています。町内への農業の企業参入への現状を伺います。また、企業参入の課題を伺います。

○森　一人議長　順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、根岸環境課長。

○根岸隆行環境課長　それでは、質問事項３の（１）につきましてお答えいたします。

現時点での取組につきましては、生ごみ処理器設置補助として購入費の２分の１、上限４万円を

助成し、ごみの減量化を図っており、地球温暖化対策設備設置費補助として、住宅用太陽光パネル及び電気自動車の充給電システム設置に際し５万円を助成しております。また、ペットボトルキャップのリサイクルボックスの設置及び公用車への電気自動車の導入も徐々に進めているところです。引き続き、財政状況等鑑みながら、町として実施可能な施策を模索しCO_2の削減に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　次に、小項目（２）について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　質問事項３の（２）についてお答えいたします。ペロブスカイト太陽電池については、従来の太陽電池よりも柔軟性があるなど次世代の再生エネルギーとして期待されているとのことですが、質問にありますとおり湿気に弱い、耐用年数が短いなどの課題もあるようでございます。現在、本庁舎において太陽光パネルを設置する計画はございませんが、今後設置に向け検討を行うことがある場合には、ご提案を参考にさせていただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　最後に、小項目（３）、（４）、（５）について、中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、（３）につきましてお答えいたします。

農業者によるゼロカーボンシティ宣言につきましては、主に次のような取組を行っております。

１、水稲栽培において農業用ドローン・直進アシスト付き直播機の導入によるスマート農業の推進。

２、町内有機農業者のネットワークづくりを推進し、有機農業の取組面積を拡大。

３、節限対象農薬や化学肥料を通常よりも半分以下に減らした埼玉県特別栽培農産物の取り組み農家・品目の拡大。

４番、牛ふん・堆肥（大地の恵み）の利用促進。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。令和７年３月に策定された嵐山町の農業の10年後に向けた地域計画の目標においては、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針として、担い手に集積・集約を進めていくこととなっております。現状では、企業等による農業におけるソーラーシェアリングの参入を目標としている地域はございません。しかしながら、企業等から農業におけるソーラーシェアリング等の相談があった場合は。具体的な計画をお聞きし対応してまいりたいと考えます。また匝瑳市の先進的な取組についても参考にさせていただきます。

最後に、（５）につきましてお答えいたします。現在の町内での農業企業参入は３社であります。１社目は、施設栽培イチゴ・ブドウの栽培、２社目は、露地野菜の栽培で、現状といたしましては、本格的参入前の研修圃場となっております。３社目につきましては、営農型太陽光発電施設において発電施設の下部の農地でお茶の栽培を行っております。

企業参入の課題といたしましては、農地の面積や場所など企業側からの条件を満たさないといっ

た点でございます。

また、農地への野立て太陽光発電施設の計画を断念し、新たにソーラーシェアリングで計画を変更するなどの相談では、発電施設の設置者と施設の下部で営農を行う者が異なる場合が多く、法人等の農業者が事業主体となる、農水省が紹介する優良事例のようなケースがないという点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私は、農業に関しては、高齢者の問題と、それから企業が入ってくることでその高齢者の問題、パートで働くことができるという形があって、それは企業が入ってくることで高齢者の人口減少というのですか、農業者の減少に関して、これは企業が入っていくことでとても有効な活用であると思っていまして、特にソーラーシェアリングに関しましては、企業がお金を出すことで、そこでソーラーシェアリングで、ソーラーの部分に関しては企業が売電収入を得てそこのところでやっていく、その下で農業をやっていくという形で何とかやっていけて、それで耕作放棄地に関しては、これはとても有効な案であると考えているのですが、これに対してはどういうふうな考え方を持って、今の現状では多分嵐山町では農業を衰退していくと思うのです。それを衰退させないための方法としてソーラーシェアリングというのは有効であると考えているのですが、それにはあまりに企業として、発電施設の設置者と農業者が異なる場合が多いので難しいということですけれども、そうではなく、実際にはそういったやり方自体を嵐山町が主導できないという状況があるのかなと考えているのですが、その点について伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　それでは、お答えいたします。

渋谷議員がおっしゃったように、やはり企業参入して地元で雇用するソーラーシェアリングにかかわらず、企業が参入すると地元に雇用が生まれるのではないかという期待感がございます。

実際に企業参入のお話が来て、ここで紹介した企業参入している２社目の露地栽培の試験圃場というところも企業で、後々スーパーの契約野菜なんかを栽培して広くやりたいというお話もあるのです。そのときにやはり地元で雇用したいという話があったのです。実際に今、試験圃場で社員の方がやっているのですけれども、そこでやっぱり雇用したいという時点でも、指導農家はやっと集まったのですけれども、ちょっと来て何時間かやってくれるというパート的な方がなかなか実際集めてみると集まらないというのが今の嵐山町の状況でございまして、嵐山町だけではなく全国的にそういう傾向もあるのかなということで、そこら辺が、答弁の問題点にはなりませんでしたが、そこら辺も問題となってございます。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私は、ソーラーシェアリングというのは、やはり企業がある程度お金を出していく、それでやっていけるので、その中での売電収入とそして下での農業というのが、嵐山町では規模的には非常に難しいのですか。脱炭素に取り組む企業がそういった形をやっていくというのも結構あって、例えば京セラと協働してやっていくところがあったり、イチジクをそういうふうな形でやっていくとかいろいろあるのです。みどりの食料システムの戦略推進交付金というので、それでどんどん進めていくわけですし、そのほうが私は有機農業も進めていけるなというふうに思っていて、今の現状だとここでストップしてしまって、特に耕作放棄地に関してはそれをどのような形で改善していくかというと、やっぱりある程度のものがなくて、そしてソーラーシェアリングの場合は地温が下がるわけです。それでもって、ソーラーがあるから稲なんかも焼きを防ぐというのですか、そういった形ができるというので、私は自然エネルギー財団というのですか、これはすごくいいなと思って見ていて、嵐山町ではやはりそれは難しいのかな、慣行農家が多いということなのでしょうか。それともももっとそういうふうなことに関しての嵐山町が独自に支援をするということができないのか、特に耕作放棄地がこのまま放置されていきますと、ますます広がっていくわけですから、そこの点についてはどのような考え方を持っているのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

　中村農政課長。

○中村　寧農政課長　耕作放棄地、すなわち遊休農地とも言いますけれども、そういったところのやっぱり解消というのは、渋谷議員がご心配するとおりに、常に考えていることでございまして、その中で、ある程度、ソーラーシェアリングなので広い面積がまとまっているところ、またちょっと田んぼですと、稲作ですとなかなか担い手がいい場所、ちょっと稲ですとソーラーシェアリングですと、谷津田のほうで日当たりがあまり悪いものでソーラーシェアリングには向かないかなとは思うのです。しかしながら、信頼できる企業がジョブの発電施設をやる企業を見つけて、地元に信頼を得られれば、マッチングを町で行うことは可能でございまして、私もちょっと研究しておりまして、埼玉県の美里町ではかなりソーラーシェアリングが盛んに行われまして、下でサカキを育てているのです。恐らく、有機かどうかは分からないのですが、そういったものもやって、一部水稲もやっているそうです。そこは東急不動産との連携協定を結んでやっているということも聞いていますので、そういったことを参考にちょっと検討してみたいと思います。

　以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　嵐山町の企業の中で農業に参入していくという企業はないのですか。ヤオコーさんが、これは嵐山ではないけれども、募集していたりいろいろあると思うのですが、そういった形での企業の参入というのは３社だけということで、それ以上には広まっていかないですか。

その点について伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　企業参入のお話で、ヤオコーさんからのお話はないのですが、現状で言いますと太陽グリーンエナジーさんが施設のイチゴとワインのブドウをやっております。ちょっとその地元雇用の現状のほうは把握していないのですが、近隣からはパートを雇用しているという情報も伺っております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私は、企業参入と同時にソーラーシェアリングというのが気候変動にとても役に立つということが、今のこの夏の状況を見ていましても、これはかなり改善しなくては、社会構造自体を変えていかなくてはいけないので、ソーラーシェアリングというので農業で一つできるかなという希望はあるなと思うのですが、それについては嵐山町の農業政策では入って……課長はちょっと関心があるということですけれども、具体的に政策としてはどのような形で取られているのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　お答えいたします。

総合振興計画の中には、遊休農地等は企業参入を積極的に推進するということをうたっております。しかしながら、そこでソーラーシェアリングという言葉が出てきませんが、その企業参入の中には広い意味を考えていますので、まず先ほど議員がおっしゃった国のみどりの食料システムの戦略推進交付金というのがペロブスカイトの支援事業でございます。ここに入る支援を受けられる方というのが国で今推進していますみどり認定というのを受けた事業者や農業者でないといけないので、少し参入する方のハードルが高いのかなという感じがします。そういった意味でもしっかりした農業者を見つけて考えてまいりたいと思います。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　みどり認定された事業者というのはどの程度いらっしゃるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　嵐山町では１人認定されております。まだまだ始まったばかりなので、県内においてもまだ少ないというのが現状でございます。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　匝瑳市だと、40団体がソーラーシェアリングをしているのです。そこのところでどうして、３万3,000人の人口なのですけれども、そこの差というのは何があるのでしょうか。埼玉県の農業指導の問題なのか、千葉県の農業指導の問題なのか、それともゼロカーボンに対しての考え方の違いなのか、そこら辺はどのように分析なさいますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　みどり認定をされた農業者ですが、ちょっと県内全域だと私把握していないのですけれども、町内では１人ということで、比企管内には数名はいるという話で、全体の取得の温度差というのはなかなかちょっと今の現状では把握していないのが現状でございます。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　では、これはまたやっていこうと思うのですけれども、私も実際に視察したりしていないので、どういうふうな形でやっていけば農業にソーラーシェアリングを入れて、そしてそれが気候変動を少しでも抑える形になっていくのかということを考えていきたいと思いますので、比企郡内でもそういうふうな形のものというのは、私は１か所、２か所ぐらい、サカキので見たことはあるのですけれども、嵐山町ではないですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村　寧農政課長　嵐山町で営農型は、先ほど答弁を申したとおり１か所でございます。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　次に行きます。

○森　一人議長　どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　小学校の学校給食無償化について伺います。

小学校の学校給食無償化が2026年４月より始まりますということです。そして、追って中学校の無償化も始まるということです。

（１）として、国の無償化の範囲に対しての通知について伺います。

（２）として、嵐山町での国の学校給食無償化に関しての課題を伺います。

○森　一人議長　それでは、小項目（１）、（２）について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、質問事項４の（１）につきましてお答えいたします。

小学校学校給食無償化につきましては、国において正式に法案が成立している状況ではないため、

現在のところ国からの通知はございません。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。正式な決定がされておりませんので、想定される課題としてお答えをさせていただきます。

まず、補助制度の内容により町が一部費用負担することが考えられ、そのためには予算の確保が必要です。また、事務手続を行うに当たり生活保護など国から他の補助金を受けている世帯は負担する機関が異なるため、給食費の算出と負担先の割当てにおいて複雑な精算業務が生じるおそれがあります。

さらに、中学校での無償化が同時に行われない場合は、保護者負担も継続するため、事務作業を行う職員に負担がかかるなどの課題が考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　国からの法制定がされていないということですよね、実際には。そうすると、来年の４月に間に合わせようとすると、国の法制定はいつだったらできると思われますか。いつだったら来年の４月から無償化が可能になると思われますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

いつだったら間に合うかということをこの場ではちょっとお答えできませんが、国のほうでやると言ったらそれに合わせてやっていくということになろうかと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私は、まず最初に、問題として給食費の徴収方法をどういうふうにしていくのかなというのがあると思うのですが、それについては来年の４月から一応やるという形で言われているので、変更が必要なのかなと思うのです。その点についてはいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

先ほどのご質問のいつまでにということも、当然、来年の当初予算の計上に間に合わないとなかなか難しい点もあるかと思います。

また、今のご質問の給食費の徴収方法についてでございますが、無償化というものが、保護者から徴収をしないということになるのか、あるいは現在嵐山町がやっているような形で、一旦徴収をして全額補助するというような形になるのか、そちらについても何も国のほうから示されたものがございませんので、現在のところはお答えすることができません。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　国のほうからこうやりますよというふうに出てきたら、嵐山町独自でどういうふうな制度設計をしなくてはいけないかということを伺いたいと思うのです。まず、公会計になっていないですよね、嵐山町の給食は。それを公会計にしていくという、公会計にする必要もあるのかどうか分からないのですけれども、その点について、中学校が残るわけですから、公会計にして、それで幼稚園も残るわけですよね。それどういうふうな形で考えられますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えをいたします。

嵐山町は、今は公会計ではなく私会計でやっておりますので、町で直接保護者から給食費を納めていただいているわけではございません。そういったことで、今度国のほうで無償化といった場合にどういう方法で、このまま私会計を続けるのであれば、中学校の保護者からは従前どおり徴収させていただくということになろうかと思います。

小学校の保護者からにつきましてはどのようになるのか、また考えてまいりたいと思いますが、公会計につきましては、この無償化が始まるということを前提といたしますと、今のところ公会計に切り替えていくというような考えは難しいかなと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　今現在、週に３回米飯ですよね。米飯の場合に、多分このまま続けていくと給食費はさらに上がるのかなというふうな感じがするのですけれども、国がどの程度の、無償化に対して実際に出すと考えられるか。実際に、無償化になったときに嵐山町の負担があるかないかというのは想定できますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

給食費の額については全国一律ではございませんので、国が無償化と言ったときに、どこの自治体もその設定している額の全額をもらえるということは想定しにくいと考えております。ですので、一部町が負担しなければならないものというのは想定しなければならないと思いますが、どの程度国のほうに負担をしていただき、国が無償化というものを進めていくのかにつきましては、まだ法案も出ておりませんので、現在のところは分からない。ただし、町のほうでも無償化とはいえ保護者には無償化でございますが、町の負担というものは生じるのではないかと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　ということは、食材費だけが無償になるというふうな感覚でいて、そして嵐山町の学校給食に関しての職員の経費とか、そういったものは全く無償化にならないというふうに考えていくということですね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　そのとおりでございます。

もともと保護者に負担をしていただいているものは食材料になりますので、その部分の無償化と想定しております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　次に行きますね。

○森　一人議長　どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　駅ボランティアの導入についてです。

武蔵嵐山駅の2024年度の１日平均乗降人員は6,487人でした。小学生の通学にも駅を利用しています。駅ボランティアは、機能障害のある方、高齢者、妊産婦、ベビーカー利用者、外国人などの移動困難者のサポーターの総称です。移動困難な人に対して見守り、案内サポートを行う。武蔵嵐山駅で、かつてですけれども全盲の方がプラットフォームから線路に落ちたことがあるということです。武蔵嵐山駅構内には人が集う場があり、ボランティア講座は開催しやすいと考えています。武蔵嵐山駅から東武東上線の駅ボランティアを広げていくことで、嵐山町のイメージアップにもつながると思いますし、駅を利用される方にはとても便利なありがたいことだと思いますので、駅ボランティア制度の導入について伺います。

○森　一人議長　それでは、答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、質問項目（５）につきましてお答えいたします。

駅ボランティアは、地域サポートアシスタントとも呼ばれており、平成29年２月に決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画で示された心のバリアフリーを体現する一つの取組として多様な利用者の多い鉄道駅での移動困難者の方々の支援を行うものであり、国土交通省がその普及に力を入れております。

国土交通省が作成した地域サポートアシスタントスタートアップガイドブックには、駅ボランティアを実施するに当たり決められた形はなく、ボランティアを実施する駅や地域に合わせ、ボランティアを実施する方が安全な範囲内で有効な活動ができることが重要と記載されております。駅ボランティアは、鉄道駅を中心に実施するものであり、鉄道事業者と話をしてみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　東武鉄道とお話をするということですけれども、導入は、私はそんなに難しくないかなと思っているのです。特にあそこは駅のところに集まる場所があるので、そういったことを利用してできるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　議員の質問の中でも、嵐なびのところがありますけれども、スペース的に考えますと、このボランティアを実施する方の講習等は可能かと思います。ただ、この移動困難者ということで一くくりにしてございますが、例えば障害を持っている方でいけば、先ほどお話をいただきました視覚の障害の方もいらっしゃれば、肢体不自由といって車椅子を利用される方もいらっしゃったり、あるいは知的な障害を持っていたりとか、様々な障害が考えられます。

先ほど答弁でもお話ししたこのスタートアップガイドの中に、もう一つ研修のガイドというのがありまして、これにはやはり心のボランティアということをうたっている以上、障害をお持ちの方あるいは障害に準ずるような方の行動様式ですとか、そういった部分をきちっと理解した上で始めてくださいといったこともあります。既に導入をしています、例えばこの辺ですと、西武鉄道が導入していますが、そういったところでもこのボランティアについては募集をかけた後、研修を行って、その研修が終わった方がそのボランティア活動ができるといったことがありますので、その辺の課題、課題というか、部分をクリアした上で実施しないと、気持ちだけでやりますという中で移動が困難な方の行動様式が分らずに手助けというか、支援しているつもりがかえってその移動困難者からすると困ってしまうということもあると思いますので、その辺はある意味慎重な部分が必要かと思います。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　所沢がやっているのです。所沢の方がやっていて、やはりこれはとても重要なことであるというふうな形で今回一般質問させていただいたのですけれども、こういった研修と、それから東武鉄道と導入の具体的なスケジュールを立てていくということはできるでしょうか。

私は、武蔵嵐山駅ですと、高校生を中心にしたグループや中学生もできるのかなと思って、それでふだんあそこ結構いろんな方が散歩していらっしゃいます。そうすると、２日間ぐらいの研修で終わるのかなと思うのですけれども、毎月ではなくてよいので、４月とか10月とか年に２回ぐらいそういうふうなボランティアさんを公募するという形はできるかどうか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　まず、所沢の状況でございます。所沢市、こちらにつきましては30年ぐらい前ですか、国立のリハビリテーションセンターが設置されております。また、防衛医科大学、病院もございます。駅周辺を含めましてバリアフリー化、あるいは市民の皆様も障害を持っている方の受入れというか、いわゆるノーマライゼーションというか、そういった部分はほかの自治体に比べますと障害の方、別に障害を持っているからどうということがなく、そういった機運が醸成されているまちだと思います。また、乗降客も当然多いのですけれども、所沢市内には９つの駅がございまして、それぞれの駅にそういったボランティアをするという方を募って実施をしているところでございます。

所沢市に関しましては、国が定めた計画の前にもう、2017年ぐらいから市独自でそういった取組をしているということで、これは市それから国土交通省とあと西武鉄道さん３者で協議をして動いているということでございます。

一方で、この地域サポートアシスタント、基本的には混雑時の利用は除くというようなものもございますので､朝ですとか夕方の通勤ラッシュなんかの時間帯は除くということでございますので、嵐山町の駅の利用状況でどの程度の効果があるかというのはまだ分かりませんが、ボランティアとして携わる部分でいきますと、例えば町でいけば生涯学習課でございますし、福祉的なボランティアという部分でいけば町の社会福祉協議会、こちらが携わっている部分もありますので、そういった関係機関ともちょっと連携をしていく必要はあると思いますが、まずは、この駅ボラってあれなのですね、駅の敷地内の中は基本的には駅の職員さんが誘導していただくというところで、そこに橋渡しをしていくというイメージなのです。ですので、東武鉄道さんがまずこの駅ボランティアを行うことを考えてらっしゃるのかどうかというのは、ちょっと話を聞いていきたいと思っております。

○森　一人議長　渋谷議員に申し上げます。発言残り時間４分ほどとなっております。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　まず、東武鉄道ではこの駅ボランティアというのをやっていないというふうに考えていいのですか。未経験なのが東武鉄道というふうな感じで、最初に嵐山町がそれをやってみましょうと手を挙げるということになるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　先ほど冒頭でご説明いたしましたとおり、国土交通省が主体的に展開をしている事業でもありますが、鉄道事業者が参加しての話にはなってきますので、駅舎の利用も含めまして鉄道事業者のほうでそういった考えを持っているかどうかというのが一つポイントになってくるのではないかと考えております。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　東武東上線は、駅のプラットフォームのガードがないですよね。ですから、逆に言えばガードがないからいいのかどうかは分からないのですけれども、そういった意味では嵐山はやりやすいのではないかなと思うのです。それで、もし東武鉄道さんと話合いをするとなったり、スケジュールを導入するとなると、それはどのくらいのあたりから始まるか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　まず、この東武鉄道周辺の自治体さんでこういったお話も出てございませんし、先ほど例に出した西武鉄道沿線の所沢市さんにおきましても、隣地で狭山市さんとかありますけれども、ホームページ上で調べますと、所沢市さんしかヒットしてこないというところもありますので、その自治体の実情という部分があると思います。

スケジュール感でいきますと、事業者がどういう形で実施をしていきたいかという部分も当然ございますし、バリアフリー法の中でも公共の事業者の取組としては、移動するために必要となる乗降についての介助等については、事業者が適切に努めなければならないということでございますので、渋谷議員さんがおっしゃるとおり、ホームドアといいますか、そういうのがないにしても、ホームの転落事故等の防止については駅の職員がしなければいけないということがございますので、駅ボラのボランティアをする方がそこまでを見ていくというところではないのかなということがあります。ですので、まずスケジュール感として、先ほども申し上げたとおり、東武鉄道さんがどういう考えを持っていくのかということによっても変わってくるのだと思います。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　東武鉄道さんと話し合うというのは、やっぱり町長がやっていくべきなのかなと思うのです。それで、滑川町、東松山、小川町ぐらいで一緒にやっていくというほうがいいのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　まず、話合いというよりも東武鉄道さんがこの駅ボランティアというものについてどういう認識を持っているかという部分をまずは聞き、その上で東武鉄道としてもそういったことを考えていましたということであれば、再度その辺は取組について検討していくということが考えられますが、まずその辺が東武鉄道さんのホームページを見ても、駅ボランティアというところが一切字が出てこない部分がありますので、その辺の考え方は事業者によって異なりますので、まずはこういったことはありますが、どう考えていますかというところはお話を聞いてみたいというところでございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　まずは、話を聞いていくことということで、川越とかはすごくいっぱい混んでいますよね。そういった部分もまだ全然、東武鉄道はそういった駅ボラに関しては考え方がない、池袋もそうですけれども、だからやはり東武鉄道と話し合うということが最初ですか。

○森　一人議長　答弁。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　くどいようですが、鉄道事業者がどう考えているかということが一つポイントになると思いますので、その辺は話を聞いてみたいと思います。

○森　一人議長　ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○森　一人議長　お諮りいたします。

議事の都合により、９月４日から16日までを休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、９月４日から16日までを休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○森　一人議長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　４時５３分）

令和７年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第５号）

９月１７日（水）午前１０時開議

日程第　１　認定第　１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　２　認定第　２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　認定第　３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　認定第　４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　認定第　５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定について
日程第　６　認定第　６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定について
日程第　７　議案第４５号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第　８　議案第４６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第　９　同意第　３号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１０　議案第３０号　嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
日程第１１　議案第３１号　嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて
日程第１２　議案第３２号　嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
日程第１３　議案第３３号　嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについて
日程第１４　議案第３４号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて
日程第１５　議案第３５号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて
日程第１６　議案第３６号　嵐山町給水条例の一部を改正することについて
日程第１７　議案第３７号　嵐山町下水道条例の一部を改正することについて
日程第１８　議案第３８号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについて
日程第１９　議案第４０号　令和７年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第２０　議案第４１号　令和７年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第２１　議案第４２号　令和７年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第２２　議案第４７号　財産の取得について（学習者用タブレット端末等）
追加
日程第２３　議案第４８号　工事請負契約の変更について（嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事）

日程第２４　発委第　６号　嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について

日程第２５　発議第　６号　人種等を理由とする差別的言動を禁止する法制定を求める意見書の提出について

日程第２６　発議第　７号　包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出について

日程第２７　発議第　８号　人工芝およびゴムチップ舗装設置に関する規制を求める意見書の提出について

日程第２８　常任委員会委員の任期前改選について

日程第２９　議会運営委員会委員の任期前改選について

日程第３０　議員派遣について

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬　一　哉
書　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　長
中　嶋　秀　雄	副町長
萩　原　政　則	総務課長
安　藤　浩　敬	地域支援課長
岡　野　富　春	税務課長
柳　澤　純　子	町民課長
太　田　直　人	福祉課長
菅　原　広　子	健康いきいき課長
簾　藤　久　史	長寿生きがい課長
根　岸　隆　行	環境課長
中　村　　寧	農政課長
馬　橋　　透	企業支援課長
安　在　知　大	まちづくり整備課長
清　水　延　昭	上下水道課長
伊　藤　恵一郎	会計管理者兼会計課長
下　村　　治	教　育　長
髙　橋　喜代美	教育総務課長

久　保　哲　也	学校統合推進課長
青　木　正　志	生涯学習課長
中　村　　寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務
原　　義　彦	代表監査委員
青　柳　賢　治	監　査　委　員

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、令和７年第３回嵐山町議会定例会第21日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

皆様にお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話はご遠慮ください。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりました、認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、認定第２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、認定第６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、議案第45号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び議案第46号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算認定６件並びに議案第45号及び議案第46号の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から追加議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案第48号　工事請負契約の変更について（嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事）の１件であります。９月11日に提出されておりますので、ご了承願います。

次に、委員会提出議案及び議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。

発委第６号　嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について、発議第６号　人種等を理由とする差別的言動を禁止する法制定を求める意見書の提出について、発議第７号　包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出について、発議第８号　人工芝およびゴムチップ舗装設置に関する規制を求める意見書の提出について、以上の４件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、追加議案及び委員会・議員提出議案につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第３号　令和８年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎認定第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第１、認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

狄守決算審査特別委員長、登壇願います。

〔狄守勝義決算審査特別委員長登壇〕

○狄守勝義決算審査特別委員長　それでは、委員会審査報告をいたしたいと思います。

令和７年９月17日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

決算審査特別委員長　狄　守　勝　義

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

経過を報告いたしたいと思います。報告書に沿って報告いたします。

決算審査特別委員会報告書

令和７年９月17日

決算審査特別委員長　狄　守　勝　義

１、付託議案名

認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

２、審査経過及び結果について

８月28日開会の本町議会第３回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を、９月８日、９日、10日及び11日の４日間にわたり審査しました。

（１）、９月８日の委員会について

関係する執行部説明員の出席の下、課局ごとに審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課、町民課、福祉課、健康いきいき課、長寿生きがい課、環境課、上下水道課の順で通告書に基づき質疑を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

議会事務局、議会事務局に対する質疑はありませんでした。

税務課、花見台工業団地及び杉山インターランプ内企業の税収入額と前年対比はとの質疑に対し、花見台工業団地の法人町民税額は6,354万円で前年比約720万円増、固定資産税額は４億9,152万円で前年比約3,433万円減、杉山インターランプ内の法人町民税額は92万円で前年比約26万円増、固定資産税額は１億3,540万円で前年比約92万円減であるとの答弁でした。

総務課・会計課、教育に対する指定寄附金の実績はとの質疑に対し、寄附受入額は996万円で、６年度に教育関係事業に対して充てた額は369万円。内訳は、社会科副読本「らんざん」デジタル化事業に約295万円、中学校施設改修事業（玉ノ岡中学校トイレ洋式化１か所）に約73万円との答弁でした。

地域支援課、ドローン講習は受講者全員が資格取得をしたのかとの質疑に対し、講習はＢ＆Ｇ財団の事業を活用し、町からの提案事業として実施したものである。あくまでもドローン体験なので資格取得ではなく、法令等の座学と操作体験をする内容であるとの答弁でした。

町民課、コンビニ交付サービス等事業が増になっている理由と利用件数はとの質疑に対し、増額の理由は、５年度からの繰越明許費として、システム改修業務委託料66万円を支出しているためである。交付利用件数は、住民票が1,780件、印鑑証明が1,349件との答弁でした。

福祉課、６年10月からの児童手当拡大による支給対象者数と支給額への影響はとの質疑に対し、改正前の９月では856世帯、児童1,315人、支給額1,479万円。改正後の２月では、1,058世帯、児童1,718人、支給額2,209万円となり、202世帯403名、約730万円の増額であるとの答弁でした。

健康いきいき課、献血者数と課題についてはとの質疑に対し、町内で19回実施し、403名の方にご協力をいただいた。コロナ禍で減少した人数をいかに戻していけるかが課題と考えるとの答弁でした。

長寿生きがい課、高齢者外出支援タクシーの地域別利用状況はとの質疑に対し、中部地域（菅谷・川島・志賀・むさし台・平沢）746人、南部地域（遠山・千手堂・鎌形・大蔵・根岸・将軍沢）77人、北部地域（古里・吉田・越畑・勝田・広野・杉山・太郎丸）75人、合計898人との答弁でした。

環境課・上下水道課、地球温暖化防止事業で設置された設備と場所、その効果はとの質疑に対し、全て住宅用太陽光パネルで、菅谷地区１件、志賀地区２件、平沢地区１件の計４件、合計出力が29.3キロワットである。設置、気象条件により変動するが、年間約19トンのCO_2削減効果が期待できるとの答弁でした。

（２）、９月９日の委員会について

関係する執行部説明員の出席の下、課ごとに審査することとし、農政課、企業支援課、まちづくり整備課、生涯学習課、教育総務課、学校統合推進課の順で通告書に基づき質疑を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

農政課、農業者フォローアップ事業の実績内訳はとの質疑に対し、農産物生産体制の強化と経営の安定を図り、魅力ある農業環境を整備する目的で農業者フォローアップ事業を推進している。意欲ある町在住の農業者で認定農業者、認定新規就農者、農協直売所の組合員を対象に、総額で678万円の補助を実施したとの答弁でした。

企業支援課、地域商業等活力支援事業の内容と減額の理由はとの質疑に対し、商工会において実施する空き店舗対策に要する経費として、地域活性化のため補助金を交付するもので、５年度は空き店舗を改築して開業する案件が２件あり、補助金を交付したが、６年度は申請がなかったため減額したとの答弁でした。

まちづくり整備課、平沢土地区画整理事業の進捗状況はとの質疑に対し、６年度は竣工記念碑設置等の解散に向けた工事を行い、７年１月16日付で埼玉県知事宛てに解散認可申請を提出し、３月11日に認可を受け、平沢土地区画整理組合を解散することができたとの答弁でした。

生涯学習課、国際交流推進事業の内容はとの質疑に対し、町の国際化推進の中心的な役割を担う嵐山町国際交流協会ＲＩＡへの活動支援を目的としており、同協会は各国から転入された方を対象に、毎週土曜日に日本語教室を実施しているとの答弁でした。

教育総務課、学校教育ＩＴ推進事業修繕料の内容はとの質疑に対し、児童生徒が使用している学習用タブレット端末の修理費用であるとの答弁でした。

学校統合推進課、漏水修繕工事の業者選定理由はとの質疑に対し、菅谷・玉ノ岡中学校の雨漏りは緊急に修繕する必要があったので、緊急対応可能な業者と随意契約にて、また菅谷中学校の耐震補強部漏水修繕工事は嵐山町契約業務マニュアルに基づき、地方自治法施行令第167条の２第１項第１号による随意契約を行ったとの答弁でした。

（３）、９月10日の委員会について

関係する執行部説明員及び監査委員の出席の下、歳入歳出を含めた総括的質疑を渋谷登美子委員、小林智委員、藤野和美委員、吉本秀二委員、川口浩史委員の５人が順次行い、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

ＨＰＶワクチンとコロナワクチンの接種状況と相談体制はとの質疑に対し、ＨＰＶワクチン定期接種は対象者363人、初回接種者58人、接種率16％、ＨＰＶキャッチアップ対象者965人、初回接種者176人、接種率18.2％、コロナワクチン接種対象者6,095人、接種者1,116人、接種率18.3％。厚生労働省で相談窓口を開設しており、副作用等について町への相談はなかったとの答弁でした。

財政指標の推移について６年度決算の評価はとの質疑に対し、公債費の減少や普通交付税の増加により公債費比率や義務的経費比率、経常収支比率の数値は若干改善しているが、今後、人件費の

増加が想定されるため、義務的経費比率、経常収支比率の上昇が懸念される。投資的経費の増加は４・５年度からの繰越事業を実施した影響によるものである。６年度決算の各指標は改善傾向にあり、財政の健全化は保たれていると考えているとの答弁でした。

公共公益施設建設基金が増額しているが、国保特別会計財政調整基金と介護給付費支払準備基金が減額している意図はとの質疑に対し、公共公益基金は、学校再編を見越して必要な一般財源を確保するために積立てを行っている。国保特別会計財政調整基金は、積立分として1,000万円の繰り出しを行っている。介護給付費支払準備基金は、３か年計画において各年度の取崩し額を決めており、６年度は計画どおりの取崩しを行ったとの答弁でした。

ふるさと納税に対する評価はとの質疑に対し、寄附金額が１億3,717万円で2,267万円の増となった。ポータルサイトや返礼品の追加により、寄附額の増加につながったものと評価している。また、寄附者の意向に基づき、適切かつ有効に町の事業に活用できたものと考えているとの答弁でした。

ドローンによる作付の拡大はとの質疑に対し、ドローンによる直播栽培は４年から始まり、育苗も苗運びもないことから作業時間の短縮を確信し、６年まで順調に面積を拡大している。直播栽培の面積拡大に係る生産者の費用については、ＪＡの補助金などを紹介しているとの答弁でした。

（４）、９月11日の委員会について

関係する執行部説明員の出席の下、第１・第２・第３水源浸水対策工事とラベンダー事業の現地視察を行いました。

（５）、審査結果について

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

以上、認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。狄守委員長、お疲れさまでした。

討論を行います。

討論につきましては、３名の議員から届出をいただいております。

まず、第11番、川口浩史議員の反対討論、次に第６番、小林智議員の賛成討論、最後に第12番、渋谷登美子議員の反対討論を行います。

それでは、第11番、川口浩史議員、登壇願います。

〔11番　川口浩史議員登壇〕

○11番（川口浩史議員）　日本共産党の川口浩史です。2024年度（令和６年度）の一般会計決算認定に反対をいたします。

令和６年度は、太陽光発電設置に補助が再開されました。CO_2排出削減につながるものと考え

ます。

また、学校給食費の補助を第１子に拡大しました。補助率は２分の１です。これで第２子、２分の１の補助、第３子以降、全額補助と併せ、嵐山町の学校に通う全ての児童生徒が補助を受けられることになったわけです。第１子に補助を拡大したことを高く評価したいと思います。なお、第１子が卒業後、第３子が全額補助から半額補助になることについては、令和６年度では６世帯ということでした。これは、中学生の給食費としても18万円をプラスするだけで全額補助が続けられます。川島町は本町から見ると補助内容は劣りますが、しかし第１子が卒業しても第３子の補助は変わりません。多子世帯への優遇策は町民の理解が得られるものと考えます。ご検討いただきたいと思います。

このように、評価ができるものがある一方、次の事業は認めることができません。

第１に、学校再編についてです。学校再編をすれば自動的に教員が少なくなることになります。その人数は小学校で13人、中学校で４人もの教員が少なくなるということでした。学校にとって教員こそが一番大事な存在ではないでしょうか。教員の目がしっかり行き届くことによって、一人一人の子どもたちがそれぞれの可能性を伸ばすことができるようになる。そして、人格の完成へと結びつくことができるものと考えるからです。いじめや不登校への対応も教員の目が行き届くことによって早期に発見することができ、対応もできます。このことが七郷小学校によって証明されました。七郷小学校は、不登校がゼロということが令和６年度教育委員会点検・評価報告書に記されています。七郷小学校は、少人数学級ができていて、そのため教員の目が行き届くからだということが言えます。不登校がゼロというすばらしい学校が学校再編によってなくなることは、嵐山町の損失だということを申し上げます。

また、小中学校を現在の菅谷小学校に一体で建てるという嵐山町立学校設置条例の改正が昨年９月議会において採択になりました。しかし、この採決は瑕疵があったと言わざるを得ません。それは、地方自治法第244条の２第２項では、条例で定める重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものは、出席議員の３分の２以上の同意が必要だと明記されているからです。これは、住民生活に特に重要な影響を与える施設の廃止には、より慎重な判断を求められ、出席議員３分の２以上という特別多数議決を求めているものです。この自治法の観点から、学校は特に重要な施設として、東松山市、滑川町、川島町は学校設置条例の中に明記しています。吉見町も同様の条例がありましたが、吉見町も学校再編の話が進んでいて、小学校１校にする議案に賛成する議員が足りないことから、特別多数議決の条項を昨年12月議会で削除してしまいました。こんな乱暴なことをした町長は、本年４月の町長選挙で小学校を２校にするとした候補者に敗れています。自治法の精神に反することをしたらいけないことを示しているものと思います。

このように、近隣の市、町には条例があるのに、本町にはありません。ないことをいいことに過半数議決で採決が行われたわけであります。自治法が求める施設の条例制定に時間がかかるという

なら、東松山市をはじめとしたように学校設置条例に入れればよいわけです。条例制定をした後、採決に及ぶのが筋で、こうすれば誰からも瑕疵があるなどと呼ばれることはありません。採決を急ぐあまりそれをしなかったわけで、これは自治法違反になり、学校再編は教員減と併せ、二重に認めることができません。

次に、千年の苑ラベンダー園についてです。今回の決算質疑では、2024年の千年の苑の事業は1,914万5,568円の赤字であったということでした。1,475万8,000円の補助金を事実上受けながらの赤字であったわけであります。稼ぐ力をつけるための事業が逆に財政の支出になってしまっています。十分な調査研究をしないで始めたことが根本的な要因と言えるでしょう。このような事業については、補助金返還義務が終了した後は速やかに終了し、代わりの事業に代えることを求めます。

最後に、同和予算です。既に本町における差別の実相は皆無であります。よって、解放同盟への補助金は全額削除することを申し上げます。

以上、指摘した点が改善されますことを願って、反対討論を終わります。

○森　一人議長　次に、第６番、小林智議員、登壇願います。

〔６番　小林　智議員登壇〕

○６番（小林　智議員）　議席番号６番、小林智です。認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定に際し、賛成の立場で討論を行います。

討論に先立ちまして、先ほどの川口議員の反対討論ではありましたけれども、冒頭、教育に関することで、給食費の無償化について大変評価いただいたこと、それから七郷小学校の現状を高く評価したこと、この点につきましては私も非常に同意いたしますので、川口議員の意見を尊重したいと思います。

さて、賛成討論でありますけれども、令和６年度の一般会計当初予算は、歳入歳出64億円でスタートし、期中６回の補正を経て、本議会で認定された決算額は、歳入82億7,400万円、歳出77億6,600万円を経て、歳出予算執行率94.3％となりました。主な財政指標を見ても、経常収支比率、公債費比率、財政力指数など、健全な範囲を示しており、また前年度赤字であった実質単年度収支も今年度は7,012万円と黒字化した。

歳入面では、町税の定額減税による減収、前年度からの繰越明許、事故繰越による町債の増加等もあり、歳入額全体の増加はあったが、町の自主財源として主体的に歳入増加を図ることのできる事業として、ふるさと納税に積極的に取組を行ったことによって、令和６年度ふるさと納税額は5,053件、１億3,717万円、前年度比2,267万円の増加をしたほか、企業版ふるさと納税も13社190万円の実績となった。返礼品や事務費用、町民の他町村への納税などを除いて、実質収支はおおよそ6,000万円の歳入増となっている。

それらを活用した環境保全事業、ラベンダー園千年の苑事業などの産業振興事業、教育環境事業、文化財保護事業、社会福祉事業、スポーツ振興事業に充てたほか、将来のためにふるさと基金に積

み立てるなど、当町のＰＲ効果と相まって大きな資産となっている。

一方で、歳出面からは、この先の人口減少が避けられない状況の中で、学校再編に伴う新校舎の整備とその財源の確保、千年の苑事業を中心とした観光事業の自立、川島産業団地の早期整備のための幹線整備事業、駅西口整備以降の西口地域の活性化、これらに加えて、公共施設等管理計画に基づく公共施設等の建て替え、修繕等大きな資金需要が控えており、今後の財政事情は予断を許さない状況である。

そのような状況を踏まえた中でも、６年度決算では必要な行政サービスの質を損なうことなく財政の健全化を図り、学校統合に当たっての準備計画を着実に進めていることを評価し、令和６年度決算の認定に当たっての賛成の討論とする。

以上です。

○森　一人議長　最後に、第12番、渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子です。令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算承認につきまして、私は反対の立場から討論を行います。

まず１番目、国立女性教育会館についての国との協議についてです。国との協議は、埼玉県及び国の情報公開請求によって明らかになったものです。国との協議は、令和６年１月19日から始まっていました。その中では、町は町の利用のみを問われて対応していましたが、実際には障害者の施設の製品販売やフェアトレードの販売のお店、それからボランティア活動、嵐山町の住民も多く関わっていました。また、地域の文化、若い人の活動の紹介とその講座などもコロナ禍前は行われており、地域の新たな文化の発表、交流の場でもありました。こうした状況を反映せずに進められた協議の在り方には大きな問題があります。

国立女性教育会館は、地元の雇用の場としても重要でした。コロナ禍前は約100人が雇用されていましたが、令和６年は40人まで減少し、閉館によりその職場すら失われることになります。町がこの影響を十分に把握せず、住民や利用者に説明してこなかったことは不誠実であると言わざるを得ません。

さらに、令和６年７月30日に岡田恵子男女共同参画局長から正式に閉館通達が出される前に、その通達文書について７月12日から３回にわたり国と町との間で協議が行われた事実は、住民や議会に公表されていませんでした。

観光ＤＭＯでは、年間約４万人の宿泊を予定して国に提出していたにもかかわらず、国との協議に反映されていないこと、多くの国内外に広がる市民活動、女性の活動、小中高生の宿泊合宿利用を把握していないことも挙げられます。その結果、交流人口の減少を招き、町にとって大きな損失につながります。本来であれば、国の施設であるからこそ、国が予算を増額し、文部科学省の生涯学習事業として、市民活動への利用を可能とする方向性を協議するべきでした。自治体からの評価

について、そして他の自治体からの評価について、町長の釈明は自己本位過ぎます。国の施設なので、国が見えない価値を失うことの重大さを国も町も切り捨てています。

令和８年度からの男女共同参画機構は、内閣府との共同管理を男女共同参画について行うということです。したがって、総合性のある政策を持てることもできます。女性支援の観点から予算化を求め、国民的議論の場を設けるべきであったと考えます。こうした重要な論点を全て捨象し、国の施設縮小に協力して協議を進めた町の姿勢には問題が大き過ぎると思います。

２番目です。女性支援制度と子どもの貧困についてです。女性支援制度に関する町の対応は、国や県、近隣自治体との連携が不十分であり、町独自の実効性のある組織体制もつくられていません。特に制度がないため困っている女性への支援体制や広報の不足は住民の安心感を損なっています。

公表は控えられていますが、実際には国立女性教育会館の宿泊棟を一時的なシェルターとして利用されてきた自治体も存在していたと聞いています。このような重要な活用可能性について、町が検討も協議も行っていないことは問題です。女性支援の観点からは、国、県、近隣自治体との連携を強化する必要があります。

また、困っている女性の支援と子どもの貧困は密接に関わっています。嵐山町における要保護・準要保護の割合は５人に１人と高く、他の自治体と比較しても深刻です。しかし、町はこの実態を十分に把握しておらず、そのため困窮する女性への支援も後手に回っています。まず、子どもの貧困を的確に把握し、そこから女性支援の具体的な施策につなげることが必要です。

次に、ふれあい講座の講師料についてです。公的な住民に対する講座において、講師料が過大に支出されている実態があります。ふれあい講座、歌謡ダンス教室、健康教室では、講師料として１回7,000円を33回にわたり支出し、総額は他の講座の水準を大きく上回っています。多くの講座では数回分の講師料が上限となっている中で、特定の講座のみが例外的に扱われることは、公平性や財政運営の透明性を欠くものです。町としては、講座運営における講師料の基準、回数を明確に定め、適正な支出を徹底することが求められます。

結論として、以上の３点から共通して浮かび上がる課題は、町民への適正な情報説明と公開が不足していること、住民実態の把握の欠如、財政運営における公平性の欠落です。町はこれらの課題を真摯に受け止め、行政運営の透明性を確保し、町民の声を聴いて、町民に信頼させる施策の展開を行うべきです。

以上の理由により、私は令和６年度決算認定に反対いたします。

○森　一人議長　以上で討論を終結いたします。

これより認定第１号　令和６年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

◎認定第２号～認定第６号、議案第４５号、議案第４６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第２、認定第２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第３、認定第３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第４、認定第４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第５、認定第５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、日程第６、認定第６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、日程第７、議案45号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第８、議案第46号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定５件並びに議案第45号及び議案第46号を一括議題といたします。

決算認定５件並びに議案第45号及び議案第46号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

狄守決算審査特別委員長、登壇願います。

〔狄守勝義決算審査特別委員長登壇〕

○狄守勝義決算審査特別委員長　それでは、審査報告をいたします。

令和７年９月17日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

決算審査特別委員長　狄　守　勝　義

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

認定第２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

認定第５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定について。認定すべきもの。

認定第６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定について。認定すべきもの。

議案第45号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。可決すべきもの。

議案第46号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。可決すべきもの。

決算審査特別委員会報告書

令和７年９月17日

決算審査特別委員長　狄　守　勝　義

１、付託議案名

認定第２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定について

認定第６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定について

議案第45号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第46号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

２、審査経過及び結果について

８月28日開会の本町議会第３回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定５件及び議案第45号、議案第46号について、９月10日に関係する執行部説明員出席の下に審査し、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

認定第２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件では、循環器系の病気による医療費の割合と傾向はとの質疑に対し、入院と外来の合計での割合は13.8%、５年度の13.0%から0.8ポイント増加しているとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件では、普通徴収、過年度滞納分、収入未済額の件数はとの質疑に対し、９人で26件との答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件では、地域リハビリテーション活動支援事業の利用者と理学療法士の人数、日数はとの質疑に対し、利用者数111人、理学療法士の人数34人、専門職を派遣した日数38日との答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件では、供給単価、給水原価増額の理由はとの質疑に対し、４、５年度には基本料金減免事業を実施していたため給水収益が減少し、供給単価が増となった。また、令和以降、事業費用（経常費用）が増加していることが

給水原価増額の主なる原因であるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件では、電気料金の値上がりの影響はとの質疑に対し、電気を使用する施設は７か所のマンホールポンプ場で、３年度約300万円、４年度約360万円、５年度約310万円、６年度約367万円となっている。６年度決算で営業費用のうち電気料金の占める割合は0.67％、料金が値上げされれば少なからず経営に影響はあると考えるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、議案第45号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査。

質疑、討論はなく、採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

最後に、議案第46号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査。

質疑、討論はなく、採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

以上、認定第２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件外４件、議案第45号並びに議案第46号について、全ての審査を終了いたしました。

以上で、本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○森　一人議長　委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第２号から認定６号並びに議案第45号及び議案第46号までを一括して行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。狄守決算審査特別委員長、ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに認定第２号から順次行います。

まず、認定第２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第２号　令和６年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第３号　令和６年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第４号　令和６年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○森　一人議長　起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第５号　令和６年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第６号　令和６年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第45号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論を終結いたします。

これより議案第45号　令和６年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第46号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論を終結いたします。

これより議案第46号　令和６年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森　一人議長　起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、令和６年度決算認定並びに議案第45号及び議案第46号の審議は全て終了いたしました。

原代表監査委員、青柳監査委員、ご両名におかれましては各会計の決算監査をいただき、また本定例会並びに決算審査特別委員会にご出席をいただきました。そのご労苦に対し、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。再開時間を11時10分といたします。

休　　憩　午前１０時５５分

再　　開　午前１１時１０分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第９、同意第３号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　同意第３号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第３号は､嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会委員、舩戸美津子氏の任期が令和７年９月30日に満了することにつき、新たに安藤康正氏を嵐山町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

安藤康正氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　舩戸美津子氏は、何期何年お務めになったのかお伺いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

舩戸美津子委員は、令和元年９月１日から２期６年と一月になります。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　教育委員は何年任期になるのでしょう。今だと３年なのかなと思ったのですが、１期何年なのかお伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

教育委員の任期は１期４年でございます。舩戸美津子委員につきましては、第１期が前任者の残任期間としまして２年一月在任いたしまして、２期目の４年を今回満了して、合計６年と一月となるということでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　前回の方は女性だったわけですけれども、教育委員のこの男女比はどのようになるのかお伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

教育委員４名でございますが、現在、男性１、女性３となっているところ、10月以降、この同意が得られれば、男性２、女性２となります。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第３号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、同意第３号　嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第10、議案第30号　嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第30号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての細部について、説明させていただきます。

初めに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正について説明させていただきます。

法律第19条は、部分休業の規定です。第２項が追加されております。第19条第２項は、部分休業の請求についてで、第１号は、１日につき２時間を超えない範囲内での請求を、第２号では、１年につき条例で定める時間を超えない範囲内で申し出ることができるとなっております。

それでは、改正条例裏面の新旧対照表を御覧ください。条例第20条は、第１号の部分休業の承認規定です。改正前は、「部分休業の承認は、勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする」となっておりますが、改正後は「勤務の始め又は終わりにおいて」の文言が削除されました。これにより昼休み時間を長くし、部分休業を取得することも可能となりました。

第20条の２以降につきましては、第２号の部分休業の承認の規定です。

第20条の２ですが、部分休業の承認は、原則１時間を単位として行うものとするもので、第20条の３は、１年の期間を毎年４月１日から翌年３月31日までとするものです。20条の４では、１年につき条例で定める時間を非常勤職員以外の職員は77時間30分、非常勤職員は１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間としております。20条の５では、申出の内容を変更することができる特別な事情を規定しております。

最後に、附則ですが、令和７年10月１日から施行するものです。経過措置として、今年度は10月１日施行前に半年を経過しておりますので、第20条の４の規定を半分の時間とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　内容として、前進しているとした内容だということでよろしいのか伺いたいと思います。

それから、今までの育児休業の取得状況、どうなのでしょうか。今後も見る上で大事なところか

なと思いますので、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　今回、部分休業について、前と後ということではなく、いつでも取れますよということで、取りやすいふうになっております。

現在の育児休業等の取得状況ですが、まず妊娠して出産まで産前６週間、産後８週間の産前産後休業がございます。今こちらを取っている職員はおりません。３歳まで育児休業ということで、３歳までは育児休業として取得できますが、現在、育児休業を取っている職員は１名いらっしゃいます。そして、小学校へ上がるまで部分休業という形で、朝遅く出勤して帰りちょっと早めにということで、保育園のお迎え等に取る部分休業、こちらを取っている職員が現在２人いる状況でございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　産前産後はゼロだということでありました。３歳までも１名で、朝夕の取得が２人だということで、この対象者が何人でゼロなのか１なのか、２になるのか、ちょっと対象者の人数、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　お答えします。

まず、産前産後は今現在職員がいませんので、いないという状況でございます。３歳未満の子がいる職員は男女合計で９人います。そのうちの１人が育児休業を取得しております。３歳から６歳、未就学児の職員が男女とも11人で合計22人います。今、部分休業を取っている職員が２人でございます。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第30号　嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第11、議案第31号　嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第31号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長　嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての細部について、説明させていただきます。

令和６年８月８日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、令和７年10月１日から施行することとされております。

項目は２つありまして、１つ目の項目は、育児時間の取得パターンの多様化等で、こちらの内容は先ほどの議案第30号　嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のとおりでございます。

２つ目の項目は、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等です。本議案は、こちらの項目に対する改正となっております。

それでは、裏面の新旧対照表を御覧ください。条例第18条の２は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定です。第１項は、妊娠、出産の申出をした職員に対する出生時両立支援制度を知らせるための措置及び請求等に係る意向を確認するための措置等です。第２項は、３歳に満たない子を養育する職員に対する育児期両立支援制度を知らせるための措置及び請求等に係る意向を確認するための措置等でございます。

第18条の３は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等の規定です。

第１項は、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、介護両立支援制度等を知らせるとともに、請求等に係る意向を確認するための措置を講じるものです。第２項は、職員が40歳に達する年度に介護両立支援制度等について知らせる規定です。

18条の４は、勤務環境の整備に関する措置の規定です。介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう、研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置を講じるものです。

最後に附則ですが、令和７年10月１日から施行するものです。第２項は経過措置を定めております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第31号　嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第12、議案第32号　嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第32号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第32号は、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

重度心身障害者医療費助成制度対象拡大に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、議案第32号　嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、細部を説明申し上げます。

提案理由といたしまして、重度心身障害者医療費助成制度対象拡大に伴い、所要の改正をするため、本案を提出するものでございます。

改正の内容でございます。埼玉県重度心身障害者医療費助成制度における障害要件につきまして、令和８年１月から精神障害者保健福祉手帳２級所持者まで拡大することに伴い、所要の改正を行うものでございます。嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例において、対象者を定義している第２条及び医療費助成金を定義している第４条を改正するものでございます。

それでは、お手元の議案を御覧ください。現行条例第２条第１項各号におきまして、重度心身障害者を定義しておりますが、新たに第６号を設け、精神保健福祉手帳２級の障害を有する者を定義いたしました。

続きまして、同条第４項を新たに追加し、精神通院医療費について定義しております。こちらは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定されております自立支援医療の精神外来通院を条文に加えたものであります。

続きまして、第４条第１項では、医療費助成金を定義しておりますが、現行条例において精神障害者保健福祉手帳１級を所持している者が精神病床に入院したときの一部負担金を除くという条文を削除し、号立てし、第１号とするものでございます。

また、改正条例第２条第１項第６号に規定した精神障害者保健福祉手帳２級所持者の医療費は、精神外来通院医療費以外は助成対象としないことから、第２号として規定するものでございます。

続きまして、附則についてご説明いたします。附則は、施行日についての規定でありますが、施行期日を埼玉県重度心身障害者医療費助成制度の改正日に合わせまして、令和８年１月１日から施行するものでございます。

以上で、嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましての細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　対象者の増加見込人数と財政負担見込みをお伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　今年７月の時点での状況でございますが、精神保健福祉手帳の２級の手帳所持者と自立支援医療の精神外来通院の受給者、両方お持ちの方108名いらっしゃいます。この108名の

方ですが、精神外来通院医療の受給者証はもともとその方の所得の状況によって、１か月の負担金が決められております。ゼロ円の方、2,500円の方、5,000円の方、１万円の方、２万円の方とそれぞれいらっしゃるのですが、その総数が108名になります。その負担金の額を足しますと、おおむね55万ぐらいの金額が、一月当たりの精神障害者２級の方の助成対象額となってくる見込みでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　拡大になるわけですので、そちらの方々への、対象者への周知はどういうふうになさいますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　１月の改正でございます。広報等は、今条例が可決されますれば、まずは11月の広報で周知を図ってまいりたいと考えております。

そのほか、今回のこの対象者は、先ほど申し上げました自立支援医療の受給者証の精神外来通院の部分の受給者証だけを持っている方だと対象にならなくて、精神保健福祉手帳２級の手帳も持っていないと助成の対象になりませんので、そういった部分も含めまして、所持されている方への周知を図りたいと考えております。

また、医療機関のほうには、埼玉県のほうから周知を図ると聞いております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　ちょっと人数の確認なのですが、対象者拡大ですから、今何人いて、今後何人を見ているのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　令和６年度末、７年３月時点での重度医療の受給者数でございますが、身体障害、知的障害、精神障害を合わせまして合計で331名、受給資格を持っておられます。

加えまして、先ほどの７月時点での108名の方が単純には加えられるのですが、先ほどの畠山議員のご質問の答弁のとおり、この精神保健医療の受給者証というのが非常に難しいというか、受給者証を持っている方が必ず精神保健福祉手帳を取得しているわけではないので、この108名より増加する可能性は十分にあるかと考えております。

ただ、その増え具合はどのぐらいかというのは、状況は分かりませんので何とも言えませんが、現状で７月時点での手帳と精神外来通院の医療受給者証をお持ちの方が108名いらっしゃいますの

で、331名に108名を足して440名ぐらいの人数には最低でもなっていくのかなという考えでおります。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第32号　嵐山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３３号、議案第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第13、議案第33号　嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについて、日程第14、議案第34号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについて、以上２件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第33号及び第34号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

こども医療費の支給に当たり、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第34号についてご説明申し上げます。議案第34号は、嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

ひとり親家庭等の医療費の支給に当たり、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長　それでは、議案第33号　嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正す

る条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、こども医療費の支給に当たり、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

改正の内容でございます。３年に１度、埼玉県のほうでこの医療費助成事務の指導助言ということで各市町村を巡回してくるのですが、その際に助言がございましたので、それに基づきまして改正するものでございます。

お手元の議案を御覧ください。現行条例第２条におきまして、当該条例における用語を定義してございますが、第２条に、新たに第５号として「医療機関等」、第６号において「現物給付」を追加するものでございます。

続きまして、第５条の第２項でございますが、こちらの条文は、支給の方法につきまして定義してございます。改正前の条文では、「埼玉県が指定する医療機関等」という表記としておりましたが、現物給付を実施する医療機関等は県が指定しているものではなく、県においても指定という表記を行っていない旨の助言を受けまして、「埼玉県内の医療機関等（現物給付実施医療機関等）」の表現に改正するものであります。

また、第４号につきましても同様に改正するものでございます。

続きまして、附則でございますが、既に実施している事業内容につきまして追記または修正をすることから、施行期日を公布の日にするものでございます。

以上で、嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第34号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

こちらにつきましても、先ほどのこども医療費の条例と同様でございます。

改正の内容でございますが、先ほど申し上げました埼玉県の事務指導助言に基づき改正をするものでございます。

お手元の議案を御覧ください。現行条例第２条におきまして、当該条例における用語を定義してございますが、第２条に、新たに第７項として「医療機関等」、第８項として「現物給付」を追加するものでございます。

続きまして、第７条第２項でございますが、こちらの条文につきましては支給の方法について定義をしてございます。こちらにつきましてもこども医療費同様、「県が指定をする医療機関」という表記ではなく、現物給付を実施する医療機関等を含めまして、「埼玉県内の医療機関等（現物給付実施医療機関等）」の表現に改正するものでございます。

また、同条第４項につきましても同様に改正をするものでございます。

附則につきましては、既に実施をしている事業内容について追記または修正をすることから、施

行期日を公布の日にするものでございます。

以上で、嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論及び採決は議案ごとに行います。

まず、議案第33号　嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについて討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第33号　嵐山町こども医療費支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第34号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第34号　嵐山町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第15、議案第35号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第35号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町介護保険運営協議会委員の任期を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長　それでは、議案第35号の細部につきましてご説明申し上げます。

早速でございますが、議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。第９条の５、任期につきまして、現在の「２年」から「３年」に改めるものでございます。

介護保険運営協議会の一番大きな所掌事務は、介護保険事業計画の策定でございます。３年の計画となっており、任期が２年の場合、計画の策定途中で改選時期を迎えてしまうことがあるため、３年に改めるものでございます。

次に、附則の施行日ですが、現在の委員任期が令和７年11月30日までとなっておりますので、令和７年12月１日からとするものでございます。

以上を議案第35号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　理由は分かりました。今の任期が11月30日で終わるわけですか。そうするとこの方の継続するか、ほかに代えるか、それは12月議会の11月30日までに開けばいいのか、議会は。そうか、そういうことですね。ちょっとどういうふうにするのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長　お答えいたします。

介護保険運営協議会の委員につきましては、議会の同意は必要とする委員ではございませんので、町長からの委嘱になっております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

議案第35号　嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第16、議案第36号　嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第36号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、嵐山町給水条例の一部を改正することについての件でございます。

水道料金の改定に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第36号の細部につきましてご説明申し上げます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。第27条、料金の消費税に関する条文中、改正前の下線部「超過料金及び100分の110を乗じて得た額」を「従量料金及び消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」とし、消費税率の変動に随時伴う文言に改めるものでございます。

下の料金表中、改正前の基本料金の欄、下線部使用水量欄は基本水量制の廃止に伴い削除し、超過料金欄は従量料金へと改めます。

また、従量料金欄の使用水量に新たに、メーター口径13ミリ及び20ミリには１立方メートルから５立方メートルまでを、25ミリ以上には１立方メートルから10立方メートルまでの項目を追加し、それぞれに51円、65円と金額を設定するものであります。

改定後の金額の設定に当たりましては、基本料金は30％の改定、従量料金は平均31.9％の改定であります。

附則でございますが、施行期日を令和８年４月１日からの施行とし、経過措置につきましては、施行の日以後の６月に実施する定例日の検針からとし、それ以前に実施した検針に係る料金は従前の料金とするものであります。

なお、議案第36号参考資料につきましては、基本料金、従量料金それぞれの新旧比較表でございます。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上が、議案第36号の細部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この条例の改正、細かく担当課からも資料をいただいております。

２点お尋ねしておきます。この超過料金部分のところなのですけれども、現行ですとこの部分には料金はないように捉えているのですけれども、ここに１立方メートルずつ加算されてきているような、この改正になるのではないかと思うのですが、その点についてお尋ねしておきます。

それと、これでいきますと31.数%の値上げになるということで、審議会からも20%ずつの値上げだと、約５年ぐらいで予定の計画のところまで届いてしまうというようなことが載っておりましたけれども、その辺のいわゆる一気にまた30%を超えるような値上げになったという、その判断の根拠とするところをお尋ねしておきたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

まず１点目、ご質問の１つ目でございます。料金表に係る１立米ずつの増加についてでございますけれども、従前の料金表を御覧いただきたいと存じます。従前では、５立方メートルまでの使用水量というものは基本料金の中に含まれてございます。この点に関しまして検討した結果、基本料金の中に含まれる水量についても料金を徴収するということが本来の形であるということになりまして、新たにこのところに１立方メートルから５立方メートルまでにつきましては51円、25ミリ以上につきましては、従前は10立方メートルまでが基本料金の中に含まれておりました。同様に、こちら１立方メートルから10立方メートルまでを65円という料金の設定をさせていただいているところでございます。

２点目の30%の引上げについてでございますが、こちらの料金表を御覧いただきますと、13ミリ、20ミリの使用水量欄につきましては、平均で36.1%の上昇でございます。それと25ミリ以上、大口につきましては、こちらも平均して26.8%の増となっております。この２つを合わせまして平均して31.9%の上昇ということでご案内させていただきました。最終的に、基本料金は一律30%、従量料金は平均して31.9%、このことによりまして、給水収益全体として30%の増加ということで変更させていただきたいと考えているところでございます。

なお、30%につきましては、審議会の中で10%、15%、20%、25%、30%、それぞれ５つのパターンで料金改定の検討から始めております。その結果、水道事業自体の経営を安定化させるためには20%以上の改定が必要であるとのシミュレーションの結果となりました。

したがいまして、県水の値上げも令和８年４月から、県水は21％の上昇ということで通知が来ております。県水については、その８年に改定して、さらに５年後にもまた経営がうまくいかないということで、５年後の13年に、さらに同率あるいはそれ以上の改定を行う予定だということは、もう既にそちらも通知が来ております。

それによって嵐山町も同じように、令和８年に例えば20％、それで令和13年にまた20％となりますと、合計いたしますと40％の値上げとなってしまいます。さすがに５年ごとにどんどん、どんどん値上げしていきますと、今、様々なものが上昇している値上げのものがありますため、やはり一番住民に負担をかけないような方法で今回改定をさせていただきたいというところから、嵐山町は令和８年度で１回で30％、あとは経営努力を十分図って、また事業の見直しとかそういったところで、なるべく１回の改定のみでこの先続けていくという結論に達したため、今回30％の改定とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　今、最後、課長が経営努力という、この経営努力というのは、やはり一気に30％上がってくると緩むようなところも出てくるわけですよ、給水収入は上がりますからね。ですから今、説明いただいた中で、この基本料金の捉え方なのですけれども、この５立方までの人たちとか、一番使う頻度の多いところですよね、そこのところにやはり従量制を用いたということになってくると、そこのところだけはかなり相当な方が該当してくるわけなのです。そこのところだけ、いわゆる今まではそうすると、今説明いただいた中でいくと、今までは、本来であれば徴収しなくてはならない水道使用料だったけれども、町のほうでいろいろと経営努力をしながら、この５立方については、言葉としては適切なのが出てこないけれども、町のほうではその部分はいろんな努力によって賄ってきたのだというような形で説明ができるのかどうか、そこのところをもう一度お聞きしたいと思います。

それと、もし20％、20％で行ったとき、これも今は本当に物価の高騰がなかなか収まらない、この現実が。そういう中で水道の安定性というか、守っていくためには、担当課の説明もよく分かるのですけれども、その嵐山の結論が30％に至ったのだということになると、非常にこの辺の近隣もかなり高く上がっているようなところもあります。これ、条例改正で値上げに係ることですので、我々も戻ったときにはしっかりした説明責任がありますので、ここについては慎重に審議をさせていただきたいと思っています。そういう意味で他町のものも含めて、この辺の動向はどうなっているのでしょうか。

○森　一人議長　清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

この基本料金の中に含まれる１から５立米までが、今まで基本料金に含まれているということで

料金設定しなかった点でございますけれども、こちらにつきましては、町内でもかなり利用されている部分のところでございます。特に、アパート、お一人住まいの方とかそういった方が多うございます。こちらにつきましては、全く使用しない方あるいは５立米まで使用した方が同じ料金体系であるというところで、やはり公平性の観点から見ますと、たとえ１立米、２立米使用していたとしても、やはり同じ料金では、基本料金だけではちょっとこれは不公平だという観点から、１立米から料金を設定させていただいているという基本料金制の廃止でございますけれども、これは今現在、全国的にかなり基本料金の廃止に向けた動きをする市町村が増えております。ただ、比企郡市では嵐山町が今回初めてのことでございますけれども、やはり公平性の観点から使った分についても料金をいただくということで、この１から５立米に設定させていただいているところでございます。

それと、県内の市町村の改定に関する動きでございますけれども、全て59市町村にアンケートを取らせていただいております。もう既に料金改定している、例えば小川町とかそういったところもございます。ときがわ町とかそういったところもございます。今年度改定するところも10市町ほどございます。そして、やはり令和８年度に改定するところが、今のところ問合せても一番多うございます。理由といたしましては、水道に関しましては、県水の値上げに合わせて改定するというところが多くなっております。

また、きちんとした理由を、説明責任どうあるというところでございますけれども、やはり先ほども申し上げたとおり、今いろんなものが上昇している中で、ここで水道料金の値上げということを考えますと、かなりこれは住民の方々に負担が大きいと思います。そのところを、今後の水道事業の安全性ですね。事業の老朽管の更新とかそういった更新事業が山積しておりますので、そのためにやはりやむを得ず改定させていただきたいというところをきちんと整理して、ホームページあるいは個別のパンフレット等を十分に作成して、皆様に周知していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この辺のところが、非常に多くの方が影響を受けて関わってくるところですので、今課長、説明いただきましたけれども、１立米から料金を徴収していくよということ、この辺の比企の中では一番早くそれを適用していくということですから、公平性の原則はよく分かりますから、その辺十分に説明していただきながらやっていただきたいと思いますけれども。

あと、一つだけ心配なのは、この料金表を見ていくと、大型のいわゆる企業だとかそういったところの負担というものが、ちょっと我々の庶民感覚ではこのぐらいの金額になったときに企業は耐えられるかなと、いわゆる企業経営に相当な影響を与えるのではないかと思ったりもしますけれども、その辺についてはいかがなものでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

企業負担の面でございますけれども、こちら以前は、嵐山町につきましては13ミリ、20ミリの家庭用が40%、それで営業事業用の大口の割合が60%、40対60の割合でございました。先ほど議員申されたとおり、その割合でそのまま30%の改定となりますと、そちらにつきましては、企業に対する負担がかなり大きいことが懸念されておりましたため、今回につきましては、料金改定のシミュレーションの中でその割合も、家庭用を45%、そして事業用を55%と５%ずつずらして、企業への負担をできる限り少なくするように料金表を組ませていただいているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後１時30分といたします。

休　　憩　午後　零時０６分

再　　開　午後　１時２６分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号につきまして、ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　私のほうは、まずお聞きしたいのは、説明資料の22ページの中で、１つは公平性という言葉をここで使っております。家庭用と法人用による収入を公平に近づけるという表現を使っております。その公平というのは、何をもって公平性と言っているのかお聞きしたいと思います。

それから、２番目は、この比率を現在が40と60、これを45と55にしていく。本来負担の公平性として50の50と、こういう表現を使っております。いわゆる先ほどの公平性とこの比率を変えていく、これについてご説明をお願いしたいと思います。

それと、下水道のほうでは入っておりますけれども、花見台の工業団地、３企業が増えていく。それから、川島の産業団地、水道のほうでは予測はしていないということであるわけですけれども、今後、当然これが、企業が実際に立地されて水道を使うようになってくると、そうしますと当然、いわゆる法人用の使用水量が増えていく。これは当然推定されると思うのです。当然、その企業が入ってくる。同時に、この説明書等々で推計しておりますけれども、人口は減っていく。いわゆる家庭の使用水量は減少していくと、これも当然推計されるわけですよね、この説明書にあるとおり。そうしますと、将来的にいわゆるこの家庭用、大口の比率を変えていくとなって、これを将来も50、50に近づける、こういう考えを持っているのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。取

りあえずそれだけお願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、公平性の観点からというお問合せでございますけれども、この公平性が嵐山町の水道事業においては、特に工業用とかそういった完全に事業所用の水道を分けて考えるというような形になっておりませんため、ここについては個人用も企業用も同じ料金体系の中で行っていくというのが公平性の第一のところでございます。

同じ料金体系で行っていく場合ですと、25ミリ以上の大口と言われるところの料金体系も分ける必要がないのであります。そこをあえて個人、小口、家庭用が有利になるように25ミリ以下、13ミリ、20ミリの料金体系、それと事業所用の25ミリ以上という料金体系に、今は同じ料金体系ですけれども、あえて分けさせて、そこに金額を張りつけさせていただいております。

この料金表を御覧いただきますと、13ミリ、20ミリの50ミリ以上がございますけれども、そこの金額と25ミリ以上の金額ではかなり負担割合が変わっております。ここの部分に対して、全体を捉えたところで家庭用は４割の、全体的な料金体系の中で４割の負担をしていただく。一方、企業等大口利用者には６割の負担をしていただくというところで、40対60とさせていただいているところでございます。それを今度は、もう既にこの時点で40対60ですので、家庭用についてはかなり優遇と申しますか、負担軽減をさせていただいているところでございます。

それと、花見台の拡張区域、それと川島の今後事業が進む工業団地のところを、今のところ水量をこの予測値の中に入れていないというところでございます。この数値の中には入れておりませんけれども、令和５年度に認可変更をかけております。その中ではもう既に花見台工業団地の拡張部分の水量と、それと川島工業団地の水量は見込んだ上で認可の変更をかけております。

ただし、今回のシミュレーションの中にそれを加えてしまいますと、それは将来的な話で、花見台工業団地はもう既に、まだ起業はしておりませんけれども、もうじき起業すると思いますため、また川島の工業団地についてはまだ先の事業開始で、さらに工場が張りついた場合に操業を開始するのもさらに先になるため、現状のシミュレーションの中には、令和15年までの中には含めないで考えているということで、その２つについてはこのシミュレーションの中には水量は反映させておりません。

それと、将来的に、先ほど申し上げました負担割合を家庭用50、事業所用50にするのかということでございますけれども、こちらにつきましては、これもまた将来的な話でございます。この物価高、あるいは機運と申しますか、そういったものがこの先ずっと続いていくということもまだ想定はできません。

嵐山町としましては、個人用と工業用、工業用というのは事業者用については、どちらも負担軽

減を図ってまいりたいという考えはございます。ですので、将来的に50対50にするとかそういったことは、今の段階では申し上げることがちょっとできかねますので、できれば料金については、将来的にはできる限り努力をして下げていくというのが本来でありますので、そういった考えは持ったまま進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　実際には、この説明書にありますように家庭用と法人用と、こういうふうに分けて考えているわけです。分けて考えているということは当然なのです。家庭用と法人用の場合にやっぱり大きく違うのは、家庭の場合は日常生活の中で使っていく。法人の場合は経済活動の中でこれを使用している。これがやっぱり大きく違うと思うのです。経済活動の中でということは利益が上がってくる。経済活動の中で利益を上げるということがこれはできるわけです。家庭の場合はそれはできません。日常生活の中で消費するというだけです。ここはやっぱり大きく違う。

まず、そこのところで考えますと、今回の値上げは13から20の場合は、平均すると36％ぐらい上がっています。法人用は30％、さらに50立方以上の場合、17％なのです。ですから、明確に、課長が言われたとおり40から60、それを45から55にすると明確な意思を持って今回値上げをしていると。30％と言いますけれども、実際に家庭から見ますと36％の値上げです。30％ではないのです。これは、家庭と法人は明確に分けて説明をしていかないと。ましてや、先ほど再三申し上げたとおり、家庭の場合と法人の場合は使用目的が違う。消費と経済活動、これについて基本的な認識としてどういうふうに考えますでしょうか、それの違いについて。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

確かに議員おっしゃるとおり、家庭用は日々の生活に使う水のため、企業は営業活動に使う、製品を製造するために水を使う、そういった目的がはっきりと分かれております。基本的に家庭用についてはできる限り配慮するというのが原則でございます。また、一方、企業についてはその水を使って利益を上げるから幾らでも高くてもいいのだということも、なかなかそれは難しいところがございまして、一方的に企業への負担を大きくするということも非常に考えづらいところがございます。

そこの中で負担割合を考えたときに、両方に配慮して考えたいというところがありまして、もともと嵐山は家庭用は４割、企業用は６割と、99.2％の家庭用への配慮を行ってきたと考えております。残りの0.8％の企業が６割を負担して、嵐山町の水道事業が成り立っていると考えているところでございます。ですので、今後もその考えは、今回は家庭用が45％、企業用が55％、少し家庭用のほうに負担が大きく、５％負担割合が増えていますけれども、全体として本当にできる限り、家庭

用と企業用どちらもできる限り負担を軽減させてまいりたいと、今後もずっと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　実際には両方に配慮するというのは、現実的には無理がありますよね。それぞれが支払いをしながらやっているわけですから、両方によくするということは全体の収益を減らすということですから、それは現実的にはないです。この割合に対して、今回、私が先ほど質問した40から60を45から55、将来的には50から50と数字が説明の中で出ているわけですから、その考え方でいくと企業が今後増えてくる。増えてくると、この比率を固執すれば家庭は減っていくと。しかし、収益は５・５でいくのだとなってくると、当然家庭のほうにしわ寄せが行くと、これは普通考えられるのではないでしょうか。ですから、両方に配慮というのは現実的には考え方としてはちょっと無理です。

担税能力がある工業団地等がある意味立地されているというのは、町民としての利益、その人たち、その企業が負担してくれることによって町民に対して利益が、ですからそんなに水道も払わなくてもその人たちが払ってくれる、これはある意味、町民から見て、工業団地を造成していくというのは大きなメリットであるわけです。

ところが、さっき言った40から60を45・55、それから50・50と、この数字が出ているとなると、先ほど質問したとおり、企業は増えて水量が増えていくでしょう。それから、家庭は減っていくでしょう。しかし、その比率に固執すれば、当然家庭のほうが負担が増えてくると、これは普通考えるのではないでしょうか。それについてもう一回、ちょっと認識をお聞きしておきます。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

嵐山町は、過去に12回の料金改定を行っております。その中で平成17年、20年、25年、直近、その３回の改定において全て減額改定をしております。平成25年の改定では一律平均4.95％の減額改定を行っております。そのことによるわけではございませんけれども、そのため嵐山町についての水道料金は県内で今のところ下から２番目に安価な水道体系になっております。全国平均が三千三百何がし、県の平均が二千八百何がしでございますけれども、嵐山町、現行は1,800円台でございます。

今のところ、いろんな市町村で水道料金の改定の動きがございます。もともと嵐山町よりかなり高い水道料金のところもどんどん上がってまいりますため、嵐山町が30％改定になったとしても、そんなに県の平均までは届かないというところもあるのですけれども、やはり先ほど申し上げたとおり、それでもできる限り、両方の負担を配慮することはできないとおっしゃられましたけれども、

そこのところで、できるだけ両方が配慮できるような料金体系をつくっていくことが、嵐山町の水道事業としては目指すべきところだと考えております。

方法については、極端に企業の部分を増やしますと、やはりもともとの水量単価が20ミリと25ミリ、30ミリ、それ以上になりますともう既に２倍以上の差がついております。それを今度45対55にしても、まだ1.8倍大口のほうがかなり負担があるという。もともとのところからもう既に家庭用と大口、企業用は差がありますため、それを大口だけに負担させるとなりますと、企業への負担が大きくなります。たとえ経営上の、企業用に使う水だとしても、それだけの負担が増加するとなると、企業への負担もかなり大きいものと考えますため、できる限り企業のほうも負担を抑えて、それと個人の負担もできる限り抑えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　答弁漏れですか。

〔「将来の」と言う人あり〕

○森　一人議長　いま一度どうぞ。

○７番（藤野和美議員）　将来的に企業の数が増えてきて、当然その水量が増えてくる。それが家庭のほうが人口が減ってくる。その中で今の比率、40とか60とか45・55とか50・50に固執すると、家庭のほうが負担が増えるのではないかということに対しての認識。

○森　一人議長　お答えできますか。答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　申し訳ございませんでした。お答え申し上げます。

将来的な考え方の中で、今おっしゃられたとおり人口が減っていく、それで企業が増えて収益が増える。そういったところで同じ割合にするということは、それはもう家庭用への負担が増加するというのは認識しているところでございますため、将来的についてもできる限り、家庭用は今までどおり抑えていくというような方向性の考えは認識しているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　今回の値上げで平均使用量というのはどのくらいになるのでしょうか。その方はどのくらいの値上げになるのか伺いたいと思います。

それから、これはきちんと議事録に載せておく必要があるので、物価高騰がずっと続いているわけですよね、ロシアのウクライナ侵略から。そのことの検討というのはされているのか伺いたいと思います。こういう物価高騰が続いている中で、今回値上げをするという判断をしたことを、ちょ

っとそれを伺いたいと思います。

それから、優遇策というのがやっぱり私は何らかの形で必要ではないかなって思うのです。私は、町民第一に経営をしていくべきだと思うのです。非課税世帯に国は補助を出しているわけです。やはり水道においても非課税の方、特別収入が少ない方に対しては、何らかの優遇策があってしかるべきではないかって私は思うのですけれども、そのことの検討はされてきたのかちょっと伺いたいと思います。

先ほどの４対６、今度は45から55になるということで、私はやはり町民があって町があるというふうに考えることが第一ではないかなと思うのです。そこに企業がついてくる。人がいて、企業が後からついてくるという形の考え方をしていかないと、では町民は人口減少で減っていってもしようがないけれども、企業は困るのだというだけでは、私はいかがなものかなって、町民のほうを企業に比べて負担を大きくするのだという考えは、私はよくない考えだなって思うのですけれども、同じ答弁になると思うのですけれども、ちょっともう一度伺いたいと思います。

それから、令和９年度以降は赤字に転落する見通しでありますと、こういうことを審議会のほうで、これは町側が説明しているわけなのですか。今回の企業の決算書のほうでは5,500万円の当年度純利益が出ているわけです。5,500万円ですよ。前は私も１億以上あったなというのは、これは20年ぐらい前の頃かな、15年ぐらい前も１億ぐらいあったというふうに記憶はしているのですけれども、その時期から比べたら確かに低くはなっていますが、それでも5,500万円の利益が出ているわけですので、僅かこれから２年先でどうして赤字に転落するのかというのが分からないのですけれども、ちょっとその辺のご説明をいただけたらと思います。

以上です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、お答え申し上げます。

まず、平均の使用量、これは料金ではなく水量というお考えでよろしいわけですか。そちらにつきましては、家庭用から申し上げます。まず、家庭用の水量につきましては、一番低いところで５立米、１か月５立米使った場合、差額は現行と445円、10立方を使用した場合593円、15立方使用した場合760円、20立方使用した場合928円、25立方使用した場合1,203円、30立方使用した場合1,478円の増、１か月当たりになります。

それと、営業、事業用25ミリ以上でございますけれども、一番多いところを申し上げます。口径25ミリでは１か月当たり使用水量が80立方メートルが多いところでございます。そちらにつきましては5,515円。また、メーターの口径30ミリにつきましては、平均水量が300立方メートルの場合は１万6,735円。また、メーター口径40ミリでも平均水量は300立方メートルでございますため、その差額は１万7,725円。メーター口径50ミリになりますと、使用水量の平均が１か月当たり2,000立方メー

トルでございます。そうしますと、その差額が10万3,195円でございます。また、メーターの口径が75ミリになりますと、１か月当たりの使用水量が2,500立方メートルです。差額は13万1,905円でございます。嵐山町で一番大きいメーターの口径100ミリでは、使用水量が１か月当たり5,000立方メートルです。この場合の差額は26万1,265円と平均使用量にはなっております。

次に、物価高騰に対する検討はしたのかというところでございますけれども、物価高騰と申しますと、今後の水道事業におけます工事費とか電力費あるいは修繕対応費、委託費等の検討をしております。その中の委託費に関しましては人件費の高騰、あと燃料費、動力費については電気代のスライド、それとエネルギーのスライド、そういったものを検討しております。そういったものを加味した上で、今後の対費用に対する収益はどのように賄っていくかというところで、物価高騰対策については検討をしているところでございます。

それと次、非課税世帯への補助の考えはというところでございますけれども、こちらにつきましては、水道料金も下水道使用料も日本全国、非課税世帯に対して補助をしているというところはないと思われます。水道使用料、水道料金、あと下水道使用料については、例えば生活保護世帯などには必ず上下水道料金の部分についても支給がされておりますため、そこの部分については必ず、上下水道料金の部分というのは、そちらのほうから補助というか支給がされている状況でございます。

次に、人がいて企業があるという負担割合の話でございます。こちら同じ答弁となってしまいますけれども、議員おっしゃるとおり町民があってこその嵐山町、また企業があってこその嵐山町でございます。やはり両方、嵐山町にこのまま住んでいてよかったというように思っていただけるように、できる限り本当に負担は軽減していきたいというのが、本当、強く希望しているところでございまして、どちらかに負担を強いるというような形は取りたくないというところで考えているところでございます。

それと、令和９年度以降は赤字に転ずるというところでございます。こちら、前にお配りしました資料の中に水道事業の投資財政計画という表があったと思います。別紙と一緒になっているかなと、資料１とか資料２とかある中で、細かい令和４年度の決算から令和15年度までの財政シミュレーションの表があると存じます。

こちらの表ですけれども、令和６年度でご説明させていただきますと、令和６年度の決算書では水道事業会計、確かに当年度純利益として5,530万、純利益としてございました。こちらの表の中では、これは令和６年度予算ベースで書いておりますため、若干、オレンジ色の当年度純利益5,277万4,000円となっております。実際は5,500万円ですけれども。こちら当年度純利益の中には、これはいわゆる名目利益と呼ばれるものでございます。名目利益というのは現金を伴う利益と、現金を伴わない利益が合わさった形で、5,500万円の当年度純利益ということで計上させております。

これは平成26年度からの新会計基準にのっとった部分でございまして、水道事業会計にはその黄

色い部分、収益的収入のところに長期前受金戻入というのがございます。これは、過去にもらった国庫補助金や企業債、国庫補助金を受けて事業をした企業債、あるいは受贈財産、他会計の補助金、他会計の負担金、そういったものが今まで、26年度以前は資本剰余金として計上されていたものが、26年度からは一緒くたになって長期前受金という形になっております。それを減価償却と同じく、減価償却は費用でございますので支出のほうに計上します。それに見合った長期前受金というのは、見合った分だけ収益化することが可能となっております。ですので、この令和６年度のところに3,014万3,000円の長期前受金戻入額というのがございます。これは現金を伴わない収益化した金額でございます。

したがいまして、このオレンジの当年度純利益から、この黄色の長期前受金戻入額を差し引きますと、実質利益、一番下の緑の部分です。これが真実の実質利益2,263万1,000円ということになります。それを令和７年、令和８年、令和９年まで見ていただきますと、令和８年でこの実質利益はもう778万6,000円の赤字になっております。赤字といいましても、これは貯金を取り崩していれば大丈夫でございます。

ところが、令和９年になりますと、当年度純利益、長期前受金戻入額を差し引きますと、実質的なこれが赤字で、3,398万4,000円も令和９年度になると赤字になるということでございます。そのため、今回、令和９年度には、令和８年度に約800万、令和９年度に3,400万、その後10年になりますと7,600万、11年になりますと9,700万と実質的な利益はどんどん、どんどん減って、料金改定をしない場合ですけれども、なっております。そして、改定率30％をいたしますと次の表になりまして、緑の部分の赤字1,700、令和14年までについては黒字を保てるということで、ここのこの表を見ながら改定率を検討したというのが審議会においての結論でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　平均使用量と値上がり率なのですけれども、家庭用でどのくらいが平均使用量になっているのですか。具体的に５ミリだとか10ミリだとかで計算をされていますけれども、30立方ぐらい使っているのかな、平均的には。その場合の値上げがどのぐらいになるのか、ちょっと分からなかったので、もう一度お願いしたいと思います。

物価高騰については、議論はしなかったということのようです。今後のことしかおっしゃらなかったわけですから、やっぱり町民の現状をちょっと考えていないというのはいかがなのでしょうか。もうあらゆるものが値上げになって、特に食料品が値上げに次ぐ値上げですから、かなり疲弊感はあると思いますので、そういう状況の中で、なくてはならないものですよ、水なんていうのは。水は、たしか１日１回は飲まないと命に関わる、食べるほうは何か３日ぐらいだったかな、少し大丈夫だということを私聞いたことあるのですけれども、水は飲まないといけないということで聞いたことあるのですけれども、その水を値上げに次ぐ値上げの中で、またこの水道料金を引き上げると

いうのはどうなのだろうなと、ぜひこういうところも考えてもらいたかったなというふうには思います。

45対55に今回でしていくのだということでは、両方見ていくとはいえ、やはり負担は町民のほうが大きいわけですから、企業は軽くなって、軽くなったというか引上げ率が低くなって、町民は大きいという負担感というのは、私は町民あって町があるというふうに思います。

企業は、先ほどありましたように、利益を生み出すものとして水があるわけです。ですから、それを商品に、製品に乗せられるわけですけれども、町民はそうはいかないわけで、何もこれが利益になるわけではないですから、やはり町民第一で私は考えていただきたいと思います。何かお考えありましたら、伺いたいと思います。

そして、ちょっとこの長期前受金、現金ではないということでおっしゃって、確かにそういう面はあった。最近、私もこれ離れてしまったので、勉強不足でそうだったかなという感じなのですけれども、そうするとこの表では我々よく分からないわけです。長期前受金の問題は、これプラスにならないのだということをおっしゃっているわけですけれども、これでは、この表を見たら、だってマイナスはないわけですから、令和14年になって当期純利益がマイナスになる。三角がついているというわけですから、それまではずっとプラスでいっているわけですので、やはりこの表だけを見れば、当分大丈夫ではないですかということをやっぱりそう見ざるを得ないです。

同じところになってしまいますけれども、5,500万円もの当年度の純利益があるわけですので、そういう中で引上げというのが本当に必要なのか。令和９年、２年先にはもう赤字だというのは、ちょっと信じ難いなというふうに思わざるを得ません。何かもっと分かりやすい説明があるのであれば、ちょっとお聞かせいただければと思います。

以上です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

まず、平均の使用量でございます。一般的に、家庭用で平均の水量を見ると、大体１か月当たり25立米か30立米、恐らく２か月で料金の請求をさせていただいているのですけれども、２か月間で40立米から60立米の間ぐらいが一般的な家庭の使用量かと存じます。

その中で、例えば例として挙げさせていただいているのが、１か月当たり25立米、２か月で50立米というところで例として挙げさせていただいております。そうしますと、先ほど申し上げた中で、１か月に25立米の使用でありますと、１か月の差額は1,203円、それ２か月になりますとその倍の2,406円が現行料金よりも上昇するというところでございます。

それと、物価高騰については、もうおっしゃるとおり全てのものが上昇しております。その中で、あえて、今、水道料金の値上げをするというところについては、どなたから見ても、何で今するの

だということをおっしゃられるのはもう至極当然だと考えております。水は飲まないといけないというお話でございましたけれども、嵐山町でも、お風呂とかそういったものも含めまして、１人当たり400リットルぐらいは１日に消費する水量と、全体的な総配水量、有収水量の中から１人当たりを出しますと、そういった数字となっております。

それで、考え方についてですけれども、また何度ももうこれ同じ答弁になってしまいますけれども、もちろん家庭用については、将来的にもできる限り値上げをしないというのが理想と考えております。将来的なところについては、今の段階ではなかなか分からないところも多くありますため、できる限り費用を削減あるいは収入の確保、そういった経営努力を重ねて、今後できる限り上げていかないような事業展開を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それと、長期前受金のところでございますけれども、確かに決算上では純利益が5,500万あるっていうところなのですけれども、これはやはり、これもまた悪く言うと会計上のマジックというところになります。だから、うちは決算では黒字だから大丈夫ですよとずっと言い続けたとします。ところが、財布の中は空っぽだというような話にもなってまいりますため、このところはやはり純利益は実質的な利益ではないのだよ、実際の利益はこれなのだというところをこれからもお示しして、正確な決算状況、事業経営状況を公開していくというのが必要ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。７番、藤野議員、反対討論ですか。

○７番（藤野和美議員）　反対討論です。

○森　一人議長　それでは、第７番、藤野和美議員、反対討論をどうぞ。自席でいいです。

○７番（藤野和美議員）　それでは、反対討論いたします。

今回の新料金の、これは説明の資料の29、30から見ましても、使用水量５立方メートルが現行料金が550円、新料金が995円、この値上げ率が80％です。それから、10立方の場合、これが62％、15が53％、20が49％、25が45％、30が43％。それから、法人、店舗・工場等25ミリ以上、これ見ますと80立方メートル、これが現行料金が１万9,855円、新料金が２万5,370円、差額が5,515円。この値上げ率が約28です。それから、40に行きますと、これは平均水量300、先ほど課長が答弁されていました。この値上げ率が20％です。等々です。それから、100ミリの場合、現行料金に対して17.5％の値上げ率です。これを見ますと、いわゆる使用水量が低ければ低いほど実は値上げ幅が高いと、逆進性にこれはなっております。ですから、これは答弁にあったように、家庭に配慮、大口にも配慮と、しかし現実には、大口配慮で、家庭に対してしわ寄せが行っていると、値上げ幅が非常に高くなって

いると、これが現実の姿であります。

やはり、この方式では町民が納得するものではありません。やはりこれが40・60を45・55に固執することによって、こういう料金体系、これに対してこういう値上げの幅のこういう形が顕著にこれ現れている。これに対して、私は町民が納得するものでなく、町民にさらなる負担を、物価高騰のこの中で負担をお願いすると。特に、この時期にこれは町民が納得するものでないと思いますし、そのことを理由にして私は反対をいたします。

以上です。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

議案第36号　嵐山町給水条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第17、議案第37号　嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第37号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件でございます。

下水道使用料の額の改定に伴い所要の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第37号の細部につきましてご説明申し上げます。

裏面からの新旧対照表を御覧ください。第20条、使用料の算定方法の消費税に関する条文中、改正前の下線部「100分の110を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」とし、消費税率の変動に随時伴う文言に改めるものでございます。

下の別表、料金表中、基本使用料の欄、料金を「1,000円」から「1,500円」に改め、１立方メートル当たりの超過使用料の欄の料金を、下線のある各項目を、それぞれ改めるものでございます。

改定後の金額の設定に当たりましては、現行の下水道使用料収益全体に対して25％の改定であります。

附則でございますが、施行期日を令和８年４月１日からの施行とし、経過措置につきましては、施行の日以後の６月に実施する水道事業による定例日の検針から及び７月に提出される汚水排除量の申告により使用料の額が確定するものから適用するとして、それら以前に使用料の額が確定したものについては従前の料金とするものであります。

なお、議案第37号参考資料につきましては、基本使用料、超過使用料、それぞれの新旧比較表でございます。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上が議案第37号の細部説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　同じことを聞いても同じ答弁になってしまうと思いますので、そこは割愛したいと思います。

平均使用料が水道の場合、25立方メートルから30立方メートルだということでお答えになったわけです。この場合、25立方から30立方を使った場合にはどのくらいの引上げになるのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

平均の使用水量の下水につきましては、大変申し訳ございません。１か月当たり20立方と30立方の差額でお答えさせていただきます。１か月当たり20立方を使用した場合、その差額につきましては1,100円でございます。それと、１か月当たり30立方使用した差額につきましては1,705円でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　なるほど、そうですか。この金額は分かりました。

水道使用量を100％下水に流すということはないのではないかということが前から言われているのですけれども、要は花壇に水をくれるということが行われれば、当然それは下水に流れないわけですから、そうした分の配慮というのがこの機会に採用されることが必要だなと思うのですけれども、そうした議論はなかったのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

一般家庭におけます駐車場で車を洗う、花壇に水をまく、路面に水をまく、掃除のために何か水を使う、そういったものは、確かに使った水が全て公共下水道に流れることはございません。そういったところを一件一件把握することも難しいところでございます。ですので、公共下水道事業においては全て基本がメーターの使用量に準じて下水道の使用量を算出しております。

一方、企業につきましては、確かに企業活動、製品を製造する際に、パンをこねるのに水を使う、あるいは何かの機械装置のために水を使う、そういったのが全て下水道に流れない。企業については申告制度がございます。嵐山町では、５社の企業が自ら排出した、製造に使った水と排出した水を分けて独自で測定して、２か月に１回申告していただいているというところもございます。

そういったわけで、企業では申告するところはできるのですけれども、一般家庭においてはどれだけ公共下水に流れなかったかというところを把握することが困難でありますため、メーターの使用水量で下水道使用量を算出させていただいております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　損益計算書では6,688万円ほど黒字だということで、大変利益が出ているわけです。ですので、そういう中で本当に値上げが必要なのかなというふうに思います。

一般家庭が花壇にやる、車を洗うということを一件一件把握というのは、それは難しいです。ですので、どこの自治体だか私ちょっと聞いていないのですけれども、一律に減らしていると、95％のところがあるとか、10％を減らして90％を一律に減らしているというところがあるというふうに聞いているのです。

ですので、嵐山町としてやっぱりその辺の配慮というのが必要ではないかなと思うのです。どうでしょうか、その考えを私は取り入れていくべきだと思うのですけれども、まだ４月１日までこれ時間あるわけですから、いかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

全国的に見て、そういった事例があるところも確かにございます。今現在、町においてはそのように一律に減額するという、審議会のほうでもその答申の中にそういったことは検討されておりませんため、今現在は検討はいたしておりませんけれども、今後、そういったところがあるということがあれば、ぜひここを参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この資料、新料金の体系がありますけれども、取りあえず今この値上げを

する期間といいますか、新使用料の金額というのは、５年を目安なのですか、それとも令和15年ぐらいのところではその収益割合が令和５年時点と同程度まで抑えられるという結果が出ているようですけれども、それについてはどうなるものなのでしょうか。

それと、埼玉県の市野川のこの流域の負担金、この単価がかなり負担割合が多くてご苦労されているという話も聞いていますけれども、その辺のところとの料金の改定が生じたりした場合に、この新料金というのはどのようになっていくものなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

下水道使用料の今後の動き、議員おっしゃるとおり、非常にその流域下水道維持管理負担金が下水道事業会計には、水道事業会計のその県水の値上げ以上にストレートに大きく影響している部分でございます。今回、下水道につきましては25％の案を提示させていただいておりますけれども、もう流域下水道、県からの提示額もこちらにお示ししたとおり21％の改定で提示されております。今現在、その部分については県と協議中でございまして、新しい県の汚水処理単価はまだ決定しておりません。今後検討して、協議の場において、なるべくその負担、改定率を下げるような形でいきたいとは考えているところでございます。

そして、嵐山町が25％、21％の改定となりますと、結局は嵐山町は差引き４％の改定になってしまいます。本来ですと、自分たちの町の下水道のために料金改定をして、老朽管の更新とかそういった町民の安全性のために料金改定を行いたいところですけれども、そういった県の流域の汚水処理費用のために料金改定をするような形になってはならないと考えているところでございます。

差し当たって、県の提示については、令和８年に21％、さらに５年後の13年度には20％以上を考えているみたいでございますけれども、やはり嵐山町としては、水道事業と同じく、できるだけ１回の改定で長く経営、事業展開ができるような形にしたいと考えておりますため、水道事業と同じく下水道事業もいろいろな形で経営努力を図って、できる限り費用の節減、収入の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そうすると、これ水道事業のようにちょっと明確ではなくて、いわゆるこの新料金で行けるその年数というのはどこまであるのかというのは答弁できるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

水道事業と違いまして下水道事業については、これはちょっと浄化槽事業と併せた形でのお話と

なってしまいますが、経費回収率が今現在、合算会計で80％ほどでございます。それをできる限り経費回収率を100％､下水道使用料だけで下水道事業会計を賄えるようなレベルに持っていくための改定率を模索して、25％では経費回収率が100％を超えるという結論に達したため、今回、下水道使用料については25％での改定をお願いしているところでございます。

また、この経費回収率については、100％を超えないというところがありますと、その足りない部分は、結局は一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないところでございます。下水道事業会計は、経費回収率を100％を目指して下水道使用料だけで下水道事業会計を運営していくのだというところで、一般会計からの負担を軽減するために今回25％の改定率とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　そうすると、この計画期間中ということですから、令和６年から令和15年、今の20数％の改定で進んでいくというふうに捉えていてよろしいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

大変申し訳ございません。下水道使用、できる限り努力はいたしますけれども、15年までもつとは今のところでは申し上げられません。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　まず１つは、料金の改定のところで、他町との比較ということがこの資料の11ページですか、あります。嵐山は25％とおっしゃっていますけれども、現実には、先ほどの水道と同じですけれども、10立方から20立方の分、これが約42％増になっています。42.3ですか、これは。それから､その間を言いますと30立方が32.3､50が28.9､100が26.2､200立方以上が19.5､400が14.1、600立方を超える分が9.26と、こういう水道と同じ形になっています。

小川町も同じく25％、滑川は25％でありますけれども、この従量料金はほとんど同じです。若干の上下はありますけれども､ほとんど10立方から600を超えるまでが大体25％で推移しています。この他町との差、これをどういうふうに考えるのか。

それから、資料の17ページ、下水道のほうでは、川島地区の開発等により大口利用者の水量が増加すると想定していると、こういうふうに入れています。水道は入れていませんでしたけれども、下水道はこれ想定しているわけです。その理由についてお聞きします。

それから、26ページ、これは今の大口の利用が想定できるということを踏まえて、600立方を超え

るからの使用収入割合が令和15年53％だと、それを48％に抑えることが可能になったと、こういう表現しています。これは、先ほど水道でも言いました。600を超える53が48、10立方が2,183万が3,274万、50％増えると、こういう見込みしています。それから、10立方から20立方が3,442万1,000円が5,056万6,000円と、プラス46.9％、20から30が3,692万3,000円、それが5,303万8,000円と、プラス43.6等々、いわゆる小口の収益の中での割合をこれだけ見込んでいるわけです。増やしている。

一方では、600立方を超えるのが53から48％、１億8,030万から２億63万9,000円と、こういう形をしているわけです。これは、いわゆる川島の大口の量を、念のため聞きますけれども、これは含んだ上のこの想定でしょうか。これは、明確に25％と言いますけれども、実際には小口のほうに過大な負担をお願いすると、こういう構図になっているということ、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

まず、他町と、市野川流域そろっておりますので、小川町、滑川町との差についてお答え申し上げます。確かに嵐山町につきましては、この料金表から申し上げますと、藤野議員おっしゃったとおりの割合の増加になっております。こちらの表の中で見ますと、平均的には26.2％の増加でございます。

また、一方、基本使用料のところの生活排水、基本使用料が今回、下水道使用料については1,000円から1,500円、50％の増加でございます。これが他町との差となっておりまして、その基本使用料の増加分と比較しますと、他町とは変わってくるというものでございます。嵐山町につきましては、この超過使用料のところでの25％改定ではなく、使用料収益全体として25％の改定としているところでございます。

それと次に、川島工業団地の部分について想定しているかどうかでございます。こちら、下水道につきましてはもう既に荒川流域総合計画のほうで各市町村、流域ごとの排出量を出すこととしております。そのため、嵐山町もさきに準じてその計画づくりの中では想定はしておりますけれども、実際のところ川島の工業団地の部分については水道の水量が想定されておりませんため、川島下水、その水量に応じた下水道使用料を導き出すということもできかねるため、想定は入れていないものとしております。

それと、26ページの大口を53％から48％について抑えることが可能になった部分でございますけれども、こちらにつきましては、小口に過大となるようなやり方とは考えておりませんで、理由といたしましては、下水道の使用量につきましては、水道と違いましてメーターの口径もございませんし、使用区分も従量制もございません。単なる排除量に応じて段階がございますため、小口家庭用については、上の10立方を超え20立方までの分と20立方を超え30立方までの分が入ってくると存

じます。

一方、600メートルを超える分、排出量の多い企業につきましても、この上から全てを算定してきて最終的に600立方を超える分となりますため、こちらにつきましては家庭用も大口用も同じようなもう負担割合となっているものと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　今、川島の答弁では、量は想定していないというふうな答弁だったと思うのですけれども、この資料の17ページには、600立方を超えるが最も多く、約49％を占めていると。将来的に600立方を超えるからの使用料収入割合はさらに増加し、令和15年時点で約53％となる見込みであると。これは、令和11年度から令和14年度に予定されている川島地区の開発により大口利用者、工場等の水量が増加すると想定しているからであると、こういうふうに、49から53という数字を出してまで、これ説明しております。これは、当然、一定の水量は想定していないとこの数字は出ませんので、当然これは大口利用者が増加するということを前提としてと思わざるを得ないです。それについて、もう一度ちょっと認識をお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、さっき言ったご答弁の中で、少量の利用者の負担と大口の、それほど変わりはないというふうにおっしゃっていましたけれども、先ほど私も質問の中で言いました。現実には、10立方から20のケースが42％、それから600を超える分は9.26％、これがだんだん、だんだん要するに大口にというか、水量を利用すればするほど今回の値上げ幅は少なくなっているわけです。

先ほど26ページでも言いました。川島の想定をした中で、令和15年度の収益割合を600を超えるのが53％を48％にすると、こういうちゃんとした数字が出ているわけです。その一方では、10立方が2,183万が3,274万5,000円、プラス50％等々、この26ページの表でしっかりと数字を入れています。これを見ますと、小口の負担が確実に増えてということは、これは認識です。前提として、これは当然あった上でこれが説明が出ていると思うので、それではもう一回ちょっとそれ確認をいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

こちらの参考資料の17ページに、確かに11年度から14年度に予定されている川島地区の開発により水量が増加すると想定していると明記させていただいております。こちらは、使用料収入の割合で財政状況の将来見通しを見たときに、先ほども申し上げたとおり、計画上はもう既に嵐山町の将来見通しとして、水量についてはもう申請が済んでおりますため、計画上での水量の割合については想定をしておりますが、財政シミュレーション、そこの中でそれが幾らになるのだというところまでは想定はしていないということで、先ほど申し上げております。

それと、48％までに抑えられる、26ページのところでございます。こちらも、これも将来見通しでございまして、確かにその部分、計画上は48％になってくるということでございますけれども、やはり下水道の排除量につきましては、先ほど申し上げました申告事業所４社だけで下水道使用量の３分の１、そして事業所全体を考えますと約半分、こちらにありますように53％の使用量を賄っていただいているところでございます。それを下水道使用量については、大口にもなるべく水道と同じく配慮という形で、このような表記、48％まで抑えられるということにはなっておりますけれども、考え方として、先ほども申し上げたとおり600メートルを超える分、確かに9.3％でございますけれども、その600立方メートルを超える分を支払う企業については、10立方メートルから20立方メートルの分から料金が発生しておりますので、家庭用と同じく、上から、企業は600メートルを超える分については下まで、全ての段階を踏んで最終的にお支払いいただいているというところで、無理に小口、家庭用に負担を多くしているというものではないと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第７番、藤野和美議員。

○７番（藤野和美議員）　どう考えても、26ページの収益割合等を考えますと、そうはちょっと、答弁どおりにはちょっと理解できないのですが。

ちょっと変えますと、26ページのこの600立方超えるこの数字には、川島とか花見台もそうですけれども、新しく増える企業は想定していないのですか、想定しているのですか、これ。それだけちょっとお聞きします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　お答え申し上げます。

どんな企業が入るか全く分かりませんため、今のところには、もう間違いのない想定というのはしておりません。面積的な下水道の考え方からして、計画上の水量的なものは想定しているというものでございます。

分かりづらいと思いますけれども、実際どんな企業が入って、どれだけ水を使って、どれだけ水を排出するのか、今の段階では、そういったのが間違いなく想定しているというものは、確かなものは一切ないところでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第７番、藤野和美議員、反対討論でよろしいですか。

○７番（藤野和美議員）　反対です。

○森　一人議長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　それでは、第７番、藤野和美議員、反対討論をどうぞ。

○７番（藤野和美議員）　これは、水道でも申し上げましたけれども、特に、他町がいわゆる従量料金に対して、全体として約25％かけている。この嵐山町は、再三申し上げます。実際には10立方から20が約42％、36、32、28、26、19、14、最後は9.26というふうに、排除量が増えれば増えるほど今回は値上げ幅が小さくなっている。こういう、基本的には町民に負担をかけるという、特にいわゆる大口の割合を49から53になるのを53を48にすると、これ明確な意思を持った料金体系であるわけです。ましてや、新しく増える企業について、17ページでは大口利用者の水量が増加することを想定していると言っているのにもかかわらず、26ページの改定前、改定後については不明確だと、こういう答弁もあったわけです。

このような推計で、しかし基本的な考え方が大口の比率を抑制していくということは、いわゆる小口の一般家庭の負担割合が増えていくと。水道でも申し上げました。大口が増えていく、しかし一般家庭は減少していくと。この構造の中で、この考え方を行っていくと、ますます町民の負担が増えていくと、こういう危険性があると思いまして、私は反対をいたします。

以上です。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第37号　嵐山町下水道条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を３時25分といたします。

休　　憩　午後　３時１０分

再　　開　午後　３時２５分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第18、議案第38号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第38号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件でございます。

管理型浄化槽使用料の額の改定に伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長　それでは、議案第38号の細部につきましてご説明申し上げます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。第17条、使用料の算定の消費税に関する条文中、下水道使用料と同じく、改正前の下線部「100分の110を乗じて得た額」を「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」とし、消費税率の変動に随時伴う文言に改めるものでございます。

下の別表料金表中、浄化槽につきましては、基本使用料の変更はございません。改正前の１か月の使用料の欄の料金を、下線のある各項目を、それぞれ改めるものでございます。

改定後の金額の設定に当たりましては、基本料金が据置きのため、現行の浄化槽使用料収益全体に対して20％の改定であります。

附則でございますが、施行期日を令和８年４月１日からの施行とし、経過措置につきましては、施行の日以後の６月に実施する水道事業による定例日の検針により、使用料の額が確定するものから適用するとして、それら以前に使用料の額が確定したものについては、従前の料金とするものでございます。

なお、議案第38号参考資料につきましては、１か月の使用料の各区分の新旧比較表でございます。ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上が議案第38号の細部説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第38号　嵐山町管理型浄化槽条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第19、議案第40号　令和７年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第40号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第40号は、令和７年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,533万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,533万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それでは、議案第40号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書44ページ、45ページをお願いいたします。２、歳入でございます。６款繰入金、１項１目一般会計繰入金は、子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修に伴う繰入金102万8,000円増額し、補正後の額を9,487万7,000円とするものです。

７款繰越金、１項１目療養給付費交付金繰越金は、令和６年度保険給付費等交付金の精算による返還額の確定により3,092万9,000円増額し、補正後の額を3,093万円とし、２目その他繰越金は、前年度繰越金を令和６年度決算の確定により6,337万7,000円を増額し、補正後の額を6,337万8,000円とするものです。

次に、46、47ページをお願いいたします。３、歳出でございます。１款総務費、２項１目賦課徴収費は、国保賦課収納システムの改修に係る電算委託料102万8,000円を増額し、補正後の額を404万3,000円とするものです。

６款基金積立金、１項１目国民健康保険財政調整基金積立金は6,146万182円を新たに基金へ積み立てるものとし、基金の総額を１億4,180万671円とするものです。

次に、８款諸支出金１項４目保険給付費等交付金償還金は、令和６年度の保険給付費等交付金に

ついて、支払い実績により額が確定したことなどにより、国保財政主体である埼玉県に返還するため3,092万9,000円増額し、補正後の額を3,093万円とするものです。

次に、２項１目一般会計繰出金は、前年度一般会計事務費繰入金等について精算するため191万7,000円増額し、補正後の額を191万8,000円とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　47ページになるのですけれども、子ども・子育て支援基金制度に伴う収納システムの改修に係る経費の補正なのですが、これはどのような形で、国保の場合は１人当たり支援金を国保の世帯からいただく形になっていくのか、このシステムの改修によって、嵐山町の国保から大体どのぐらい、こども家庭庁に出すのですか、これは。大体全部で3.5兆円になるような形で、国が保険料から子育てに支援基金をつくるという形になっているのですけれども、どういうふうな形になっているのか、私、最初、すみません、一般会計の補正のところでこれが目につかなかったのですけれども、これは本来ならば、条例改正をしてからここに持ってくるものではないかなと思うのですけれども、これがそうなっていないのはなぜなのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　それでは、私のほうからは、嵐山町からどれくらいの支援金かというご質問に対してお答えをさせていただきます。

こども家庭庁の支援金制度の資料によりますと、８年度に関しては、国民健康保険の世帯ですと、１人当たり１か月250円ということで試算をされています。これを12か月で掛けますと3,000円、それに、単純計算になってしまうのですけれども、被保険者数を掛けますとおよそ1,000万ぐらいになる見込みということでございます。

続いて、条例改正の件ですけれども、システム改修については、直前ですと、当然、改修事業に支障を来しますので、先にシステム改修のほうをさせていただいて、条例の改正については、現時点ですと、来年の３月の議会の時点に条例改正案を上程をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　令和８年度は、国民健康保険からの１人当たりの支援金は250円となっていますけれども、だんだん、だんだんこれは金額が上がっていく形になってきます。そうすると、実際には国民健康保険の負担額というのが大きくなって、年間1,000万円というのはかなり大きな額になってくると思うのです。それを全部保険料から徴収するという形で、保険料自体もますます上

がっていくという形になっていきます。それを見込んでの条例改正を来年の３月にやるということなのでしょうか。

これはちょっと問題が大きいなと思って今見ていたのですけれども、ここのところでこのシステム改修だけではないことが、このシステム改修で実際にはここに予算に出てきているのだけれども、そうではない部分が大き過ぎるのですが、その点については国からも何も、ほかの自治体によっては一緒に出してくるところもあるのだけれども、なぜ嵐山町はそういうふうな形にして保険料の値上がりを見えない形にした予算書にしたのかなというふうな感じがするのですけれども、その点についていかがですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　お答えいたします。

保険料の値上がりというか、それを見えない形にということですけれども、改修については、この時期で予算を上げるのが適当だというふうに考えておりまして、引上げについては、まだこれから国保の運協に諮って審議するところですけれども、そちらの改正に引上げというか、改正についてを隠すような意図はございません。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　このシステム改修の金額なのですが、102万8,000円です。具体的に、この金額が算出できた算出の基礎というのはどんな形で、ほかの部分も上がっていくわけだから、当然上がっていくのだと思うのですけれども、全部来年度か何か、システム改修自体も上がってくるのだけれども、保険料自体も上がってくるのではないかなと思うのですけれども、それは上がってくることを予測して、今回システム改修だけの金額で出てきているというのは、どういうことなのかなというふうに思うのですが。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　今回は、子ども・子育て支援金、繰り返しになりますけれども、そのシステム改修に関する改修のお金の補正がありまして、この額は国庫補助金で、全額補助金でシステム改修を行う額になります。国のほうで示されたスケジュールにのっとりまして、こちらのほう、補助金申請とかのタイミングとかがありまして今回の補正に上げたものですので、決して保険税のほう、保険税の関係はまだこれから金額のほうを決めていく段階でありまして、今後、県から納付金とか標準保険税率などが示されまして、それが出てから来年度の予算編成で国保運営協議会とかで検討して、税額のほうは決めていく状態になっております。

ただ、段階的に、こちらの保険税のほうも考える必要があるのですけれども、こちらの子ども・

子育て支援金というのは、また保険税とは別でして、子ども・子育て政策強化のために実効性のある少子化対策として国のほうで別建てと言ったら変なのですけれども、子どもや子育て世帯を全世帯、全経済主体で支える新しい分かち合いの制度ということで、今回、補正で国民健康保険と後期高齢者のシステム改修のが出ているのですけれども、これは決して国保と後期加入者からだけではなくて、協会けんぽ、健保組合、共済組合とほかにも保険組合があるかと思うのですけれども、そちらも全部が対象となりますので、この分、これで今、月々250円とかその額はまだ見込みなのですけれども、その分のお金は別建てで、そのまま子育て支援金に充てるという形ですので、そのお金は保険料が上がるとか、それとはまた別建てで考えていただく必要があるかなと考えております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　ちょっとよく分からなかったのは、約1,000万円、嵐山町では。これが県に行って、県が国に渡すという形になるわけなのですか。ちょっと今の説明よく分からなくて、もう一度でいいですから伺えればと思います。

そして、国民全体、全経済主体で子ども・子育てをやっていくのだと、支えるのだという説明でした。そうすると、後期高齢者の人が経済主体の人に当たるのかなと思うのですけれども、75歳以上でしょう。その辺は何か国は言っているのですか。これは、後期だからここで聞いてはおかしいね。分かりました。これは後期で伺います。

それで、250円上がるわけですから、見込みどおりになると思うのですけれども、来年引上げにはなるのですか。国保税が引き上がるのかどうか伺えればと思います。運協とかは別にして、町の姿勢としてどうお考えなのかを伺えればと思います。

それで、全経済主体で、企業の負担というのはどのくらい増えるのか伺えればと思います。

以上です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それでは、お答えいたします。

全世帯から集めたお金がどこに行くのかということですけれども、こちらで、今、手元の資料を見ている限りでは、国のほうが行っている政策ですので、一度県を通してだか、国のほうにその金額のほうは行くかと考えております。

それで、保険税の関係なのですけれども、今、令和７年度で、令和９年度が準統一の年となっておりまして、それまでは段階的に見直すといいますか、引き上げていくようになるかとは考えているのですけれども、また今後、県の指導方針であり、嵐山町だけではございませんので、埼玉県全体で、県内どこに住んでいても同じ世帯構成、その所得であれば同じ保険税となるというところに

進めていく必要がございますので、今後、また秋に県のほうからいろいろ標準税率とかのお示しがあるかと考えておりますので、今後、国保運営協議会にて検討して、具体的な金額のほうの算段のほうはしていきたいと考えております。

以上です。

〔「企業の負担」と言う人あり〕

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　すみません。では、引き続き、今、私のほうの手元にある資料が、こども家庭庁のほうから出ている子ども・子育て支援金制度についてという資料なのですけれども、それを見る限りでは、企業、事業主は、多分これも予定、程度とあるので、0.4兆円程度を拠出というふうに書いてございますので、だから全国民がといいますか、一斉に拠出して、子ども・子育てに当たる金額を拠出していくという形になると、令和８年度からなのですけれども、そのような形になると考えております。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　250円が来年から新たに負担になるわけです。これで上がるかどうかというのはまだ分からないと、県のほうの指導で、準統一までにもう一回来年上がるようにということが来るかどうかで、上がるか分からないということなのですね。250円では上がらない可能性もあるということで理解してよろしいわけなのですか。

企業の負担が4,000億円です、0.4兆円ですから。ちょっと割合が分からないのですけれども、国民との関係で。多分、企業の負担のほうが少ないのではないかなと思わざるを得ないのです。企業は、内部留保だけで600兆円を超えるわけでしょう。これは小さい企業も含まれてしまうので、共産党のほうでは540兆円ぐらいで計算しているのですけれども、10億円以上の資本金を持つ企業で計算して。物すごいお金が企業にはあるわけで、その辺の見方というのを私は変えていくべきだなと思うのですけれども、なかなか難しいと思いますけれども、お考えを伺えればと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

岡野税務課長。

○岡野富春税務課長　私のほうからは、今後、支援金が引上げになるかということについてお答えをいたします。

〔「国保税が上がるか」と言う人あり〕

○岡野富春税務課長　国保税。子ども・子育て支援金に係る分ということでよろしかったですか。先ほど250円と申し上げたのは、８年度の見込みでございまして、９年度は１人当たりで300円、10年度は400円ということで引き上がる予定でございます。

それと、企業の拠出金でございますが、先ほど申し上げた4,000億円ですけれども、個人と事業主拠出の総額が１兆円で、プラス公費で計1.3兆円程度ということでございます。

こちらの内容については、私どもで決められることではございませんので、その辺についてはちょっとお答えができないところでございます。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　250円の負担が増えても、国保会計のやりくりの中でできるかもしれないという理解でよろしいのですか。この250円程度だったら大丈夫かもしれないという。

〔何事か言う人あり〕

○11番（川口浩史議員）　徴収するのか、負担が増えるのか。ちょっとそこのところお答えいただけますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　お答えいたします。

先ほどお話ししました250円というのは、あくまで子ども・子育て拠出金、そちらのほうに納める額になりますので、また国保の今国保税率の関係は、また別の計算といいますか、別建てになりますので、またその合計で幾らぐらいになるかというのは、ちょっと今これから、何回もお話ししたとおり国保の運営協議会とか、県のほうから示された税率などを確認いたしまして、決定いたしたいと考えております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○森　一人議長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　それでは、第12番、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　子ども・子育て支援金というのは必要な事業ではあると思うのですが、医療保険から１人負担金を取っていくということは無理があると思うのです。そして、それはシステム改修は国が全額100％の補助金であったとしても、実際には、国保の担当者の方も負担があるわけですし、仕事として負担があるわけですし、住民の方、国保の方は本当に苦しい生活をしている中でこれをやっていくのではなく、医療保険ではなく税金でそもそも行うべき仕事であると思うの

ですね、保険料ではなく。ですから、この徴収システムをここに、国が100％出したとしてもこれは私は入れるべきではないと思いますし、反対します。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより、議案第40号　令和７年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第20、議案第41号　令和７年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第41号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第41号は、令和７年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ592万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を３億4,622万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それでは、議案第41号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の58、59ページをお願いいたします。２、歳入でございます。４款繰入金、１項３目子ども・子育て支援事業繰入金は、子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修に伴う繰入金252万4,000円増額し、補正後252万4,000円とするものです。

５款繰越金は、令和６年度決算により前年度の繰越額が確定したことに伴い339万8,000円増額し、補正後の額を389万8,000円とするものです。

次に、60、61ページをお願いします。３、歳出でございます。１款総務費、１項１目徴収費は、子ども・子育て支援金制度対応に伴う後期高齢者医療システムの改修に係る電算委託料を252万4,000円増額し、494万6,000円とするものです。

３款諸支出金、２項１目一般会計繰出金は、前年度の一般会計事務費繰入金の精算のため13万3,000円増額し、補正後の額を13万4,000円とするものです。

４款予備費は326万5,000円増額し、補正後の額を380万6,000円とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　61ページの電算委託料、これは国保と同じ問題なのですが、これは国保のほうは102万であって、こちらは252万4,000円と金額がちょっと倍以上になるのですが、これはどういうふうな算出の基礎があるのか、そして後期高齢者に関しては、１人当たりの支援金額はどのくらいと予定されていて、どのくらい子育て支援基金のほうに支出するのか伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それではお答えします。

システム改修費の金額につきましては、後期高齢者の支援金の先ほどの252万4,000円というのは、後期のほうはこのシステム改修が１回で終わるということなのですけれども、国保はもう一回、２回に分けてシステム改修をすると伺っていますので、ちょっと金額のほうが国保のほうが安くなっている現状であります。

それで、先ほどの後期高齢者医療制度の加入者１人当たりの支援金額の月額は200円というふうになっております。ただ、こちらの金額はまだ見込額になっておりますので、今後、少し修正があるかもしれないということは、ちょっと承知しておいてください。

以上になります。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　国保に加入されている方と後期高齢に加入されている方だと、多分、後期高齢のほうが人数的にちょっと、今すぐぱっと出てこないので、5,000人ぐらいと3,000人ぐらいですか、差があると思うのですが、この電算委託料は大体１人当たりどのぐらいかかるというふうな形の算出でしていて、そしてこれは難しいな、国保は２回にわたってやるということで、こっちは１回で終わるということはどういうことなのか伺いたいと思うのです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　それでは、システム改修の費用のことにお答えいたします。

こちらも私のほうでもちょっと資料がないのですけれども、たしか聞いたのが、後期は１回でこれで終わりますけれども、国保はまだもう一回分がありますということで、システム改修費の額の差があったというのは承知しているのですけれども、国保がどうして２回なのかとそういうことに

関しては、ちょっと手持ちに資料がありませんので、今ちょっとお答えすることはできない状態です。

以上になります。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　１人200円として、１か月200円として、そしてそれが12か月で何人で、大体嵐山町からは令和８年度は支出する予定なのか、だんだん増えていくのですよね、これも。後期高齢者の数が増えていくので、国保のほうは人数が減っていって、支援金も少なくなっていって、そして後期のほうは嵐山町からは増えていくという形になると思うのですが、令和８年度でいくとどのぐらいの金額を支出することに、支出というか納入というのですか、これは、になるか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　お答えします。

今現在の後期の被保険者数が3,406人なのですけれども、これに200円を掛けた形で817万……

〔「12か月でしょう」と言う人あり〕

○柳澤純子町民課長　12か月。１か月200円ですので、12か月掛けて、そうすると１年間で817万4,400円の額となる予定になっております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　全世帯が経済主体になるのだという国保のときのご説明でした。後期高齢者の方がどうして経済主体の対象になるのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長　お答えします。

子育て世帯、今、少子化がすごく加速して進んでいるという実態が一番大きいのかと思うのですけれども、それで若い世代の人がなかなか子どもにお金がかかるとかというそういう要望も加味してかと思います。子育て世帯を支える新しい分かち合い制度ということで、政府のほうで少子化対策をすれば、高齢者の方にとっても、やはり現役世代とか将来を見越して考えますと、全世帯、全経済主体というのはちょっと企業のほうかと思うのですけれども、年配の方からも、額のほうはほかの国保とか健保組合さんとか、その保険に比べたら後期高齢者のほうはちょっと少なめな額にはなっておるのですけれども、皆さんで子育て世帯を支えていこうという考えから、このような制度が始まったのかなというふうに考えております。

それで、先ほどのシステム改修の話なのですけれども、１人当たりのシステム改修費はどのくらいかかるのかというのをちょっと計算したものがありまして、後期高齢者でしたら741円、国保でしたら315円というふうに数値が出ております。

以上です。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○森　一人議長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　子ども・子育て支援基金に係るものを医療保険から支出するというのは、一見隠れていて、見えていて、見えることで隠れて見えて、それは本来ならば税全体で行うべきものを、ここの一人一人の医療の被保険者から支出を求めていくということ自体がとても間違っていると思いますので、これは私は反対いたします。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより、議案第41号　令和７年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。そのままお待ちください。よろしいですか。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第21、議案第42号　令和７年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第42号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、令和７年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件でござ

います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,956万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億2,456万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長　それでは、議案第42号の細部につきましてご説明させていただきます。

補正（第１号）につきましては、令和６年度決算に伴い剰余金を歳入に組み入れるとともに、介護給付費負担金等の確定による追加交付金並びに返還金を歳入歳出それぞれに計上するものが主な内容となっております。

補正予算書72、73ページをお願いいたします。２の歳入でございますが、２款の国庫支出金、４款の県支出金、６款の繰入金につきましては、全て令和６年度の負担金の確定に伴う追加交付となります。

次に、７款繰越金につきましては、令和６年度決算における剰余金が確定したため、補正後の額を6,480万5,000円とするものでございます。この中には、超過交付となっている地域支援事業交付金及び支払基金への返還金並びに一般会計への返還金も含まれております。

74、75ページをお願いいたします。３、歳出でございますが、２款保険給付費で３つの事業に計上させていただいております。令和７年度、今年度も実績から試算したところ、年度末までに不足する見込みのために増額するものでございます。

その下の４款基金積立金に2,000万円計上いたしました。決算剰余金から、後年度に備えて準備基金に積立てを行うものでございます。

その下、５款の諸支出金につきましては、令和６年度の介護給付費負担金並びに地域支援事業交付金の確定に伴い、国・県支払基金及び町の一般会計へ返還するため596万5,000円と126万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

最後に、６款予備費でございますが、1,851万円を増額し、補正後の予算額を1,986万4,000円とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　初めに、支払準備基金、これは積み立てて幾らになるのでしょうか。

それと、その上のサービス給付費、居宅介護改修費、どうなのでしょう。ちょっと当初の見積りが甘かったというか、少し間違っていたというふうなことになるのでしょうか、ちょっと伺いたい

と思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長　お答えいたします。

まず、準備基金の積立残高でございますが、2,000万円を今回積立てを行いますと、約１億6,800万円でございます。

続きまして、給付費の見込みが甘かったものではないかというご質問でございます。介護保険の計画、３年間の計画で、今回２年目に当たるわけなのですが、その計画に基づき、当初予算は計上させていただいております。その３年間の計画に基づいて、確かに今そごが生じておりまして、居宅サービスから、若干施設のほうにサービスのほうが移行しております。そこで、在宅でのサービス費については若干余裕があるのですが、施設のほうの給付費が不足と、そういう状況になっておりますので、全体的な金額ではほぼほぼ計画どおりではございますが、若干給付費が伸びておりますので、施設を増額、余裕を見る面で居宅のほうは少し余裕が出てきておりますが、そのまま残させていただいております。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより、議案第42号　令和７年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第22、議案第47号　財産の取得について（学習者用タブレット端末等）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第47号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、財産の取得について（学習者用タブレット端末等）の件でございます。嵐山町立小中学校学習者用タブレット端末等の調達に関し、富士電機ＩＴソリューション株式会社と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、議案第47号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第47号は、嵐山町立小中学校学習用タブレット端末等の調達に係る契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧いただきたいと存じます。議決いただく項目につきましては、まず１といたしまして、財産の種類でございます。財産の種類は、学習者用タブレット端末等でございます。

続きまして、２の契約の方法でございます。随意契約でございます。

３の契約の金額でございますが、4,971万249円でございます。うち消費税額は451万9,113円でございます。

４の契約の相手方でございます。東京都千代田区外神田６―15―12、富士電機ＩＴソリューション株式会社、代表取締役、及川弘氏でございます。

続きまして、議案第47号の参考資料を御覧いただきたいと存じます。

１、件名は、令和７年度嵐山町学習者用端末調達でございます。

２、購入目的でございますが、令和５年11月閣議決定において、ＧＩＧＡスクール構想の第２期を見据えて、予備機を含めて１人１台端末の計画的な更新を令和６年度から令和10年度まで、県域で共同調達を行うことが示されました。１人１台端末の積極的活用、個別最適・協働的な学びの充実、学びの保障を一層充実させるべく、令和７年度において学習者用端末を調達するものでございます。

嵐山町では、埼玉県の共同調達に参加して購入準備をいたしております。令和７年５月２日に開札された令和７年度埼玉県公立学校学習者用端末共同調達一般競争入札（Ｃｈｒｏｍｅ・購入）において、富士電機ＩＴソリューション株式会社が落札業者となりました。そのため、落札業者の富士電機ＩＴソリューション株式会社と随意契約にて契約を締結し、学習者用端末を調達するものでございます。

３、品目及び数量でございますが、①として、学習者用タブレット端末1,266台でございます。これは、各小中学校全児童生徒分に予備機を含めた台数となります。タブレットの品名は、ＡＳＵＳ

Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋです。②として、タッチペン1,266本、③としてMDM1,266本、品名はＧｏｏｇｌｅＧＩＧＡ　Ｌｉｃｅｎｓｅでございます。

４、請負業者等審査選定委員会は、令和７年７月17日。

５、仕様書閲覧期間は、令和７年７月17日から令和７年７月31日。

６、見積執行日は、令和７年７月23日。

７、納入期限は、嵐山町議会議決日から令和８年３月６日。

８、契約金の支払方法は、物品納入引渡し後一括払いでございます。

なお、参考図書として、見積結果表、埼玉県共同調達入札結果、仮契約書の写しを添付させていただきましたので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　埼玉県域で共同調達ということですけれども、この共同調達に当たって、子どもが持ち帰りをするために、大きさとか、それから重さというのは、その判断の基準になったのかどうか伺いたいと思います。

あと、これ、随契、結果として入札結果なのですけれども、入札結果の８者、１者辞退で、全て７者なのですけれども、それぞれの会社というのは同じ富士電機のものを使うという形、富士通のものですか、これ。同じ形のタブレットをそれぞれが提案してきたのかどうか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

それでは、まず、共同調達の中で、大きさや重さに判断の基準はあるかということでございますが、大きさについてではなく、重さについて1.5キログラム以内という基準が定められてございます。

続きまして、入札７者につきましては、今回は、それぞれクロームブックとアイパッドとウィンドウズ、それぞれの部会において入札が行われましたので、今回の入札につきましてはクロームブックで行われております。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　今現在、子どもたちの学習の状況が分からないのですが、これでクロームブックというふうになってくると、ＡＩの学習も入ってくるということなのか、あとまたソフトなどは全部嵐山町のほうで入れることができるという形になっているのか、それとも県域全体で同じソフトを入れていくのか、それを伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

現在契約しましたクロームブックですが、MDMでＧｏｏｇｌｅＧＩＧＡ　Ｌｉｃｅｎｓｅが入っております。この中に基本的なものは入っておりますが、その中にはちょっとＡＩというのは入っておりませんので、今後、ＡＩを含めたそういったアプリ等を購入していくかどうかにつきましては、今後検討させていただきます。

以上でございます。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　すみません、ちょっと再質問のところになってしまうと思うのですけれども、1.5キロ以内ということで、１キロ以内とかそういうふうな形のものは、まだ製品として出てきていないのか、子どもたちがとても重たいというふうな話を聞いているのですけれども、それについては、県域の研究会というのは、大きさと重さというのは研究されて、その1.5キロというふうになったのか、実際に子どもにとって1.5キロというのは、1.5リットルのペットボトルを毎日毎日、背中に抱えていくということになります。その点については、どのような形で評価されているのか、そしてこれはもっと軽量化というのができるという前提があるのか、伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

県の共同調達につきましては、今回、嵐山町はクロームブック部会に入っておりますが、そういった中で、大きさとか重さというものも検討された中で基準が定められたと承知しております。

今回は1.5キログラム以内ということで、選定いたしました機種につきましては、1.4キログラムとなっております。現在使っているものが約1.2キロになりますので、少し重くなるのですけれども、こちらのほうは液晶画面のサイズが現在のものよりも大きくなりますので、全体的にサイズが一回り大きくなることに伴いまして、若干200グラムほど重くなるということになりますが、画面が大きくなる分、使い勝手もよくなると思いますし、サイズにしては軽量化されているものと思っております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

補足で重ねて、下村教育長。

○下村　治教育長　若干補足をさせていただきます。今、議員さんの中で、もっと軽いものがないのかというお話があったかと思います。一般市販品のものにおいては、もっと軽量化のものというのが一般には市販されていると思います。しかし、ＧＩＧＡ端末のほうは、子どもたちが毎日使うの

で堅牢性ということが非常に求められております。それから、バッテリーの駆動時間も１日以上はもたなければいけないので、そういったことからやっぱり若干重い設計になっているという背景もございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第１番、佐藤弘美議員。

○１番（佐藤弘美議員）　このタブレットって何年間使用する予定なのかと、これってまたいつもどおりの家に持って帰って充電するという考え方でいいのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

今回のタブレットについては、５年間使用予定でございます。また、タブレットの充電については、現在自宅にて充電をしております。それを続ける予定ではございますが、今後、またその件につきましては、検討することもあるかと存じます。

以上でございます。

○森　一人議長　第１番、佐藤弘美議員。

○１番（佐藤弘美議員）　これって検討するのって５年後ということですよね。というのと、あと1.4キロだとしても、ランドセルに結局教科書とか水筒とか、そのほかのものを持ったら、結構な重たさになるかと思うのですけれども、その辺についてはどういうお考えをお持ちですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

５年間というのは、今回、更新するタブレットの使用の期間が５年間です。

また、家に持って帰るかどうかということにつきましては、現在、家に持って帰っておりますが、学校で充電することができるかどうかということにつきましては、充電装置の関係ですとか、いろいろ検討しなくてはならないこともありますので、すぐに学校で充電できますというふうにはお答えできませんので、今後、充電できる設備が整えられるかどうかということになろうかと思います。基本的には、使うためにはお家で充電していただくということで実施しているのが現在でございます。

また、1.4キログラムのタブレットを教科書等と一緒に持って帰ると大変重いということでございますが、教科書等につきましては、現在も、学校に置いておいて大丈夫なものは家に持ち帰らずに、学校に置いてもいいということにもなっておりますので、そういったことで必要に応じて教科書もタブレットも持ち帰りしていただくということで、学校での勉強、お家での学習、それぞれに合わ

せた持ち帰り方法をしていただければと思います。

以上でございます。

○森　一人議長　第１番、佐藤弘美議員。

○１番（佐藤弘美議員）　これは３回だけでしたっけ。

○森　一人議長　そう。

○１番（佐藤弘美議員）　まず、教科書については、多分、先生によって持って帰ってくれという先生もいれば、これとこれは置いていっていいという先生がいるので、その辺についてはちょっと違うかなという私、意見があります。

それと、充電器を置いての、要は学校で充電できるような、要は暑かったり寒かったり、雨の日なんかは傘差して結局持っていったりするわけで、やっぱり生徒さんによっては、小１時間歩く人もいれば、20分ぐらいで着いてしまう人もいるかもしれないのですけれども、やっぱりその辺、見積りのときに、要は学校で充電できるような、私ちょっと日本語分からないけれども、こういうカチャっと開けて入れる充電器のようなものとか、もしくは、菅谷とかだと人数が多いからできないのかもしれないのですけれども、少なくても人数が少ない学級の生徒だったら、１時間置きに充電しているだけでも全然もつと私は思っているので、何かもうちょっと考えてほしかったなというのがあるのですけれども、ごめんなさい、一般質問みたくなってしまった。でも、先生によってやっぱり違うので、考え方が。もうちょっとその辺考えていただければ、子どもたちのためになるのではないのかなと私は思います。

○森　一人議長　お答えできますか。答弁を求めます。

下村教育長。

○下村　治教育長　今の質問については、荷物が重いということと、教科書の持ち帰りについて先生によって温度差があるということの質問と捉えてよろしいでしょうか。

教科書の重い問題というのは、一般的に世の中で言われておりまして、現在、学校においても、このことについては十分配慮するように指導しているところでございます。学校においては、各校長から教員に対して、子どもたちの荷物については、必ずしも強制的に全部を持ち帰れですとか、そういったことではなく、しっかりとその辺りは、指導をする中で持ち帰る重さについても調整をさせるようにしているところでございます。もしそのような形で、徹底ができていないのだとしたら、各教員のほうに改めて教育委員会のほうから校長を通して、教員一人一人にそういったことを無理強いしないように、重さについては十分配慮するようにと指導してまいります。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　ご質問します。

見積り結果のところの4,500万云々のところで、これは単純に購入品の金額であって、例えば保証期間、通常使っていて壊れた場合とか、一般にパソコン買ってもつくのですけれども、そういうのが端末自体の価格の中に入っているのか、それともそういった保証とかサービスはまた別途契約になるのか、そういったことをお聞きし、また別途とかもう入っているのであれば、それが１年保証なのか、３年保証なのか、５年保証なのか、壊れたときの対応は多めに買ってあるということですが、予想以上の故障があった場合はどうするのか、お聞かせください。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

今回はタブレット本体を買う金額、タッチペン、また必要なＭＤＭを設定する金額になっております。その中には、保証のものにつきましては、タブレット本体についている初期の１年間の保証が設定されているものと承知しております。それ以上に長く保証するものについては、現在は含まれておりません。

壊れたときの対応でございますが、１年間の保証が過ぎた後につきましては、予算を適宜計上いたしまして、必要な修繕をしていくつもりでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　私からは、今回の議案そのものについてなのですけれども、今回、財産の取得についてということで議案として提出されました。これは、説明のあったとおり、財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるということなのですけれども、これ、学習用タブレット端末等とありますけれども、これ1,200台ですよね。これを財産として町は認識して、資産に計上するという理解だと思うのです。そのときに、こういったいわゆる民間でいうと、これ１台当たり４万円程度のものなのです。これって備品になってしまうのかなという気もしないでもないのですけれども、これは財産に載せるときに、一括して財産として載せるのか、1,266台を個別に財産として載せるのか、その辺の考え方といいますか、財産としてどう管理していくのかというのが一つ考え方として教えていただきたいと思います。

２つ目、今回、ＯＳはクロームを選択したということなのですけれども、今はウィンドウズですよね。この辺について、使い勝手の相違とかで、児童生徒の中にはストレスは出ないのでしょうか。具体的にいうと、どうもうちの家庭の中でも使っているのを見ていると、ワンドライブを使っていますよね、エアクラウドですよね。ワンドライブでみんなでファイルを共有しているような使い方をして、すごいなと思って見ていたのですけれども、ワンドライブってマイクロソフトの製品というか、ものですよね。それ、今回クロームになるのですよね。その辺が、さっきシステムのほうは

ウィンドウズとアイパッドとあったと、あえてクロームブックを選んだということですよね。そうすると、その辺で、そういった意味でのストレスとか、システムの変更だとか、そういったものはあるのではないかと思うのですけれども、その辺の変更だとか、それへの対応はどうされているのか、あるのかないのかどうされるのかということです。

３つ目、これまた５年ごとにこういう更改があるのですけれども、これについては国庫補助というか、そういったものの対応というのはあるのでしょうか。

この３点、お願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　それでは、お答えいたします。

まず、財産の取得として今回議案を出させていただきまして、これが備品となるのではないかということで、その管理をどうするのかということでございます。

管理につきましては、決算において、物品の管理は１件の金額が50万円のものが決算書に載っております。ということですので、今回は１台につきましては50万円には至りませんので、１台１台の価格としてはそれに足りませんので、この決算書の中には載りませんが、管理といたしましては備品ですので、今回購入いたします1,266台を管理していくのに当たりましては、各学校にこの後、購入した後には配備いたしますが、その中で各学校に何台行っているのか、そういったことを備品台帳に記載いたしまして、管理していく予定でございます。

また次に、ＯＳでクロームを選択して使いにくさはないのかというようなことでございますが、今回、クロームを選択した理由でございますが、価格の件ですとか、先ほど申しました堅牢性、またバッテリーのもち、そういったことや、学校の先生にもアンケートをしまして、どういったものがいいのかということをアンケートしたところ、先生の意見の中でもこのクロームＯＳを使ったクロームブックがよいのではないかということで、この選定に至りました。使い勝手につきましては、ＯＳの差で大きな差はないと思っております。

最後に、補助金の関係でございますが、今回、補助金につきましては、児童生徒用のタブレット、予備機を含めた台数でございますが、こちら1,138台分につきましては、国庫補助がつきます。そちらの国庫補助の金額でございますが、現在……すみません、お待たせいたしました。現在、交付決定されている金額は2,978万9,000円国庫補助が決定されております。こちらは１台当たり３万9,265円の３分の２掛ける1,138台分ということでございます。購入台数は1,266台となりますが、補助金は児童生徒用と予備を含めた1,138台分として、お伝えした金額が国庫補助として入ってくる予定でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　１台当たりが４万円ぐらいなのかな、そうすると備品だということだと、これはやっぱり議会の承認を取らなければいけないのですか、１台、備品でも。何かこれ一般に考えると財産、一般には民間だと20万以下が備品だとか、10万以下だとかそういう基準があるけれども、これは一括して備品なのだけれども、全体が金額が大きいからということで、ということは一団のものとして、台帳管理はいいです。一個一個なくならないように管理するのはそれは結構だと思うのですけれども、町の会計としてこれを台帳に載っけていく。要は資産として4,000万で載っけていくのかどうかということをちょっとお聞きしたかったなと思ったのです。

それを５年後に除却していくのか、要らなくなったら捨てると。そういう管理が、要は固定資産台帳みたいな形で、あれって今公開されていますよね。ああいう形で載っかってくるのかなというところです。

そうすると、その中で今あるタブレットというのも、そういった財産に載っかっている、管理されているということなのでしょうか。とすると、それは捨てるのですよね。そうすると除却の措置は当然されると。除却のときはこれは議会の承認は要らないのですよね。取得のときだけということですね。分かりました。

２つ目のＯＳについてはそういうことで、児童生徒が混乱がなければ結構なのかなと思いますけれども、混乱のないようにぜひお願いしたいと思いますけれども。

国庫補助については、それで分かりました。

以上、１番の財産計上のその話だけと、今あるタブレットの取扱いだとか、そういう会計上の取扱い、その辺について教えていただけたら。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

今回、財産の取得の議案を出させていただいたのは、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定ということで、物品の購入合計金額が700万円を超えるものということになりますので、今回の契約金額4,971万249円は議会の議決に付すべきものとして、議案を上程させていただいたところでございます。

こちらの財産の管理につきましては、先ほど申し上げました合計金額としては4,900万を超えるものになりますが、物品管理に載せるものにつきましては、１件が50万円以上となっておりますので、決算書上に載せるものとしては当たらないものと承知しております。ただし、管理のほうは個々に備品として管理はさせていただきます。

それと、今後の処分でございますが、現在のタブレットは、令和２年度末に買いまして、令和３年度から使っておりまして、令和７年で今年が５年目ということになります。購入した台数は1,111台に、令和５年度に10台買い足しまして1,021台現在使っておりますが、こちらにつきまして

は、来年の３月まで使いますので、新しいものを購入した後に入替えが終わりましたら回収いたしまして、適切な形で処分をしていく予定でございます。その適切な方法ということに関しましては、必要な予算措置を講じなければならないものと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　共同調達したわけですよね。どのくらい安くこれでなったのでしょうか。

それから、予備機が何台かとお聞きしたかったのですが、子どもに渡すのが1,138台で、その差が予備機になるという理解でよろしいのでしょうか。

続いて、随契でやるようにという県からの指示なのですか。全県でこういう契約の結び方をしているのか伺いたいと思います。

それから、保険はもう入らないというふうに決めているのでしょうか。ちょっとどうしてなのか伺いたいと思います。

それと、このクロームというのは、ちょっと私、寡聞にして、この会社を知らなかったのですけれども、この会社がなぜよいとなったのか、今まで説明があったのですけれども、それはいいです。ほかのウィンドウズ、アイパッド、これが金額的な、あと重さ、堅牢性がウィンドウズやアイパッドはないという判断です。バッテリーも少ないという、小さいということかな、ないという判断ですよね。ちょっとそれを伺いたいと思います。

それと最後に、今使っているタブレット、使えるものもあるのではないかなと思うのです。それも廃棄する予定なのでしょうか。

以上です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　共同調達に関しまして予算の関係ですが、こちら落札率がどのくらいかということかと思いますが、こちらのほうは現在分かっておりません。

続きまして、予備機の台数でございますが、児童生徒の基本的な台数が996台、予備機が142台、こちらに関しましては、児童生徒数の15％までが予備機として補助金対象となっておりまして、今回142台というのは14.3％分に当たります。

続きまして、契約の関係で、全県でこのような形でやっているのかということでございますが、各部会、クローム部会、アイパッド部会、ウィンドウズ部会があるかと思いますが、各部会ごと同じような一般競争入札方法でやっていると承知しております。

続きまして、保険は入らないというふうに決めているのかということでございますが、まだ保険に入らないというふうに決めているわけではございませんが、当面１年間は附帯の保険がございま

すので、それを使いつつ、現在のタブレットの段階で１回保険にまとめて入ったのですが、なかなか入った保険の効果が大きく見られなかったために、１年だけ入って、それ以降は入らなかったという経験がございますので、今回も今のところは必要な修繕が生じたときに、修繕ができるような予算措置を取っていったらいいのではないかと考えておるところでございます。

続きまして、クロームがよい理由でございますが、そちらにつきましては先ほどお伝えさせていただいたとおり、教員のアンケートを取った中でもクロームがよいのではないか、また価格の面でも安価なことや、堅牢性が高いことや、バッテリーのもちがよいということになります。それ以外の機種がそういったものが不十分だということではございませんが、現在、選ぶ中ではトータル的に考えてこちらの機種がよいのではないかということで選定をさせていただきました。

以上でございます。

○森　一人議長　重ねて。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　すみません、答弁漏れがございました。

今使っているもので使えるものがあるのではないかということでございました。現在使っているものにつきまして、何台か、こちらについては今計画上では50台としておりますが、状態のよいものにつきましては、教員の研修用等に使うために、各校数台ずつ残そうかと計画はしております。

ただし、今回調達いたしますものとＯＳも違いますし、やはり古いものになって、結局、最終的にまた処分するときに別にお金がかかるということもございますので、残す台数については、また再度改めて検討したいと考えております。

以上でございます。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　予備機と子どもに渡すのが996台、予備機は142台、これを足しますと1,138台です。1,266台というのはどういうところから出てきた数字なのでしょうか。その1,138台から増えている1,266台、それはどういうふうに活用するのか伺いたいと思います。

それから、随契のところで質問したら一般競争入札でやっていますと、一般競争入札と随契は違うのではないですか。一般競争入札でやって、１者入札、事実上な随契という形にもあるでしょうけれども、最初からこれは随契でしょうから、ちょっとお答えが違うのではないかなと思いました。ちょっと、ではそれ。

〔何事か言う人あり〕

○11番（川口浩史議員）　県内ね。でもここは随契ですから、ここは。どうして随契にしたのかというのを伺っているので。

以上です。

○森　一人議長　以上でよろしいですか。答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

台数の内訳でございますが、全体の台数1,266台のうち、児童生徒用が996台、予備機が142台、教師用が128台でございます。この教師用の128台につきましては、補助金対象外となっております。

続きまして、契約の関係でございますが、県の中では各部会ごとに一般競争入札をして、そこで落札した業者とそれを選定している市町村では随意契約をするという方式でございます。今回、クロームブックの部会では、富士電機ＩＴソリューションズが落札いたしましたので、嵐山町はこの業者と随意契約をしたいものでございます。

以上でございます。

○森　一人議長　ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　先ほど、今使っている台数が1,121台あると、50台は教師用、何か予備として取っておくというお話ですけれども、この間の決算のときでもちょっと言葉が出なかったのですけれども、初期化すればデータが全部消えて、何かやり方では初期化しても元の画面が見られるということもあるみたいなのだけれども、個人情報とか、そんな細かいことが入っていないのであれば、オークションとか何かそういうところに出したりとかして利益を上げたほうがいいのではないかなと思われるのですけれども、廃棄するのに例えば１台幾らお金がかかるのか、またオークションとかのお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

◎会議時間の延長

○森　一人議長　議事の途中ですが、本日の会議時間は都合によりあらかじめ延長いたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

髙橋教育総務課長。

○髙橋喜代美教育総務課長　お答えいたします。

現在のタブレットの処分でございますが、個人情報、大きなものが入っていなければ初期化できるのではないかということでございますが、こちらにつきましては必ず個人情報、軽微なものということはございませんので、確実な初期化というか、データの破棄をすることとなっておりますので、こちらにつきましては再度使うというようなことは想定しておりません。また、売るというようなこともなかなか難しいと思います。

今回は、廃棄の予算を、これは令和８年度に当初予算で組みたいと思っておりまして、現在は何社か考えております中で、見積りをもらった中では廃棄の処分費がおよそ500万円程度かかる見積りが出ております。また、こちらにつきましては、何社か見積りを取る必要があると考えております

ので、金額につきましては確実なものではございません。

タブレットの先ほど残す50台というのは、これは個人情報ということではなく、学校内で、先ほどお話ししたように先生が研修用等に使えるように設定をし直して、使えるものがあれば数台は置いておこうかなと考えている状況でございます。

以上でございます。

○森　一人議長　重ねて、下村教育長。

○下村　治教育長　補足でお答え申し上げます。

確かに大事な資源なので、もう一度というのも考えられるのですが、現在のパソコン、ほとんどメモリ自体にＳＳＤを使われておりますので、従前のハードディスクのように物理的に穴を開ければデータが消えるとか、そういう手段が使えません。それで、パソコンの中にデータが残っていなくても、ＩＤとかそういったものが残りますので、そこが出ると全てクラウドにひもづけられてデータが漏えいしてしまう可能性がありますので、処分については専門業者に適切な方法で処分をしていただかないと、情報が流れてしまうという可能性がございますので、かなりの予算がかかる可能性はございますが、処分の方法については、適切な方法というのをまた考えていかなければいけないと思ってございます。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第47号　財産の取得について(学習者用タブレット端末等)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○森　一人議長　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案第48号　工事請負契約の変更について（嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事）、発委第６号嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について、発議第６号　人種等を理由とする差別的言動を禁止する法制定を求める意見書の提出について、発議第７号　包括的差別禁止法の制定を

求める意見書の提出について、発議第８号　人工芝およびゴムチップ舗装設置に関する規制を求める意見書の提出についてにつきましては、日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

◎議案第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第23、議案第48号　工事請負契約の変更について（嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長　議案第48号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、工事請負契約の変更について（嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事）の件でございます。

嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事の施工に関し、変更契約について契約予定金額が法令で定める金額を上回ることから、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森　一人議長　次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　それでは、議案第48号　工事請負契約の変更について、細部説明をさせていただきます。

令和７年６月25日に契約を締結した嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものです。

１、契約の金額4,400万円を784万3,000円増額し、5,184万3,000円に変更するものです。

２、契約の相手方は、川口市に本社がある美創株式会社です。

続きまして、議案第48号参考資料をお願いいたします。１、工事名、嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事。２、工期、令和７年６月25日から令和７年12月26日まで。３、工事の概要、１、アリーナ屋根対策工事、２、照明設備改修工事。４、工事の変更概要、１、外壁塗装工事、建物外壁東側及び北側の外壁塗装工事１式です。５、変更の詳細、当初計画では、アリーナ内への漏水への対策として、屋根対策工事と照明器具のＬＥＤ化を目的として、照明設備改修工事を実施する予定でし

た。契約後の業務打合せに際し実施した現地調査において、建物の北側及び東側の壁面に塗装面の劣化が著しいことが確認されました。そこで、今回の工事において、塗装の実施が望ましいと判断されるため、受注者と協議の結果、新たに外壁塗装工事を追加変更するものです。６、仮契約書、３ページ目を御覧ください。こちらには、建設工事変更請負仮契約書の写しを添付しております。

続きまして、５ページ目より、工事対象区域を示したＡ３図面を添付しております。Ａ３図面４枚目の右上に、変更１回目とあるアリーナ東側外壁面等、５枚目に事務室等北側外壁面、６枚目にアリーナ北側外壁面の面積や説明書を記載しております。７枚目以降は、現況写真です。

以上、議案第48号　工事請負契約の変更につきまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森　一人議長　提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　外壁塗装なのですが、全面にならなかったのは、全ての面にならなかったのは、汚れている部分だけを取りあえずやるということで、そのほかの部分はやらないということで、また次の機会にするということなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

東側と北側以外のところは、ちょうど木が生えていまして、それほどの劣化が認められなかったことにより、今回は塗装をしないことと決定いたしました。

以上です。

○森　一人議長　第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　塗装というのは、大体どのくらい期間があるものなのか、どのくらいたったらやるのか。例えば町立幼稚園でしたら７年に１回とかやっている、いや、７年に１回かな、もうちょっとあるかもしれないのですけれども、大体そんな感じでやっていますけれども、ここは初めてですよね。という意味では、目立たなければやらないという形なのか、それとも雨漏りとかそういうのが出てこない限りやらないという発想なのか。修繕というのかな、メンテナンスというのは、ずっと学校の施設を見ていて、ある程度たったらやるという方法がきれいに保てるのかなと思うのですが、その点の発想はなかったかどうか伺います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

全面塗装することが一番いいと思うのですが、予算と現況の壁を見て、今、しなくてはいけないのは、東面と北面であるということで決定させていただきました。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　外壁の南側、西側、これはまだ何とか、いい、いい状態とは言えないのでしょうけれども、しなくてもよいという判断があるわけですよね。ちょっと、どんな状態であるから、やらなくてよいのか伺いたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

今回、変更契約いたしました東側と北側面は、特に著しい亀裂というのですか、著しく壁の劣化が進んでおりましたので、それにより雨漏り等も進むと思いますので、その２面にさせていただきました。

以上です。

○森　一人議長　第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員）　北側、東側は分かりました。西側、南側は、ちょっとどんな状態なのか伺いたいと思うのです。あまりいい状態ではないのではないかな、特に南側なんて日が当たりますから、通常、北側よりは塗装が傷むと思いますので、その辺どうなのだろうなって思います。

それで、全部塗装した場合には、どのくらいの費用かかるのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。ちょっとお待ちください。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

特に、南側で今大きな木が生えておりまして、それほど大きな亀裂や塗装の剥離というのは、見られませんでした。こちら業者とも確認させてもらったのですが、業者のほうもすぐやるのは、この面は必要ないのではないかということで、今回させていただきました。特に全体の見積り等は取っておりません。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　Ｂ＆Ｇのマークが入っているではないですか。そちらのほうが東と南側に４本線とＢ＆Ｇ海洋センターという文字が書いてあるわけなので、やはりここが見た目がいいほうがいいし、汚れも大分黒いコケというか、汚れがついておりますから、洗浄して塗ったほうがいいだろうなと思うのですけれども、このマークもきれいにまた塗り直すのでしょうか、この４本線とＢ＆Ｇ海洋センター。

○森　一人議長　答弁を求めます。

青木生涯学習課長。

○青木正志生涯学習課長　お答えいたします。

今回は塗装工事一式ということで、この塗装の塗り直しと文字と壁側のラインは直します。また、窓のシーリング等ももう劣化していますので、そのシーリング等も含めて改修する予定です。

以上です。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより議案第48号　工事請負契約の変更について（嵐山町Ｂ＆Ｇ海洋センター改修工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

これより議員提出議案及び議員人事の審議となりますので、説明員の皆様にはここでご退席をお願いしたいと思います。本日はご苦労さまでした。

この際、暫時休憩といたしますが、執行説明員の退席のみです。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　昨日メールを事務局から送らせていただいていると思いますが、議会基本条例まではやらせていただきたいと思います。

休　　憩　午後　５時０８分

再　　開　午後　５時１３分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発委第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第24、発委第６号　嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山議会運営委員長、登壇願います。

〔畠山美幸議会運営委員長登壇〕

○畠山美幸議会運営委員長　それでは、議長からご指名ございましたので。

発委第６号

令和７年９月17日

嵐山町議会議長　森　　一　人　様

提出者　嵐山町議会運営委員会

委員長　畠　山　美　幸

嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由

嵐山町議会基本条例第25条見直し手続の規定に基づき、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、裏面の新旧対照表を御覧ください。前文は、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指した活動のあるべき姿を定めるものです。二元代表制について詳細な説明を加えるため、「選挙で選ばれた議員と町長が構成する」と追加いたしました。

次に、議会の重要な役割について追記するため、「監視、政策への提言等」とします。

次に、現状を踏まえてより適正な表現とするため、「自らの創意工夫と町民との協調によって、時代に即した」とします。

第３条は、議員の活動原則を定めるものです。現状を踏まえてより適正な表現とするため、自由な討議「の推進に努めること。」とします。

第５条は、会派について定めるもので、合意形成に努める立場を明確に表示するため、「議員間の」合意形成に努めるといたします。

第６条は、町民参加及び町民との連携を定めるものです。子どもの意見表明権に関する条項を議会基本条例に加えるため、第５項に、「議会は、こどもの意見表明権を尊重し、こどもの意見表明の機会の確保に努めるものとする。」を追加します。

第７条は、議会報告会及び意見交換会の現状を踏まえて、より適正な表現とするため、見出しを「情報公開と広聴」の充実。第３項を、議会は「開かれた議会活動を目指し、町民参加の意見交換及び報告を推進していく。」とするものでございます。

第13条は、議員間の自由討議を定めるものです。出席要求する場面を具体的に説明するため、「臨時会等の自由討議においては」と追加します。

なお、第11条、第19条、第25条等は、文言整備をするものです。

以上、提案説明とさせていただきます。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、お引取り願います。ご苦労さまでした。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発委第６号　嵐山町議会基本条例の一部を改正する条例の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森　一人議長　挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎延会の宣告

○森　一人議長　お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　５時１７分）

令和７年第３回嵐山町議会定例会

議　事　日　程　（第６号）

９月１８日（木）午前１０時開議

日程第　１　発議第　６号　人種等を理由とする差別的言動を禁止する法制定を求める意見書の提出について

日程第　２　発議第　７号　包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出について

日程第　３　発議第　８号　人工芝およびゴムチップ舗装設置に関する規制を求める意見書の提出について

日程第　４　常任委員会委員の任期前改選について

日程第　５　議会運営委員会委員の任期前改選について

日程第　６　議員派遣について

追加

追加日程１　議長の辞職願について

追加日程２　議長の選挙について

追加日程３　副議長の選挙について

追加日程４　議席の一部変更について

追加日程５　嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の委員の選任について

追加日程６　閉会中の継続調査の申出について

追加日程７　小川地区衛生組合の議会議員の選挙について

追加日程８　比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について

追加日程９　会期中の閉会について

○出席議員（１３名）

１番	佐藤弘美 議員	２番	竹内隆哲 議員
３番	橋本　将 議員	４番	宮本大裕 議員
５番	狄守勝義 議員	６番	小林　智 議員
７番	藤野和美 議員	８番	吉本秀二 議員
９番	青柳賢治 議員	１０番	畠山美幸 議員
１１番	川口浩史 議員	１２番	渋谷登美子 議員
１３番	森　一人 議員		

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬　一　哉
書　記	安　在　洋　子

○説明のための出席者

佐久間　孝　光	町　長
中　嶋　秀　雄	副町長
萩　原　政　則	総務課長
安　藤　浩　敬	地域支援課長
岡　野　富　春	税務課長
柳　澤　純　子	町民課長
太　田　直　人	福祉課長
菅　原　広　子	健康いきいき課長
簾　藤　久　史	長寿生きがい課長
根　岸　隆　行	環境課長
中　村　　寧	農政課長
馬　橋　　透	企業支援課長
安　在　知　大	まちづくり整備課長
下　村　　治	教育長
髙　橋　喜代美	教育総務課長
久　保　哲　也	学校統合推進課長
青　木　正　志	生涯学習課長

中　村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森　一人議長　皆さん、おはようございます。第３回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、令和７年第３回嵐山町議会定例会第22日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

皆様にお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話はご遠慮ください。

（午前　９時５５分）

◎諸般の報告

○森　一人議長　ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第４号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎発議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第１、発議第６号　人種等を理由とする差別的言動を禁止する法制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子です。それでは、人種等を理由とする差別的言動を禁止する法制定を求める意見書の提出についてお話しします。

提案理由

日本での外国人問題は、歴史的には外国人登録時の指紋押捺拒否や地方参政権の在日韓国人の身分待遇付与への反対等多くの案件が確認されている。加えて、近年、排外主義的な傾向が多く見られ、実際に差別的言動によって外国人の被害者が出ている。差別的言動による被害は大きく、人権を損なうものであり、法的に禁止する必要があるため、本意見書を提出する。

では、裏面に行きます。

人種等を理由とする差別的言動を禁止する法制定を求める意見書

我が国では、人種、民族、国籍、宗教、出自等を理由とする差別的言動が後を絶たず、当事者の尊厳を傷つけ、社会の分断を助長している。特に政治家による発言、「日本人ファースト」というスローガンは、日本人のナショナリズムをくすぐり、日本国民であることに過剰に優越性をもたせている。また、フェイクニュースや誇張された情報が伝播され、差別的発言が拡散されており、現行法では十分な対応ができていない。

2016年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」により、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は解消すべきものであることが確認されている。しかし、同法における対象は「本邦外出身者」またはその子孫に限定され、さらに「日本に違法に居住する者」に限定されているため、それ以外の者に対する差別的言動には対応できないという課題がある。外国人集住地域への不特定多数の住民への差別的言動による被害者は、自己喪失感、無力感によりさらなる攻撃を避けるため反論することが困難な状況になる。

国際社会においても差別的言動の禁止と是正措置が求められており、日本においても包括的な法整備が急務である。

ついては、国において下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

1　人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律を速やかに制定すること。

人種等に関する共通の属性を有する不特定者に対する差別的言動に対し、勧告、禁止ができること

2　本年４月に施行された情報流通プラットフォームに削除要請への迅速対応や不当な差別的投稿の是正義務を課す法（情報流通プラットフォーム対処法）の周知を徹底すること

3　差別的言動に対しての是正命令は独立した第三者機関による審査・判断を経る制度を整備すること。

4　教育・啓発活動を推進し、差別的言動に関する相談・救済体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　２点お伺いします。

意見書案のところです。上から２行目の後段から、「特に政治家による発言、「日本人ファースト」というスローガンは、日本人のナショナリズムをくすぐり、日本国民であることに過剰に優越

性を持たせている」、このことをもうちょっと具体的に提案者のお考えをお聞かせください。

２つ目、記の中の２番、いわゆる情報流通プラットフォーム、情プラ法とかいうものと、これについての最後のところ、周知徹底することということなのですけれども、これは具体的にどういうことを要望するものなのか、この２点お伺いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　特に政治家による発言、日本人ファーストというスローガンは、今回の参議院選挙でも日本人ファーストというふうに挙げて、多くの人たちの投票を集めました。そのことを直接言うのではないのですけれども、日本人ファーストということで、ほかの人は日本人よりも劣っているよというふうなこととか、ファクトチェックがされていなくてこの前も質疑の中でもありましたけれども、生活保護の人が外国人が３割を占めるとか、そういった問題を出していますよね。そういった事実に関して、過剰に日本人ではなくて他の外国人を優遇しているというイメージを出すということですね。

これから、情報プラットフォームに３番目ですよね、これ。

○森　一人議長　２番目。

○12番（渋谷登美子議員）　２番ですね。

○森　一人議長　はい。

○12番（渋谷登美子議員）　本年４月に施行された情報流通プラットフォームに削除要請の迅速な対応は、不当な差別的投稿の是正義務を課す法の周知を設定すること、これは私自身は直接Ｘとかいうのであまり見ないのですけれども、これに関してもいろいろなことが書かれているので、それによって逆に差別を推進してしまうという形があるので、それに関してはまずプラットフォームの経営者に言って、そして即それを実際にその文言が差別的であるならば、どこからどういうふうにというふうなことではなく、その文言自体を消すということです。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　最初のほうの日本人ファーストというところなのですけれども、この中で今おっしゃっていたファクトチェックの話です。いろいろな数字を出して、多分政治家が、候補者がお話ししたことなのだろうと思うのですけれども、ファクトチェック、要は政治家が選挙運動、今回、選挙運動でしたか。その中で、発言した内容のファクトチェックの問題と、ここでいう人種等を理由とする差別的言動とは、言動を禁止する法制定とは、直接に関係しないように思うのです。

これは、ほかのことでもファクトチェック大事ですよね。ところが、政治運動とか政治家の言動だとか一般的な言動の中で、事実に反した内容を例示したケースとかというのはあると思うのですけれども、それをファクトチェックしていこうという話と、今回、これに日本人ファーストの話というのはちょっと違うと思うのですけれども、ちょっとその辺の見解だけもう一回聞かせて、それ

だけで結構です。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　この意見書とは直接関係ないのですけれども、ファクトチェックをしないのでいろいろな言葉が流布していきますよね。そのこと自体が問題なのにどういうことですかということだったので、そのような説明にしたのですが。

○森　一人議長　ほかに。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この人種等を理由とするというような差別を撤廃するというような施策に関する法律というようなものが参議院でも上程されて、2015年ですか、いるように見受けられるのですけれども、それがいまだに成立に至っていないような今日でございます。その辺のところについて、この意見書を上げられるところの渋谷議員の見解をお聞きしたいと思います。

それと、もう一点が、ほかにここのところにヘイトスピーチ解消法などもできているわけですけれども、現行法、いろいろそれでも取締りができるのではないかというようなことも言われていますけれども、さらにそこにこのような法制定ができるということは、非常に混乱も考えられるのではないかと思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　2015年に法制定された法が提案されたのだというふうなことはあるのだと思うのですけれども、法というのはいつも期限切れでちゃんと整備がされていなくて、そして法案のところまで行ったかどうかというのがちょっと私、検討していないのでそこのところは分からないのですけれども、どういう経過で法案が制定しなかったということはちょっと理由が分からないので、それにはお答えできません。

そして、これに関しては、ヘイトスピーチ法では実際にその人に関して、川崎市の条例とかではそれに関しては刑罰ができたりする、行政罰、実際には過料とかできるのですけれども、そういった規制ができるのですけれども、今のヘイトスピーチ法はそういった形のものができないので、実際には規制はできないということになっています。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この制定がなかなかできないということについては、やっぱり表現の自由だったり、それから時の政府がこれを利用して、いわゆる言動を恣意的にできてしまうというようなことの見解も書いてありました。

ただ、渋谷議員はそこまで御存じないということなので、それは結構ですけれども、今の２点目のいわゆる現行法ですよね、できている法律、例えば男女共同差別撤廃法だとかいろいろあるでは

ないですか。あとは障害者だとか、男女共同だとか、そういったような個々にできている法律と、それから、今、この新たにこれを法制定するということを求める、参議院選挙のいろんな結果を受けての意味的なものは私も理解しているつもりなのですけれども、ただ、今、現実的にやっぱり考えてみると、この日本に求められているのは、今、できているいろいろな各種法を、やっぱり憲法14条があるわけですから、それを徹底していくということがやはり求められるように私は思っておりますけれども、いかがでございますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　言論の自由に反するということですよね。今、表現の自由、それは全く違って、人権のことに関しては、人権自体が保障されているので、それぞれの全ての人の人権が保障されているので、それに対しての人権を阻害するような、攻撃するようなものは取り締まる法が必要であって、これは新たに、思い出してきたのですけれども、2015年に法制定の動きがあったかもしれないのですけれども、その後、2016年に弁護士会が出して、そして今回、３月の、だから参議院選挙の前ですけれども、人種等を理由とする差別言動を禁止する法制定を求める議員連盟という、たしかそれだと思うのですけれども、議員連盟ができたのですが、結局、それが動きがそこで止まっていて、それはこの３月ですから、議員連盟ができたとしても法制定のところにまでまだ持っていけなかったということです。

だから、朝鮮人の人が昔井戸に水を入れたとか言って皆さん殺されたというふうな事件がありましたよね。そういったものは防ぐことができないので、逆にこういった法を制定してしっかりした、今は全く全然違う状況になってきています。たくさん外国人の方が入ってきて、それぞれが生活していて、その人たちの人権を脅かさないような法制定をするためには規制が必要だと思って、今回の法制定を求める意見書を出しております。

○森　一人議長　ほかに。

第１番、佐藤弘美議員。

○１番（佐藤弘美議員）　これって３回までですか。この渋谷議員が書かれた人種等というのは男女という意味でも入っているのでしょうか。それとも、次の７号のほうに入っているから、このものには男女というものは入っていないのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　これは、人種等って特に規定しています。だから、男女というのではなくて人種、民族というふうな形で、特に外国人に関わるものというのかな、人種でまず外国いろいろありますよね。それから民族でイスラム民族とかいろいろありますよね。国籍も韓国籍とか中国籍とかあります。宗教もありますよね。出自というのもあるのですけれども、性別はこの人種等と

いうのとはまた違う形になってきて、こちらのほうが緊急性があるかなというふうな感じで、これを出しています。

○森　一人議長　第１番、佐藤弘美議員。

○１番（佐藤弘美議員）　入っていないということで、ではいいのですよね。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　どういうふうに考えたらいいか分からないのですけれども、今の段階でこの文書には書いていませんけれども、次の文書には入っていますので、そういうふうにお考えください。

○森　一人議長　ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

ないようですので、渋谷議員自席にお戻りください。

討論を行います。

橋本議員、どちらでしょうか。

○３番（橋本　将議員）　反対討論。

○森　一人議長　小林議員。

○６番（小林　智議員）　反対討論。

○森　一人議長　それでは、まず第３番、橋本将議員、反対討論をどうぞ。自席で結構です。

○３番（橋本　将議員）　議長のお許しをいただきましたので、反対討論をいたします。

まず、表題そのものには私も全面的に賛同いたします。人種や民族、国籍などを理由に差別的な言動を行うことは、社会の分断を生み、国際社会の一員として日本の信用を傷つけるものであり、断じて許されるものではありません。

しかしながら、本意見書の提案理由には偏りがあると考えます。理由の中で強調されているのは差別的言動によって外国人が被害を受けているという点であります。もちろんそのような事例が存在することを否定するものでありません。しかし、現実には地域社会の現場において外国人のマナー違反や文化、ルールを尊重しない行動が摩擦を生み、日本人住民が困惑や被害を受けている事例も多数報告されています。

まず、申し上げたいのは、自国民を大切にするという考え方が、すなわち排外主義ではないということ。むしろ、これはどの国においても当たり前の基本原則であります。国民の安全、生活、文化を守ることは、政府や自治体が最優先の責務であります。

海外の事例を振り返ると、ドイツでは2010年、当時のメルケル首相自ら、多文化主義は完全に失敗したという表現をしました。ドイツはトルコ系をはじめ、多くの移民を受け入れました。受け入

れた移民の方々の中に、現地の文化や言語を尊重せず、自らの生活習慣をそのまま持ち込み、社会に分断と摩擦をもたらした事例が数多く報告されています。その背景には、国家がドイツ国民を第一に守るという原則を十分に明確にできなかったことが指摘されています。

また、スウェーデンにおいても同様です。人口規模に対し、非常に多くの難民を受け入れた結果、治安の悪化や地域社会の分断を招き、近年では銃撃や爆破事件が多発し、社会不安が広がっています。その反動として移民制限を訴える政党が急進し、国民世論が二分される結果となっています。これは、人道と自国民保護のバランスを欠いた典型的な例であります。

私たちが学ぶべきは、多様性そのものを否定することではありません。まず、自国民の文化、安全、生活基盤を守ることを前提に、多様な人々と共生を図るという姿勢であります。これを日本人ファーストで呼ぶのであれば、それは決して排外主義ではなく、持続可能な共生社会をつくるための土台であります。

排外主義とは、自国民以外を認めない思想であります。しかし、自国民を第一に守ること、他者を排外すること、これは全く次元の異なるものであります。むしろ前者をおろそかにした結果、国際的に深刻な摩擦と排外感情を噴出した例がドイツやスウェーデンに見られます。

また、私たちの身近でも、日本の神社に唾を吐きかけたり、落書きをする外国人のニュースを耳にすることがあります。さらには、日本の国旗にバツをつけ、それを掲げながら差別的言動をするなと訴える人々を実際に見たことがあります。

こうした現実を目の当たりにすれば、まず自国民の文化や尊重を守るべきだという声が上がるのは当然ではないかと思います。私たちが成すべきは、歴史の過ちを繰り返さないためにも、冷静に世界の現実に学びつつ、日本人の文化と暮らしを大切に守り、同時に共生の道を探ることであります。

以上の理由により、提案理由の偏りを正すべきとの立場から、本意見書に反対いたします。

以上。

○森　一人議長　続いて、第６番、小林智議員、反対討論をどうぞ。

○６番（小林　智議員）　ただいま橋本議員から大変丁寧に反対討論をしていただきましたので、私の話す内容のほとんどを言っていただいたように思いますので、私のほうから簡潔にお話をしたいと思います。

まず第１点、日本人ファーストの件は、今、橋本議員の言ったとおりだと思います。日本人ファーストはなぜこういうふうに日本の国内で批判されてしまうのか、これは非常に残念なことであります。例えば、都民ファーストはいいのですよね。それからアメリカ人ファーストもいい、日本人ファーストはなぜ駄目なのだと、こういうような大きな問題があるというふうに思います。

内容的には、今、橋本議員がおっしゃったとおりなのですけれども、そこに尽くされていますので、あえてそれ以上はもう言いませんけれども、１つ、提案者の方もよく御存じだと思うのですけ

れども、いわゆる人種差別の撤廃条約、国際条約です。これは、日本語にするとあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、これ外務省のホームページにあったのですけれども、ここに書かれていて、要は人種差別の撤廃に関することの条約の内容がるる書かれておるのですけれども、ただ１点だけ注目しておきたい点が、この第１部、第１条の２に、読みます。「この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない」という適用除外の条項があるのです。これ何を意味しているのかは、条約を解釈する人の判断なのかもしれませんけれども、ここで言っているのは、この市民というのは日本国でいえば日本国民は、その定約国の国民は、国民と呼ばれる者、この日本人というのをどう呼ぶかですけれども、国籍を持っている者とするかどうかなのですけれども、法律的にはそういうことですよね。それとそうでない者、いわゆる外国人との間に設ける区別、排除、制限、又は優先については、この国際条約は適用しないと書いてあるのです。なぜ、こういうことを国際条約に書いたかというのはいろいろ議論があるのでしょうけれども、文面からそのまま読めば、要は日本人が日本人を愛して、日本人を保護する、そういったものの法だとか制度というものは当然認められるべきですよというふうには当然読めるわけです。

だから、先ほども橋本議員が言っていただきましたけれども、そういう形で日本人が日本人の誇りを持って生活していける、戦後そういったことがおろそかにされてきたように私は思います。私は、やはり日本人は日本人のプライドを持って社会生活が送れると、国際社会でも活躍できるというのが正しい在り方なのだろうと思うのです。

ですから、日本人ファーストという言葉自体が適切かどうかというのはありますけれども、そういうスローガンというか理念という形が否定されるべきものではないということが、まず第一にあるということなのです。ですから、そのことをやはり差別的言動を禁止する法制度を求める意見書の中でそういう言葉が使われるというのは、非常に私は違和感を覚えるし、反対であります。

もう一点、先ほど質問しました記の中の２番にある情報流通プラットフォームの削除要請です。これは今年の４月からできることになりました。これは、具体的にどういうことかというと、例えばユーチューブに提案者が懸念されるような方が、そういう間違った情報の下にそういった差別的発言であるとか、あるいはそういうことがあった場合に、それ自体は削除することができますよということです。例えばユーチューブです。あるいはさっき話が出たＸとかにそういう投稿するということをこれは制限することができる。それを誰が制限するのだと、いわゆるプラットフォーマーですよね。こういうプラットフォームを用意した人の責任でやれと書いてあるのです。ということはどういうことか、ユーチューブと言ったらユーチューブをやっているのはアメリカの会社なのです。そうですよね。グーグルです。そこが責任を持って削除する。日本法人がやるのだけれども、そういうことになっている。Ｘもアメリカの会社です。そういうことも、こういうプラットフォーマーに日本社会は今依存せざるを得ないのです。

そういう中で、例えばユーチューブによからぬ発言をしているやつがいる、削除だと、よくユーチューブ使っているユーチューバーの人たちからは、よくバーンするとかという言い方をされるのですけれども、要は消されてしまったということがあるのです。いろいろなケースであるのです。

ですから、ユーチューブの中で政治的発言なんかをする人にとっては、例えば自主規制が働いていて、ある言葉とか絶対使えないので、伏字というか、その言葉の発言のところを音声で消していくとか、そういうことが今でも頻繁に行われているのです。これは過剰に自主規制している例もあります。

私も言いにくいけれども、特にテレビなんかも自主規制しているのが、自殺予防の問題ですよね。自殺予防と言えばいいかもしれないけれども、前段の自殺という言葉とか、殺という言葉に非常に敏感にマスコミも反応しますし、ユーチューブの世界でもこの言葉を使うと、これはバーンされると、要は消されるという懸念が先に走るのです。それが正当な意見を言っていても、そういうことを予防するためのものであっても、言葉で検索されて、要はコンピューターで検索しますから、検索されてこれ駄目という形で排除されてしまうとか、そういうことが現実に起きているのです。これが私は一つの問題だと。Ｘについてもそうです。

ただ、ものによってＸ社がこの政治的発言、特に政治的発言では、この言葉は排除しないけれども、こっちはオーケーのようなことが、政治的姿勢が現れるケースなのです。中立性を保てというのが法の精神なのだけれども、そうではなくてこっちではオーケーと。例えばユーチューブの中でも、このユーチューブの投稿がこれ何で消されないのだろうというケースもあるし、逆にこれが何で消されてしまうのだろうみたいなことがあったりするというふうに聞いています。なので、こういうことは、これ何が起きているかといえば、表現の自由、言論の自由は侵されている。今、その寸前にあるのではないかなと思います。

私は、提案者の方がやはり表現の自由とか言論の自由を一番大事にしているのではないかなと思うのですけれども、反対意見を尊重する社会、これは大事なのだと思うのです。あとは、ユーチューブとかが最近はやっているのはなぜか。マスコミ自体が、マスメディア自身がある程度の政治的主張のことはあえてもう報道しないとか、言わないという方向に走っていると、そうするともっと自由な空間という形で、ユーチューブとかＸとか、そっちの方向に移っているということが多いのです。

その中も、これが大勢を占めてくると、やはりこういうふうに規制しましょうよという話が出るのです。今回のこの法制定を求める意見書の中でも、結局、そういうことは規制しろと言っているのです。先ほども提案者から話がありましたけれども、そういうことは規制しなくてはいかんと。これは、やはり自由な社会である日本の中で、表現の自由とか言論の自由が今保障されています。私は大きく保障されていると思います。そこをあえてこういう制限をしなくてはならない。しかも、この辺が公平性が完全に保たれていると言えない状況の中で、こういうことをしていくというのは、

私は非常に懸念を覚える。なので、こういったものが安易に嵐山町議会から意見書として提出されることについては反対ということで、私の反対意見といたします。

以上です。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第６号　人種等を理由とする差別的言動を禁止する法制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第２、発議第７号　包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提案理由をお話しします。

日本は、国際社会の一員として人権保障に関する国際基準を尊重し、それを国内法に反映する責任があります。ヘイトスピーチ・ヘイトクライム、政治家による差別煽動、独立した人権機関が不在です。「平和なくして平等なし、平等なくして平和なし」は、市川房枝の至言ですが、個人が尊重され平和で強靭な社会を作ることが必要です。

人権を基軸とした社会を築く土台とするため、必要な包括的差別禁止法制定を求める意見書を提出します。

裏面です。

包括的差別禁止法の制定を求める意見書

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないと定めています。しかし、我が国には差別を広く禁止する法律が未だ整備されていません。

近年、公の立場の者による差別発言や、「日本人だけを優先する」といったヘイトスピーチが続いており、個別の法律や条例では十分に対応できない状況です。国連からも、日本に対して差別撤廃の取組強化が繰り返し勧告されています。

ついては、国会及び政府に対し、以下の施策の実現を強く要望するものです。

記

1　包括的差別禁止法を制定すること

・人種、性別、ジェンダー、障害の有無、信条や社会的立場に関わらず、生活のあらゆる場面での差別を禁止すること。

・直接差別、間接差別、嫌がらせ、合理的配慮の欠如など、あらゆる形態を対象とすること。

・違反した場合は損害賠償、現状回復、刑事・行政罰などにより被害者の権利を回復できる内容とすること。

・公共の場で、人種、性別、ジェンダー、障害などを理由に差別的な発言や脅迫を行った場合や差別的理由で他人に暴力や身体的被害を加えた場合、又は、採用や賃貸契約などで、法律で禁止された差別行為を行った場合には刑事罰を定めること。

2　個人通報制度を導入、（国内・国際）をすること

人権侵害を受けた個人が、国内の独立機関や国際機関に直接訴え、迅速に救助を求められる制度を設けること。

3　政府から独立した人権救済機関を創設すること

現行の法務省人権擁護局は政府から独立しておらず、公正な対応が十分ではありません。新たな独立機関を設置することで、市民が簡単・迅速・低コストで公正な手続きを利用できる体制を整えて、救済が困難だった人権侵害の解決を可能にすること。

以上、地方自治法第99条により、包括的差別禁止法の制定、国内外の個人通報制度の導入、独立した人権救済機関の創立を強く求め、意見書を提出します。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、内閣長官です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　これについてもこの冒頭に日本国憲法第14条とうたってあるわけです。その辺から、これについては憲法14条との整合性、さらには、先ほどとちょっと重複するかもしれませんけれども、既存の法律との重複、この点についてどう考えられるのか。

それから、やはりこの制度や政策に対しまして、批判や個人的な心情の表明が、特定の属性の人々を傷つけると、差別的言動、このような扱いをされるのではないかと、この辺のところが懸念されますが、この点の表現の自由と、表現の自由の侵害、これについてはどうなのか。

それから、過度な法規制、これが経済活動に対してどのような影響を与えるかということ、これは３つ目。

それから、今現在、国会でもあれでしたけれども、性的マイノリティー、これに関する議論がなかなか遅れているということで、これはなぜ遅れているかというと、様々な意見の社会的コンセン

サスがまだ出来上がっていないというふうに私は見ているわけですけれども、そういうこともあるのだろうという意味では、慎重な意見書の提出が求められると考えますが、この４つについていかがでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　まず、表現の自由というのは、包括的差別禁止法で具体的な事例では東京医科大学の女性は点数を下げて男性に下駄を履かせるというのがあったのですけれども、それに関して言うと、この差別禁止法がないために損害賠償請求で訴訟をして、そしてやっと勝ち取ったという形で、その人たちがもらったという形で、実際にはそれが起きていたわけですけれども、そういうふうな手続がないために、差別を禁止する法律がないために、名誉棄損とか具体的に、あれは受験料の損害賠償という形でやったのですけれども、そんな形で非常に差別を上げていくことができないということと、例えばそうなのですけれども、女性支援に関して言いますと、売春禁止法というのはあったのですが、買春禁止法というのはないのです。だから、女性は売春をしてはいけない、でも実際に女性は売春をせざるを得ないように子どものときから、女の人は男性に比べてもっと仕事がないですよね、自立した仕事ができない。だから、売春をせざるを得ないような状況になっているけれども、それを買春する男性のほうには買春を禁止する法律がない。そういうふうな今現状になっています。そのために女性支援がとても必要なのですが、そこのところがまず分かっていないこと。

それから、女性雇用機会均等法がありますけれども、女性雇用機会均等法に関しては、具体的な就職差別があったとしても、それに関しては勤労時間とかそういうふうな形で総合職という形でつくっていて、では実際に、総合職ではなくて普通職は何と言うのか、それに関しては男性と女性での差別が既にあって、女性はなかなか昇進できないような状況をつくっている。ここのところは、女子差別撤廃条約を批准するときに大きな問題になったのですけれども、それもいまだに解決されていないということです。

次に、経済的な問題です。この包括的差別禁止法というのは、経済的なものよりも、まず女性とか様々な人種、今は少なくなっていると思うのですけれども、在日朝鮮人に関して、昔ですけれども、在日朝鮮人はまず就職差別があったということがあります。今は、それは形には出てきていませんけれども、やはりあると思うのです。性的マイノリティーの問題ですけれども、性的マイノリティーの問題というのは､私もそれぞれの方たちがカップルをつくったりとかすることに関しての、まず戸籍に入れないとか婚姻体制が取れないためにいろいろな差別が起きています。具体的には、保険に関して、亡くなったときの相続権がないとか、そういったものがあるので、そこのところが問題になってきています。

そういうふうな包括的な差別ですよね、それは。それを包括的な差別をやめましょうというふう

な形です。ですから、これに関して経済的な損失というのはいつも言われていますけれども、一番問題になってくるのは、やはり経済的に女性が非常に優位な地位に行こうと思っても、そこの部分でまず就職の段階的な差別があるということが問題になってきて、そこは経済的な問題になってくると思いますが、また労働問題に関しても、今、労働で実際に入ってこられない人たちって、労働で３か月労働ですか。そういった形で入ってきていて、そしてそれ以降のものは、実際には仕事をしたいと思っていても、仕事に就けない状態にあるから、経済的には非常に困難な位置にあるというふうなこともありますし、障害者の問題でいきますと、障害者は、今そうですけれども、車椅子に乗った方が仕事のときに支援を受けようとすると、そこのところでは支援に関しては障害者のヘルパーを取ることができないのです。それで自分の費用でやらなくてはいけないので、そこのところでも経済的な差別ができていると思いますけれども、そのような、ごめんなさい、いっぱい言われたのでちょっとメモしている範囲内でお話ししたのですけれども、そういうふうな状況の答えです。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　まず、この憲法14条との整合性、それについてはちょっと答えていないのだけれども、まずここに書いてあるように、すべての国民は法の下に平等だという、そこのところです。これがある程度この包括的差別の禁止というところまで至るのかどうかということ。やっぱり私は、この憲法14条を持っているということ、それから各種の法律があるということ、これがやはりまず大事であって、それはやはり徹底していかなくてはならないというふうに思うところなのです。それについてはどうですか。

それと、あともう一つ、表現の自由というところの中では、こういうことがあるわけです。例えば、ある制度、それから政策に対する批判、さらには個人的な心情の表明、これが特定の属性の人々を傷つけて差別的言動として扱われる、このような懸念があるということを言っている方がいます。これについてはどう思われますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　憲法14条は、実際にこうやっている、理念的に書いてあるわけですけれども、それに関して包括的な差別を禁止していないのです。だから、そういうふうになっているけれども、では差別を禁止しますという法律ではないです。憲法は大本ですから、それに関わる法律を制定していくということで、いろいろなものがありますけれども、教育権でしたら学校教育法とか教育基本法とか、そういうふうな形で出てきています。ですけれども、ここに関しては法律が制定されていないのです。だから、そこのところでの関係性です。

あと、表現の自由ですけれども、私は言われていることがよく分からないのですけれども、表現の自由で明らかに差別を行った言動のものは禁止されてよくて、そしてそれに関しては刑事罰など

とか社会を出していくというふうな形でなければ、今は禁止というか、それが皆さんの中に入っていかないということではないのかなと思うのですけれども、ちょっと何か言っていらっしゃる意味が分からないのでということです。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　この表現の自由の侵害という中には、いわゆる差別と批判、そして意見の区別ということがうたわれているのです。それは、例えば制度だとか政策に対しまして批判をする、さらには個人的な心情を表明するということが特定の属性の人々を傷つけるという、この差別的言動として取り扱われないかというのが一番懸念されるということが書いてあるのです。そう思われませんか。包括的な制定を求める意見書というのは、法制定がされたらそういうことになってきませんか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　まず、その解釈はどこから出てきているものなのか伺いたいと思います。私は、包括的な差別禁止法については、お前はここにいてはいけない、そういうふうなことですよね。ここにいるなとか、それから何と言ったらいいのか、言論で、それで実際に不平等なことというのはいっぱいあるではないですか。例えば車椅子の人が、今までは電車に乗ることも難しかった時代もあるし、今もそうですけれども、エレベーターがなければ、そこに交通も行かれなかった。そういうふうなことを言うわけですよね。

それと、それから表現の自由というのは、どういう表現のことをお話なさっているのか意味が分からないので、どういう解釈本から青柳さんのおっしゃっていることが出てきているのかが全く分からないし、どなたがそのような解釈をなさっているのか、伺いたいと思うのですが。

○森　一人議長　質疑に対する確認ですので、どうぞ。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　これは、いろいろな意見というか、誰々が言っているという意見ではないのです。私が調べていく上で、今回のこの包括的差別禁止法というものはどういうものであるかという中から、やっぱり表現の自由というものの侵害というのがやはり心配されるということが書いてあるのです。それはどなたではなくて、ほぼそういうことが書いてあった。

それで、それについて例えばそういったところの部分が、この包括的差別禁止法ができることによって起こり得るのではないかという懸念があるわけなので、簡単に言えばそういうことです。そういうことを渋谷議員に対しては、どういうふうに思われているのかなということです。それに対して答えてください。

○森　一人議長　確認に対する答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　政府から独立した人権救済機関をつくるということが書いてあります。そこのところで､そういうふうな形での人権救済を求めるという形でなさればいいのではないかな、その人がそこのところで差別を受け、自分は表現の自由を損なわれたというふうにおっしゃっているのならば、そこに訴えるとか、そういうふうな形で迅速な差別の救済というのですか、そういうふうな問題をつくる。今の場合ですと、その人は、そういうふうに思われた人は、名誉棄損であるというふうな形で親告罪というのですか、それで損害賠償を求めたり、それから刑事罰を求めたりすることでしか、そういうふうなことを解決できないわけですけれども、そういった機関がそもそもないわけですから、それについての機関をつくっていきましょうという意見書です。

○森　一人議長　ほかに。

第１番、佐藤弘美議員。

○１番（佐藤弘美議員）　差別は、みんなここにいる全員渋谷議員と同じで禁止すべきだと思うのですけれども、どうしてもちょっと気になったことがあって、この包括的差別禁止を制定することの下にある性別というところがあると思うのですけれども、これってよく渋谷議員一般質問で、前回聞いたのが、たしか女性会館のときだったと思うのですけれども、町長が答弁したときに、男だから何ちゃらかんちゃらとか、あと文教のときも、男だから子育て何ちゃらかんちゃらとか言った覚えがあるのですけれども、そのことについてはどういうお考えをお持ちですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私は、初めからというか、今の現状の中で、男性のほうが圧倒的に優位になっていると思います。過日でもそうですけれども、例えば佐藤議員のことを言うと、佐藤議員はいつもご自分のお子さん、夫ではなくてご自分が引き受けてここで仕事をしている。それって男女差別というか、形態的にはどういうふうな形態でなさっているのか分からないのですけれども、そういうふうなことが既に問題であるというふうに考えているのですけれども。

○森　一人議長　第１番、佐藤弘美議員。

○１番（佐藤弘美議員）　それは家が近いからだと思うのですけれども、夫も休みのときは見てくれているのです。今日だってお迎えとかもあるし、ただ問題は、渋谷議員が男だからとか、前、母乳のときもそうだったのですけれども、それは私の意見として、「母乳あげるのはお母さんの自由だから、お母さんのあれでいいんではないですか」と言ったら、「ああ、佐藤さんそんなことないわよ。佐藤さん、若いお母さんだから分かんないのね」とおっしゃって、その後、「ああ、佐藤さん若くなかったか」とか言って行かれてしまったですけれども、その若いからとか年取っているからとかそういうのも関係なくて、それも社会的立場とかにもよると思うのですけれども、だからそのこと自体、男だからとかそのことを渋谷議員が言っていて、これを出すとかいうのは、どうしてそうなのかなと、私の中で思ってしまうのですけれども。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　母乳育児のことに関しては、生態的にまず違いますから、体自体が。母乳は女性しか出せないから、男性は出せないから、そこのところの問題を話しているのであって、それで私は今もそうですけれども、今というか、多くの皆さんが男性として議員に出てきていて、例えば私はいつも思っているのですけれども、この中でこういうふうにして夫婦カップルでいるのだったらば、男性ではなくて女性が出てきてもいいのになというふうに、カップルのほうのもう一人のパートナーの人が出てきてもいいのになと思いますけれども、それはないですよね。

それでもって、なぜ私がこういうことを出してはいけないのというふうに言われているような気がするのですけれども、男女、性別のことに関して、では私は性別差別者だからこういうものを出すなというふうな形でおっしゃっているのかなというふうに聞き取れるのですけれども、私よく分からないのですけれども、何でそういうふうなことを言われなくてはいけないのか、よく分からない。

○森　一人議長　質疑においては、提出者の姿勢や言動に対しての質疑ではなくて、包括的差別禁止法の制定を求める意見書に対しての質疑をお願いしたいと思います。

第１番、佐藤弘美議員。

○１番（佐藤弘美議員）　すみません。ごめんなさい。ずれていると言われてしまったら、私はもうそれでやめてしまって大丈夫です。

ただ、渋谷議員、いつも男だからという発言をしていて、もうその時点で男とかそういうのは関係ない、その人の生まれ育った環境とかでも全然考え方が違ってくると私は思うのです。だから、それも何で渋谷議員は、では何でこれを出すのであれば、普段からそういう男だからとか若いお母さんだからとか、何でそんなことを言うのかなと、私の中では疑問に思ってしまって、すみません。質疑ではないと思うのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　質疑ではないので。

ほかに。

先に、第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　質問いたします。

こちらについても、包括的差別禁止全然いいのですけれども、やはり提案理由についてちょっとお伺いします。

公の立場の者による差別発言や日本人だけを優先するといったヘイトスピーチ、この部分において、日本人だけを優先する、これは確かにそれを言ったらそういったヘイトスピーチになるかな、差別かなと思うのですが、まず意見書の内容の中で、公の立場のものによる差別発言、この部分が

ちょっと明確ではないと、提案者の思い込みやデマになってしまうのではないかという点が１点。

あと、記のポツ３つ目の被害者の権利を回復できる内容とすることの中で、先ほども差別を受けた人が、何らかの機関に行けるようにということが提案されていましたけれども、これは例えば言った人はそんなつもりではなかったということでも、受け取る側がヘイトスピーチを受けたということであれば、そういう機関に行けることを意味しているのかということと、先ほどもありましたけれども、公の場で何らかの差別発言をした場合、今、名誉棄損とか侮辱罪とか先ほどもありましたけれども、行政罰とか刑事罰とかという程度、名誉毀損とか侮辱罪とかの違い、この意見書によって、そことの違いが何かというのをちょっと教えてください。

○森　一人議長　会議の途中ですが、設備のちょっと不具合がございますので、休憩を15分間取りたいと思います。再開時間を11時５分といたします。

休　　憩　午前１０時５６分

再　　開　午前１１時０４分

○森　一人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

機材の不具合も復旧しましたので、正常に戻させていただきます。

それでは、渋谷登美子議員、橋本議員の１回目の質疑に対しての答弁をお願いします。

○12番（渋谷登美子議員）　まず、公の立場による者の差別発言というのは、一番明瞭なのは、麻生大臣とか、それから杉田水脈さんの発言というの大きいです。あとほかにも、どの言葉がどういうふうな形で差別発言をしているというのはすっと出てこないのですけれども、割と皆さんやっていますよね。そういうふうな形で、ぱっと頭に出てきませんか、言われると。ここでこういうふうな、ちょっとメモが取れていないので分からないのですけれども。

あと、それから被害者の権利というふうな形になっていますけれども、被害者というのは、具体的には差別されて賃貸借契約ができないとか、そういった問題ってあるのですね、家を借りられないとか、それから男性と女性の差別の中では、つい最近の話なのですけれども、男性には家賃の補助があるというのがあって、ところが女性には家賃の補助が、法的に住居費の補助とかいうのがあるのだけれども、住居費の補助はできていないという会社の規約みたいなのがあって、それがやっと損害賠償請求でそこのところが解決されたというふうな形のものがあるのですけれども、それはやっぱり最高裁まで行かないとそういうふうな形にいかないのです。なので、それはやっぱり住居費がもらえないというのは結構大きいです。そういった形のものが被害者というふうな形に言えると思うのですけれども、そのぐらいかな、今、ちょっとメモしていたのはそんな形なのですが、不足でしたら言ってみてください。

〔「答弁漏れ」と言う人あり〕

○森　一人議長　答弁漏れ。発言を認めます。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　答弁漏れを指摘いたします。

刑事罰って書いてあるのですけれども、それが名誉毀損と侮辱罪とどの程度差があるのか、これはポツ４番、公共の場で差別的言動を行ったというところで刑事罰を求めるということなのですけれども、公の場なのでそもそも名誉毀損とか侮辱罪が成り立つのではないかなと思って質問しています。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　刑事罰は、名誉毀損とか、それから侮辱罪とか、そういうふうな形でできると思います。それほど大きい、物すごく直接的なものではない、人身傷害みたいな形ではないのでそういうふうな形になると思いますけれども。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　答弁いただいた公の者の立場のものが麻生さんとか杉田さんとか、なるほどあの言葉をそう取っているなというのは分かりました。ただ、それがいつどこでどんなことを言ったかというのが分かりませんということだったのですけれども、これは令和７年１月10日の全協による文言があるのですけれども、この場にいたみんなはいましたので、これが差別発言に当たるかどうかというのを考えてもらいたいと思います。

表題は、女性会館のことについて皆で意見書出し合いましょうねという自由討議の中の話になります。小林議員「跡地は県が地主、男女共同参画と跡地利用は別の話。嵐山町議会としてどういったふうに今後も町民のために使えるかを要望していくべき」、渋谷議員「全然違いますよ。一緒に考えなくてはならない。男女共同参画は、産業を進めるために、女性がもっと働きやすくするためにどうするか。でも、そうではない部分あって、例えば、今ここ３人しか女性がいないのです。10人の男性がいて、その人たちは子育てもほとんどしないし、洗濯もしないし、お料理もしない」、橋本議員「ちょっといいですか。私は小林さんの意見に賛成している」、この後、なぜ賛成しようか言おうと思ったのですけれども、その発言を遮りまして、渋谷議員が「そうだよね。男だもん」、これ全員ざわつきます。橋本議員「今のは男をばかにしているよ」、渋谷議員「そうだよ。ばかにしているよ」、橋本議員「今日は議会として一致した意見を出したいということで意見を出し合っているのに、男は駄目だと言っている時点でアウトですよ」、渋谷議員「アウトでいいです」、この後、最後、森議長が「私も含めて男性陣ですが、家事をするやつは家事するし、子育てするやつはするし、そういったことでなくても、今あるヌエックの既存施設の存続に対して建設的なご意見とか町民の声を聞いて、どれだけ反映できるかということを踏まえて、県の動向もある。今後も建設的に自由討議できればと思う」ということでこの議題が終わります。終わりまして、私、「議長、渋谷議員の「男はばか」という発言の訂正を求めます」と言いました。

ここで質問します。この後、渋谷さんが何を言ったか覚えていますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私、それは全然覚えていないです。

ただ、言いたいのは、そういうことではなくて、男女共同参画ということに対しての国立女性教育会館の位置とおっしゃることが全然違うのでということですよね。

○森　一人議長　３回目になる。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　答えは、これはもう、私は挙手をしているのですけれども、森議長は指名することなく、「訂正しません。だって、本当のことだもん。男はみんなばかなんだから」というふうに発言されています。

先ほど佐藤議員もありましたし、先ほど渋谷議員も受け取るほうの気持ちも大事だよねって話です。どういうふうに解釈するか。この言葉を受けて、我々男性陣がどのような思いになったかということです。渋谷議員はそれは違いますって言うかもしれませんけれども、世の中の男性、子育てもしない、洗濯もしない、お料理もしないというレッテルを公の場で言っています。今回ですよ。

〔何事か言う人あり〕

○３番（橋本　将議員）　事例を言っていますので、結びつけています。公の立場にいる者の差別発言について、私はしていますので。ちょっと川口議員、黙っておいてください。

言いたいことはこれです。渋谷議員がどのような気持ちで言ったのかというのは答弁もらってもいいですし、その発言が思い出してみたら間違っていましたと言ってもいいですし、そのことを質問いたします。

○森　一人議長　渋谷議員に申し上げます。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　事象、以前あったことに対しての確認を今、橋本議員は取っているところなのですが、直接的にはこの意見書の内容とは……

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　それは、個人に対して。

○３番（橋本　将議員）　だから、事例を言っています。公の立場にいる者というのが、例えば個人名を出されて言われたので、私も個人名を出して具体例を出しただけなので、全然もう範囲に入っていると私は感じますけれども。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　それでは、答弁できる範囲でお答えできるところ、できなければ答弁はしなくて結構です。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私自身は、いつも男社会の中で議員をしているという感覚があります。

男社会というのが１つあって、男社会の中で議員をしているときの立場というのは全く違うものですよね。男女共同参画と言いながら、女性という立場で物を言っても、それは違うというふうに町長は言いますし、皆さんもそう思うのでしょうけれども、私は男性社会の中で、男性が圧倒的多数を占める議会の中でそれをやっていて、少なくとも、女性の議員もいますけれども、女性議員というよりは男性に寄り添った女性議員というふうに私自身は感じているのです。ですから、そういうふうなことを言われると、そういうふうにお答えします。

それ以上のことは言えないですし、ほかのことでも、ちょっと何か男性に偏り過ぎるような行動が多いなというふうに見ることが多いです、女性に関して、今議会でね。それで、いろいろな議会の女性議員のいろんな立場を見ているのですけれども、地方議員ですよ、公的な立場の地方議員、その人たちがかなりそういうふうな形で攻撃される。それも女性議員からも攻撃されているので、それも私も一緒に防ぐという立場になっています。

ですから、男女共同参画社会と言いながらも、女性議員が少ないということで、50・50になってくるとまた全然立場が違ってくるのですけれども、ここで私にそういうふうなことを言われるのならば、そういうふうにお答えしますけれども、50・50の立場と13と３、そういうふうな立場、20に３、それから17、３、そういうふうな形でずっと来ています、私自身は。その中での男女共同参画社会で女性としての立場をずっと話しながら、セクハラの問題とか、それからＤＶ問題とか、それから女性支援の問題とか、そういうことをやってきているわけです。だから、それは違うと言われていても、違わないよと、男社会の中でやっているのだよというふうな形で答えますけれども。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員）　言っていますよ。だから、そういうふうに言っているということです。

○森　一人議長　ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　ほかに。

第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員）　私、１つだけ確認をさせていただきたいと思います。

この意見書（案）の一番上、日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地」、これは出自ですよね。いわゆる外国人も含まれると思いますけれども、「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。これは、渋谷議員がここにお書きになったことなのですけれども、この法律全て差別に関して、もう網羅しているような内容だと思いますけれども、この法律では……

〔「憲法」と言う人あり〕

○４番（宮本大裕議員）　憲法では不十分というお考えなのですね。それによって、こういった新しい仕組みをつくらなければいけないというお考えだと。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　なぜかというと、規制や禁止がされていないので、実際の規制する法律ではなくて、憲法は理念ですから、理念に基づいていろんなことをやっていて、先ほども言いましたけれども、法律は、憲法に基づいていろんな法律ができていて、環境に関しても環境基本法、それから教育基本法、そういうふうな形で出てきていますし、福祉に関しては、憲法に基づいて社会福祉法があって、障害者福祉法があって、そうすると障害者福祉法もだんだん、だんだん障害者総合支援法というふうな形になってきて、それでやっと障害者がみんな何とか、まだ不十分ですけれども、機会均等になっていくような法制定ができてきて、機会を保障するという形で障害者総合支援法ができたりしていますので、女性に関して言えばというか、全部のことに関して言えば、男女雇用平等法ができて、それから男女共同参画推進法ができてという形でできていますけれども、女性に対しての、例えば、先ほども言いましたけれども、売るほうの売春防止法はできて、女性は売春をしたらそれで捕らえられるけれども、買春する、買うほうの男性は全く禁止されていないというふうな状況になっているのが男女差別の原因だと思いますから、実際には憲法14条の基本理念は法律がないと実現していかないということです。

○森　一人議長　ほかに。

第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　何点かお聞きします。

まず、１点目が、表題にもあるとおり包括的差別禁止法、この前、これより１本前の意見書の議論でも内容的には似たような内容のものをやったのですけれども、今回、これは包括的な禁止法制定を求めるという言い方なのですけれども、この包括的というのは具体的にどこまでの差別を言っているのかというのをもう一度はっきりお聞かせいただきたいと思います。

それから、２点目、さっきから議論になっている、いわゆる刑事罰を付す話です。これは、実際に法案でもそういった形のことで進んでいるようにも見受けられるのですけれども、刑事罰を付すとなれば、私も法律にはあんまり詳しくないのだけれども、罪刑法定主義だったかな、罪刑法治主義だったか、何かそんな考え方がありますよね。それ御存じかと思うのですけれども、ちょっと私、言葉間違えていたら指摘してください。

どういうことかというと、刑事罰を与えるというのは、人権について制限を与えるということですよね。例えば勾留するとか、刑事罰になるとね。裁判の結果で、内容にもよるけれども、勾留されたり留置されたりということがあるので、これは完全に自由を束縛される話だから、こういうことをするときには、きちんと法律で恣意性がないように具体的に明記することというのは、これが

法律をつくるときの原則なのだと思うのです。それを罪刑法治主義、そんな言い方をしているのですけれども、包括的差別禁止法というのは、そこら辺を踏まえた議論が進んでいるのかどうなのか、あるいは提案者の意見の中でその辺まで検討されているのかどうかというのを２つ目に聞きたいと思います。

３つ目は、日本国内でのこれの検討の状況と諸外国の動向、これについてご所見がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

３点、お願いします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　ごめんなさい。２点目はあれですが、１点目がちょっとよく分からなかったのですけれども、１点目と、あと２点目は包括的なあれの動向で、２点目は刑事罰の問題ですよね。

１点目は何なのですか。

○森　一人議長　どうぞ、もう一度質疑を、１点目だけ。

○６番（小林　智議員）　包括的と言っている意味をもう一度お聞かせくださいということです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　包括的という意味は全てです。要するに、人種、性別、ジェンダー、障害の有無、信条や社会的立場など全てのことをいいます。だから、それに関して言うと、今、トランスジェンダーとかそういうような形も言われていますけれども、そこにも入ってくると思いますが、そういったことを包括的というふうに思っております。

そして、もう一つは、刑事罰に関して言いますと、刑事罰は現在のところ考えられるのは、名誉毀損と侮辱罪ぐらいかなと思いますけれども、名誉毀損と侮辱罪は、今のところでは個人的に親告罪みたいな形でしかできないのですけれども、親告罪だとやはり非常に厳しい問題があって、親告罪ではなくてもある程度できるようにしていくということも必要かなと思っています。

それと、あともう一つが世界的な動向ですよね。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員）　包括的差別禁止法というのは、そういうふうな名前自体ではできていないです。ですけれども、国連に人権救済機関があって、そこにできるようになっています。それは、条約でも包括的なものというのはできていません。だから、女性差別撤廃条約の批准とか障害者の批准とか、それから人種的な問題での人権の救済とか、そういう形になっています。

国内の状況ですけれども、包括的差別というのは、国内的には人種での差別の禁止というのと２つ一緒になっているというか、うまくそこのところがまだ分かれてなっていないみたいです。です

から、そこのところはどういうふうに言ったらいいか分からないのですけれども、動きとしては、包括的差別禁止法をつくろうという国会議員の動きはあります。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　包括的という言葉の定義についても、そこを聞いたのですけれども、非常に今のお答えも曖昧ですよね。恐らくこれ、包括的差別禁止法の中で曖昧さを排除することが本当にできるのかどうか、改めてお聞きします。

それと、刑事罰の話です。これ、先ほど申し上げたときに、刑事罰を求める場合にはやはり曖昧さを排除しないとできないのです。そういったところまでちゃんと議論が進んでいるのかどうかということです。そこのところが大変、これ、疑念を思う。というのは、この２つを、包括的と刑事罰の話の曖昧さを考えると、これ何か非常に差別という言葉の名の下にいろんなものを規制するのではないかというおそれをみんな抱いていると思うのです。先ほどの橋本議員の質問の中でも、具体性がないところで、差別だと言えば何でも差別になってしまって、それで刑事罰まで受けるのかという疑念が抱かれるような法律はつくってはならないなと思いますので、その辺の見解をちょっとお伺いします。

諸外国の動向と日本のあれなのですけれども、諸外国の動向というのは、もともとが国連のこれは勧告になっているのですか。その辺ちょっとお答えいただきたいのと、確かに諸外国の中では、同じ包括的差別禁止法という名前ではほとんどできていないように私も調べた結果思いますけれども、それはそれぞれの国がそれぞれの思いで部分的につくられているというケースが非常に多いのだなと思うのです。

そうすると、日本でこれを包括的ということで、網羅的にあらゆる差別を禁止するということが本当にできるのかどうか、その辺がちょっと先行しても難しいのではないかなと思うので、国内の事情は、提案された方の調べた範囲でも、今のところ、国会に上程されているとかあるいは審議されているとかそういうところはないということでよろしいのですね。ないですね。そういうことを議論している人たちがいらっしゃるということでよろしいのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　今のお話ですけれども、包括的というのは、包括的差別のところに「等」を入れると様々な問題が出てきますし、少なくとも性別、それから人種、ジェンダー、障害の有無、信条や社会的立場という形で出ています。そこのところが包括的になってきて、社会的立場というのは、お金のない人とかそれからお金のある人、それからいろいろあると思うのですけれども、それ全て含めて差別をしてはいけないというふうな形になると思いますけれども。

私、昔なのですけれども、在日朝鮮人の方が就職するときに、就職差別を受けているのをテープで取るというのをやったのです。それで、就職差別だというふうな形でやったのですけれども、そ

このところでやってそれはなくなったと思うのです。そういうふうな形で全てのことの就職に関わる問題、それから賃貸借契約、そういった問題かなと思うのですけれども、いろいろな問題があって、皆さんが、例えば、車に乗るときというのかな、という形でもあると思うのですけれども、アメリカなんかだったらまだ人種差別は残っているわけだから、包括的差別禁止法というのはつくることができないですよね。アフリカに関してもそういった問題ができていますし、インドに関してもカースト制とか残っていますし、そういうふうな形でいうと、包括的というふうな形は世界的な流れの中で難しいかな、条約としてつくっていく動きはない、つくっていきたいと思う人たちがいても、それはなかなかそういうふうなところにまではいかないかなと思いますけれども、日本の場合は単一民族で、それにたくさんの民族が、外から入ってきているわけですから、それに関して包括的に差別を禁止しましょうというふうな形のものがあるべきだと思いますけれども。

もう一つは、刑事罰の問題です。刑事罰の問題では、今あるのは名誉毀損と侮辱罪は親告罪ですけれども、例えば基本的にすごく名誉毀損されたというふうなものが、刑事罰でほかの人に言えない形で、親告罪ではない形でできると被害者の人にとってはとてもありがたいというか、周りの人からこれおかしいのではないかというふうな形で告訴できるわけです。そういうふうな体制というのがないと、差別というのは、今の日本の中でなかなか難しいのかなというふうに思いますけれども、その２点ですよね。

○森　一人議長　もう一点。

○12番（渋谷登美子議員）　もう一点、何だっけ。

○森　一人議長　答弁漏れだそうです。

○12番（渋谷登美子議員）　すみません。いっぱい言われるので、同じようなことを何度も聞かれているのでよく分からなくなるのだけれども。

○森　一人議長　いま一度、第６番、小林智議員、答弁漏れについての指摘をお願いします。

○６番（小林　智議員）　諸外国の動向といいますか、国内の……先ほど進展といいますか、どういった検討状況かというのをお答えいただきましたけれども、それは提案者の意見としては、国会上程とか国会審議とかはやられていないというふうに、今、検討は、国会議員の中でも、あるいは民間でも進めている人たちはいるというぐらいのお話だったと思うのです。そういう渋谷議員の今の理解でよろしいのかということです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　人権委員会のほうで人権擁護法案というのが過去に２回出てきているのです。それが包括的差別禁止法とほとんど同じようなものであると思います。具体的な提案は２つの団体から出てきているということです。

○森　一人議長　第６番、小林智議員。

○６番（小林　智議員）　最後に、いろいろお聞きしたいこともあったのですけれども、１個だけ絞ってお聞きしたいと思います。

さきの意見書でも同じなのですけれども、こういった形で差別を基とした制限とか刑事罰だとかそういうことを求め過ぎると、表現の自由あるいは言論の自由を著しく阻害することにならないか。それで、包括的だとか曖昧な表現のまま、それを刑事罰で求めるようなことになれば、まさに使い方によって、この法律を使って刑事罰を科すとか、そういうことにならないのか私は大変疑念に思っています。

なので、前意見書でも申し上げましたけれども、そういったことを考えると、従来の提案者の意見のとおり、表現の自由とか言論の自由は絶対に守るべきことだと、日本社会においてというふうに思っているので、こういうふうなことについての提案者のご意見をお聞きしたいということです。

○森　一人議長　答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　これは法制定を求める意見書ですので、法制定に至るまでには、意見書を見ていって、それから法制審議会が行われて、具体的にどういうふうな形にしていくかというのを話し合います。その中で一つ一つ検討されていきます。

なので、これが曖昧な言葉であっても、そしてまた曖昧さを審議するような審議時間も求められなければいけないので、この意見書どおりのものが法制定されるわけではないので、別に表現の自由を侵さないと思います。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　それでは、第３番、橋本将議員、反対討論をどうぞ。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○森　一人議長　賛成討論をどうぞ。

○３番（橋本　将議員）　本意見書、包括的差別撤廃に関する意見書に関しまして、議長のお許しを得ましたので、賛成の立場から討論いたします。

日本はこれまで国連の人種差別撤廃委員会から、差別撤廃に向けた取組を強化するように繰り返し勧告を受けてまいりました。特に、包括的な差別禁止法の制定や外国人に対するヘイトスピーチ

対策、さらには先住民族や少数者への権利保障の不足について改善を求められてきたことは事実であります。

嵐山町議会におきましても、令和７年１月10日の全員協議会にて、渋谷登美子議員から「男をばかにしているよ」という発言がありました。先ほど本人も認めたと思います。

この発言は、地方自治法第135条が定める議員の品位を損なう行為そのものでありながら、私たち議会にとっては非常に教育的かつ啓発的な瞬間となりました。子育てを一生懸命してきた父親として、その努力や苦労まで否定される思いで、もし私が議員でなく一町民であり、嵐山町の議員を務めている人の発言に対して、品位を損なう行為に至ったかもしれません。正直申し上げて、悔しさで胸がいっぱいになりました。その姿を覚えている方もいることでしょう。

皮肉なことに、この悔しい思いがあったおかげで、私は議会における差別撤廃の意見書の重要性を身をもって実感することができました。議会としてもこうした品位を損なう行為を契機とし、性別や役割に関わる無自覚な偏見について深く考える機会を得られました。

ですから、議会において、私の悔しさを受け止め、差別撤廃に向けた議論と行動に真剣に取り組んでいただくことこそ、私たち全員の賢明さを示す証であると考えます。「男はみんなばかだから」というような差別言動をした方々が自己保身の建前や言い訳を述べて罪を逃れることがないよう、この意見書に賛同していただきたいと思います。

以上。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第７号　包括的差別禁止法の制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

〔何事か言う人あり〕

◎発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森　一人議長　日程第３、発議第８号　人工芝およびゴムチップ舗装設置に関する規制を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇願います。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　それでは、人工芝およびゴムチップ舗装設置に関する規制を求める意見

書の提案をします。

提案理由です。

人工芝は、紫外線や風、踏み付けによってプラスチックが微細化し、川や海岸に流れます。また、ゴムチップ舗装は、弾力があって、カラー化しやすいので、公共施設での利用が進んでいます。ゴムチップ舗装によってもプラスチックが微細化し、川、海岸に流出します。微細化したプラスチックは、水域だけでなく大気も汚染し、やがて体内に入り、健康への影響があります。我が国では、環境への影響は重大視されず、広がっていく傾向があります。気候変動も深刻化しています。直ちに規制をすることを求めたいところですが、公共施設・民間・家庭等へ広く普及したため、段階的に周知、規制を求めるため本意見書を提出します。

裏面に行きます。

人工芝およびゴムチップ舗装設置に関する規制を求める意見書

近年、スポーツ施設や学校運動場、公園などに人工芝が多く設置されています。人工芝はメンテナンスや水の使用量の削減などの利点がありますが、廃棄時の処理問題、微小プラスチックの流出、熱のこもりによるヒートアイランド現象など、環境面や健康面での懸念が指摘されています。特に人工芝の下に敷設されるゴムチップ（廃タイヤなどを細かくしたもの）については、摩耗や加熱によって微細な粒子が飛散する可能性があり、利用者の健康や河川・海洋への環境影響が懸念されます。現行法では、人工芝やゴムチップの設置・使用に関する包括的な規制がなく、環境や健康への影響を未然に防ぐ仕組みが整っていません。また、ヨーロッパでは2030年以降、人工芝の下に使われるゴムチップの使用を制限する法律が整備される動きがあります。これは、ゴムチップが微細な粒子となって河川や海に流出することを防ぎ、環境や生態系への影響を減らすためです。オランダでは、2030年までに人工芝の使用を段階的に減らし、天然芝への切り替えを進める方針を示しています。こうした国際的な動きは、日本においても人工芝・ゴムチップの規制や代替素材の導入が必要であることを示しています。

ついては、国において下記の措置を講じられることを強く求めます。

記

1　人工芝設置およびゴムチップ舗装に関する環境影響・健康影響の評価基準を整備し、現状について調査し、天然芝等への切り替えを進めること。

2　人工芝およびゴムチップの廃棄時の適正処理やリサイクルの義務化、及び微小プラスチックやゴム粒子の流出防止策の強化など、環境保全に資する措置を講じること。

3　人工芝の設置、ゴムチップの舗装にあたっては、天然芝や再生可能素材等、環境負荷の少ない代替手段の導入を推奨・支援すること。特に小中学校や公共施設では、熱中症リスクや安全面を考慮し、天然芝やカバープランツの導入を優先的に検討すること。

4　学校や地域における啓発活動や利用者への意識喚起を推進し、環境負荷や健康リスクについて

理解を深めること。

５　人工芝設置・ゴムチップ舗装から天然芝や安全・環境配慮型代替素材への転換を支援するため、施設整備や設置費用に対する補助金制度の創設や優先支援措置を講じること。特に小中学校や地域スポーツ施設を対象とした段階的な導入計画を策定し、自治体と連携して推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣です。

○森　一人議長　提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　１番目の環境影響評価、こういったものがどうなのかなと思って私もちょっと調べてみたのですけれども、厚生労働科学研究成果データベースというのがありまして、それによって、人工芝グラウンド用ゴムチップの成分分析及びその発がん性などに関する研究というのが平成28年度に行われております。これは、人工芝用ゴムチップの発がんリスク等の健康影響評価に資する情報を収集することを目的として、日本国内でゴムチップを140ぐらい成分分析したという情報なのですけれども、発がん性等の情報収集を実施したということがありました。

そうすると、そこによって、健康リスクというものがあるのですけれども、評価を行っていくことがやはり望まれるだろうということがうたってありました。ただ、その前提には、欧州化学品庁というのがあって、ＥＣＨＡなのですけれども、2017年度初期評価では、人工芝に使用されるゴムチップに含まれる化学物質からの人への影響は、曝露ですね、これは発がんや健康影響を引き起こすには極めて低く、健康リスクは無視できていると結論づけています。そして、今言った成果のデータベースは、これの2017年の初期評価を再評価をしていただいて、その結果をやっぱり見て判断するべきだというふうに出ていました。

そうしますと、その後、米国の環境保護庁の報告もあったりして、ゴムチップが原因で健康被害云々ということがあったのですけれども、無視できるレベルであるという評価が再評価されたということが出ていました。

そうすると、これ厚生労働省ですので、日本国内においては、今まだ全くこのようなことが言われているような状況にはないと思うのです。それで、たまたまホームページなんか見ると、各学校においても人工芝に対するゴムチップの懸念に対してというようなことで、文科省からもそれに対して出ているようでした。

そうすると、非常に今リスクがなかなか認められないというようなところまで来ている中で、今の段階でこの意見書を出されるという根拠といいますか、いかがなものなのでしょうか、お尋ねいたします。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　今のは厚生労働省と文科省ですよね。文科省は人工芝をずっと進めてきたところですよね。ところが、私が知っている範囲では、環境省ではまた違うものが出てきているのです。今ちょっとそこに置いてあるので、持ってきていないのですけれども、環境省のものは、もうなるたけやめていこうという形と、それと一番問題になっているのは海洋プラスチックの問題です。私も海洋プラスチックの問題をやっていて、そして人工芝が非常に微細なプラスチックとなって入っていって、そして微生物が食べて、それから魚が食べて、そしてそれがやがて人間の体に入っていくというところが問題であってというふうなところまでで、そこから入っているのですけれども、がんやなんかに関しては、日本の厚生労働省のものはどうか分からないのですけれども、韓国なんかははっきりしたデータを出しています。やはりがんが出てきているというふうな感じで出てきていて、私は特に問題だなと思っているのは、海洋プラスチックの問題です。今、どこの新しいお家を見ていても、造られた家庭見ていると、本当に人工芝できれいになさっているところが多いのです。それから、鶴ヶ島の駅か何かも全部通路は人工芝というか、ゴムチップになっています。ゴムチップになっているということはとても快適なのですけれども、そうではない方法を考えていかないと、これからどんどん、どんどん海洋プラスチックの問題が広がってくると思うのです。海洋プラスチックの問題を抜きにして人工芝を語ることはできず、人工芝に代わるものというのが、逆に言えば、和紙で作る芝生とかそういうふうな形のものが研究されつつあります。

ですから、私は、この意見書を今提出するのは決して悪いことではないと思います。これは、いろんな学校で、確かに人工芝を使ってサッカー場なんか造るとすごく楽ですよ、テニスコートも。それは本当だけれども、その後どうするのというふうな問題が出てきます。そういったことがありますので、早いうちにやって、この処理方法もできていないわけですから、この問題は私は今出すべきと思いますけれども。

○森　一人議長　第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員）　ここのくだりの中にも、「オランダでは、2030年までに人工芝の使用を段階的に減らし」とありますけれども、恐らくオランダ国立公衆衛生環境研究所だと思うのですよ、それ出しているのは。恐らく、そこでも健康リスクは無視できる、過度な心配は要らないと、不要であるということをうたっているのです。それでも、なおかつこの意見書が必要だというふうに思われるのですか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　私は、2030年に法規制をするというところまで見ているのですけれども、だから健康に関しての影響がないからというふうな形のところは見ていません。

だから、オランダ語は読めないのですけれども、そういうふうな形になっていることは確かです。

○森　一人議長　よろしいですか。

ほかに。

第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　質問いたします。

先ほど青柳議員からの質問におきましても、健康被害においてはあまりないということは発案者の方もまあまあ認めるところであるのかなと、認めていない。まあ、いいです。認めていない。海洋プラスチック、これも大変重要な問題だというふうに、私も環境汚染に関しては非常に敏感になるというか、今からやらなくてはいけない問題だと思いますけれども、この中で海洋プラスチックに対して影響が懸念されますということしか書いていないのですけれども、この辺、もう少し、実例があるか。要は、今、青柳議員と渋谷議員の質疑の中では、人体にはもう影響ないよね、いや、そうではないよ、海洋プラスチックいろんな問題があるのだよというふうな話だと思うのですけれども、海洋プラスチックによるゴムチップの影響がどの程度出ているのかというのが、何かデータであるとかそういうのがあれば、もうちょっと詳しく教えてください。非常に興味のある話題なので。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　環境省の資料そっちに置いてきているのであれなのですけれども、どうしたらいいの。

○森　一人議長　どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員）　環境省の資料を見ていただければ、まず分かると思うのですけれども、それとどういうふうにゴムチップが流れていくかというと、まず雨によって土壌に入ってきます。そして、川に入っていって、それが流れていって、そこの部分というのも非常に微細なものだから、これがゴムチップだ、これが枝というふうな形には多分数字として表すことがすごく難しいのではないかなと思うのですけれども、可能性としてそれはすごくあるということです。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　環境省のほうちょっと私見ていなかったのですけれども、とはいえ、こういう海洋プラスチックの問題に対して、日本の企業もいろんなところで対策というものを練っているというのは御存じかと思います。

それで、ここに出ていますけれども、リサイクルできるものというのも、今現在、ゴムチップに関してはリサイクルできるものがほとんどですし、内容を見ていると、もう何か既にやっているようなことが書いてありまして、あえて嵐山町議会の意見書として出すところがなかなかちょっと私の中で落ちないところがありまして、要は「日本においても人工芝・ゴムチップ規制や代替素材の導入が必要であることを示しています」、もうやっていますというところで、この意見書を、気持ちは分かるというか、例えば小学校の施設なんかを人工芝ではなくて天然芝いいよねとすごい思う

のですけれども、この意見書の価値というか、意義というのが私の中で見いだせなくて、もうちょっと何か、この意見書を出すとこうなりますというような展望を教えてもらえたらいいかなと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　この意見書は、ほかでは出していないものです。多分、私が初めて作ったものです。ほかのところで出せるようにというふうに思っています。

それで、今、私、ホームセンターとかあまり見ないのですけれども、人工芝というのをすごく売っていると思うのです。私は本当にびっくりしたのは、東原団地というのですか、新しい団地、菅谷のところにあるのですけれども、全部人工芝でした。その人工芝の材料がそうではないものであるという確証はないですよね。人工芝にすると本当に手入れは楽だと思うのですね、おうち。それから、道路なんかもゴムチップ舗装にすると、歩いていくととても子どもにとっても楽ですし、でもそれをやっていくとどんどん、どんどん広がっていくので、そうではない規制をして、別の方向にしてくださいよというふうな意見書を出していかないと、これはこのまま進んでいって、取り返しのつかないことになっていくだろうなというふうな形で意見書の提出をするというか、意見書を書いています。

○森　一人議長　第３番、橋本将議員。

○３番（橋本　将議員）　意見書の内容はすごく分かるのですよ、そうだよなというふうに思うのですけれども、さっきも言ったように、東原団地、私も思いました。最初っから人工芝敷いているのだと思いながら、何せ私も最初、自分の庭、芝植えたのですけれども、今は天然芝にしています。

そういったことでいうと、東原団地とか嵐山駅の西口のところも、既に人体へのリスクや環境への配慮というものが2017年とかそこら辺ぐらいにはあった結果、企業が開発しているものであるので、現状、ホームセンターとかで売られているものは、少なくとも日本のそういった基準はクリアしているものと認識しております。

なので、このことに関して一つ異議を僕が求めるとすれば、例えば2017年、15年前に対して、そういった発がん性物質が含まれているかどうかの調査をすべきだというのであれば、私は賛成しなくもないのですけれども、現状、ここに出ているものって、もうやっていることなのですよね。先ほど、分からないけれどもとか、みんな人工芝がいいよねって選んでいる中で、選択肢がなくなってしまう。しかも、理由も何か分からないけれどもというところで意見書を出すというところに、私はちょっと賛成できないというか。

〔何事か言う人あり〕

○３番（橋本　将議員）　そうですね。なので、もう少し意見を欲しいなと思うのですけれども、要は……

〔「もっと使えよと」と言う人あり〕

○３番（橋本　将議員）　議員）　逆、減らしてほしい。要は、人工芝設置やゴムチップ舗装に関する環境への影響というところに対して現状を調査しという、ここまでは思うのです。これもっと減らしてほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森　一人議長　渋谷登美子議員、答弁を求めます。

○12番（渋谷登美子議員）　今の段階ではもう議案になっているので、そんなこと言われても困りますよねって感じで、そういうことです。

〔何事か言う人あり〕

○森　一人議長　ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　先ほど青柳議員のほうからの質問の中では、健康被害はリスクがないようなお話がありました。渋谷議員のほうでは環境被害があるのだということで、その環境被害についてどのようなことが確認されているのかお伺いしたいと思います。

それと、やっぱり人工芝とかゴムチップというのは、転倒時のけがとかそういうもので安全性があって、今回、らんまるパークにもゴムチップの地面を造ったわけなので、それが出てきて間もなく、あのとき私は知らなかったからとか言って、危険なものなのだということで不安をあおるような質問されていたことがあったのですけれども、今、安全性とか利便性を考えてああいうものを設置して、以前は草ぼうぼうで雨が降るとどろどろで滑り台が滑れない、蚊が出て、柔らかい小さなお子さんの肌を蚊が刺して、もうじゅくじゅくしてしまう子がいたりするから危険だということであああいうものを造ったにもかかわらず、危険だというそういうお話をなさった。

やはり、安価ではないのだけれども、安全性を考えると、子どもさんの遊び場としてはいいものだと思うのです。ただ、さっき道路のお話されていましたけれども、道路にやれとは今そういう話は出ていなくて､嵐山町においては道路でゴムチップを使うということはないと思うのだけれども、まず安全性があるゴムチップに対して､そんなマイクロチップのことをおっしゃっているけれども、どこまでそれが突き詰められているのか、調査ができているのか、お伺いしたいと思います。

それと、天然芝とかそういうものにしてしまうと、やはりメンテナンスだとか多額な費用がかかってくることに対してもお伺いしたいと思います。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　環境面のことで言いますと、まずヒートアイランドになります。子どもさんたち、夏場はいません、あそこに。まず、ヒートアイランドね。そして、環境面ということで言いますと、青柳議員の資料はそうですけれども、私の持っているものは別な資料というか、韓国でははっきりこれは問題だというふうに出ているということの資料というか､それは知っています。

あと、ゴムチップに関して言うと、やっぱりとてもきれいだし、安心で安全だと思います、子どもが歩くときに。でも、普通の子どもというか、ああいうものがなくても今までの子どもたちって育っていました、環境で。普通の公園で、ああいうふうになっていなくても、子どもたち遊んでいました。それを何もわざわざゴムチップで安全でというふうな環境にしなくても、ちゃんと草を刈ればよいわけです。私も何年か前は、あそこはひど過ぎるなという形で草刈りを依頼したこともありました。そういうふうな形でやっていかざるを得ないような状況になっていて、子どもの環境に関してはもっとお金をかけるということが必要だと思います。

人工芝と普通の芝との割合というのは、ちょっと調べたところがあって、それが人工芝よりは普通の芝を使っているところが多い自治体もあるのです。だから、自治会の考え方いかんなのですけれども、サッカー場にする場合は、人工芝のほうがいいというふうなところは人工芝を取る。だけれども……

〔「環境に影響があったのか」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員）　環境に影響がありますよ、だから。

○森　一人議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　環境に影響があるというお話ですが、その調査元というか、ちゃんとデータみたいなものはお持ちなのでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員）　今現在持っていませんけれども、ヒートアイランドになるというのは、温度が何度か上がるというのは出ています。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

自席にお戻りください。

討論を行います。

第３番、橋本将議員、賛成、反対ですか。

〔「反対」と言う人あり〕

○３番（橋本　将議員）　反対討論。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　それでは、第３番、橋本将議員、反対討論をどうぞ。

○３番（橋本　将議員）　議長の許可を得ましたので、反対討論します。残念ながら、反対討論します。

ただいま議題になっております人工芝やゴムチップの設置に関して否定的な意見書を提出する動きに対して、私は反対の立場から討論いたします。まず、人工芝やゴムチップが導入された背景には子どもたちの安全があります。従来の土のグラウンドでは、転倒によるすり傷や骨折といった事故が多く見られました。実際、スポーツ医学の調査では、土のグラウンドと比べて人工芝ではすり傷や骨折が２割から３割減少し、特に転倒による骨折率はおよそ半分まで抑えられたという報告があります。子どもたちの安全安心にとって人工芝やゴムチップは大きな役割を果たしています。

一方で、ゴムチップに含まれる化学物質による健康影響や、人工芝が天然芝に比べて熱を持ちやすいといった課題も指摘されています。これらの懸念を軽視することはできません。

しかし、事実を確認すれば、欧州食品安全機関、米国環境保護庁、日本国内の環境省、ＮＩＴＥの調査により、現状の使用環境における健康被害のリスクは非常に低いとの結果が出ています。科学的に見ても、人工芝やゴムチップの利用が子どもたちに深刻な健康被害を及ぼす可能性は極めて低いです。

さらに、日本の企業は安全性と快適性を両立させるための努力を続けています。化学物質を含まない新素材のゴムチップ、リサイクル可能な人工芝、温度上昇を抑制する遮熱機能つきの人工芝、最新技術の導入が進んでいます。これらの製品を積極的に採用し、設置後には散水や遮熱材を行うことで、熱環境の問題は十分対応できます。

今ここで人工芝やゴムチップを否定する意見書を出すことは、課題改善に取り組んでいる企業の努力を無為し、むしろ進歩を妨げる結果となりかねません。

大切なのは、危険だからやめるという短絡的な姿勢ではなく、どうすれば安全に活用できるかを模索し続けることだと思います。

以上の理由から私は本意見書に反対して、皆様が安心して暮らせる環境づくりを進めるべきであると申し上げます。

以上。

○森　一人議長　討論を終結いたします。

これより発議第８号　人工芝およびゴムチップ舗装設置に関する規制を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森　一人議長　挙手少数。

よって、本案は否決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。この後、午後１時30分より、201会議室において議員全員協議会を開会いたします。

休　　憩　午後　零時０４分

再　　開　午後　１時３７分

○吉本秀二臨時議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○吉本秀二臨時議長　ただいま、森一人議長から議長の辞職願、狄守勝義副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。地方自治法第107条の規定により、年長のゆえをもちまして、私が臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

この際、議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時議長　ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決しました。

◎議長の辞職願について

○吉本秀二臨時議長　追加日程第１、議長の辞職願についての件を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、森一人議長の退場を求めます。

〔森　一人議長退席〕

○吉本秀二臨時議長　まず、辞職願を朗読させます。

小輪瀬議会事務局長。

○小輪瀬一哉事務局長　それでは、まず、森議長の辞職願を朗読させていただきます。

令和７年９月18日、嵐山町議会副議長、狄守勝義様、嵐山町議会議長、森一人。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

続きまして、副議長の辞職願でございます。

令和７年９月18日、嵐山町議会議長、森一人様、嵐山町議会副議長、狄守勝義。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

以上でございます。

○吉本秀二臨時議長　お諮りいたします。

森一人議長の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時議長　ご異議なしと認めます。

よって、森一人議長の議長の辞職を許可することに決しました。

森一人議員の入場を求めます。

〔森　一人議員復席〕

◎日程の追加

○吉本秀二臨時議長　ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第２として直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時議長　ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第２として直ちに選挙を行うことに決しました。

◎議長の選挙について

○吉本秀二臨時議長　選挙の方法は、申合せにより、立候補をして所信表明を述べてから、投票により行います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時議長　それでは、立候補する方、挙手を願います。

〔立候補者挙手〕

○吉本秀二臨時議長　狄守議員。

○５番（狄守勝義議員）　立候補させていただきます。

○吉本秀二臨時議長　そのほかにございますか。

〔立候補者挙手〕

○吉本秀二臨時議長　渋谷議員。立候補ですか。

○12番（渋谷登美子議員）　はい。

○吉本秀二臨時議長　それでは、そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時議長　それでは、狄守議員、渋谷議員、２名が立候補いたしました。

それでは、立候補された方から所信表明をいただきたいと思います。

まず、狄守勝義議員。

〔５番　狄守勝義議員登壇〕

○５番（狄守勝義議員）　このたび、嵐山町議会議長に立候補いたしました狄守勝義でございます。

立候補に当たり、所信表明をさせていただきたいと思います。

嵐山町は、豊かな自然と歴史を有するすばらしい町でございます。ただ、一方で人口減少や少子高齢化といった大きな課題に直面しております。

その中でも、令和11年度に開校を予定している小中学校再編事業は、子どもたちの未来を開き、町の将来を形づくる極めて重要な事業であります。議会としても責任ある議論と的確な要望、提言を重ね、着実な推進に力を尽くさなければなりません。

同時に、限られた財源の中での事業推進には財政の健全性を守る視点も不可欠でございます。教育環境の充実と持続可能な行財政運営を両立させるため、慎重かつ前向きな議論が求められております。

また、学校統合は地域の暮らしや絆にも関わる課題でもあります。だからこそ、町民の皆様と丁寧な対話と情報共有を図り、理解と協力を得ながら進めていかなければなりません。

そのために、私は次の３つのことを皆さんにお約束したいと思います。

１つは、公正かつ中立な議会運営です。嵐山町議会基本条例にのっとり、全ての議員が自由闊達に議論できる環境をこれからも保ってまいります。

２つ目は、歴代議長が進めてきた町民に開かれた議会をさらに推進していきます。町民の皆さんに議会活動を分かりやすく伝える取組を進めていきたいと考えております。

３つ目は、執行部との建設的な議論です。町民福祉を第一に考え、一定の緊張感を持ち、是々非々の立場で提言と監視を行います。持続可能なまちづくりに向けて議会が知恵を出し合い、町政を力強く推進していくことが必要だと考えております。

最後に、子どもたちの笑顔と町民が安心して暮らせる地域社会のために、微力でございますが、全力を尽くす考えでございます。

議員各位のご理解と協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、私の所信表明といたします。

○吉本秀二臨時議長　続きまして、渋谷登美子議員、所信表明をお願いします。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子です。議長に立候補しました。なぜかというと、この家父長制社会の議会、これをまずやめていこうということと、もう一つ、皆さんが地方自治法や財政分析やそういったことを学ぶ姿勢をつくっていかなくてはいけないと思うこと。そして、何よりも政策立案ができる議会にしていくこと、そのためには、政策立案をすることができるようになるにはしっかり学ばなくてはいけない。今まで以上に学ばなくてはいけないということと、行政と一定の距離を持つ、距離がくっついていると本当に議会が何をしているか分からない。議会の議員の発言も閉ざされてしまう、そういった状況があると思います。

私は、今回もそうですけれども、森議長の議会運営はよかったなと思っています。だから、とて

も残念なのですけれども、議会運営は公正で公平で、そして何よりも家父長政治をそのまま続けるような議会はやめていこう、そういうことを訴えます。

ですので、どうぞ皆さん、私は女性議員が50％になるまではそれはなかなか難しいことだろうなと思います。なぜならば、女性はとかく男性に寄らば大樹の陰で寄り添ってしまいますので、その点がとても残念なのですけれども、50％になったときは、それは変わっていくだろうというふうに考えています。

ですから、どうぞ私を議長として投票していただきますようお願いいたします。

○吉本秀二臨時議長　議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○吉本秀二臨時議長　ただいま出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第２項の規定により、立会人に佐藤弘美議員、竹内隆哲議員及び橋本将議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○吉本秀二臨時議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○吉本秀二臨時議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

自席で取引用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投　　票〕

○吉本秀二臨時議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉本秀二臨時議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤弘美議員、竹内隆哲議員及び橋本将議員、立会いをお願いします。

〔開　　票〕

○吉本秀二臨時議長　投票結果を報告いたします。

投票総数13票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票　　13票

無効投票　　０票

有効投票中　　狄　守　勝　義　議　員　１１票

渋　谷　登美子　議　員　　２票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は４票であります。

よって、狄守勝義議員が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○吉本秀二臨時議長　ただいま議長に当選されました狄守勝義議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○吉本秀二臨時議長　この際、議長に当選されました狄守勝義議員からご挨拶をいただきたいと思います。

〔５番　狄守勝義議員登壇〕

○狄守勝義議長　本日、議員各位の推挙によりまして、嵐山町議会議長を拝命いたしました狄守勝義でございます。

町民の負託を受けた議会を代表する重責を深く自覚し、公正で円滑な議会運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、令和11年度開校予定の小中学校再編事業をはじめ、町の将来に関わる重要な課題に誠実に取り組み、町民の皆様に開かれた、信頼された議会を築いていきたいというふうに考えておりますので、どうか皆様のご理解とご協力を切にお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎前議長退任の挨拶

○吉本秀二臨時議長　続いて、前議長の森一人議員から挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

森一人前議長。

〔13番　森　一人議員登壇〕

○13番（森　一人議員）　６年間、議会議長として全力で走ってまいりました。皆様方におかれまし

ては、議会運営、議会進行に大変お力添えいただきまして誠にありがとうございました。

今後は、一議員としてしっかりと努めてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○吉本秀二臨時議長　ありがとうございました。

以上をもちまして、議長の選挙についての件を終わります。

議長席を新議長と交代いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休　　憩　午後　２時０２分

再　　開　午後　２時０４分

〔臨時議長、議長と交代〕

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○狄守勝義議長　ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第３として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第３として直ちに選挙を行うことに決しました。

◎副議長の選挙について

○狄守勝義議長　選挙の方法は、申合せにより、立候補をして所信表明を述べてから、投票により行います。

立候補をされる方、挙手をお願いいたします。

〔吉本秀二議員、渋谷登美子議員の２名が挙手〕

○狄守勝義議長　立候補者が２名おりますので、ここで所信表明をしていただきたいと思います。

それでは、吉本議員からお願いいたします。

〔８番　吉本秀二議員登壇〕

○８番（吉本秀二議員）　このたび、副議長に立候補いたしました政友会の吉本秀二です。立候補に当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

まず、副議長の職責は、議長の補佐が最大の責務と心得、二元代表制の下、町民の負託に応え、

嵐山町のさらなる発展と円滑な議会運営に力を発揮してまいりたいと考えております。

議会ですから、様々な意見の対立は大いにあってしかるべきであります。議会にはそれが求められていると思います。しかし、それと同時に人を尊重する心も極めて大切であると考えています。それが私の心情でもありますので、そのことを基本として、活発にしてルールに沿った議会運営がなされる成熟した嵐山町議会のさらなる質の向上を目指し、副議長職に臨みたいと考えています。

簡単ではありますが、立候補に当たり、所信の一端を申し述べさせていただきました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○狄守勝義議長　続きまして、渋谷議員、どうぞ。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　副議長に立候補しました渋谷です。

今、二元代表制の下というふうに言われましたが、私は嵐山町の議会と嵐山町町政が二元代表制をそのままやっているとは思えません。二元代表制を維持するためにも、今の家父長制の問題を皆さんが持っていることを意識していただかないといけないと思います。家父長制を意識しないで、男、女というふうな考え方というのはあり得なくて、それは家父長制を変換していくというふうな意識がまず必要であること。

そして、今、考えていますのは、ここの議会もそうですけれども、ミソジニーという考え方があるのです。ミソジニー、女の人を嫌う。人がしゃべることをとても嫌う。そういうふうな傾向がまた広がってきているなということと、嵐山町の男女共同参画条例をつくりましたときもそうですけれども、バックラッシュにすごくありました。今の状況というのは、嵐山町の議会はもともとそうなのですけれども、そうではない形で日本中でバックラッシュが広がっているなというふうに考えています。

私は、議長とは全く立場は違いますし、一緒にこれをやっていこうという感じではなく、そうではなく二元代表制をしっかり維持していく、そのためにどういうふうにしていくか。特に、男性に女性が寄り添うというふうな形の考え方はないので、そういうふうな意味ではしっかり確立した自己を持って議会に臨む、そういうふうな形で議会を健全なものとしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○狄守勝義議長　議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○狄守勝義議長　ただいま出席議員は13人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第２項の規定により、立会人に佐藤弘美議員、竹内隆哲議員及び橋本将議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○狄守勝義議長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○狄守勝義議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

自席で取引用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投　　票〕

○狄守勝義議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤弘美議員、竹内隆哲議員及び橋本将議員、立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○狄守勝義議長　投票結果を報告いたします。

投票総数13票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票　　13票

無効投票　　０票

有効投票中　　吉　本　秀　二　議　員　１１票

渋　谷　登美子　議　員　　２票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は４票であります。

よって、吉本秀二議員が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○狄守勝義議長　ただいま議長に当選されました吉本秀二議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○狄守勝義議長　この際、副議長に当選されました吉本秀二議員からご挨拶をいただきたいと思います。

吉本秀二副議長。

〔８番　吉本秀二議員登壇〕

○吉本秀二副議長　ただいま副議長に選任をいただきました吉本秀二です。

議員の皆様には、まず厚く心から御礼を申し上げます。今、責任の重さを痛切に感じているところであります。狄守議長を補佐し、町民の負託に応え、本町のさらなる発展と議会運営のさらなる成熟を目指し、全力を尽くしてまいる決意でございます。

議員の皆様並びに佐久間町長をはじめとする執行部の皆様方にご指導、ご鞭撻を賜り、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○狄守勝義議長　ありがとうございました。

以上をもちまして、副議長の選挙についての件を終わります。

◎日程の追加

○狄守勝義議長　ここで、お諮りいたします。

正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第４として直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第４として直ちに議題とすることに決しました。

◎議席の一部変更について

○狄守勝義議長　追加日程第４、議席の一部変更を行います。

正副議長の選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定によって、議席の一部を変更します。

議長の議席が慣例により最終番席の13番席になっております。１番議席、佐藤弘美議員、２番議席、竹内隆哲議員、３番議席、橋本将議員、４番議席、宮本大裕議員、５番議席、小林智議員、６番議席、藤野和美議員、７番議席、吉本秀二議員、８番議席、森一人議員、９番議席、青柳賢治議員、10番議席、畠山美幸議員、11番議席、川口浩史議員、12番議席、渋谷登美子議員、13番議席、狄守勝義。

以上のとおりであります。

休憩中に名札を持って議席の移動をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時２２分

再　　開　午後　２時５０分

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の任期前改選について

○狄守勝義議長　日程第４、常任委員会委員の任期前改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の任期満了に伴う後任選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、

総務経済常任委員会委員に

渋　谷　登美子　議員　　川　口　浩　史　議員

青　柳　賢　治　議員　　吉　本　秀　二　議員

宮　本　大　裕　議員　　畠　山　美　幸　議員

以上の６人を。

文教厚生常任委員会委員に

藤　野　和　美　議員　　森　　一　人　議員

小　林　　智　議員　　竹　内　隆　哲　議員

橋　本　　将　議員　　佐　藤　弘　美　議員

狄　守　勝　義

以上７人を。

広報広聴常任委員会委員に、私を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　２時５２分

再　　開　午後　３時３０分

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果の報告

○狄守勝義議長　各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

総務経済常任委員会委員長　　畠　山　美　幸　議員

副委員長　　宮　本　大　裕　議員

文教厚生常任委員会委員長　　小　林　　智　議員

副委員長　　佐　藤　弘　美　議員

広報広聴常任委員会委員長　　藤　野　和　美　議員

副委員長　　橋　本　　将　議員

以上で常任委員会委員の任期前改選についての件を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、議員全員協議会を201会議室にて行います。

休　　憩　午後　３時３１分

再　　開　午後　３時５６分

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会委員の任期前改選について

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、議会運営委員会委員の任期前改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の任期満了に伴う後任選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、

畠　山　美　幸　議員　　小　林　　智　議員

藤　野　和　美　議員　　森　　一　人　議員

佐　藤　弘　美　議員　　橋　本　　将　議員

の以上６人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　３時５８分

再　　開　午後　３時５９分

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果の報告

○狄守勝義議長　議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委 員 長　　森　　一　人　議員

副委員長　　佐　藤　弘　美　議員

以上であります。

以上で議会運営委員会委員の任期前改選についての件を終わります。

◎日程の追加

○狄守勝義議長　お諮りいたします。

本日、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員が欠員となりました。

補欠委員を選出するため、日程に追加し、追加日程第５として議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会委員の選任を日程に追加することに決しました。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の委員の選任について

○狄守勝義議長　追加日程第５、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第７条第４項の規定により、私を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました12名の議員を嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　４時００分

再　　開　午後　４時２０分

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会正副委員長の互選結果の報告

○狄守勝義議長　まず最初に、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。

委 員 長　　森　　一　人　議員

副委員長　　竹　内　隆　哲　議員

以上で嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の任期前改選についての件は終わります。

◎議員派遣について

○狄守勝義議長　続きまして、日程第６、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり、派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎日程の追加

○狄守勝義議長　各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出についてがあります。

お諮りいたします。これを日程に追加し、追加日程第６として議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査の申出についての件を日程に追加することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○狄守勝義議長　追加日程第６、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○狄守勝義議長　お諮りいたします。

本日、小川地区衛生組合議会の嵐山町選出の議員が欠員となりました。補欠議員を選出するための選挙を日程に追加し、追加日程第７として議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、小川地区衛生組合の議会議員の補欠選挙を日程に追加することに決しました。

◎小川地区衛生組合の議会議員の選挙について

○狄守勝義議長　追加日程第７、小川地区衛生組合の議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。選挙する人数は２人ということで、立候補のほうをお願いしたいと思います。

〔「すみません、いいですか」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　はい。

○12番（渋谷登美子議員）　選挙というのは、あらかじめ１人議長が決まっているというふうに、２人というのは、２人しかいないわけだから、１人というふうに言ったほうがよいのではないですか。

○狄守勝義議長　では、ちょっといったん休憩します。

休　　憩　午後　４時２４分

再　　開　午後　４時２７分

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど渋谷委員からお話があったようなことが慣例として決まっているということなのですが、全国議長会のほうに確認をしたところ、組合側の例規に議長を含める旨の記載がない場合は、２人のうち１人だけ選挙することは認められないというようなお話があったわけなのです。

ですから、この場合は、選挙する人数は２人というふうな形になっているということでございます。ご了承願いますか。

〔「了解」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　それでは、立候補のほうをお願いしたいと思います。

では、渋谷議員、小林智議員、議長として私が立候補ということになります。

それでは、小林議員のほうから所信表明をお願いしたいと思います。

〔５番　小林　智議員登壇〕

○５番（小林　智議員）　議席番号５番の小林でございます。ただいま小川衛生組合の議員として立候補を表明させていただきました。

立候補に当たりまして、今回、文教厚生常任委員会委員長も仰せつかりましたけれども、衛生組合の課題として、今後のごみ焼却場問題どうしていくかということが大きな課題でもあります。このことについて文教厚生常任委員会もあずかりますけれども、小川衛生組合議員として参加してごみ焼却問題について、そちらのほうにも全力を尽くして当たっていきたいなと思っていますので、そのようなつもりで議員活動を続けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○狄守勝義議長　渋谷議員、どうぞ。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　小川地区衛生組合議員の立候補した渋谷登美子です。

私ずっと、この前もそうですけれども、文教厚生委員会の委員長が小川地区衛生組合議員に直接なるというのはどうも問題があるなというふうに考えておりまして、今、嵐山町、小川地区衛生組合のごみというのは焼却ごみではないです。そして、バイオガス化しています。このバイオガス化をどういうふうにしていくかという問題と、それからプラスチックの問題があります。そのほかにさらに４Ｒの問題がある。そういうふうなことをどうもしっかり把握していないで小川地区衛生組合に行かれて、その問題について議論されるということがないようだったので、ちょっと文教厚生委員長だからといって小川地区衛生組合の議員になるというのはいかがなものか、特に嵐山町では、生ごみをバイオガス化する、その中にプラスチックがたくさん入っていて、それでその問題として紙おむつの問題があります。紙おむつを別分類にしなくてはいけないという話はずっとやっているのですけれども、議会の中では、こちらの議会ではやっていますけれども、小川地区衛生組合の議会で一般質問されているとも思わないし、それから町長のほうがその提案をしているとは思わず、そしてそういうふうな状況にありますので、私は小川地区衛生組合の議員として、今ある嵐山町というか小川地区衛生組合の問題から出てくる気候変動の問題、それから様々な環境問題に関してしっかりと議論していきたいと思いますので、ここで立候補いたします。

〔13番　狄守勝義議員登壇〕

○13番（狄守勝義議員）　先ほどまで上で議長をしていまして、進行役ということで務めていたのが、ここで所信表明というのも何となくおかしいなというふうな思いをしておりますが、２人が選挙でということですので、私の考えを少し述べさせていただきたいと思います。

議長というのは、当然ながら、町民の皆様方に負託された議会の長ということで、あらゆる形で全てのことを把握しておく必要があるだろうというふうに私は思っております。そういった意味では、小川地区の衛生組合、これから、今、オリックスのほうに委託しているわけですが、当然10年過ぎればどうなるかという大事な時期の協議等が始まるだろう、また始まっているのかなと、そういうことも含めて、議長としてもしっかりと把握して、そして皆さんと情報共有をしながら、この問題につきましてもしっかりと取り組んでいければいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひ今までの慣例どおりそういう形で選出していただければ、私はありがたいなというふうに思っ

ております。

以上でございます。

○狄守勝義議長　暫時休憩いたします。

休　　憩　午後　４時３５分

再　　開　午後　５時００分

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○狄守勝義議長　本日の会議時間は都合によりあらかじめ延長いたしたいと思います。ご了承願いたいと思います。

○狄守勝義議長　今現在、投票用紙の関係で、確認をしていただいております。その結果を持ち帰った段階で、投票を諮りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩させていただきます。

休　　憩　午後　５時０１分

再　　開　午後　５時１０分

○狄守勝義議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

ただいまから投票のほうに移りたいと思います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○狄守勝義議長　ただいまの出席議員は13人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第２項の規定により、立会人に佐藤弘美議員、橋本将議員及び竹内隆哲議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○狄守勝義議長　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○狄守勝義議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投　　票〕

○狄守勝義議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤弘美議員、竹内隆哲議員、橋本将議員、立会いを願います。

〔開　　票〕

○狄守勝義議長　投票結果を報告いたします。

投票総数13票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票　　13票

無効投票　　０票

有効投票中　　小　林　　智　議　員　　５票

渋　谷　登美子　議　員　　２票

狄　守　勝　義　議　員　　６票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は２票であります。

よって、小川地区衛生組合議会議員に小林智議員、狄守勝義議員の２議員が当選されました。

この際、会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○狄守勝義議長　以上をもちまして、小川地区衛生組合の議会議員選挙についての件を終わります。

◎日程の追加

○狄守勝義議長　お諮りいたします。

本日、比企広域市町村圏組合議会の嵐山町選出の議員が欠員となりました。補欠議員を選出するための選挙を日程に追加し、追加日程第８として議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、比企広域市町村圏組合の議会議員の補欠選挙を日程に追加することに決しました。

◎比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について

○狄守勝義議長　追加日程第８、比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。選挙する人数は２人です。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○狄守勝義議長　所信表明を行った上で投票という形を取ります。先ほどと同じような方法で行いたいと思います。

立候補お願いいたします。

〔宮本大裕議員、渋谷登美子議員の２名が挙手〕

○狄守勝義議長　宮本議員と渋谷議員と私、狄守です。

それでは、まず最初に宮本議員、所信表明のほうをお願いいたします。

〔４番　宮本大裕議員登壇〕

○４番（宮本大裕議員）　議席番号４番、宮本大裕でございます。比企広域市町村圏組合の議員に立候補をさせていただきます。

個人的には、これは関わりのある部分もございます。先日は一般質問でも消防のことに関して大変いろいろと勉強させていただきました。

さらに、見識を深めて、町民の安心安全のために、生活を守るために尽力をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○狄守勝義議長　渋谷議員、どうぞ。

〔12番　渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員）　渋谷登美子です。比企広域組合議会議員に立候補します。

比企広域組合は、総務、消防、介護保険の審査認定、それから公平委員会、斎場委員会の６つの会計を持っています。その中で、一番大きい会計は消防なのですが、消防は様々な問題を持っていて、今、飯能のほうに司令塔があります。それから、こちらに来るという形になっています。そして、介護のほうは介護認定をそれぞれの方たちが来て、それを審査員が認定するという感じです。斎場に関しましては、斎場、この前やっと改修しました。でも、これからも斎場というのは、高齢者が増えて亡くなる方が多くなってくると思いますので、またこれからいろいろな課題が出てくると思います。

あと、公平委員会があります。公平委員会も組合の職員、全部で９つあるのですか。その職員のいろいろな問題を公平性という形で審査していく、そういうふうな形のものです。

それぞれの委員会はなかなか難しい問題があります。あと、総務があるのですけれども、そういった問題に関わっていて、私は、比企広域組合というのは、首長さんたちが実際にこれをやろうというふうにやらなかったら、その審議の内容には入っていけないのですけれども、それを何とかやっていくという方向でいろいろなことを提案していく、それが今できるかなというふうに考えていますので、単に比企広域組合議会というのは５つか６つの部分に分かれているものだけの審査、それからそれの会計だけを見ていくという形でもいいのですけれども、それ以上のものをもっと求めていけるような、広域市町村圏組合というのは、広域議会が今、一応必要になっていますので、そこの部分も考えて提案していく、会計の審査と、それから議案をしていきたいと考えています。

以上です。ですから、どうぞ私に投票をお願いいたします。

〔13番　狄守勝義議員登壇〕

○13番（狄守勝義議員）　立候補いたしました狄守でございます。

先ほどもお話をしたように、やはり町民の負託をいただいている議会の議長として、あらゆる角度からいろいろなことを情報共有をしていかなければならない、そしてまた勉強もしていかなければならない、そういった意味で、議長としてしっかりと、またその広域組合のほうもしっかり参加させていただいて、しっかり皆さんと情報を共有したいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○狄守勝義議長　それでは、投票に移りたいと思います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○狄守勝義議長　ただいまの出席議員は13人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第２項の規定により、立会人に佐藤弘美議員、竹内隆哲議員及び橋本将議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○狄守勝義議長　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○狄守勝義議長　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔投　　票〕

○狄守勝義議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤弘美議員、竹内隆哲議員及び橋本将議員、立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○狄守勝義議長　投票結果を報告いたします。

投票総数13票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票　　13票

無効投票　　０票

有効投票中　　宮　本　大　裕　議　員　　６票

渋　谷　登美子　議　員　　２票

狄　守　勝　義　議　員　　５票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は２票であります。

よって、比企広域市町村圏組合の議会議員に宮本大裕議員、狄守勝義議員の２議員が当選されました。

この際、会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○狄守勝義議長　以上をもちまして、比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙についての件を終わります。

執行部が入りますので、暫時休憩とさせていただきます。

休　　憩　午後　５時３３分

再　　開　午後　５時３５分

○狄守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○狄守勝義議長　お諮りいたします。

これにて本定例会に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狄守勝義議長　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長、登壇お願いいたします。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長　議長のお許しをいただきましたので、令和７年度第３回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、８月28日に開会され、９月18日の本日まで22日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和６年度一般会計決算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決及び認定を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

また、教育委員会委員の選任につきましても、ご同意を賜り、重ねて御礼申し上げます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

また、原代表監査委員並びに青柳議会選出監査委員におかれましては、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。決算審査意見書を十分参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

さて、本定例会におきまして議会役職の改選が行われ、狄守議長、吉本副議長をはじめ、各委員会等の役職が決定されました。誠におめでとうございます。新体制の下、さらなるご活躍をされますよう衷心よりご期待申し上げますとともに、執行部に対しましても変わらぬご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、森前議長をはじめ、各常任委員会正副委員長等の役職をお務めいただきました議員の皆様におかれましては、在任期間中、大変ご尽力をいただき誠にありがとうございました。

ご案内のとおり、本年度作成に取り組んでおります記念町歌につきましては、歌詞の募集に、現在、町外から10名、町内から１名の方から応募をいただいております。募集期間は10月31日までとなっておりますので、多くの皆様からの応募を期待しております。

また、10月25日には東武鉄道が武蔵嵐山駅を目的地とする「ＣＯＥＤＯビール列車」を企画してくれました。この「ＣＯＥＤＯビール列車」は武蔵嵐山駅に12時24分に到着し、乗客は90分間、駅西口広場周辺で嵐山町の名産品や野菜、キッチンカーや周辺飲食店で楽しんでいただくことになっ

ております。議員の皆様にもぜひお運びをいただきまして、交流を深めていただきたいと思います。

まだまだ残暑続いております。議員各位におかれましては健康にご留意いただき、さらなるご活躍を頂きますようご記念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○狄守勝義議長　次に、本職からご挨拶を申し上げたいと思います。

８月28日から本日の９月18日まで議員の皆様方には極めて熱心な審査、ご協議をいただき誠にありがとうございました。そして、ご苦労さまでございました。

そして、議員の質疑に対しまして、執行側の皆さん方には本当に真摯にご答弁いただいたことに心より敬意を表したいというふうに思います。

この決算審査及びこの９月定例会が今日までしっかりと審議されたことを心より御礼申し上げまして、私の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○狄守勝義議長　これをもちまして、令和７年第３回嵐山町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後　５時４０分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

臨時議長

議　　長

前 議 長

署名議員

署名議員